

平成 2 8 年 第 1 回

名 寄 市 議 会 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (2 月 2 9 日)

1. 議事日程	1
1. 本日の会議に付した事件	2
1. 出席議員	3
1. 欠席議員	3
1. 事務局出席職員	3
1. 説明員	3
1. 開会宣告・開議宣告	5
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	5
1. 日程第 2. 会期の決定 (2 5 日間)	5
1. 日程第 3. 平成 2 7 年第 4 回定例会付託議案第 2 号 名寄市空家等対策協議会条例 の制定について	5
○市民福祉常任委員長報告 (熊谷吉正委員長)	5
○原案可決	6
1. 休憩宣告	6
1. 再開宣告	6
1. 日程第 4. 平成 2 8 年度市政執行方針 (加藤市長)	6
○教育行政執行方針 (小野教育長)	1 8
1. 日程第 5. 議案第 1 号 名寄市簡易水道事業の名寄市水道事業への統合に伴う関係 条例の整備に関する条例の制定について	2 5
○提案理由説明 (加藤市長)	2 5
○原案可決	2 5
1. 日程第 6. 議案第 2 号 名寄市議会基本条例の一部改正について 議案第 3 号 名寄市パブリック・コメント手続条例の一部改正について	2 5
○提案理由説明 (加藤市長)	2 5
○原案可決	2 6
1. 日程第 7. 議案第 4 号 行政不服審査法の全部改正に伴う関係条例の整備に関する 条例の一部改正について	2 6
○提案理由説明 (加藤市長)	2 6
○原案可決	2 6
1. 日程第 8. 議案第 5 号 名寄市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一 部改正について	2 7
○提案理由説明 (加藤市長)	2 7

○原案可決	27
1. 日程第9. 議案第6号 名寄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	
議案第7号 名寄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について	
議案第8号 名寄市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について	27
○提案理由説明（加藤市長）	27
○原案可決	28
1. 日程第10. 議案第9号 名寄市立食肉センター条例の一部改正について	28
○提案理由説明（加藤市長）	28
○原案可決	28
1. 休憩宣告	28
1. 再開宣告	28
1. 日程第11. 議案第10号 平成27年度名寄市一般会計補正予算（第5号）	29
○提案理由説明（加藤市長）	29
○補足説明（白田総務部長）	30
○質疑（川村幸栄議員）	30
○原案可決	33
1. 日程第12. 議案第11号 平成27年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	33
○提案理由説明（加藤市長）	33
○原案可決	34
1. 日程第13. 議案第12号 平成27年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第4号）	34
○提案理由説明（加藤市長）	34
○原案可決	34
1. 日程第14. 議案第13号 平成27年度名寄市下水道事業特別会計補正予算（第3号）	35
○提案理由説明（加藤市長）	35
○原案可決	35
1. 日程第15. 議案第14号 平成27年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算（第2号）	35
○提案理由説明（加藤市長）	35
○原案可決	36
1. 日程第16. 議案第15号 平成27年度名寄市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	36
○提案理由説明（加藤市長）	36

○原案可決	36
1. 日程第17. 議案第16号 平成27年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第3号)	36
○提案理由説明(加藤市長)	37
○原案可決	37
1. 日程第18. 議案第17号 平成27年度名寄市病院事業会計補正予算(第2号)	37
○提案理由説明(加藤市長)	37
○原案可決	38
1. 日程第19. 議案第18号 平成27年度名寄市水道事業会計補正予算(第2号)	38
○提案理由説明(加藤市長)	38
○原案可決	38
1. 日程第20. 議案第19号 平成28年度名寄市一般会計予算ないし議案第27号 平成28年度名寄市水道事業会計予算	39
○提案理由説明(加藤市長)	39
○予算審査特別委員会設置・付託	40
1. 日程第21. 議案第28号 専決処分した事件の承認について	40
○提案理由説明(加藤市長)	40
○質疑(川村幸栄議員)	40
○承認	41
1. 日程第22. 議案第29号 名寄市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の 一部改正について	41
○提案理由説明(加藤市長)	42
○原案可決	42
1. 日程第23. 議案第30号 名寄市過疎地域自立促進市町村計画の策定について	42
○提案理由説明(加藤市長)	42
○補足説明(白田総務部長)	42
○原案可決	44
1. 日程第24. 議案第31号 新市建設計画の変更について	44
○提案理由説明(加藤市長)	44
○原案可決	44
1. 日程第25. 議案第32号 名寄市職員の給与に関する条例等の一部改正について	44
○提案理由説明(加藤市長)	44
○原案可決	45
1. 日程第26. 報告第1号 専決処分した事件の報告について	45
○提案理由説明(加藤市長)	45
○報告済	45
1. 休会の決定	45
1. 散会宣告	45

第 2 号（3 月 1 1 日）

1. 議事日程	4 7
1. 本日の会議に付した事件	4 7
1. 出席議員	4 7
1. 欠席議員	4 7
1. 事務局出席職員	4 7
1. 説明員	4 7
1. 開議宣告	4 8
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	4 8
1. 日程第 2. 代表質問	4 8
○質問（大石健二議員）	4 8
1. 休憩宣告	6 1
1. 再開宣告	6 1
1. 休憩宣告	6 9
1. 再開宣告	6 9
○質問（熊谷吉正議員）	6 9
1. 東日本大震災の犠牲者に対する黙祷	8 8
1. 散会宣告	9 2

第 3 号（3 月 1 4 日）

1. 議事日程	9 3
1. 本日の会議に付した事件	9 3
1. 出席議員	9 3
1. 欠席議員	9 3
1. 事務局出席職員	9 3
1. 説明員	9 3
1. 開議宣告	9 4
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	9 4
1. 日程第 2. 一般質問	9 4
○質問（高橋伸典議員）	9 4
○質問（川村幸栄議員）	1 0 5
1. 休憩宣告	1 1 6
1. 再開宣告	1 1 6
○質問（川口京二議員）	1 1 6
○質問（浜田康子議員）	1 2 6
1. 休憩宣告	1 3 5
1. 再開宣告	1 3 6
○質問（塩田昌彦議員）	1 3 6
1. 散会宣告	1 4 7

第 4 号（3 月 1 5 日）

1. 議事日程	1 4 9
1. 本日の会議に付した事件	1 4 9
1. 出席議員	1 4 9
1. 欠席議員	1 4 9
1. 事務局出席職員	1 4 9
1. 説明員	1 4 9
1. 開議宣告	1 5 0
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	1 5 0
1. 日程第 2. 一般質問	1 5 0
○質問（山崎真由美議員）	1 5 0
○質問（東川孝義議員）	1 6 2
1. 休憩宣告	1 7 3
1. 再開宣告	1 7 3
○質問（佐久間 誠議員）	1 7 3
1. 休会の決定	1 8 3
1. 散会宣告	1 8 4

第 5 号（3 月 2 4 日）

1. 議事日程	1 8 5
1. 本日の会議に付した事件	1 8 5
1. 出席議員	1 8 6
1. 欠席議員	1 8 7
1. 事務局出席職員	1 8 7
1. 説明員	1 8 7
1. 開議宣告	1 8 8
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	1 8 8
1. 日程第 2. 議案第 1 9 号 平成 2 8 年度名寄市一般会計予算ないし議案第 2 7 号 平成 2 8 年度名寄市水道事業会計予算	1 8 8
○予算審査特別委員長報告（大石健二委員長）	1 8 8
○原案可決	1 8 8
1. 日程第 3. 議案第 3 3 号 公益的法人等への名寄市職員の派遣等に関する条例の一部改正について	1 8 9
○提案理由説明（加藤市長）	1 8 9
○原案可決	1 8 9
1. 日程第 4. 議案第 3 4 号 名寄市児童クラブ条例の一部改正について	1 8 9
○提案理由説明（加藤市長）	1 8 9
○質疑（高橋伸典議員）	1 9 0
○原案可決	1 9 1
1. 日程第 5. 議案第 3 5 号 名寄市中小企業振興条例の一部改正について	1 9 1
○提案理由説明（加藤市長）	1 9 1
○経済建設常任委員会付託	1 9 2
1. 日程第 6. 議案第 3 6 号 名寄市消費生活センター設置条例の一部改正について	1 9 2
○提案理由説明（加藤市長）	1 9 2
○原案可決	1 9 2
1. 日程第 7. 意見書案第 1 号 貸切バス事業への「規制緩和」見直しと運転手の労働 条件改善を求める意見書	
意見書案第 2 号 子どもの貧困対策の抜本的強化を求める意見書	
意見書案第 3 号 奨学金制度の充実等を求める意見書	
意見書案第 4 号 地方交付税の安定的確保を求める意見書	
意見書案第 5 号 介護職員の人材確保を求める意見書	
意見書案第 6 号 地域の中小企業への支援充実を求める意見書	
意見書案第 7 号 TPP 協定大筋合意に関する意見書	
意見書案第 8 号 ヘイトスピーチ根絶のため法規制を求める意見書	

意見書案第9号 児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書	192
○原案可決	192
1. 日程第8. 報告第2号 例月現金出納検査報告、監査報告について	192
○報告済	192
1. 日程第9. 閉会中継続審査（調査）の申し出について	193
○継続審査（調査）決定	193
1. 日程第10. 委員の派遣について	193
○派遣決定	193
1. 休憩宣告	193
1. 再開宣告	193
1. 青木市立大学学長退任挨拶	193
1. 閉会宣告	194
1. 質問文書表	195
1. 議決結果表	201

平成28年第1回名寄市議会定例会会議録
開会 平成28年2月29日（月曜日）午前10時00分

1. 議事日程

- | | | | |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員指名 | 日程第12 | 議案第11号 平成27年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第2 | 会期の決定 | 日程第13 | 議案第12号 平成27年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第3 | 平成27年第4回定例会付託議案第2号 名寄市空家等対策協議会条例の制定について | 日程第14 | 議案第13号 平成27年度名寄市下水道事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第4 | 平成28年度市政執行方針・教育行政執行方針 | 日程第15 | 議案第14号 平成27年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第5 | 議案第1号 名寄市簡易水道事業の名寄市水道事業への統合に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について | 日程第16 | 議案第15号 平成27年度名寄市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第6 | 議案第2号 名寄市議会基本条例の一部改正について
議案第3号 名寄市パブリック・コメント手続条例の一部改正について | 日程第17 | 議案第16号 平成27年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第7 | 議案第4号 行政不服審査法の全部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について | 日程第18 | 議案第17号 平成27年度名寄市病院事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第8 | 議案第5号 名寄市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部改正について | 日程第19 | 議案第18号 平成27年度名寄市水道事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第9 | 議案第6号 名寄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
議案第7号 名寄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
議案第8号 名寄市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について | 日程第20 | 議案第19号 平成28年度名寄市一般会計予算
議案第20号 平成28年度名寄市国民健康保険特別会計予算
議案第21号 平成28年度名寄市介護保険特別会計予算
議案第22号 平成28年度名寄市下水道事業特別会計予算
議案第23号 平成28年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計予算
議案第24号 平成28年度名寄市食肉センター事業特別会計予算
議案第25号 平成28年度名寄市後 |
| 日程第10 | 議案第9号 名寄市立食肉センター条例の一部改正について | | |
| 日程第11 | 議案第10号 平成27年度名寄市一般会計補正予算（第5号） | | |

期高齢者医療特別会計予算 議案第26号 平成28年度名寄市病院事業会計予算 議案第27号 平成28年度名寄市水道事業会計予算	の状況の公表に関する条例等の一部改正について
日程第21 議案第28号 専決処分した事件の承認について	日程第9 議案第6号 名寄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
日程第22 議案第29号 名寄市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について	議案第7号 名寄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第23 議案第30号 名寄市過疎地域自立促進市町村計画の策定について	議案第8号 名寄市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について
日程第24 議案第31号 新市建設計画の変更について	日程第10 議案第9号 名寄市立食肉センター条例の一部改正について
日程第25 議案第32号 名寄市職員の給与に関する条例等の一部改正について	日程第11 議案第10号 平成27年度名寄市一般会計補正予算（第5号）
日程第26 報告第1号 専決処分した事件の報告について	日程第12 議案第11号 平成27年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
<hr/>	
1. 本日の会議に付した事件	日程第13 議案第12号 平成27年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第4号）
日程第1 会議録署名議員指名	日程第14 議案第13号 平成27年度名寄市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第2 会期の決定	日程第15 議案第14号 平成27年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算（第2号）
日程第3 平成27年第4回定例会付託議案第2号 名寄市空家等対策協議会条例の制定について	日程第16 議案第15号 平成27年度名寄市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第4 平成28年度市政執行方針・教育行政執行方針	日程第17 議案第16号 平成27年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
日程第5 議案第1号 名寄市簡易水道事業の名寄市水道事業への統合に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	日程第18 議案第17号 平成27年度名寄市病院事業会計補正予算（第2号）
日程第6 議案第2号 名寄市議会基本条例の一部改正について	日程第19 議案第18号 平成27年度名寄市水道事業会計補正予算（第2号）
議案第3号 名寄市パブリック・コメント手続条例の一部改正について	日程第20 議案第19号 平成28年度名寄市一般会計予算
日程第7 議案第4号 行政不服審査法の全部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について	議案第20号 平成28年度名寄市国民健康保険特別会計予算
日程第8 議案第5号 名寄市人事行政の運営等	

議案第21号 平成28年度名寄市介護保険特別会計予算	8番	佐久間	誠	議員
	9番	塩田昌彦		議員
議案第22号 平成28年度名寄市下水道事業特別会計予算	10番	川口京二		議員
	11番	山田典幸		議員
議案第23号 平成28年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計予算	12番	大石健二		議員
	13番	熊谷吉正		議員
議案第24号 平成28年度名寄市食肉センター事業特別会計予算	15番	高橋伸典		議員
	16番	佐々木寿		議員
議案第25号 平成28年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算	18番	東千春		議員

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事務局長	益塚敏
書記	久保敏
書記	開発恵美
書記	佐藤潤

1. 説明員

市長	加藤剛士君
副市長	橋本正道君
副市長	久保和幸君
教育長	小野浩一君
総務部長	白田進君
市民部長	三島裕二君
健康福祉部長	田邊俊昭君
経済部長	川田弘志君
建設水道部長	中村勝己君
教育部長	小川勇人君
市立総合病院事務部長	岡村弘重君
市立大学事務局長	松島佳寿夫君
こども・高齢者支援室長	馬場義人君
営業戦略室長	水間剛君
上下水道室長	天野信二君
会計室長	常本史之君
監査委員	上田盛一君

日程第21	議案第28号 専決処分した事件の承認について
日程第22	議案第29号 名寄市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について
日程第23	議案第30号 名寄市過疎地域自立促進市町村計画の策定について
日程第24	議案第31号 新市建設計画の変更について
日程第25	議案第32号 名寄市職員の給与に関する条例等の一部改正について
日程第26	報告第1号 専決処分した事件の報告について

1. 出席議員（18名）

議長	17番	黒井徹	議員
副議長	14番	佐藤靖	議員
	1番	浜田康子	議員
	2番	山崎真由美	議員
	3番	野田三樹也	議員
	4番	東川孝義	議員
	5番	川村幸栄	議員
	6番	奥村英俊	議員
	7番	高野美枝子	議員

○議長（黒井 徹議員） ただいまより平成28年第1回名寄市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

8番 佐久間 誠 議員

11番 山田 典幸 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 会期の決定について、お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より3月24日までの25日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日より3月24日までの25日間と決定をいたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第3 平成27年第4回定例会付託議案第2号 名寄市空家等対策協議会条例の制定についてを議題といたします。

付託しました委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。

市民福祉常任委員会、熊谷吉正委員長。

○市民福祉常任委員長（熊谷吉正議員） おはようございます。平成27年第4回定例会付託議案第2号 名寄市空家等対策協議会条例の制定について、委員会の審査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

委員会は、昨年12月24日及びことし1月20日の2回開催し、慎重に審査を進めました。

第1回では、本件は市民の皆さんの強い関心分

野であり、市議会においてもこれまでに10回以上の一般質問を受けてきたが、今後法律に基づいて行うこととなりました。条例案は全10条で構成され、対策協議会を設置する条例であり、空家等対策の推進に関する特別措置法第7条の規定に基づいて対策協議会を設置する内容となっていると説明を受けました。

第2回では、提案をされた条例案中第8号の正誤表の確認を行った後質疑を行いました。委員からは、条例案中第4条の協議会は委員10人以内となっているが、金融機関は入るのか。庁内検討委員会の作業でいろんな危険家屋についての判断基準のたたき台は出ているのか。どの段階で出ているのか。当初から空き地等の管理について今回の空き家等に含まれるか。法第6条第2項の空き家等対策計画について、協議会の中ではどのように列記するのか。市民説明はどのように進めるのか。法第15条の国、道における財政措置については、名寄市の取り組みにおいてどうなるのか。今回の条例提案は市民部担当だが、全国的には建築、都市計画等の部署での担当が多く、所管事務等から妥当なのかという他の関連職場との連携等、多岐にわたる質疑が行われました。これに執行者側からは、金融機関の協議会への参入は現時点で予定していないが、金利政策上連携していく。計画のたたき台は庁内検討委員会で策定するが、建築や福祉等と連携する部分もあるので、整理したものを計画にのせていき、5月に協議会を設置した段階で意見反映をしていただき、完成させたい。そして、パブリックコメントで市民周知に取り組む。空き地等の管理は、担当業務としてあるので、特定家屋を含めて対応する。空き家等対策計画に記載する方法は、市民の皆さんにとってわかりやすい形で計画をつくりたい。財政措置は、基本的に交付税措置と聞くが、社会資本整備総合交付金の活用もある。ただ、代執行に対する措置はないと聞いている。他のまちでは、建物担当係が所管しているところが多いというのが事実である。これ

は、縦系統でいえば上川総合振興局の担当は建築課であり、そちらのほうからかなり頻りに情報提供があり、さらに国土交通省が控えているということで、情報提供の量としては多い。別ルートで特別交付税の情報が総務省ルートで来ていないか期待しているが、今のところ来ていない現状である。庁内検討委員会の中では、除却の制度をどうするのか、空き家バンクは市で持つのが正しいのか、リフォームについても市民部でやるのか、それとも経済担当でやるのかということで議論を深めながら、移住、定住の関係や総合戦略とも若干関係する部分が発生してくるので、庁内検討委員会の中でしっかりと議論を尽くして取り組んでいきたいと考えているとの答弁がありました。

その後採決の結果、平成27年第4回定例会付託議案第2号 名寄市空家等対策協議会条例の制定については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

以上、委員会の報告とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

正副委員長は自席にお戻りください。

これより採決を行います。

本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、平成27年第4回定例会付託議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時07分

○議長（黒井 徹議員） 再開します。

日程第4 これより平成28年度市政執行方針・教育行政執行方針を行います。

初めに、平成28年度市政執行方針を行います。
加藤市長。

○市長（加藤剛士君） おはようございます。平成28年第1回名寄市議会定例会の開会にあたり、市政執行への私の基本的な考え方を申し上げ、議員各位をはじめ、市民の皆様のご理解と御協力をいただきたいと思います。

はじめに

私が、市長として2期目の任を担わせていただいているから、間もなく2年を迎えることとなります。

この間、多くの市民の皆様や企業、関係機関・団体などと連携し、御協力をいただきながら、政策課題の解決に正面から取り組んでまいりました。今後におきましても、官民の連携や自治体間の連携など、地域が一体となつてのまちづくりを進めてまいります。

さて、我が国の経済状況は、経済財政政策の推進により、雇用・所得環境が改善するなど緩やかな回復傾向が続いていますが、中国をはじめとするアジア新興国などの景気減速の影響が懸念されています。

また、財政状況については、平成28年度末における公債残高の見通しが約838兆円、公債依存度が35.6パーセントにも及び、国と地方を合わせた長期債務残高が約1,062兆円、対GDP比で205パーセントとなるなど、極めて深刻な状況となっています。

このようなことから、国では、「経済財政運営と改革の基本方針2015」いわゆる「骨太の方針」において、社会保障制度を持続可能なものとし、財政を健全化するため、政府はもとより広く国民全体が参画する社会改革として、「経済・財政一体改革」を断行することとしています。

このような状況の中、地方においては、本年度中に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されることとなり、平成28年度からは、具体的な事業を本格的に推進する段階に入ることとなります。

国においても、情報支援や人的支援の拡充を図るとともに、新型交付金などの財政支援を行うこととしていますが、地方創生の原動力はそれぞれの地方の「情熱」であります。

本市においても、昨年10月に、総合戦略を策定したところであり、今後は各施策を着実に推進していく必要がありますことから、市民の皆様とともに知恵を出し合いながら地方創生の取組を深化させてまいりますので、一層の御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

市政推進の基本的な考え方

ここに、市政推進の基本的な考え方を申し上げます。

一点目は、「民間会社発想での行財政運営」についてです。

今後は、人口減少や普通交付税の段階的な縮減などにより、さらに厳しい財政状況となることが想定されるため、職員一人ひとりが強いコスト意識を持ち、計画的かつ効率的な行財政運営を進めていくとともに、自らの創意工夫により政策提案ができるよう、職員の資質の向上を図り、市民の皆様信頼していただける市政運営に努めてまいります。

二点目は、「さらなる市民参加とよりわかりやすい行政運営・情報公開」についてです。

本市においては、これまでも、名寄市自治基本条例に基づき、まちづくり懇談会やパブリック・コメントの実施などにより市政への市民参加の推進に努めてきています。

昨年、自治基本条例の施行後5年目を迎えたことから、市民で構成する有識者会議を設置し、条例の規定について検討を行ったところ、条例の改定は必要ないものの、条例を市民に浸透させるための取組や自治を促すための取組に是正の余地があるとの答申をいただいたところです。

本市としましては、答申の内容を踏まえ、条例の普及啓発やわかりやすい情報発信に努めるとともに、まちづくりへの市民参加を促すため、対話

型の議論を促進するなど、市民主体のまちづくりを推進してまいります。

三点目は、「地域の宝・財産・特色に徹底的にこだわったスケールの大きなまちづくり」についてです。

昨年は、農産物の販売高が農協合併以来の最高額を記録したことに加えて、市民文化センターE N—R A Yホールが開館となり、市民会館と比べ4倍以上の来客数となったほか、市立総合病院に日本最北となる「救命救急センター」を設置するなど、市民の福祉の向上や「明るく元気なまちづくり」が一步ずつ着実に前進していることを実感することができた年でありました。

本年は、名寄市立大学において、開学10周年を迎え、社会保育学科の新設と保健福祉学部の再編、さらにはコミュニティケア教育研究センターを新設するなど、魅力ある大学づくりをさらに推進することにより、本市にまた新たな財産が加わることとなります。

今後、このような自然の恵みや先人が残してくれた財産をさらに磨いて、名寄ならではのまちづくりを進めてまいります。

本年は、旧風連町と旧名寄市が合併して10年という大きな節目を迎える年でもあります。また、第2次の総合計画をつくり上げる年でもあります。

私は、開拓以来、先人たちが築いてきたそれぞれの地域の歴史と文化を受け継ぎ、人のつながりや絆を尊重しながら、前に進んでいきたいと考えております。そのためには、市民の皆様との対話と連携に加えて、「市民力」を付け加えさせていただきたいと思っております。

私は、名寄市民の力は本当に素晴らしいということを感じております。この市民一人ひとりの力を結集した「市民力」を活かして、「オールなよろ」によるまちづくりを全力で進めてまいります。

平成28年度の予算編成

次に、平成28年度の予算編成について申し上げ

げます。

国の平成28年度予算編成の基本方針は、平成28年度は「経済・財政再生計画」の初年度にあたることから「デフレ脱却・経済再生」と「財政健全化」の双方をともに前進させること、また、少子高齢化という構造的な問題について正面から取り組むことにより将来への安全を確保し、誰もが生きがいを持って充実した生活を送ることができる「一億総活躍社会の実現」に向けた取組を進めるという基本的な考え方のもとに、昨年11月27日に閣議決定されました。

地方財政対策については、地方が地方創生などの重要な課題に取り組むにつれ、安定的な財政運営を行うことができるよう、地方交付税などの一般財源総額が確保され、地方財政計画の規模は東日本大震災を除く通常収支分で、前年度比約0.6パーセント増の約8兆5兆7,600億円となりました。また、一般財源総額では、前年度比約0.2パーセント増の6兆1兆6,792億円となりました。

このうち地方交付税は、交付税の別枠加算が、地方税収の動向などを踏まえ、平時モードへの切替えの観点から廃止されたものの、地方財政計画に計上された「重点課題対応分」に対応した算定経費の創設などから前年度とほぼ同額の約1兆6兆7,003億円となり、地方の実情に一定の配慮がなされたものとなっています。

こうした中、本市の平成28年度各会計予算は、人口減少社会を見据えながら、持続可能なまちづくりを進めていくためにも総合計画及び総合戦略を着実に取り組むことなどの基本的な考え方のもと、また、平成27年度における地方創生加速化の補正予算などとあいまって、今後の総合戦略における施策展開も考慮し、予算編成をいたしました。

主な事業については、ハードでは北斗・新北斗公営住宅建設事業、名寄東小学校校舎改修事業、風連中央小学校校舎・屋内運動場など改築事業、大学図書館建設事業、東児童クラブ整備事業など

を、また、ソフトでは障がい者の相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センター事業のほか、総合戦略の推進として、子育て世帯の経済的支援を目的とした乳幼児紙おむつ用ごみ袋支給事業、深刻な農業者の高齢化や担い手不足に対し、農業労働力確保に向けた調査を実施する農業補助労働力確保事業などの事業を盛り込みました。

これにより、一般会計の予算案は、前年度比0.9パーセント増の2兆3兆4億9,927万5千円となりました。

また、6つの特別会計予算案は前年度比1.0パーセント減の8兆4億4,082万1千円、企業会計予算案は前年度比3.2パーセント増の1兆2億1,549万2千円、全会計の総額では前年度比1.2パーセント増の4兆4億7兆5,558万8千円となりました。

財源調整として、財政調整基金で6億5,596万1千円の取崩しを、また、老朽化した公共施設設備の更新などに係る事業の財源として、公共施設整備基金で1億8千万円の取崩しを計上しましたが、今後の起債償還に備え、減債基金の積み立てを行い、将来の財政健全化を視野に入れた予算を編成しました。

今後、行財政改革に取り組みながら、健全な財政運営に努めてまいります。

“市民と行政との協働によるまちづくり”

市民主体のまちづくりの推進

次に、第2次総合計画の策定について申し上げます。

第2次総合計画の策定にあたっては、これまで、関係団体との意見懇談会をはじめ、市民ワークショップやタウンミーティングなど、広く御意見を伺うとともに、昨年12月には、総合計画策定審議会を設置するなど、市民の皆様の計画づくりへの参画の場の確保に努めてきています。

今後、まちづくりの基本理念や基本目標、主要施策などについて具体的な検討を進めていくこととなりますが、策定審議会において議論を重ねて

いただくことはもとより、市議会の場においても十分に御審議をいただくなど、市民の皆様と市が一体となって、ともに本市の将来像を描いてまいりたいと考えています。

コミュニティ活動の推進

次に、コミュニティ活動の推進について申し上げます。

住みよい地域社会を築くための基盤である町内会については、協働のまちづくりを進める上で最も重要な組織であり、これまでも財政的・人的支援や加入促進に向けた啓発など積極的な支援に努めてまいりました。今後とも、町内会連合会との連携のもと、町内会の活動に対する継続した支援を行ってまいります。

また、単位町内会の枠を超えた活動などについては、地域連絡協議会に取組をいただいておりますが、地域特性を生かした活動の助長に向け、地域の自主性と自発性を尊重しながら支援するとともに、第2次総合計画において、市民と行政との協働によるまちづくりを促進できる組織となるよう検討を行ってまいります。

人権尊重と男女共同参画社会の形成

次に、男女共同参画社会の形成について申し上げます。

名寄市男女共同参画推進条例については、市議会での御審議を経て、昨年12月に制定したところであり、本年4月からの施行に向けて、条例の周知に努めているところです。

平成28年度は、条例の推進に関する基本的な計画を策定することとしており、男女共同参画推進委員会をはじめ、市民の皆様の御意見を伺いながら検討を進めてまいります。

情報化の推進

次に、情報化の推進について申し上げます。

地方自治体の情報システムに対する外部からの攻撃や、個人情報の漏えい・流出などのリスクに対応するため、国は、高度なセキュリティ対策の実施計画をまとめ、情報ネットワークを抜本的に

強化するよう全国自治体に求めています。

本市においては、昨年12月に国が示したセキュリティ対策の強化に取り組み、より強固な態勢で個人情報の保護に努めてまいります。

交流活動の推進

次に、交流活動の推進について申し上げます。

国際交流については、姉妹都市カナダ国カワサレイクス市リンゼイに交換学生を、友好都市ロシア連邦ドーリンスク市に訪問団をそれぞれ派遣することとしており、より強い交流の絆が育まれるよう支援してまいります。

また、台湾との交流では、中学生による野球を通じた交流や高校生の教育旅行の受入を行うなど、国際感覚豊かな青少年の育成や交流人口の拡大に努めてまいります。

国内交流については、東京都杉並区、山形県鶴岡市藤島地域との交流において、子どもを含めた人的交流や特産品販売など、さらに充実した交流となるよう推進してまいります。

特に、鶴岡市藤島地域との交流では、姉妹都市提携20周年を記念して訪問団を迎える予定です。

ふるさと会については、本市からの情報発信と相互の情報交流に努めるほか、人的交流や会員拡大などの支援を通じて、活動の充実が図られるよう連携を強化してまいります。

交流居住の推進については、現在「お試し移住住宅」を2棟供用していますが、より多くの移住を希望する方々に本市の住みよさを実感してもらえるよう名寄地区の市街地に新たに「お試し移住住宅」を整備し取組を進めてまいります。

広域行政の推進

次に、広域行政の推進について申し上げます。

平成23年9月に、2市11町村による「北・北海道中央圏域定住自立圏」を形成し、この間「定住自立圏共生ビジョン」に基づき連携事業を推進してきました。

「定住自立圏共生ビジョン」の期間は、平成24年度から28年度までの5年間としていること

から、平成28年度において、本市とともに中心市である士別市と共同し、近隣町村との協議や圏域の関係者で構成する「共生ビジョン懇談会」での検討を行いながら、平成29年度を初年度とする新たな共生ビジョンの策定を進めてまいります。

次に、天塩川周辺11市町村で構成する「テッシ・オ・ペツ賑わい創出協議会」について申し上げます。

「住んでよし訪れてよしの天塩川王国」を実現するため、地域づくり人材に資する研修会や、首都圏での移住フェアへの出展などのほか、木製マグカップ「天塩川ククサ」を天塩川ブランドとして発信するなど、北海道遺産である天塩川を軸とした広域連携と交流人口の拡大に努めてまいります。

効率的な行政運営

次に、効率的な行政運営について申し上げます。

毎年3月に「新・名寄市行財政改革推進計画（後期実施計画）」を改訂し、推進項目の見直しや追加を行ってまいりましたが、当推進計画が平成28年度までの計画であることから、平成28年度においては、新たに平成29年度以降の推進計画を策定して引き続き効率的な行政運営に取り組んでまいります。併せて、公共施設の使用料の見直しなど、公平・公正な受益者負担について改めて検証し適正化を図ってまいります。

また、組織のスリム化や世代交代により、職員の人材育成が急務になってきていることから、「新・名寄市人材育成基本方針」に基づき、職員研修の充実と人事管理制度の確立などに取り組み、職員の意識改革や資質向上のため、職種・職階に応じた研修や政策形成能力の養成に向けた取組を進めていくとともに、平成28年度においても、（財）地域活性化センター、北海道経済産業局、北海道への職員派遣を継続し、知識・経験豊富な人材の育成に努めてまいります。

“安心して健やかに暮らせるまちづくり”

健康の保持増進

次に、健康の保持増進について申し上げます。

全ての市民が生涯を通じて、健やかで質の高い生活を送るために、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を実現することが重要となっています。

名寄市健康増進計画「健康なよろ21（第2次）」に基づき、生活習慣病の発症予防と合併症や症状の進展による重症化予防を徹底し、乳幼児期から高齢期まで生涯を通じた健康づくりを推進してまいります。

また、本年10月に、本市で開催を予定している「第48回がん予防道民大会」において、がん予防に対する正しい知識とがん検診の重要性について普及啓発を図ってまいります。

さらに、市民の主体的な健康づくりを促進するため、引き続き「なよろ健康マイレージ事業」を実施してまいります。

母子保健事業については、妊婦・乳幼児健診や子育て相談を通して、妊娠期から乳幼児期まで切れ目ない支援体制の充実を図り、安心して子どもを産み育てる環境づくりに努めてまいります。

感染症予防については、予防に関する正しい知識の普及啓発や予防接種の充実を図り、感染症予防の推進に努めてまいります。

地域医療の充実

次に、地域医療の充実について申し上げます。

市立総合病院については、平成28年度の診療体制は、新たに旭川医科大学から麻酔科に常勤医師を派遣いただける予定となっており、さらに充実した診療体制が可能となる見込みです。

また、6人定員で募集を行った初期臨床研修医については、マッチングシステムで決定された5人の1年次研修医を採用する予定です。

新名寄市病院事業改革プランについては、現在、策定検討会議において議論を行っているところですが、道が策定作業を進めている地域医療構想の調整会議における議論経過も踏まえながら、3月末の原案策定、6月公表に向けて、引き続き準備を進めてまいります。

高額医療機器の整備については、昨年8月に指定を受けた救命救急センターの機能充実・強化を図るため、血管造影装置を増設し、4月からは2台体制で稼働できるよう準備を進めているところです。

院内保育所改築事業については、昨年の入札において不調となりましたが、以前から要望のあった24時間保育に対応し、人材の確保、離職防止及び復職支援を推進するため、本年、改めて改築事業に取り組みます。

今後も道北第3次保健医療福祉圏の地方センター病院として、医療スタッフの人材確保に努めるとともに、圏域内の限られた医療資源を最大限に活用して、引き続き地域の病院や診療所と連携し、診療・看護体制の充実を図ってまいります。

子育て支援の推進

次に、子育て支援の推進について申し上げます。

子育て支援については、昨年10月に地域子育て支援センター「ひまわりらんど」を開設し、子育て環境の向上を図りました。

平成28年度は、ファミリー・サポート・センター事業の実施に向けて準備を進めており、さらなる子育て環境の向上に努めてまいります。また、子育て世帯の経済的支援として、乳幼児紙おむつ用ごみ袋支給を実施し、4月以降速やかに対象者へ配布できるよう対応してまいります。

幼児教育・保育については、平成27年4月から施行された「子ども・子育て支援法」に基づき、今後も、新制度へ移行希望を持つ市内施設に対して支援してまいります。

また、平成27年度からスタートした「名寄市子ども・子育て支援事業計画」については、引き続き計画に盛り込まれた事業の実効性の確保に努めてまいります。

地域福祉の推進

次に、地域福祉の推進について申し上げます。

平成29年度から始まる「第2次名寄市地域福祉計画」の策定については、福祉懇談会でいた

いた市民の皆様の御意見を踏まえ、名寄市保健医療福祉推進協議会地域福祉部会において審議を進めてまいります。

また、賃金引き上げの恩恵が及びにくい低年金受給者などを支援する年金生活者等支援臨時福祉給付金事業、並びに消費税率の引き上げに際し、低所得者への影響を緩和する臨時福祉給付金事業については、速やかに給付できるよう準備を進めてまいります。

高齢者福祉の充実

次に、高齢者福祉の充実について申し上げます。

平成27年度からスタートした「名寄市第6期高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制である「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組を進めてまいります。

本年1月、様々な事業所及び団体で構成される「名寄市生活支援等サービスネットワーク会議」を設置し、情報共有や連携強化、方針策定などを行うほか、地域包括ケアシステムを構成する「予防」及び「生活支援」の充実に向けて協議を開始しています。

また、本会議での議論を踏まえ、本市では、平成29年4月から取り組む「介護予防・日常生活支援総合事業」の整理・検討を行い、団塊の世代が75歳を迎える平成37年に向けて、地域の支え合いと高齢者に対する効果的な支援などの体制づくりを進めてまいります。

施設関係については、特別養護老人ホームしらかばハイツの西棟ボイラーの改修工事を行ってまいります。

障がい者福祉の推進

次に、障がい者福祉の推進について申し上げます。

本年4月に、地域における障がい者の相談支援の中核的な役割を担う機関として「基幹相談支援センター」を設置し、身体、知的、精神、発達障がいなどの相談支援業務を、ワンストップで総合

的・専門的に行ない、障がいのある方々が生活しやすい環境づくりを進めてまいります。

“自然と環境にやさしく快適で安全なまちづくり”

循環型社会の形成

次に、循環型社会の形成について申し上げます。

廃棄物処理については、ごみの発生抑制と減量化を図るとともに、環境問題も含め新たな社会システムの構築に向けた3R運動の推進が重要となっています。

資源化に向けた取組では、資源集団回収事業、段ボールコンポスト、古着や廃食用油の拠点回収のほか、使用済み小型家電回収の推進と分別指導などの啓発活動を継続してまいります。

広域最終処分場の建設については、現在、浸出水処理施設建設工事及び埋立処分場実施調査設計業務に着手しており、平成28年度から埋立処分場造成工事に着手してまいります。

消防

次に、消防について申し上げます。

防火対策については、建物火災による死者の9割が住宅で発生しており、そのうち7割が高齢者であることから、一般住宅や高齢者世帯の防火訪問を実施し、町内会、自主防災組織、消防団などとの連携協力により、住宅用火災警報器の設置と適切な維持管理、家庭における出火防止対策などを行い、火災による死者の発生抑止に努めてまいります。

消防体制については、近年、様々な自然災害が発生していることから、消防団との連携を密にし、迅速で確実な出動体制の充実を図ってまいります。

防災対策の充実

次に、防災対策の充実について申し上げます。

近年、自然災害が激化する中、防災対策については「減災」の考え方にに基づき、自助及び地域の共助力の向上を中心に、防災対策を進めてまいります。

特に、昨年9月の関東東北豪雨による災害によ

り、国土交通省による「避難を促す緊急行動」が全国で取り組まれていることから、本市においては、関係機関と連携した防災活動などを通して防災力向上に努めるほか、本年6月25日に開催が予定されている天塩川水系天塩川総合水防演習の訓練を通して、防災意識の高揚、自主防災組織による自助、共助力の向上及び公助による連携強化を図ってまいります。

交通安全

次に、交通安全対策について申し上げます。

痛ましい交通事故の防止に向け、市民一人ひとりが交通安全ルールや、思いやりのある交通マナーを遵守されるよう、関係機関・団体などと緊密に連携しながら、市民の交通安全意識の高揚を図ってまいります。

また、通年運動をはじめ、4期40日間の期別運動及び2期20日間の特別運動や、児童・高齢者を対象とした交通安全教室など、交通事故の根絶に向け幅広い運動を展開してまいります。

生活安全

次に、生活安全対策について申し上げます。

犯罪のない安全安心な市民生活のため、関係機関・団体などとの連携により、犯罪防止に向けた運動を推進するとともに、名寄市安全安心地域づくり推進協議会、安全安心円卓会議において、地域の状況把握・情報交換に努めるほか、青色回転灯装備車及び公用車による啓発活動を進めてまいります。

また、適正に管理されていない空家については、ごみ飛散などにより周辺住民に与える住環境の悪化などが懸念されることから、安全安心な住環境の確保を目指し、名寄市空家等対策協議会を設置し、「名寄市空家等対策計画」の策定や特定空家の認定などについて、御意見をいただきながら、空家対策を総合的かつ計画的に推進してまいります。

消費生活の安定

次に、消費生活の安定について申し上げます。

近年の情報通信技術の発展と機器及びサービスの急速な普及により、広範化、複雑化する相談内容への対応に向け、消費生活相談員の資質向上を図り、適切な相談業務に努めるとともに、高齢者を狙う特殊詐欺や悪質商法に関する啓発活動と迅速な情報提供を引き続き進めてまいります。

住宅の整備

次に、住宅の整備について申し上げます。

北斗・新北斗団地建替事業については、北斗団地1棟10戸の建設、新北斗団地2棟8戸の全面住戸改善、12棟43戸の既存公営住宅の解体及び平成29年度事業の実施設計を予定しています。

市営住宅環境整備事業については、風舞団地3棟24戸の長寿命化改善工事を実施するほか、西町団地1棟4戸の解体や平成29年度着手のノースタウンなよろ団地の実施設計を予定しています。

また、公営住宅の延命化を進め、安全安心な既存ストックの有効活用を図るため、「名寄市公営住宅等長寿命化計画」の見直しを行ってまいります。

さらには、地震から生命と財産を守るため、耐震診断、耐震改修に対する補助制度について、広く市民に周知してまいります。

都市環境の整備

次に、都市環境の整備について申し上げます。

都市公園については、長寿命化計画に基づき老朽化した遊具などの改修を行い、安全安心な遊び場や憩いの場を確保してまいります。

また、「ひと・ほし・環境にやさしい灯り事業」については、2年間にわたり、通学路の防犯灯のLED化を実施しました。今後は、更新数の確定など事前調査を行い、LED防犯灯の整備を進めることで、歩行者の安全安心の確保と管理コストの抑制を図るとともに、なよろ市立天文台をはじめ天体観測環境の改善に努めてまいります。

上水道・簡易水道の整備

次に、上水道・簡易水道の整備について申し上げます。

水道事業については、安全な水を安定供給するために、緑丘浄水場導水管の更新と、老朽管更新事業として4路線の老朽管を更新するほか、配水管網整備事業として2路線を整備してまいります。

併せて漏水調査を継続することにより、有収率の向上を図ってまいります。

また、簡易水道事業統合計画により、平成28年3月31日をもって簡易水道事業を廃止し、平成28年4月1日に水道事業に統合する準備を進めており、関係条例案について、本定例会に提出させていただきます。

なお、統合事業としての名寄・風連間の送水管布設については、平成28年度で完成予定となっています。

下水道・個別排水の整備

次に、下水道・個別排水の整備について申し上げます。

下水道事業については、平成28年度において名寄下水終末処理場における沈砂池機械設備の更新に着手してまいります。

個別排水整備事業については、農村部における快適な生活環境向上のため、合併浄化槽12基の設置を予定しています。

道路の整備

次に、道路の整備について申し上げます。

継続路線では、西4条仲通をはじめ北1丁目通のほか3路線の整備を行うとともに、舗装路面の老朽化が進む幹線道路の2次改築として、風連東8号北線の舗装改築工事を継続し、安全で円滑な交通の確保に努めてまいります。

橋梁については、長寿命化計画に基づき平成36年度までの10年間で修繕を計画している26橋のうち、「南大橋」の修繕工事を実施するほか、実施設計及び近接目視点検を行い、利用者の安全安心の確保と快適な道路サービスの提供に努めてまいります。

総合交通体系

次に、地域公共交通について申し上げます。

本年度で実証運行を終える「なよろコミュニティバス」については、平成24年度の運行開始から、この間、乗継の改善やダイヤの見直し、時刻表の配布などによる利用促進を図り、利便性の向上に努めてまいりました。

今後、これまでの実証運行結果を踏まえ、最終的な課題を整理の上、バス事業者に引き継いでまいります。

また、ほかのバス路線についても、利用状況や地域の実情に応じ、利用しやすく効率的な公共交通を確保できるよう、多様な交通手段の可能性も含め、調査検討を行ってまいります。

次に、総合交通体系について申し上げます。

現在整備が進められている北海道縦貫自動車道「士別剣淵～名寄間」については、その役割を最大限に発揮できるよう、現在着手している区間の早期完成はもとより、「士別市多寄町～名寄市間」の早期着工について、市民期成会や関係団体と連携を図りながら関係省庁などに対して強く要請してまいります。

雪を活かし雪に強いまちづくりの推進

次に、雪を活かし雪に強いまちづくりの推進について申し上げます。

冬の快適な生活環境の確保や生産活動を維持するために、車道の除雪については447キロメートル、排雪については149キロメートルの実施をそれぞれ予定しています。

また、車道の幅員を確保するために積上除雪を実施するとともに、スリップ事故防止対策として危険箇所への砂の散布を行ってまいります。

さらに、市道及び私道除排雪助成事業、排雪ダンプ助成事業の継続や雪堆積場の確保など除排雪水準の向上に努めてまいります。

また、「名寄の冬を楽しく暮らす条例」の理念を継承し、利雪・親雪の取組を推進するため、名寄市利雪親雪推進市民委員会との連携はもとより、庁内検討委員会による施策の検証を行いながら取組の周知を図ってまいります。

“創造力と活力にあふれたまちづくり”

農業・農村の振興

次に、農業・農村の振興について申し上げます。

国においては、昨年3月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」において、農業や食品産業の成長産業化を促進する「産業政策」と、多面的機能の維持・発揮を促進する「地域政策」とを両輪として農政改革の推進を図るため、経営所得安定対策の推進、多面的機能支払制度の推進、農林水産物・食品の輸出拡大、6次産業化の促進などの方針が示されました。

また、TPP「環太平洋経済連携協定」が大筋合意に至り、将来的な輸入農産物にかかる輸入枠の拡大・関税などの引き下げが示される一方で、重要品目を中心に再生産可能となるよう、成長産業としての力強い農林水産業をつくりあげるための対策を講じる必要があるとしています。

このように農業・農村を取りまく環境は大きく変化しており、本市としては、地域の特色と財産を生かした持続可能な農業を目指し、第2次「名寄市農業・農村振興計画」の策定に取り組むとともに、「人・農地プラン」に基づき、地域におけるこれからの農業経営について検討し取組を進めてまいります。

また、TPP「環太平洋経済連携協定」については、農業を基幹産業とする本市にとって将来的に大きな影響が予想されることから、北海道をはじめ関係市町村や農業団体などと連携し対応していくとともに、経営感覚に優れた担い手の育成や地域の強みを生かしたイノベーション支援事業など、国が示す制度を十分検討し取り組んでまいります。

担い手の育成・確保については、第一期の地域おこし協力隊が本年度で任期を終えることから、就農に向けた支援に取り組むとともに、引き続き今後の隊員の就農モデルについて検討するほか、農業青年のニーズに応えられるよう取組を進めてまいります。

また、優良農地の確保と耕作放棄地の解消については、国の制度を十分検討し、関係機関・団体との連携、生産者との話し合いを通じて、名寄の特色を生かした担い手育成支援策や産地づくりを推進してまいります。

さらには、総合戦略の推進として、海外への輸出や原産地呼称管理制度をはじめとする名寄産農産物・加工品のブランド化や6次産業化に取り組むほか、農繁期における労働力不足への対応として、市内に潜在する労働力や他産業の状況を調査し対策を検討してまいります。

食育の推進については、第2次「名寄市食育推進計画」に基づき、市民・地域・行政・関係機関や団体との連携により、情報提供や安全安心な農産物の地産地消を推進してまいります。

次に、米政策について申し上げます。

平成28年産米の配分については、前年比0.48パーセント増の1万2,898トンとなり、内訳では、もち米1万1,314トン、うるち米1,584トンの配分となりましたが、自主的取組参考値が示されたため、最終的に1万2,876トンの配分となっています。今後とも、配分数量に基づく良質米の生産に向けた取組を進めてまいります。

また、経営所得安定対策制度については、産地交付金の有効活用など、関係機関・団体と協力し、農家経営の安定に努めてまいります。

次に、「中山間地域等直接支払制度」及び「多面的機能支払交付金事業」について申し上げます。

中山間地域直接支払交付金は、名寄及び風連地域においてそれぞれ集落協定が結ばれ、条件不利地における営農の継続と集落での共同取組活動が行われており、第4期対策の2年度目となる平成28年度は、名寄地域3,201万円、風連地域6,439万円がそれぞれ交付される見込みとなっています。

多面的機能支払交付金は、農地維持及び資源向上取組支援として9活動組織に1億8,230万円、施設の長寿命化に取り組む2活動組織に466万

円が交付される見込みとなっています。

次に、農業振興センターについて申し上げます。

高い技術に根ざした体質の強い地域農業を目指し、関係機関・団体・農業者が連携し、引き続き営農技術指導体制の確立、地域適応試験及び実証試験圃の設置、土壌診断などに取り組んでまいります。

また、薬用植物振興については、カノコソウの栽培や出荷とともに、名寄市薬用植物研究会や関係機関と連携して新たな品目の栽培試験に取り組んでまいります。

次に、有害鳥獣対策について申し上げます。

エゾシカ対策については、引き続き実施時期を早め、被害防止に努めるとともに、アライグマ対策についても駆除に向けて関係機関・団体と連携し取り組んでまいります。

ヒグマ対策については、広報なよろなどによる市民への注意喚起はもとより、関係機関・団体との連携のもと、ヒグマの生態状況や対応策に関する情報収集を行い普及啓発するとともに、箱わなを2基増設して予防と安全対策を強化してまいります。

また、本年3月から、道による「ヒグマ対策技術者育成のための捕獲」の区域が拡充され、本市も対象となったことから、地元猟友会の技術伝承が図られるものと期待しています。

次に、畜産の振興について申し上げます。

円安の影響により、飼料穀物や配合飼料などの生産資材価格の高止まりは続いており、酪農・畜産経営は依然として厳しい状況にあります。

このため、飼料の自給率や生産性の向上を図るため、関係機関や団体と連携し、経営安定に向けた取組を進めるとともに、市営牧場の整備による育成環境の改善に取り組んでまいります。

また、名寄市立食肉センターについては、国からの食肉卸売市場として認定を受けることでさらなる利用向上と生産者負担の軽減を図り、畜産振興による地域経済の活性化、雇用拡大に努めてま

います。

なお、関係条例案について、本定例会に提出させていただきますので、よろしく御審議をお願いいたします。

次に、農業農村整備事業について申し上げます。

安全で高品質な農産物の安定生産、作業機械の大型化及び輪作体系の確立による農業経営の安定を図るため、農業生産基盤の整備、保全事業を推進してまいります。

国営事業では、「国営施設機能保全事業」風連地区として、引き続き御料ダム、風連ダム、日進頭首工の補修及び機器更新、幹線用水路の施設補修が平成33年度まで実施されます。

道営事業では、「道営水利施設整備事業」忠烈布地区として、引き続き忠烈布ダムの長寿命化対策事業が平成29年度まで実施されます。また、新規に天塩川第5支線地区として、幹線用水路の長寿命化対策事業が実施されます。

「道営農地整備事業」では、引き続き名寄東地区及び風連東第1地区と第2地区の基盤整備が実施され、新規に風連東第3地区の基盤整備が実施されます。

林業の振興

次に、林業の振興について申し上げます。

林業・林産業については、依然厳しい市場状況にあるものの、森林については、地球温暖化の抑制など多面的機能を有する貴重な財産として、健全な育成が必要となっています。

市有林については、国の補助事業を活用して、計画的な間伐と主伐、再造林を進め、自然環境と市有財産の保全に努めてまいります。

また、民有林についても、名寄市森林整備計画の基本方針に基づき、良好な森林育成の推進に向けて、関係機関・団体と連携のもと森林経営計画を推進するとともに、低コスト化森林施策に向け、国や道の助成制度の活用に加え、市としても間除伐や造林に対する支援を行ってまいります。

商工業の振興

次に、商工業の振興について申し上げます。

「名寄市中小企業振興条例」に基づく各種中小企業支援制度については、これまでも随時見直しを行ってまいりましたが、中小企業を取り巻く新たな課題も生じていることから、支援制度の見直しと、それに伴う同条例の改正について、中小企業振興審議会に諮問し、本年1月8日に答申をいただきました。また、総合戦略においては、「創業」などの新たな施策を掲載しているところです。

今後、審議会からの答申や総合戦略の施策をもとに、中小企業が抱える課題の解決に向け、議会にお諮りしながら、条例及び支援制度の改正を進めてまいります。

雇用の安定

次に、労働関係について申し上げます。

昨年12月末におけるハローワークなよろ管内の雇用情勢については、月間有効求人倍率が1.04倍で、前年同月比0.07ポイント減、3ヶ月連続して前年同月を下回っています。

職業別では、建設土木技術、運転業務、看護師・福祉関連で人材不足が続く一方で、一般事務、軽作業員関連の職が不足しており、求人と求職のミスマッチが続いています。

市内建設業関係者から、特殊技能労務者の高齢化や若年後継者不足が深刻な問題となっており改善についての要望をいただいていることから、今後、中小企業振興条例に基づく支援制度の改正をはじめとした雇用対策を進めてまいります。

一方、昨年12月末における高等学校新卒者の就職内定の状況については、就職希望者は171人で、前年比3.9パーセントの減、そのうち管内就職希望者は92人で、前年比12.4パーセントの減、それに対し管内求人数は82人で、前年比8.9パーセントの減となっています。

また、就職内定者数は156人で、前年比0.6パーセントの減となりましたが、就職内定率は前年比3.0ポイント増の91.2パーセントとなっています。

大学・高校などの卒業生の就職対策についても、関係機関や団体、学校関係者などと連携しながら、求人への要請や開拓などの取組を進めてまいります。

観光の振興

次に、観光振興について申し上げます。

平成24年3月に策定した名寄市観光振興計画については、現在検討を進めている第2次総合計画に併せて平成28年度に見直しを行う予定であり、現行計画の検証、観光を取り巻く環境の変化を踏まえ、改善や新たな視点での方策を検討してまいります。

なお、観光振興は、地域の魅力を高めるとともに、交流人口の拡大により、地域経済の活性化などに寄与することから、今後とも市内イベントの充実はもちろんのこと、着地型観光や外国人観光客の受入体制の整備などについて、広域的な視点を持ちながら観光関係組織と連携し取組を進めてまいります。

スキー場及び温泉・宿泊施設の老朽化に伴う改修・拡張などについては、安全安心な施設運営のため、計画的な補修や整備などを行うとともに、本年度中に温浴施設などの整備に係る方向性を示してまいります。

“心豊かな人と文化を育むまちづくり”

地域文化の継承と創造

次に、地域文化の継承と創造について申し上げます。

名寄市文化芸術振興条例の施行及び市民文化センターEN-RAYホールの開館から2年目を迎えることから、条例のさらなる市民周知を図り、助成事業による支援を推進するとともに、事業企画委員会と連携の上、様々なジャンルの鑑賞事業を実施するなど、芸術・文化の継承と、地域文化の創造の振興を推進してまいります。

大学教育の充実

次に、名寄市立大学について申し上げます。

保健福祉学部の再編による社会保育学科の開設については、学科設置の届け出を終え、教職課程

の認定を受け、近日中には指定保育士養成施設の指定を受ける予定となっています。

所属教員の教授会承認も終了し、4月からの受入に向けて万全の準備を進めており、第1期生の入学を教職員一同心待ちにしております。

また、道北地域研究所と地域交流センターを統合して新設する「コミュニティケア教育研究センター」については、規程の整備を終えており、学部教育と合わせて、教育、研究、地域貢献の3つを柱に据え、本市はもとより、道北地域における知の拠点となるような取組を進めてまいります。

次に、施設整備については、社会保育学科を中心とする新棟の基本設計を本年度中に終了し、平成28年度においては、4月から実施設計を実施し、年度後半に建設工事に着手してまいります。

また、平成29年1月に完成予定の新図書館については、平成29年度の供用開始に向け、運営形態の検討を進めるとともに、学生に対する学修支援や地域住民の皆様の利活用など、ソフト面の充実を図ってまいります。

次に、開学10周年記念事業について申し上げます。

平成28年度は、平成18年4月の開学以来、10周年を迎えることから、5月28日の記念式典の開催に向けて、学内に実行委員会を設置し、準備を進めているところです。

生涯スポーツの振興

次に、生涯スポーツの振興について申し上げます。

平成28年度から本市で開催する「JOCジュニアオリンピックカップ全日本ジュニアスキー選手権大会兼全日本中学生選抜スキー大会（ノルディック種目）」については、関係団体と連携を図りながら実施してまいります。

また、冬季スポーツを中心とした各種大会や合宿の誘致については、合宿誘致に関わる組織を設立し、大会出場選手、合宿者や監督・コーチなどの受入体制を整え、交流人口の拡大に向けた取組

を推進してまいります。

なお、なよろ健康の森クロスカントリーコースは、FIS公認コースとして毎年各種大会が開催されており、平成28年度においては大会運営に欠かせない圧雪車の更新を行ってまいります。

さらに、平成32年（西暦2020年）の東京オリンピック・パラリンピック競技大会における「ホストタウン構想」において、本市では台湾を相手国として第一次登録の決定を受けています。今後は、これまでの台湾との交流実績を生かし、名寄市全体で事前合宿の受入や選手との交流を行うなど、具体的な交流事業を推進し、地域の活性化につなげてまいります。

青少年の健全育成

次に、青少年の健全育成について申し上げます。

放課後児童クラブについて、南児童クラブでは、新たな専用施設での運営となり、3教室での受入体制をとりながら安全性を確保するなど、きめ細かな運営を行ってまいります。

また、長年の懸案事項であった名寄東小学校区内への放課後児童クラブについては、平成28年度中の開設に向け準備を進めてまいります。これにより、市街地区の小校区毎にそれぞれ1カ所の放課後児童クラブ、学童保育所を設置することとなり、児童の安全面の確保や子育て支援を図ることができるようになります。

以上、市政執行に対する私の所信と基本的な考え方を申し上げます。

市議会議員の皆様、並びに市民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げ、平成28年度の市政執行方針といたします。

○議長（黒井 徹議員） 次に、平成28年度教育行政執行方針を行います。

小野教育長。

○教育長（小野浩一君） I はじめに

平成28年第1回定例会の開会にあたり、名寄市教育委員会の教育行政の執行に関する基本的な方針について申し上げます。

現在、国においては、第2期教育振興基本計画のもと、教育改革を着実に進めております。

このような中、昨年12月、中央教育審議会では「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」の答申において、未来を創り出す子どもたちの成長のために、学校のみならず、地域住民や保護者等も含め、社会総がかりで教育の実現を図ることの重要性を指摘したところです。

また、北海道教育委員会では、北海道教育推進計画のもと、「自立」と「共生」の基本理念の実現に向けて、社会で生きる実践的な力の育成や豊かな心と健やかな体の育成など、重視すべき基本目標を掲げ、具体的な教育施策の推進に努めております。

名寄市教育委員会では、国や道の動向を踏まえ、新名寄市総合計画後期基本計画の主旨を受け止め、「心豊かな人と文化を育むまちづくり」を教育・文化・スポーツ分野における基本目標として関係部局や関係機関、団体等との連携を図り、市民の期待と信頼に応える教育行政を推進してまいります。

以下、平成28年度の学校教育、社会教育の主な施策について申し上げます。

II 重点施策の展開

1 学校教育の重点施策の展開

まず、はじめに学校教育の重点施策について申し上げます。

新年度の学校教育については、平成28年度名寄市学校教育推進計画に基づき、学習指導要領の理念である「生きる力」を育てるために、学校と家庭、地域が一体となった教育活動の推進を目指し、次の5つの重点的な取組を進めてまいります。

（1）確かな学力を育てる教育の推進

はじめに、確かな学力を育てる教育の推進について申し上げます。

全国学力・学習状況調査における本市の児童生徒の傾向を踏まえ、確かな学力の育成に努めてま

います。

このため、教育改善プロジェクト委員会の取組を一層充実してまいります。具体的には、児童生徒に基礎的・基本的な知識及び技能を習得させ、思考力、判断力、表現力等を育むため、各学校の学習規律を確立するための取組の共有化、各教科のねらいの明確化と言語活動を適切に位置付けた指導の充実、ICTの効果的な利活用に係る調査研究・授業実践の推進、家庭学習の充実などを図ってまいります。

特に、新年度は、平成24年から取り組んできました教育改善プロジェクト委員会の5年計画の最終年度となることから、平成29年度以降は、現在の教育改善プロジェクト委員会の研究グループを再編し、第2次の活動計画を立案してまいります。

また、児童生徒の学習意欲や主体的に学習に取り組む態度を育むため、天文台や市民文化センターE-N-RAYホール、学生支援員等の地域の教育資源を積極的に活用してまいります。

「学校力向上に関する総合実践事業」では、実践指定校の名寄小学校と近隣実践校である4つの小学校及び4つの中学校が連携して、基礎学力保障の取組、本事業の道内外アドバイザーによる教育講演会の実施、他地区の実践指定校の視察等の取組を推進してまいります。

このほか、平成26年度から名寄中学校を拠点校として取り組んできました道教委の「ほっかいどう学力向上推進事業」が最終年度となることから、新年度は学習内容の確実な定着や家庭学習の充実を図る取組等を積極的に進めてまいります。

今後も、教育改善プロジェクト委員会の取組と道教委の指定事業である「学校力向上に関する総合実践事業」や「ほっかいどう学力向上推進事業」を連動させながら市内の小中学校が一体となった学力向上の取組を推進してまいります。

国際理解教育については、外国人英語指導助手を配置して効率的な派遣方法を工夫したり、小学

校外国語活動については、道教委の指定事業を受け、外国語活動巡回指導教員を配置するなどして教員の指導力向上と授業改善に努めてまいります。

キャリア教育については、児童生徒に望ましい勤労観や職業観を育てるため、社会見学や職場体験活動等を効果的に推進してまいります。また、児童生徒が自分のよさに気づき、将来の夢や目標の実現に向かって学び続けることができるよう、上川版キャリアノートを活用するなどして、教育相談や進路指導等の充実にも努めてまいります。

(2) 豊かな心と健やかな体を育てる教育の推進

次に、豊かな心と健やかな体を育てる教育の推進について申し上げます。

豊かな心の育成については、規範意識や公正な判断力、自他の生命を尊重する心などを育てることが大切なことから、道徳教育については、道徳の時間を要として、家庭や地域社会との連携を図りながら学校の教育活動全体を通じて推進してまいります。

また、新学習指導要領の内容を視野に入れながら、指導のねらいに即して、問題解決的な学習や道徳的行為に関する体験的な学習等を適切に取り入れるなど、指導方法の工夫に努めてまいります。

さらに、地域の先人や文化等を題材とした教材の効果的な活用により道徳の時間の改善に努めてまいります。

市民文化センターE-N-RAYホールについては、児童生徒の豊かな情操を養うため、学校の文化的行事等で積極的に活用されるよう促してまいります。

読書活動については、全ての小学校に学校司書を配置し、子どもたちが読書に親しむことができる環境を整えるなどして、学校図書館を活用した教育活動を支援してまいります。

生徒指導については、教師と児童生徒との信頼関係を基盤として指導体制を充実させ、家庭や地域社会及び関係機関等と緊密に連携して進めてま

います。

とりわけ、いじめの根絶に向けては、教育委員会及び全小中学校において定めている「いじめ防止基本方針」並びに「いじめ防止等対策組織」に基づいて取組を強化してまいります。また、「名寄市小中学校いじめ防止サミット」については、名寄市小中学校のいじめ防止宣言の内容が児童生徒に確実に定着するよう取組の充実を目指してまいります。

なお、いじめについては、「いじめの問題の実態把握及びその対応状況等調査」、不登校や非行等については「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」を実施し、早期発見、早期解消に努めるとともに、中学校に配置しております心の教室相談員による教育相談の実施や、教育相談センターの教育推進アドバイザー、教育専門相談員等との連携により対応してまいります。

携帯電話などの利用による問題行動、薬物乱用防止などについては、生徒指導連絡協議会や関係機関、家庭と連携しながら対応してまいります。

健やかな体の育成については、日常的に運動に親しむ習慣や望ましい生活習慣を身に付けさせることが大切なことから、縄跳びなど各学校の特色を生かした体力づくりの「1校1実践」の取組や「早寝、早起き、朝ごはん」運動等の充実を努めてまいります。

また、スキー、カーリングなど地域の教育資源を生かした活動や、チームチャレンジなどの地域行事への積極的な参加を促進してまいります。

さらに、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を踏まえ、課題解決に向けた実技講習会を実施したり、体育の授業の工夫改善を図るなど体力向上の取組を一層充実させてまいります。

次に、食育の推進について申し上げます。

学校における食育の推進については、児童生徒の発達段階に応じ、食に関する正しい知識や望ましい食習慣などを身に付けることができるよう指導の充実を努めるとともに、栄養教諭の専門性を

生かし、給食の時間をはじめとする特別活動、関連する各教科などにおいて、教育的な効果を引き出すよう取り組んでまいります。

学校給食で使用する食材は、安全性を第一としながら、生産者や関係団体と連携を図り、新たな食材をはじめ可能な限り地元の農畜産物を積極的に活用し、地産地消の拡大に取り組んでまいります。

名寄市立大学が毎年実施する給食経営管理実習生受け入れでは、栄養教諭や給食センター職員による、栄養学科学生への講義や調理場での実習など、引き続き大学と連携を図ってまいります。

学校給食センターは、改築後24年を経過しており、施設や厨房機器が老朽化していることから、施設の整備・更新を年次的に且つ効果的に進め、安全・安心で美味しい学校給食の提供に努めてまいります。

（3）特別支援教育の推進

次に、特別支援教育の推進について申し上げます。

児童生徒一人一人のニーズに応じた支援の充実を図るため、名寄市立大学との協定によるティーチング・アシスタント事業を有効に活用したり、特別支援教育学習支援員を増員するとともに、相談内容に応じて市立大学や小中学校の専門的知識を有する教員を派遣するなど、特別支援教育専門家チームによる巡回教育相談の充実を努めてまいります。

名寄市特別支援連携協議会では、名寄市の特別支援教育について共通理解を図り、効果的な取組を進めるため学校等の管理職や転入職員対象の研修会を実施したり、幼稚園や保育所、学校、関係機関等との情報交流の促進に努めてまいります。

また、個別の支援計画「すくらむ」の普及促進を図るため、学校等におけるリーフレットを活用した啓発活動を充実するとともに、様式や内容等の改善に向けて検討を進めてまいります。

（4）安全・安心な教育環境の整備

次に、安全・安心な教育環境の整備について申し上げます。

安全・安心な教育環境づくりについては、校区ごとに組織しています安心会議など、地域住民や関係機関と連携を図りながら、交通安全指導や安全マップを活用した指導に努めてまいります。また、「地域110番の家」の協力や登下校時の見守りなどを通して、地域ぐるみで不審者への対応を行ってまいります。

名寄南小学校の校舎等の改築については、最終年次として旧校舎等の解体工事と屋外運動場の整備を行います。併せて築後24年を経過した名寄東小学校の改修工事を実施してまいります。また、風連中央小学校の校舎等の改築に向け、基本設計に引き続き実施設計に取り組んでまいります。

（5）信頼される学校づくりの推進

次に、信頼される学校づくりの推進について申し上げます。

学校教育は、保護者や地域住民との信頼関係が基盤となることから、教職員の資質の向上については、教育改善プロジェクト委員会による全小中学校共同で行う研修会や中堅教職員のマネジメント力を高める研修会などを通して進めてまいります。

さらに、学校力向上に関する総合実践事業や教育改善プロジェクト委員会の取組を全小中学校に効果的に波及させる観点から、名寄市教育研究大会や名寄市教育研究集会の内容をより一層充実させてまいります。

また、服務規律の保持については、教職員一人一人が使命感や倫理観を持って職務を遂行できるよう、道教委からの各種通知や服務規律ハンドブック等を活用して校内研修を進めてまいります。

学校評価については、各学校が年度の重点教育目標の達成状況等について評価する自己評価と、保護者や地域住民等が学校の自己評価の結果について評価する学校関係者評価を実施、公表して学校運営の改善に生かしてまいります。また、学校

の年度の重点教育目標と学校職員評価の自己目標を関連させるなどして、円滑な学校運営を推進してまいります。

学校間の連携については、児童生徒の交流はもとより、指導内容や指導方法等についても十分に連携を図ってまいります。また、智恵文小学校、智恵文中学校における小中一貫教育の実現に向け、学校が地域コミュニティの核となるような学校づくりの取組を支援してまいります。

2 社会教育の重点施策の展開

次に、社会教育の重点施策について申し上げます。

新年度の社会教育については、平成28年度名寄市社会教育の重点施策に基づき、市民の皆様が生きがいのある人生を送ることができる生涯学習社会の実現を目指して、次の5つの重点的な取組を進めてまいります。

（1）生涯学習機会の提供

はじめに、生涯学習機会の提供について申し上げます。

新年度の市民講座では、生活課題や地域課題など市民の学習ニーズの把握に努め、趣味の講座にとどまらず、住民自らが課題を掘り起こし、解決に向けた取組を調査研究していく講座についても道民カレッジと連携しながら実施してまいります。

また、新たなグループやサークルの組織化及び活性化のための支援事業「ジャックの豆事業」の奨励、さらには、既存団体への支援及び協力等を行いながら、市民が自主的な学習に取り組めるよう努めてまいります。

風連地区については、中心交流施設である「ふうれん地域交流センター」を核として、地区の各種団体と連携しながら地域振興を推進するとともに、風連公民館を活用した生涯学習事業の円滑な推進と施設の有効利用に努めてまいります。

市立名寄図書館については、子どもからお年寄りまですべての人たちが生涯にわたって、知的情報や地域情報を、いつでも自由に得られる施設と

しての役割を果たしてまいります。

「第2次名寄市子どもの読書活動推進計画」については、新年度がその最終年度にあたることから、ワーキンググループ及び検討委員会を立ち上げ、第3次計画の策定に取り組んでまいります。

また、家庭での読書活動を支援するため、「年齢別おすすめ本リスト」の作成や、読み聞かせボランティアとの協力により、図書館内外での読み聞かせ会の開催など、より良い読書環境づくりに努めてまいります。

学校との連携では、学校での読書活動の支援として、北海道立図書館が行う市町村支援事業の活用や、ブックトークなどの事業を推進し、本の魅力を伝え読書への興味へとつなげる活動に努めてまいります。

なよろ市立天文台については、新年度においても、本市の地の利を生かした天文教育普及活動や情報発信を推進し、市民をはじめ、道内外、海外からの利用者拡大に努めてまいります。

東京都杉並区との交流事業では、移動天文台車を派遣した観望会と名寄の星空資料を活かした天文授業を実施いたします。また、インターネット回線等を利用した、天文に関する情報発信や講演会の中継についても取り組んでまいります。

北海道大学との連携については、ピリカ望遠鏡を利用した学校教育に活用できる教材作成や研究観測、平成23年度から実施している「小学生による小惑星発見プロジェクト」や新天体搜索等、宇宙に対する夢や好奇心を育て、幅広い年齢層にも利用していただけるよう努めてまいります。

協定に基づく交流事業としては、国立天文台石垣島天文台との交流はもとより、平成27年度に、新たに交流協定を結んだ台北市立天文科学教育館と、天文に関するグローバルな情報交換や南北の地理を生かした共同観測などをおして連携を図ってまいります。

また、5年目となる「きたすばる星と音楽の集い実行委員会」による星祭りや音楽イベントの内

容を更に充実させ、より多くの市民や全国の方々に利用していただけるよう情報発信に努めてまいります。

（2）豊かな地域文化の継承と創造

次に、豊かな地域文化の継承と創造について申し上げます。

名寄市文化芸術振興条例が施行され2年目を迎えることから同条例のさらなる市民周知を図り、芸術・文化の継承、地域文化の創造の振興と、同条例に基づく助成事業の推進などに努めてまいります。なお、名寄市全体の文化芸術振興を図るため、引き続き見識者を文化芸術アドバイザーとして委嘱いたします。

新年度においても、優れた芸術文化を鑑賞する機会の提供として、芸術文化鑑賞バスツアーを実施するとともに、昨年5月に開館いたしました市民文化センターEN-RAYホールを活用した様々なジャンルの鑑賞事業を事業企画委員会で協議し実施してまいります。また、市民が芸術文化を体験・発表する場として、市民文化祭と連動しながら生涯学習フェスティバルを開催いたします。

北国博物館については、開館から21年目となり、これからも地域に根差した活動として、本市に関する収蔵されている資料などを分かり易く発信してまいります。

新年度は、「道北の湿原」をテーマに特別展を開催します。秀峰ピヤシリ山頂に広がるピヤシリ湿原を中心に、その成り立ちや植生、道北に分布する湿原などを紹介してまいります。

また、名寄のアイヌ文化伝承者「北風磯吉」の肉声テープを入手したことから、その内容と名寄地方のアイヌ文化についての展示、昭和40年頃の街並みを懐かしむ写真展などを計画しております。

その他に、関連団体の作品や集積された歴史的資料の活用、道内博物館との連携などをおして、郷土の歴史や自然を紹介してまいります。学校教育との連携では、社会科、理科の調べ学習や体験

学習の教育資源としての活用などに対する支援、協力をしてまいります。

文化財については、新たに発行した北国ブックレット「名寄・風連の文化財・史跡」を活用して、理解と関心を高める取組を推進してまいります。

（3）家庭教育の推進

次に、家庭教育の推進について申し上げます。

「早寝早起き朝ごはん」をはじめとする子どもの基本的な生活習慣の定着を支援するため、幼児と就学児の親を対象とした家庭教育支援講座を実施するなどの家庭教育支援事業を進めてまいります。

また、北海道教育委員会が取り組んでいます「家庭教育サポート企業制度」につきましても、さらなる拡大に向け市内事業所への普及啓発を行ってまいります。

（4）生涯スポーツの振興

次に、生涯スポーツの振興について申し上げます。

平成32年（西暦2020年）に、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることに伴い、国内全体でスポーツに対する関心が高まっています。

本市では、国が取り組んでいる「ホストタウン構想」において、台湾を相手国として第一次登録が決定しております。今後は、これまでの交流を生かし、名寄市全体で事前合宿の受入や選手との交流を行うなど、具体的な交流事業を推進し、地域の活性化につなげてまいります。

また、「市民のスポーツ環境・意識調査」においても、スポーツや運動の必要性和継続性、機会や場の創出の大切さが指摘されていることから、新年度においても引き続き市民皆スポーツを目指して、スポーツ施設の整備や改修など環境整備に努めます。

長年の歴史を持つ憲法記念ロードレースについては、第64回を迎える今年の大会より、なよろ憲法記念ハーフマラソン大会に名称を変更し、市

内はもとより市外からも多くの方が参加いただけるよう、大会の周知、宣伝に努めてまいります。

また、一流選手による実技指導等のセミナーやアスリートとの交流事業、スポーツ推進委員等によるニュースポーツの出前講座などを引き続き実施し、スポーツ人口の拡大や技術の向上を図ってまいります。

さらに、体育協会、地域スポーツクラブなどと協力して、スポーツ団体の充実や指導者の育成・確保、各種スポーツ大会の支援などにも努めてまいります。

平成28年度から本市で開催する「JOCジュニアオリンピックカップ 全日本ジュニアスキー選手権大会兼全日本中学生選抜スキー大会（ノルディック種目）」については、関係諸団体と連携を図りながら実施してまいります。

また、冬季スポーツを中心とした各種大会や合宿の誘致については、合宿誘致に関わる組織を設立し、大会出場選手、合宿者や監督・コーチなどの受入体制を整え、交流人口の拡大に向けた取組を推進してまいります。

風連地区については、スポーツ施設を安心して安全に利用できる環境を整えるために修繕等を行っており、新年度は、風連B&G海洋センター・プールの老朽化に伴う上屋シートの掛け替え、プール鉄骨・プール槽の塗装などを行い、地域住民のさらなるスポーツ振興を図ってまいります。

（5）青少年の健全育成

次に、青少年の健全育成について申し上げます。

新年度も児童生徒が自然の中で学ぶ野外体験学習事業「へっちゃランド」、友好交流都市である東京都杉並区の児童との「都会っ子交流」、さらには、平成24年度から始まりました杉並区の小学生との冬季の自然体験交流事業を引き続き実施いたします。

また、子ども会育成連合会などと協力して、様々な体験事業や育成者研修等の事業に取り組み、青少年の健全育成や育成環境の整備に努めてまい

ります。

「名寄市成人式」については、本年から市民文化センターEN-RAYホールを会場に新たな取組で実施しており、平成29年も実行委員会を中心に趣向を凝らした内容で開催してまいります。なお、本年の記念品については、新成人に対し愛知県の陶器企画製造会社「玉善」様から恒例の干支の置物、また「名寄ロータリークラブ」様からは筆記具、実行委員会からは市内菓子店の銘菓詰め合わせを成人式に出席された皆様に贈呈しております。

名寄市児童センター、風連児童会館については、自由来館型の施設として安全安心な居場所となるよう施設運営の充実に努め、子どもたちが遊びやスポーツ、様々な体験ができるよう各種行事を企画し、子どもたちの健全育成を図ってまいります。

放課後児童クラブについては、保護者の仕事と子育ての両立を支援するとともに、放課後における児童の安全安心な居場所として施設運営の充実や環境整備を図り、児童の健全育成に努めてまいります。

風連児童クラブでは、隣接する風連児童会館を効果的に利用しながら運営を行ってまいります。

南児童クラブでは、3教室での受け入れ体制になるなど、新たな専用施設での対応となりますが、安全性に十分配慮するなどのきめ細かな運営を行ってまいります。

民間学童保育所に対しては、児童の安全安心な居場所となるよう環境整備、運営に対して必要な支援をしてまいります。

長年の懸案事項であった名寄東小学校区内への放課後児童クラブについては、平成28年度中の開設に向け準備を進めてまいります。これにより市街地区の小中学校区ごとにそれぞれ1箇所の放課後児童クラブ、学童保育所が設置することとなり、児童の安全面の確保や子育て支援を図ることができるようになります。

青少年センターについては、青少年を取り巻く

社会環境の変化が児童生徒の健全な育成に大きな影響を及ぼすことから、各町内会からの推薦指導員と共に巡視活動を行い、青少年の問題行動の未然防止や適切な指導を行ってまいります。また、市内小・中・高等学校・関係機関との協力で青少年表彰、青少年健全育成標語の取組を実施し、青少年健全育成の啓発に努めてまいります。

教育相談センターのハートダイヤルでは、児童生徒や保護者等からの悩みについては、教育専門相談員が電話や面接等で相談に応じてまいります。また、ひきこもりの解消や日中相談できない方のために夜間相談日を設けて対応してまいります。相談内容により学校との連携が必要となりますので、各小中学校との情報交換に努めてまいります。

適応指導教室では、不登校の児童生徒の心情や悩みを受け止め、学校復帰と自立に向けた支援を行ってまいります。不登校は本人だけの問題ではなく、学校や家庭を含む様々な要因が複雑に絡み合っている傾向にあります。教育推進アドバイザーを中心に学校や関係機関との連携に努め、相談体制の充実に努めてまいります。

最後に、放課後子ども教室について申し上げます。

本事業は、平成24年度より、小学4年生から中学3年生までを対象に児童センター、市民文化センター、ふうれん地域交流センターを会場にして本格実施してまいりました。

これまで、児童生徒の「自ら学び自ら考える力」を育むなど所期の目的を達成し大きな成果を上げてきたところです。新年度も、地域の教育経験者などを活用し、自学自習の充実やテーマ学習の工夫を図り、児童生徒にとって有意義な教室となるよう努めてまいります。

Ⅲ むすび

以上、平成28年度の教育行政執行方針について、その概要を申し上げます。

名寄市は、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、市立大学を抱える教育都市であり、将来の地域を

支える人材を育てる大きな役割と責任を担っております。

この自覚のもと、推進してまいりました児童生徒に「生きる力」を育む取組が実を結び、今年度は、北海道教育実践表彰の学校表彰において名寄小学校の「学校力向上に関する総合実践事業」の取組が、また、教職員表彰において名寄小学校の教諭の学力向上に向けた学校の協働体制づくりの取組が高い評価を得て、その荣誉に輝きました。

さらに、上川管内教育実践表彰においても、名寄太鼓保存会が半世紀にわたる地域文化の伝承の取組や太鼓の指導を通じた青少年の健全育成の取組が高い評価を得て、その荣誉に輝きました。

名寄市教育委員会としては、これまで以上に、学校、家庭、地域社会との連携を深めながら、本市の教育の振興と発展に誠心誠意努力してまいります。

議員並びに市民の皆様の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 以上で平成28年度市政執行方針・教育行政執行方針を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 日程第5 議案第1号 名寄市簡易水道事業の名寄市水道事業への統合に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第1号 名寄市簡易水道事業の名寄市水道事業への統合に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

名寄市簡易水道事業は、平成21年度に提出をした簡易水道事業統合計画書に基づき、平成28年度を目途に水道事業へ統合し、基盤強化を図るための具体的な事業展開を行ってまいりました。このたび統合のための簡易水道施設改修事業、資産調査が完了し、事業変更届についても北海道と

の協議が順調に進んでおり、水道事業への事業統合準備が整ったことから、平成28年3月31日をもって簡易水道事業を廃止し、平成28年4月1日から水道事業への統合を行うための条例整備が必要となりましたので、関係条例を一括して改正、廃止をするために本条例を制定をしようとするものでございます。

よろしく御審議をくださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第1号は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第1号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第6 議案第2号 名寄市議会基本条例の一部改正について、議案第3号 名寄市パブリック・コメント手続条例の一部改正について、以上2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第2号 名寄市議会基本条例の一部改正について、議案第3号 名寄市パブリック・コメント手続条例の一部改正について、一括して提案の理由を申し上げます。

平成26年6月の行政不服審査法の全部改正に

に伴い、平成28年4月1日施行の名寄市情報公開条例の全部を改正する条例が平成27年12月1日に公布をされたことから、名寄市情報公開条例の条例番号を一部改正する必要が生じ、条例番号及び条項の改正並びに規定文言の整理を行おうとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、議案第2号外1件について一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第2号外1件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第2号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。議案第3号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第7 議案第4号 行政不服審査法の全部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第4号 行政不服審査法の全部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

平成26年6月の行政不服審査法の全部改正に伴う平成27年12月1日公布、平成28年4月1日施行の行政不服審査法の全部改正に伴う関係条例の整備に関する条例に関して、審理手続等の際における審理員及び行政不服審査会等に対する文書等の写しの求めに関する手数料の額等について政令が示されたことから、本条例において手数料の額及び減免の規定を整備をし、国の手数料と整合を図ろうとするものでございます。

次に、地方税法に基づく固定資産評価審査委員会における審査に関する規定並びに手数料の額及び減免に関する規定等について、国から条例の準則が示されたことによる一部改正のほか、その他関係条例における審査請求に関する規定の整備を行おうとするものでございます。

また、行政不服審査法の罰則規定との整合を図るための関係機関との調整結果により、名寄市情報公開条例の全部を改正する条例の一部を改正し、行政不服審査法の施行日前に整備をしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議をくださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第4号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。
よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第8 議案第5号
名寄市人事行政の運営等の状況の公表に関する
条例等の一部改正についてを議題といたします。
提出者の説明を求めます。
加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第5号 名寄市人事
行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部
改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、地方公務員法及び地方独立行政法人法
の一部を改正する法律、行政不服審査法及び学校
教育法等の一部を改正する法律並びに地方公務員
災害補償法施行令の一部を改正する政令が平成2
8年4月1日からの施行をされること等に伴い、
名寄市人事行政の運営等の状況の公表に関する条
例、名寄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例
及び名寄市議会の議員その他非常勤及び臨時の職
員の公務災害補償等に関する条例の必要な改正を
行おうとするものでございます。

よろしく御審議をくださいますようお願いを申
し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入り
ます。御発言ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。
お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略
し、直ちに採決することに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第5号は原案のとおり決定することに御異
議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。
よって、議案第5号は原案のとおり可決されま

した。

○議長（黒井 徹議員） 日程第9 議案第6号
名寄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関
する条例の一部改正について、議案第7号 名寄
市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正に
ついて、議案第8号 名寄市教育委員会教育長の
給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の
一部改正について、以上3件を一括議題といたし
ます。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第6号 名寄市議会
議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一
部改正について、議案第7号 名寄市特別職の職
員の給与に関する条例の一部改正について、議案
第8号 名寄市教育委員会教育長の給与、勤務時
間その他の勤務条件に関する条例の一部改正につ
いて、一括して提案の理由を申し上げます。

本件は、平成27年第4回定例会で御議決をい
ただいた一般職員の勤勉手当の改正と同様に、平
成27年度人事院勧告に基づき議員及び特別職の
期末手当の額の改定を行うために、これら3本の
条例を改正をしようとするものでございます。

なお、議員報酬及び特別職の給与額等を改定す
る際には、名寄市特別職報酬等審議会の意見を聞
くこととされておりますが、同審議会から本年2
月17日に平成27年度人事院勧告に基づき一般
職員に準じて改定を行うことが適当であるとの答
申書の提出を受け、このことを踏まえて今回の改
正を行うものでございます。

よろしく御審議をくださいますようお願いを申
し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、議案第6号
外2件について一括質疑に入ります。御発言ござ
いませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第6号外2件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第6号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。議案第7号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。議案第8号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第10 議案第9号 名寄市立食肉センター条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第9号 名寄市立食肉センター条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本市は、これまで本条例に基づき市立食肉センターにおいて地域産業の振興と畜産流通の振興を図るために道北地区一円を中心に畜産資源を受け入れてまいりましたが、農林水産大臣から認定を受けた食肉卸売市場ではないため、黒毛和牛を中

心とした肉用牛を出荷する生産者が租税特別措置法による減税措置を受けられない状況にございます。このことにより同センターへの肉用牛の受け入れは少なく、平成25年度から新施設として竣工した同センターの稼働率は平成26年度において約70%となっておりでございます。本件は、同センターを農林水産大臣から認定を受けた食肉卸売市場とすることにより肉用牛の受け入れ増加が見込まれ、同センターにおける経営の安定化が図られることはもとより、出荷生産者の輸送コストの軽減や生体輸送のリスク回避など地域畜産業への支援策となります。このような状況を踏まえて、農林水産大臣から認定を受けた食肉卸売市場となるための申請を前提として本条例を改正をしようとするものでございます。

よろしく御審議をくださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第9号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

13時まで休憩をいたします。

休憩 午前11時51分

再開 午後 1時00分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11 議案第10号 平成27年度名寄市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第10号 平成27年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末に当たり事業の確定に伴う事業費や人件費などの調整が主なものでございまして、歳入歳出それぞれ9億916万5,000円を減額をして、予算総額を232億6,781万4,000円にしようとするものでございます。

補正の主なものを歳出から申し上げます。2款総務費におきまして一般管理事業費のうち秘書管理事業費で台湾南部地震災害見舞金30万円の追加は、2月6日に発生をした台湾南部地域での大地震に対し支援を行おうとするものでございます。

同じく2款総務費におきまして地方創生加速化事業費のうち北北海道インバウンド促進事業費287万8,000円の追加は、美深町、下川町と連携をして台湾からの教育旅行の誘致や観光客の誘客に向けた取り組みにより地域の活性化を図ろうとするものでございます。

6款農林業費におきまして中山間地域等担い手収益向上支援事業補助金35万円の追加は、国のTPP関連対策として収益性の高い作物の導入を図る担い手等の取り組みの支援をしようとするものでありまして、同額を道支出金で計上しております。

10款教育費におきまして名寄南小学校校舎・屋内運動場等改築事業費7,683万1,000円の追加は、名寄南小学校屋外運動場整備事業などを平成28年度当初予算から前倒しで実施をすることから事業費を増額しようとするものでございます。

同じく10款教育費におきまして名寄市立大学教育・研究機能向上事業費400万円の追加は、

コミュニティケア教育研究センターにおいて地域の政策課題に対し官民連携による調査研究のほか、卒業生の意向調査を実施をしようとするものでございます。

同じく10款教育費におきまして冬季スポーツ拠点化推進事業費3,084万6,000円の追加は、冬季スポーツ合宿の受け入れ、金メダリスト指導者の招致による指導体制の構築により冬季スポーツの拠点化を実現をし、冬季スポーツを軸としたまちづくりを推進をしようとするものでございます。

次に、歳入について申し上げます。各事業費の追加及び確定に伴う国庫支出金、道支出金、市債などの特定財源の調整を図ったほか、1月末の収納状況等から判断をして使用料及び手数料などで必要な調整を行うものでございます。

11款地方交付税におきまして普通交付税で3億7,554万円の追加は、本年度算定をされました普通交付税の金額の確定に伴い予算を計上しようとするものでございます。

19款繰入金では、財政調整基金及び公共施設整備基金の繰入金を減額し、収支の調整を図ろうとするものでございます。

次に、第2表、継続費補正につきましては、北斗・新北斗公営住宅建設事業5棟目ほか3件の予算を変更しようとするものでございます。

次に、第3表、債務負担行為補正につきましては、プレハブ借上料（年金生活者等支援臨時福祉給付金事業）ほか3件の追加をし、ピヤシリフォレスト・ピヤシリシャンツェ指定管理委託料ほか2件で債務負担行為額の変更をしようとするものでございます。

次に、第4表、地方債補正につきましては、情報セキュリティ強化対策事業の追加、事業費の確定に伴い町内会活動支援事業ほか29件の変更、東5号線道路舗装改築事業の廃止をしようとするものでございます。

次に、第5表、繰越明許費につきましては、年

度内に完了しない自治体情報セキュリティ強化対策事業ほか5件を繰り越ししようとするものでございます。

以上、補正の概要について申し上げましたが、細部につきましては総務部長より説明をさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 補足説明を白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） それでは、一般会計の補正予算につきまして市長より申し上げた分の重複を避けまして補足の説明をさせていただきます。

初めに、歳出から御説明をさせていただきます。議案第10号の28、29ページをお開きいただきたいと思います。2款総務費、1項3目情報化推進費で自治体情報セキュリティ強化対策事業費1,988万円の追加につきましては、地方自治体の情報セキュリティー対策を抜本的に強化する必要があることから予算を計上しようとするものでありまして、財源といたしましては国庫支出金及び起債をそれぞれ730万円ずつ計上させていただいております。

次に、34ページ、35ページをお開きいただきたいと思います。3款民生費、1項1目社会福祉総務費で年金生活者等支援臨時福祉給付金事業費130万円の追加につきましては、所得の低い高齢者を対象といたしました年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給に対し、今年度必要な事務経費について予算計上をさせていただこうとするものでありまして、同額を国庫支出金で計上させていただいてございます。

次に、46、47ページをお開きいただきたいと思います。6款農林業費、1項2目農業振興費で強い農業づくり事業費1,010万円の追加につきましては、道北なよろ農業協同組合の実施いたしますバレイショ集出荷施設の整備事業に対する補助金につきまして補助対象経費がふえたことに

伴い補正しようとするものでございます。財源といたしましては、同額を市債で計上させていただいております。

次に、50ページ、51ページをごらんいただきたいと思います。同じく6款農林業費、2項1目林業振興費で有害鳥獣・ヒグマ等対策事業費21万円の追加につきましては、本市が北海道よりヒグマ対策技術者育成のための捕獲地域に選定をされましたことから、その活動に要する経費について補正をさせていただくものでございます。

次に、歳入について御説明を申し上げます。恐れ入ります。お戻りいただきまして18、19ページをお開きいただきたいと思います。18款寄附金1,248万2,000円の追加につきましては、既に予算化されたものを除きまして2月8日までに寄附採納された一般寄附、ふるさと納税寄附金などを予算計上するものでございまして、寄附者の意向に沿いまして公共施設整備基金、地域振興基金、地域福祉基金、文化センター大ホール基金にそれぞれ積み立てるほか、図書館資料整備事業費の財源として充当させていただくものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

川村幸栄議員。

○5番（川村幸栄議員） 何点かお伺いをしたいと思います。

まず最初に、31ページの総務費の企画振興費、地域おこし協力隊事業費がマイナス491万8,000円になっています。この地域おこし協力隊の方々の応募といいますか、そういった部分を今後どのようにお考えなのかお聞かせをいただきたいと思います。

それから、3款民生費、35ページです。年金生活者等支援臨時福祉給付金事業費です。ここで今のところわかる範囲でお知らせをいただきたい

のですが、対象者数がどのくらいになっているのか、それからプレハブも借りたりということなのですが、対応する職員の数がわかればお知らせをください。

それから、民生費の41ページです。生活保護費の生活保護扶助費が6,456万3,000円マイナスになっています。このマイナスになっている中身についてお知らせください。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 私のほうから地域おこし協力隊の関係と今後の考え方についてお話をさせていただきたいと思います。

平成27年度中3回の公募をさせていただいたのですが、面接、採用の通知をさせていただきましたけれども、3件ともその後辞退が出るということで、そういった状況で実質27年度の採用がなかったという状況でございます。それで、大阪等のそういった地域おこし協力隊の説明会とか出席をさせていただきまして、今回募集の中で1名が募集をされて、今度面接をするという予定になってございます。いずれにしても、地域おこし協力隊3年で任期が切れるということでございますので、その後の、名寄市の場合就農目的ということで考えさせていただいていますので、その後のアフターケアというか、土地の部分を含めて、今後そういった部分も含めて公募などをしていくのが必要なのかなということで、今現在検討をさせていただいている最中でございますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） お答えします。

年金生活者等の臨時給付金についてでございますが、対象の人数として考えておりますのが4,000名程度ということでございます。また、事務の執行体制でありますけれども、社会福祉課の職員、正職といいますか、3名、それと臨時職員2名、

それから実施本部立ち上げますので、他部からの応援体制も整えながら対応してまいりたいというふうに考えております。

生活保護費のマイナス、減額の方ではありますが、主に医療扶助の部分について減額となっております。たまたま大きな高度医療等を受けられる方がいらっしゃいますと月額100万円程度の医療費がかかりますので、その辺も見込みまして当初予算組みをしておりましたが、その部分が減額となったということでございます。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 地域おこし協力隊、今後新規就農ということで対応していきたいというお話でした。新規就農者もここ何年間見せていただくと、ほかの周辺の地域から比べると、私は名寄のところは多くいらっしゃるのかなというふうに思っています、新規に入ってきていただいている方々。こういう方々にもっと名寄に来ていただいて、やっぱり一緒に安心、安全な農産物をつくっていただくということに積極的にかかわっていただきたいというふうに思っていますので、またいろんな場面で、今名古屋とおっしゃいましたか、そこまで行ってこられたというようなお話でしたので、直接行くことも大切でしょうけれども、ホームページなどでのPRも含めて積極的に取り組んでいただきたいなというふうに思っています。名寄の魅力のところでは、先ほどの市長の執行方針の中でも随分語られていましたけれども、それは名寄に住む私たち市民にとっても魅力たくさん持っているという部分ですので、そこをもっと積極的に発信していただいて、名寄に来ていただくということに取り組んでいただきたいというふうに思います。

それからあと、年金生活者等支援臨時福祉給付金事業費です。これ今回国の取り組むことなのですけれども、年金暮らしの方々にもいろいろお話を聞くと、3万円いただけるのは非常にうれしいけ

れども、もっとほかに使い方がなかったのかというように、そういうような厳しい言葉もありますし、もう私はこういうところに使うのではなくてやっぱりもっと子育てのところに使ってほしいのだというように、そういう高齢者の方々の意見もあります。ですから、今回対応される職員さん3名プラス2名、またそれぞれの課から応援もということだったのですけれども、多くの皆さん方が大変な思いをしながらでも、やはり次世代への思いというのも強く持っていらっしゃるし、そして有効な使い道をしてほしいのだというふうな思いというのは強いと思うのです。だから、そういう方々に適切な対応をしていただくことを非常に強く私は思っています。この年金生活者の事業を行うに当たって、臨時福祉給付金だとか、それから子育て世代臨時給付金なんかがなくなる中での対応ですので、そういった部分での思いも強く出るのでなというふうには思っています。ですから、対応のところをしっかりと行っていただきたいと、そういうことを求めたいと思いますし、その辺についてもし今お考えがあればお聞かせをいただきたいと思います。

それからあと、4,000名近くいらっしゃる方々に漏れないような対応も必要かなというふうに思っていますので、その点についてももう一度お聞かせください。

それから、生活保護費ですけれども、扶助費、医療扶助を毎度お聞きすると高額医療者の方々がお亡くなりになったりとかということマイナスが出てきているようなのですけれども、今全国的には生活保護受給者がふえている中でのマイナスになると、どうしても水際でお断りしてはいないかというようにちょっと勘ぐってしまいます。そういうことのないような対応をしていただきたいなということは常々私も言っているところなのですけれども、そういった部分についてお考えがあればお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 地域おこし協力隊の関係につきましては、情報につきましては議員おっしゃるとおりやっぱり少し創意工夫して、ちょっと目を引くような形でさせていただければというふうに思いますし、新規就農者の関係につきましては現在担い手育成センターの中で今後の施策について検討もさせていただいていますので、それらを踏まえて対応してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 臨時福祉給付金ですけれども、消費税の部分の臨時給付金はまだ28年度もございますので、子育ての部分が無くなったということでございます。

それと、臨時給付金部分につきましては、3月中にも本部立ち上げまして準備万端整えまして、4月から受け付け開始ということでございますので、漏れなく給付できますように努めてまいりたいというふうに考えております。

また、子育ての部分につきましては、これ臨時給付金につきましては国の政策なものでありますので、この部分については粛々とお配りさせていただきたいと存じておりますけれども、そのほか高齢者ですとか、子育ての部分については市としてもできるだけの子育て支援施策これまでもやってきておりますので、今後ともその充実に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また、生活保護の部分でありますけれども、議員からもこれまでも御質問、御意見いただいておりますとおりに、必要な方に適切に給付してさしあげるという対応、親切的な相談体制を整えるということは本当に引き続き努めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解願います。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） それぞれ御答弁いただきましたので、取り組んでいただきたいと思うのですが、生活保護申請のところで、ある自治体で

は申請書をなかなか手渡してもらえないと。申請する段階で手渡してもらえないということも耳にすることがあります。ですから、まずは御本人の申請することですので、そういったところら辺でストップかけないといったところも含めて、引き続き受給される方々への寄り添った対応をしていただくことを求めて終わります。

○議長（黒井 徹議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第10号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第12 議案第11号 平成27年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第11号 平成27年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定におきまして保険給付費の伸びによる追加及び年度末における事業見込みによる事業費の調整を行うものであり、歳入歳出それぞれ1,622万7,000円を減額をし、予算総額37億9,042万3,000円に、直診勘定におきまして診療収入などが増額になったこと

から一般会計繰入金の減額など費目間の調整を行うものであり、歳入歳出それぞれ254万3,000円を減額し、総額を2億1,658万9,000円にしようとするものでございます。

補正の主な内容について保険事業の歳出から申し上げます。1款総務費では人件費で総額548万8,000円を減額をし、2款保険給付費では一般被保険者高額療養費の増額のほか退職被保険者に係る医療費の見込みによる減額などにより総額で243万円を追加をし、6款介護納付金では納付金の額の確定により30万4,000円を減額をし、7款共同事業拠出金では拠出額の確定により1,078万2,000円を減額をし、8款保健事業費では決算見込みにより総額で208万8,000円を減額しようとするものでございます。

次に、保険事業の歳入について申し上げます。2款国庫支出金では各種補助金の確定に伴い総額53万2,000円を減額をし、3款療養給付費等交付金では変更決定額の通知に伴い5,012万2,000円を減額をし、4款前期高齢者交付金では交付金の確定に伴い11万4,000円を減額をし、5款道支出金では各種補助金の確定に伴い総額53万2,000円を減額をし、6款共同事業交付金につきましては交付額の確定により1,770万9,000円を減額をし、8款、一般会計繰入金では保険基盤安定繰入金及びその他一般会計繰入金で総額2,729万2,000円を増額をし、9款繰越金では前年度繰越金の最終補正額として2,548万5,000円を追加しようとするものでございます。

次に、直診勘定の歳出について申し上げます。1款総務費では人件費等で330万1,000円を、2款医業費では医療用器械器具費等で11万5,000円をそれぞれ減額をし、3款施設整備費では医療機器等の備品購入費等で87万3,000円を追加しようとするものでございます。

次に、直診勘定の歳入について申し上げます。1款診療収入では診療報酬収入等で847万8,0

00円を、2款使用料及び手数料では30万8,000円を、3款道支出金では電源立地地域対策交付金で27万3,000円を、5款諸収入では143万3,000円をそれぞれ追加をし、4款繰入金の一般会計繰入金で1,183万5,000円を、6款市債では事業の確定により120万円をそれぞれ減額をし、調整を図ろうとするものでございます。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第11号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第13 議案第12号 平成27年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第12号 平成27年度名寄市介護保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定におきまして歳入歳出それぞれ1億2,858万円を減額をし、予算総額を23億1,813万9,000円にしようとするものでございます。

補正の内容につきまして歳出から申し上げます。1款総務費では職員数の減員に伴う職員給与等を1,500万円、2款保険給付費では居宅介護サービス費及び施設介護サービス費等の給付実績の減少に伴い1億2,350万円をそれぞれ減額しようとするものでございます。

また、3款地域支援事業費においては、厚生労働省通知、地域支援事業実施要綱の改正により、事業名の新設、統合等が行われたことに伴い、当市の予算においても各事業名の変更、統合、予算のつけかえ等を行うものでございます。なお、3款地域支援事業費全体としての事業費総額に変更はございません。

4款基金積立金では、平成26年度決算剰余金を介護給付費準備基金に積み立てるために992万円を追加しようとするものでございます。

歳入につきましては、保険給付費の減額に伴い4款国庫支出金、5款支払基金交付金及び6款道支出金をそれぞれ減額しようとするものでございます。

8款繰入金におきましても保険給付費の減額に伴い介護給付費繰入金を減額するとともに、職員給与費等の減額に伴い職員給与等の繰入金を減額しようとするものでございます。

また、9款繰越金では、平成26年度決算剰余金の繰り越し分として727万4,000円を追加しようとするものでございます。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第12号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第14 議案第13号 平成27年度名寄市下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第13号 平成27年度名寄市下水道事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、主に年度末における各費目の調整を行うものでありまして、歳入歳出それぞれ1億267万8,000円を減額をし、予算総額11億2,427万6,000円にしようとするものでございます。

補正の主なものを歳出から申し上げます。1款下水道事業費では、下水道終末処理場設備であるスラム貯留槽の改修費用の追加とあわせ各事業費の確定に伴う各費目の調整により総額で8,774万9,000円を減額しようとするものでございます。

2款公債費では長期償還還元金を413万2,000円、長期債償還利子を490万1,000円、3款諸支出金では国庫返納金を5万8,000円、消費税を583万8,000円それぞれ減額をしようとするものでございます。

次に、歳入について申し上げます。1款分担金及び負担金では下水道事業受益者負担金を24万5,000円、2款使用料及び手数料では使用料の減少により107万2,000円、3款国庫支出金では事業費の確定により1,931万円、4款繰入金では一般会計繰入金を5,073万2,000円、6款市債では事業費の確定により3,130万円を

それぞれ減額をし、収支の調整を図ろうとするものでございます。

次に、第3表、地方債補正につきましては、事業費の確定に伴い変更しようとするものでございます。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第13号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第15 議案第14号 平成27年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第14号 平成27年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末における各費目の調整を行うものであり、歳入歳出それぞれ610万1,000円を減額をし、予算総額を8,314万3,000円にしようとするものでございます。

まず、歳出について申し上げます。1款個別排水事業費では事業費の確定に伴う調整により55

6万5,000円を、2款公債費では長期債償還利子で43万6,000円を、3款諸支出金では消費税で10万円をそれぞれ減額しようとするものでございます。

次に、歳入について申し上げます。4款諸収入では消費税の確定等により20万1,000円を追加をし、1款分担金及び負担金では36万1,000円を、2款使用料及び手数料では81万7,000円を、3款繰入金では192万4,000円を、5款市債では320万円をそれぞれ減額をし、収支の調整を図ろうとするものでございます。

次に、第3表、地方債補正につきましては、事業費の確定に伴い変更しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第14号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第16 議案第15号 平成27年度名寄市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第15号 平成27

年度名寄市簡易水道事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末における各費目の調整を行うものでありまして、歳入歳出それぞれ340万1,000円を減額し、予算総額を5,733万4,000円にしようとするものでございます。

まず、歳出について申し上げます。1款簡易水道事業費では事業費の確定に伴う調整により187万4,000円を、2款公債費では長期債償還利子で152万7,000円をそれぞれ減額しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。1款使用料及び手数料では水道使用料で39万4,000円を追加をし、給水工事手数料で3万3,000円を減額し、2款繰入金では一般会計繰入金で376万2,000円を減額をして収支の調整を図ろうとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第15号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第17 議案第16号 平成27年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第16号 平成27年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ11万5,000円を減額し、予算総額を3億7,828万1,000円にしようとするものでございます。

まず、歳出について申し上げます。1款総務費では、事業の決算見込みにより総額11万5,000円を減額しようとするものでございます。

次に、歳入について申し上げます。3款繰入金では、歳出減に伴い11万5,000円を減額しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第16号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第18 議案第17号 平成27年度名寄市病院事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第17号 平成27

年度名寄市病院事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末の各収支を見通し、必要な調整を行うとともに、各種業務委託について債務負担行為の設定をしようとするものでございます。

補正の主なものを収益的収入から申し上げます。1款病院事業収益では、医業収益におきまして入院患者数の減少により入院収益で3億1,309万6,000円を減額をし、医療相談収益の増等によりその他医業収益で1,662万3,000円を追加しようとするものでございます。

次に、医業外収益におきまして他会計補助金で医師確保対策に要する経費等で3,935万9,000円を追加をし、他会計負担金で周産期医療に要する経費等で1億2,581万8,000円を減額しようとするものでございます。

次に、特別利益におきまして退職手当債務の精算による退職給付手当引当金繰入額の戻入等で8,344万円を追加をし、収益の総額を92億9,349万3,000円にしようとするものであります。

次に、収益的支出について申し上げます。2款病院事業費用では、医業費用におきまして給与費で市立病院において看護師等の採用が予定を下回ったこと等により1億3,173万7,000円を、経費で東病院診療交付金等の減少により6,931万5,000円をそれぞれ減額しようとするものでございます。

次に、医業外費用におきまして支払利息及び企業債取扱諸費で利率見直し方式にて借り入れた企業債利息の減少で828万6,000円を、雑支出で控除対象外消費税の減少により974万8,000円をそれぞれ減額しようとするものでございます。

次に、特別損失におきまして過年度損益修正損で4,766万2,000円を追加をし、費用の総額を96億6,363万3,000円にしようとするものでございます。

次に、資本的収入について申し上げます。3款資本的収入におきまして負担金で建設改良に要する経費で6,646万5,000円を追加をし、総額を9億1,599万3,000円にしようとするものでございます。

次に、資本的支出について申し上げます。4款資本的支出におきまして施設費で院内保育所改築事業で276万4,000円を減額をし、総額を12億3,699万9,000円にしようとするものでございます。

なお、資本的支出の不足額につきましては、過年度損益勘定留保資金で補填をするものでございます。

次に、棚卸資産購入限度額について申し上げます。5款貯蔵品におきまして薬品で2,020万6,000円を、燃料で2,147万2,000円をそれぞれ減額をし、総額を9億6,152万2,000円にしようとするものでございます。

次に、各種業務委託に係る債務負担行為について申し上げます。市立病院巡回警備業務、放射線管理業務等の委託について、それぞれ期間及び限度額を設定をしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第17号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決され

ました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第19 議案第18号 平成27年度名寄市水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第18号 平成27年度名寄市水道事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末の収支を見通し、予算の調整を行おうとするものでございます。

まず、収益的収入について申し上げます。1款水道事業収益では、給水収益で141万円の増額、その他特別収益で1,056万5,000円の増額等により計1,178万3,000円を追加をし、総額を6億5,345万1,000円にしようとするものでございます。

次に、収益的支出について申し上げます。2款水道事業費用では、事業費の確定に伴う各費目の調整を行い、費用全体で1,807万7,000円を減額をし、総額を6億1,787万4,000円にしようとするものでございます。

次に、資本的収入及び資本的支出について申し上げます。3款資本的収入では2,242万3,000円を減額をし、総額を3億4,255万3,000円に、また4款資本的支出では3,316万9,000円を減額をし、総額を5億9,188万2,000円にしようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。
これより採決を行います。

議案第18号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第20 議案第19号 平成28年度名寄市一般会計予算、議案第20号 平成28年度名寄市国民健康保険特別会計予算、議案第21号 平成28年度名寄市介護保険特別会計予算、議案第22号 平成28年度名寄市下水道事業特別会計予算、議案第23号 平成28年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計予算、議案第24号 平成28年度名寄市食肉センター事業特別会計予算、議案第25号 平成28年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算、議案第26号 平成28年度名寄市病院事業会計予算、議案第27号 平成28年度名寄市水道事業会計予算、以上9件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第19号 平成28年度名寄市一般会計予算及び議案第20号から議案第27号までの各特別会計予算並びに各企業会計予算について、一括して提案の理由を申し上げます。

各会計予算案は、平成27年11月2日付市長訓令に基づき、人口減少社会を見据えて持続可能なまちづくりを進めていくために、総合計画及び総合戦略を着実に取り組むことなどの基本方針に沿って予算を編成いたしました。

一般会計予算案は、前年度比0.9%増の234億9,927万5,000円となりました。大学図書館建設事業や名寄東小学校校舎改修事業等の大型事業を計上をしたほか、基幹相談支援センター事

業や総合戦略の推進として子育て世帯の経済的支援を目的とした乳幼児紙おむつ用ごみ袋支給事業、深刻な農業者の高齢化や担い手不足に対応し、農業労働力確保に向けた調査を実施をする農業補助労働力確保事業などのソフト事業を計上したところでございます。また、収支不足を補う財政調整基金の取り崩し額は6億5,596万1,000円を計上しております。

次に、特別会計について申し上げます。平成28年度国民健康保険特別会計外5特別会計の予算総額は、前年度比1.0%減の84億4,082万1,000円となっております。増減の大きなものは、介護保険事業特別会計のサービス事業勘定・名寄分で老朽化した施設の改修を平成27年度で計上していたため14.8%の減、サービス事業勘定・風連では指定管理委託料の増や老朽設備の改修予算計上などの影響により25.4%の増となっております。食肉センター事業特別会計では、食肉センター施設整備事業費の増により98.1%の増となりました。また、簡易水道事業特別会計につきましては、平成27年度をもちまして会計廃止となります。

次に、企業会計について申し上げます。病院事業会計及び水道事業会計の予算総額は、前年度比3.2%増の128億1,549万2,000円となりました。病院事業会計で院内保育所改築工事費の増等により2.3%増の114億2,691万7,000円、水道事業会計では平成28年度から簡易水道事業が水道事業に事業統合することに加えて拡張事業費や施設整備費の増により11.1%増の13億8,857万5,000円となっております。

以上によりまして、平成28年度全会計の予算総額は前年度比1.2%増の447億5,558万8,000円となりました。

地方自治法第211条及び地方公営企業法第24条の規定に基づき提出をいたしますので、よろしく御審議をくださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） お諮りいたします。

議案第19号外8件については、本会議質疑を省略し、全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号外8件については、全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定をいたしました。

ただいまの決定に基づき、予算審査特別委員会の委員に全議員を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第21 議案第28号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第28号 専決処分した事件の承認について、提案の理由を申し上げます。

マイナンバー制度の導入に伴い、平成28年1月から各種手続に個人番号の記載が必要となりましたが、平成27年12月18日付総務省通知により一部の手続において個人番号の利用の取り扱いを見直す方針が示され、その対象となる手続に既に条例改正の議決を受けている市民税及び国民健康保険税の減免規定が含まれておりました。国の考えでは、当該通知に従い、自治体の条例等を根拠とするものは当該根拠規定を速やかに改正をし、原則としてこれら取り扱いの変更を含めたもので平成28年1月1日から適用することが適当であるとされました。

本件は、このことを踏まえて減免規定から個人番号の定めを削除すること及び文言整理等を行うため、既に議決をいただいている名寄市税条例の一部改正する条例及び名寄市国民健康保険税条例

の一部を改正する条例について平成27年中にそれぞれ一部改正する必要が生じたことにより、地方自治法第179条第1項の規定により一括して専決処分を行いましたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

川村幸栄議員。

○5番（川村幸栄議員） マイナンバー制度ですけれども、この対応に私たち住民一人一人はもちろんのことなのですけれども、自治体の皆さん方も業務に対応する方々も本当に大変な思いされているなというふうに思っているのです。今回専決処分されたということなのですけれども、1月の広報の中ではマイナンバーの記載が必要になりますということで大々的に広報にお知らせしています。市民の方々、こんなに本当に全部にマイナンバーが必要なのだろうかということで、やっぱり驚いています。それが一部必要でない部分も出てきたということです。これから本当に詐欺の問題もありますし、不安がいっぱいの市民の皆さんにどのように説明をされていこうとしているのか、その部分についてお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） 今後のマイナンバー関係の周知の方法ということなのですけれども、具体には現在マイナンバーカードの交付を行っております。およそ1,400件程度名寄市内からは申請があって、現在500件程度御本人のほうにお渡しをしているという状況になっております。以前12月の議会の中で質問いただきました。1,200件程度個人通知カード、こちらのほうが来たのですけれども、現状では1,200件が270件程度まで減ってございます。国のほうの定め

中では、3カ月程度保存をして、あとは焼却というか、廃棄をなささいということなのですけれども、個人番号が、マイナンバーがわからないと今後困る場面も出てくるのではないかとということで、施設や何かの入所の関係で恐らくとりに来られない状況なのかなと思っていますので、連絡をとりながらマイナンバーを個人様宛てにお知らせをしたいというふうに考えております。

それ以外につきましては、今回の12月の末ぐらいに総務省のほうから通知があったのですけれども、いずれにしましてもちょっと手続が大変だということで、総務省の通知はこれが大変だからもう少し個人様の負担を軽くしなさいということで、急遽12月の末に来て1月1日から変えなさいということで、間に合わないということで今回専決処分させていただきましたので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） カードが発行されているお届けできない部分の数も今お知らせいただきました。私は、マイナンバーを記入をしなければ手続ができませんよというお知らせが広報でされているのだけれども、今回のように今部長がおっしゃったように大変な混乱している中でマイナンバー記載するのがきっと先送りになるのだろうと思うのですけれども、今はしなくてもいいよというふうなことだということですよ。それをやはりこういうこの部分についてはしなくてもいいのだよというのを市民の皆さんにきちっとお知らせしなければならぬと思うのです。そのお知らせをどのようにされようとしているのか、カードをつくる、つukらない以前にやっぱりその番号がどういうふうに使われるのかわからない。詐欺の問題も出てきていますので、そういった不安を拭い去るための御説明も含めて、今この制度がいろいろ言ってみれば混乱状態ですよ、すると言ったのをちょっと待てということなわけですから。そういうことをどのように市民の皆さんにわかり

やすくお伝えしていただけるのかどうか、その部分をお聞きしたかったのですが、よろしく申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） 失礼をいたしました。いずれにしましても、今後税の分野、社会保障の分野を中心にしてマイナンバーは必ず記載をしないとだめだという方向でいくのだというふうに思っております。今質問あったのですけれども、大変混乱をしている状況だというふうに正直感じております。ですから、一定程度整備をして、必要なものですよということで広報等を通じてお知らせをしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 昨年から何度もお話ししましたけれども、やっぱり丁寧なわかりやすい御説明をよろしくお願ひしたいと思えます。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第28号は承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第28号は承認することに決定をいたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第22 議案第29号 名寄市財産の交換、譲与、無償貸付等に関

する条例の一部改正についてを議題といたします。
提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第29号 名寄市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

平成18年の地方自治法の一部改正により、地方公共団体が所有する財産に関し地方自治法第238条の4第2項及び第7項の規定を適用する場合に限り原則貸付禁止等とされている行政財産の貸し付け等について範囲が拡大をされたところでございます。

本件は、普通財産の貸し付けのほか、行政財産はその用途または目的を妨げない限度において貸し付けまたは使用が許可されることから、公益性の高い活動を担う地方公共団体、関係機関などに対し市の財産及び物品を無償で貸し付けまたは使用させることに関し規定の整備を行い、災害時及び平常時の備えのために柔軟に対応しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第29号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第23 議案第30号 名寄市過疎地域自立促進市町村計画の策定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第30号 名寄市過疎地域自立促進市町村計画の策定について、提案理由を申し上げます。

過疎地域自立促進特別措置法の一部改正に伴い、法の失効期限が平成28年度から平成32年度までの5年間延長されております。今般市議会議員協議会、北海道との協議を経て計画がまとまりましたので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定に基づき市議会の議決を求めます。

なお、計画の概要につきましては総務部長より説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 補足説明を臼田総務部長。

○総務部長（臼田 進君） それでは、本過疎計画の概要について申し上げます。

本過疎計画は、法の延長期間と同じく平成28年度から32年度までの5年間を計画期間として策定するものでありまして、財政上の優遇措置を活用するため、現行の第1次総合計画に登載されています事業、過疎債の活用が見込まれる事業などを主な内容としまして計画に登載をしておりますが、実施に当たりましては本年度策定作業を進めております第2次総合計画における議論や、あるいは優先度を踏まえ、事業の厳選を図ってまいりたいと考えてございます。

次に、本計画の内容につきましては、目次にありますように1の基本的な事項から10のその他地域の自立促進に関し必要な事項までの10項目で構成をしております。また最後に、事業計画における過疎地域自立促進特別事業分、いわゆる過疎債ソフト事業分の一覧表を添付させていただ

いているところでございます。

まず、1、基本的な事項、1ページから10ページにかけてであります。ここでは過疎の状況、人口及び産業の推移と動向、行財政の状況など現状と課題を明らかにし、過疎からの脱却、地域の自立促進の基本方針、計画期間について記述をしてございます。

次に、2、産業の振興、計画の11ページから20ページにかけてであります。ここでは農業、林業、商業、工業、観光開発などにつきまして現状と問題点及びその対策を記述してございます。計画掲載事業では、基盤整備における農業関係で水利施設整備事業など4事業、同じく林業関係で市有林造林事業など2事業、経営近代化施設で穀類乾燥調製貯蔵施設の1事業、商業関係で中小企業特別融資預託事業の1事業、観光またはレクリエーションでピヤシリスキー場整備事業など2事業、ソフト事業であります。過疎地域自立促進特別事業で食育推進事業費、中小企業振興事業費など7事業、その他で中山間地域等直接支払交付金など2事業、合わせて19事業を見込んでございます。

次に、3、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進、計画書の21ページから26ページでございます。道路、交通、情報化、地域間交流の促進について現状と問題点及びその対策を記述してございます。計画掲載事業では、道路関係で西4条仲通道路改良舗装など7事業、電気通信施設など情報化のための施設で地域イントラネット設備等更新事業など3事業、道路整備機械等でカット排雪事業など5事業、ソフト事業で除排雪支援事業など5事業、合わせて20事業を見込んでございます。

4、生活環境の整備、計画書の27から35ページにかけてであります。上水道、簡易水道、下水道、廃棄物処理、消防、救急、公営住宅などにつきまして現状と問題点及びその対策を記述してございます。計画掲載事業では、水道施設で水

源開発整備事業など7事業、下水処理施設で公共下水道整備事業など2事業、廃棄物処理関係で広域ごみ処理施設整備事業の1事業、公営住宅関係で公営住宅等計画策定事業など4事業、ソフト事業で廃棄物処理対策事業など6事業、合わせて20事業を見込んでございます。

続きまして、5、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、計画書の36ページから41ページの部分でございます。保健、高齢者福祉、児童福祉、母子等福祉、障害者福祉につきまして現状と問題点及びその対策を記述してございます。計画掲載事業では、高齢者福祉施設でしらかばハイソボイラー設備更新事業の1事業、ソフト事業で除雪サービス事業など5事業、合わせて6事業を見込んでございます。

6、医療の確保、計画書の42ページ、43ページでございます。ここでは市立総合病院を中心とします地域医療につきまして現状と問題点及びその対策を記述してございます。計画掲載事業では、市立総合病院施設整備事業など2事業、ソフト事業といたしまして地域医療確保対策事業など3事業、合わせて5事業を見込んでございます。

次に、7、教育の振興、計画書の44ページから51ページにかけてであります。幼児教育、学校教育、大学教育、社会教育などにつきまして現状と問題点及びその対策について記述してございます。計画掲載事業では、学校教育関係では義務教育施設整備事業など3事業、集会施設、体育施設関係では名寄ピヤシリシャンツェ整備事業など3事業、ソフト事業として文化スポーツ振興事業など7事業、その他で市立大学整備事業など2事業、合わせて15事業を見込んでございます。

8、地域文化の振興等、計画書の52ページから54ページであります。ここでは芸術文化の振興、文化財の保護、保全活動の推進についてそれぞれ現状と問題点及びその対策について記述を

させていただきます。計画登載事業では、ソフト事業といたしまして市民文化振興事業など2事業を見込んでございます。

次に、9、集落の整備、55ページから56ページでございますが、集落整備につきまして現状と問題点及びその対策を記述してございます。計画登載事業といたしましては、ソフト事業として自治活動支援事業の1事業を見込んでございます。

最後に、10、その他地域の自立促進に関し必要な事項としまして、57ページ、58ページの部分でございますが、交流人口の拡大、名寄市立大学の充実と振興、定住の促進について現状と問題点及びその対策を記述してございます。

以上、5年間での合計では88事業を見込んでございます。

以上、説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第30号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第24 議案第31号 新市建設計画の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第31号 新市建設計画の変更について、提案の理由を申し上げます。

平成24年6月に東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律が施行され、被災地以外の市町村においても合併特例債の期間が合併後10年から5年延長されたことから、合併特例債の有効活用を図るために新市建設計画の期間及び財政計画の変更について市町村の合併の特例に関する法律第5条第7項の規定に基づき市議会の議決を求めるとでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第31号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第25 議案第32号 名寄市職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第32号 名寄市職員の給与に関する条例等の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成26年度人事院勧告に伴う給与制

度の総合的見直しについて及び平成27年度人事院勧告に基づき行政職給料表及び医療看護職給料表並びに単身赴任手当についての改正を行うもの、また地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が平成28年4月1日から施行されることに伴い、必要な改正及びその他文言の整理を行うものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第32号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第26 報告第1号 専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第1号 専決処分した事件の報告について申し上げます。

事故の内容は、平成27年12月1日午後2時30分ごろ、名寄市西3条南10丁目の市道におきまして健康福祉部所管の公用車が直進走行している際に左側前方で発進しようとして停車をしている相手方車両に接触をし、破損したものでございます。過失割合は本市が100%であり、相手

方車両の修理代として本市が3万9,290円を負担をすることで示談が成立をし、和解したところでございます。

以上、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により御報告を申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。報告第1号を終結いたします。

○議長（黒井 徹議員） お諮りいたします。

議事の都合により、明日3月1日から3月10日までの10日間を休会といたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、明日3月1日から3月10日までの10日間を休会とすることに決定をいたしました。

○議長（黒井 徹議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 2時20分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹

署名議員 佐久間 誠

署名議員 山田 典幸

平成28年第1回名寄市議会定例会会議録
開議 平成28年3月11日（金曜日）午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 代表質問

書 記 開 発 恵 美
書 記 佐 藤 潤

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 代表質問

1. 説明員

市 長 加 藤 剛 士 君
副 市 長 橋 本 正 道 君
副 市 長 久 保 和 幸 君
教 育 長 小 野 浩 一 君
総 務 部 長 白 田 進 君
市 民 部 長 三 島 裕 二 君
健康福祉部長 田 邊 俊 昭 君
経 済 部 長 川 田 弘 志 君
建設水道部長 中 村 勝 己 君
教 育 部 長 小 川 勇 人 君
市立総合病院 岡 村 弘 重 君
事務部長
市立大局学長 松 島 佳 寿 夫 君
こども・高齢者 馬 場 義 人 君
支援室長
営業戦略室長 水 間 剛 君
上下水道室長 天 野 信 二 君
会 計 室 長 常 本 史 之 君
監 査 委 員 上 田 盛 一 君

1. 出席議員（18名）

議 長 17番 黒 井 徹 議員
副議長 14番 佐 藤 靖 議員
1 番 浜 田 康 子 議員
2 番 山 崎 真 由 美 議員
3 番 野 田 三 樹 也 議員
4 番 東 川 孝 義 議員
5 番 川 村 幸 栄 議員
6 番 奥 村 英 俊 議員
7 番 高 野 美 枝 子 議員
8 番 佐 久 間 誠 議員
9 番 塩 田 昌 彦 議員
10番 川 口 京 二 議員
11番 山 田 典 幸 議員
12番 大 石 健 二 議員
13番 熊 谷 吉 正 議員
15番 高 橋 伸 典 議員
16番 佐 々 木 寿 議員
18番 東 千 春 議員

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事 務 局 長 益 塚 敏
書 記 久 保 敏

○議長（黒井 徹議員） ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

1 番 浜 田 康 子 議員

10番 川 口 京 二 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 これより代表質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

加藤市長の市政執行に関して外4件を、大石健二議員。

○12番（大石健二議員） おはようございます。市政クラブ・新緑風会の大石健二でございます。これより会派を代表して大項目5件について質問を行います。

最初に、加藤市長の28年度市政執行方針の市政推進の基本的な考え方から、順次お聞きをしてみたいです。この市政推進の基本的な考え方は、加藤市政2期目の所信表明の中でも掲げられていますが、ちょうど2期目の中間点に当たる28年度において、民間会社の発想での行財政運営により市民の信頼の置ける市政運営が具体的にどのように結実しているのかお聞かせ願います。

次に、名寄市は来る3月27日で風連町との合併10年の節目を迎えます。市のホームページには、この合併を祝う記念式典を初め、数多くの記念冠事業が掲載されています。この合併による市制施行10年の歩みを顧みて、これから新市建設にどう反映していくのかお考えをお伺いいたします。

続いて、第2次総合計画の策定についてお聞きいたします。同計画の策定に当たっては、昨年1

2月に総合計画策定審議会を設置、これまでに市民ワークショップやタウンミーティング、関係団体との意見懇談会など市民の計画策定への参画に努めてきています。新たに策定される第2次総合計画の構成、まちづくりの課題、基本理念、基本目標など、その考え方についてお伺いをいたします。

次に、28年度当初予算と取り組みから、予算案の概要と基本的な考え方についてお伺いをいたします。国の平成28年度予算案は、経済再生と財政健全化の実現を掲げて、一般会計総額9兆6,200億円で、過去最大を更新しますが、本市においても一般会計で234億9,900万円の過去最高を更新しています。国が経済再生と財政健全化の両立と実現を掲げた予算となっていますが、本市における予算案の概要と基本的な考え方についてお伺いをいたします。

同じく名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略に関する事業についてお伺いをいたします。名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、昨年10月策定されましたが、当初予算として平成28年度が創生総合戦略を反映させた最初の予算となります。この新年度予算の中で名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略に関連した事業の概要等についてお伺いをいたします。

同じく地方創生加速化交付金についてお伺いをいたします。国は、平成27年度補正予算事業として、人口減少対策の後押しと一億総活躍社会の実現に向けた緊急対策として、地方創生加速化交付金を創設いたしました。予算総額は1,000億円としていましたが、地方戦略の取り組みについて先駆性を高め、レベルアップの加速化を図るとするこの地方創生加速化交付金獲得に向けてどのような取り組みを行ってきたかお伺いをいたします。

同じく地域経済活性化に関する予算についてお伺いをいたします。国の経済財政再生計画が進む中、景気の回復傾向が伝えられていましたが、こ

こへきて政府金融機関の新たな金利政策などにより、景気の後退感が色濃いものとなってきています。名寄市議会、市政クラブ・新緑風会では、市内企業がさらに発展して地域経済がより活性化することを重視した議会、議員活動を行っておりますが、新年度予算に地域経済活性化という点で着目したときにどのような政策が盛り込まれているのかお伺いをいたします。

同じく本市の健全財政の取り組みについてお伺いをいたします。本市の平成28年度予算は、人口減少社会を見据えながら、持続可能なまちづくりを進めていくために、総合計画及び総合戦略を着実に取り組むことを基本に据えています。しかしながら、一方で新年度からの地方交付税の合併算定がえの段階的な縮減、今後予想される大規模な普通建設事業や公共施設、公共インフラの老朽化への対応、人口減少、少子長寿化による福祉関係費や社会保障費の増加、市税収入の落ち込みなどが懸念されています。健全財政を維持していくためには、歳出を抑制するか、あるいは新たな財源により歳入確保を図っていかねばなりません。そこで、平成28年度予算編成に際して、懸念材料が山積する中で健全財政維持のためにどのような取り組みを行うのかお伺いをいたします。

次に、高齢者事業から、介護待機者急増の対策についてお伺いをいたします。要介護の高齢者で介護が必要にもかかわらず、介護職員の不足で介護施設では新たに入所者や利用者を受け入れることができず、手厚い介護を受けることができない介護待機者が名寄市内でも急増しています。この介護職員の不足は、公的施設や民間施設を問わずに慢性的に発生しており、いずれも入所者や利用者の定員割れが生じており、早急な対応策が求められています。この介護職員不足の現状と市の取り組みについてお伺いをいたします。

同じく高齢者の食育と健康管理についてお伺いをいたします。近年下流老人や老後破産という衝撃的な活字やタイトルが躍るテレビや雑誌の企画、

著作物を見聞する機会がふえてきています。端的な例としては、配偶者との死別や入院加療などさまざまな事情により、収入減や突発的で大きな支出増など、生活設計の歯車が大きく狂い始め、一転して苦境に陥るといったものです。こうした収入減と支出増により、生活費のうち最も切り詰められていくのは食費です。この食費の切り詰めにより、低栄養状態に陥り、生活習慣病を初め内臓疾患や廃用症候群、虚弱化を招来し、ひいては認知障害などの老化を早めることなどが懸念されています。高齢者の食育と低栄養に対する市の取り組みと今後の対応についてお伺いをいたします。

次に、北海道縦貫自動車道士別多寄町一名寄間の早期建設着工についてお伺いをいたします。平成26年8月8日に国交省において北海道縦貫自動車道士別多寄間の建設工事の凍結が解除され、事業再開を受けて開発局による未着工区間の調査、測量に加え、用地費や工事費の予算計上も視野に入れているとの報道に接していました。現在の進捗状況と正式着工に向けたその後の取り組みについてお伺いをいたします。

次に、活力ある商工振興策から、商店街の活性化への取り組みについてお伺いをいたします。2013年4月のオープン以来、3年目を迎える駅前交流プラザよろーなの利活用が高まる中で、長く停滞、沈滞を余儀なくされている市街地の商業集積地を核とした商店街活性化についてどのような施策と構想を計画、準備されているのか、これまでの経緯と今後の対応策についてお伺いをいたします。

同じく環太平洋経済連携協定、TPP対策から、基幹産業等への影響とその対応についてお伺いをいたします。2010年3月にアメリカなど8カ国で始まったTPP交渉も5年越しで大筋合意に達し、本年2月4日に12カ国による協定書の署名式が行われました。政府がTPPの署名を前に取りまとめた経済効果の試算によると、GDPを約14兆円押し上げる効果があるとする一方、農

林水産物の生産額は最大で2,100億円減少するとしています。名寄市においても平成23年2月にJA試算で農業生産額が80億円から34億円に減少すると試算をしていますが、名寄市の基幹産業を守る今後のTPP対策への取り組みについてお伺いをいたします。

次に、観光振興計画についてお伺いをいたします。28年度で終息する第1次総合計画後期計画の観光分野のアクションプランとして24年度にスタートした名寄市観光振興計画は、この28年度で5年目を迎えようとしています。33年度の目標年度の間接点を迎えるに当たり、今後5カ年の後期計画の見直しに加えて、これまでの4カ年にわたる事業整備期間、事業展開期間の成果と課題、また成果の継承などについて、今後の事業展開に向けた展望についてお伺いをいたします。

次に、教育施策の名寄市立大学の中長期の展望から、新学長への期待についてお伺いをいたします。新年度より名寄市立大学、短期大学部それぞれに新学長が就任されます。設置者として2006年に市立大学開学以来10年が経過する中で、初の2学長による大学運営について、設置者としての期待感についてお伺いをいたします。

また、28年度より社会保育学科の開設、次年度開設予定の新図書館など、文字どおり10年を節目に大きく転機を迎えようとしている名寄市立大学の中長期の目標及び展望についてもあわせてお伺いをいたします。

教育行政執行方針から、教科書選定、採択の過程についてお伺いをいたします。教科書選定、採択方法は、義務教育である小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の小中学部の教科書については義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律によって定められています。名寄市内各小学校及び中学校等で授業に供される、採択されるまでの経緯について御答弁をお願いいたします。

同じく教育行政から、早寝早起き朝御飯の生活

習慣についてお伺いをいたします。執行方針の家庭教育の推進では、子供の基本的な生活習慣の定着を支援するため、幼児と就学児の親を対象とした家庭教育支援講座の開設実施で、家庭教育支援事業を進めていくとしています。新年度の学校教育計画に基づく学習指導要領の理念、生きる力を育てるためには、学校と家庭、地域が一体となっていく教育活動の推進が望ましく、早寝早起き朝御飯の生活習慣はまさにその根幹をなすものであり、学校と家庭、地域が一体となっていく家庭教育支援事業の推進についてお伺いをいたします。

市民の声から、最初にことし冬の除排雪事業の中間総括についてお伺いをいたします。ことしの冬は、旭川気象台の観測データによりますと、3月2日現在で累積降雪量は718センチ、平年値173センチの平年比101%となっており、積雪の深さは120センチで、平年比138%となっています。数値だけ見ますと意外な感じもいたしますが、実態は例年になく寒波で雪が解けずに圧縮されているため、実際の積雪深と計測深とは異なるようでございます。昨年の冬から積み上げ除雪が行われておりますけれども、交差点などでは視界が遮られるため、車両の先端部が走行車線まで突出し、接触事故の懸念や冷やりとするケースが相次いでいます。ことしの冬は、年明けから2月中旬以降は連日のように降雪があり、きょう以降も大雪に見舞われる可能性も高く、予断を許さない状況が続いていますが、いまだシーズン中とはいえ、ことしの冬の除排雪対策をどのように総括をし、来シーズンの除排雪対策に反映していくのかお伺いをいたします。

また、ことしの冬は屋根の雪おろし作業や落雪などにより、死傷事故がかつてないほど発生しています。予断は許さないものの、寒さのピークは過ぎたと見られ、今後は寒気が一気に緩んで起きる屋根雪の落雪で歩行者も巻き込まれるなどの事故も懸念されています。こうした雪おろし、落雪による死傷事故を防止する未然の対策についてお

伺いをいたします。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） おはようございます。大石議員から大項目5点にわたっての御質問をいただきました。大学を除く教育行政以外に係るところをまず私から答弁をさせていただきます。

大項目1、市政執行に関して、小項目1、市政推進の基本的な考え方から、初めに市政推進の基本的な考え方の具現化について申し上げます。私は、一昨年の5月に2期目の市政運営に当たっての所信として3つの政治姿勢を申し述べさせていただきました、その第1に民間会社発想での行財政運営として、職員全体に市民は顧客、市民は主役という意識を共有し、親切で丁寧な住民サービスを行うとともに、コスト意識、現場重視の姿勢の徹底を図ることを申し上げました。この間他の機関への職員派遣や接遇、政策形成などに関する研修を実施をし、職員の能力の向上を図るとともに、人口減少社会が急速に進展をする中で持続可能な自治体運営の確立を目指して、公共施設等総合管理計画の策定を進めるほか、不断の行財政改革の推進に努めてまいりました。また、市のホームページの刷新やフェイスブックの活用、タウンミーティング、ワークショップの開催などにより、市民と行政との情報共有と市民参加の促進に努めるとともに、私自身がトップセールスマンとして精力的に本市の魅力を発信をし、台湾など東アジアの交流を初め、国内外との交流を拡大してまいりました。これらの取り組みにより、効率的で親切丁寧な行政サービスの提供や本市の知名度の向上が徐々に図られてきているものと考えておりますが、まいた種が花を咲かせるにはいまま少しの時間を要するものもありますことから、任期中に実を結ぶことができますように、引き続き全力で市政を推進してまいります。

次に、合併からの10年を顧みてについて申し上げます。平成18年3月27日に新名寄市が誕

生してから本年度10年目を迎えることとなり、今月27日には新市建設に係る功労者や交流自治体、市民の皆様にも御参加をいただき、市制施行10周年記念式典をとり行うこととしております。市民の皆様とともに、これまでの足跡を振り返り、先人たちが築いてきたまちづくりや伝統、文化などの一層の発展に向けて気持ちを一つにしてまいりたいと考えております。

さて、合併当時旧風連町、旧名寄市については、国が進める構造改革により多くの小規模自治体と同様、老朽化した公共施設の改修や新規事業への取り組みも困難となるなど、非常に厳しい財政状況にあったことから、合併による地方交付税の算定がえや交付税算入率の高い地方債の活用、組織のスリム化などによる市財政の健全化や新規事業の推進による市民福祉の向上、また地方分権に対応できる行政組織の確立を図るため、熟慮を重ねた結果、大変重い決断をされたものと認識しております。合併後におきましては、新名寄市総合計画を市政運営の基軸として、それぞれのまちが持っていた文化や伝統を守りながらも、新市として市民生活の向上を図るための新たな基盤等の整備や市民と行政との協働による市民主体のまちづくりを推進してまいりました。それぞれが100年を超える歴史を持つ自治体同士の合併であったことから、10年の期間では解決されず、今後に残された課題についても認識をしており、その取り組みはいまだ道半ばであるものと受けとめておりますが、市民の皆様が新しいまちになってよかったですと感じられるよう、今後におきましても明るく元気なまちづくりに全力を傾けて取り組んでまいります。

次に、第2次総合計画の策定に関しまして、第1次総合計画の成果と課題について申し上げます。平成19年3月に合併後最初の総合計画として新名寄市総合計画を策定をし、自治基本条例の制定や北・北海道中央圏域定住自立圏の形成、精神科病棟の改築や救命救急センターの設置など、市立

総合病院の医療機能の充実、乳幼児医療給付事業の独自拡大やひまわりらんの整備など子育て支援の推進、モチ米など名産農産物や加工品のブランド化にも取り組むとともに、駅前交流プラザよろいなや道の駅、市立天文台の整備、風連本町地区の再開発、学校施設の計画的な整備に取り組むほか、市立大学の図書館、講堂の整備、短期大学部児童学科の4年制化と保健福祉学部の再編強化、市民文化センター大ホールEN-RAYを整備するなど、「自然の恵みが人と地域を育み市民みんなで創る心豊かな北のまち・名寄」の実現に向けてさまざまな施策を推進をしております。総合計画の実実施計画全体では、計画登載事業の進捗率が約93%であり、計画の着実な推進が図られるとともに、第1次総合計画の基本指標である人口においても現時点で総合計画の推計人口を上回る人口規模であり、計画策定時の想定と比べて人口減少を抑制できていると考えております。一方で、関係者となお一層の協議を要することや財源の確保を要するなどの理由により、地域自治区の創設や図書館の改修などについては未実施であるほか、市役所庁舎や消防署庁舎の整備のあり方、公共施設やインフラ施設の維持更新などの課題について、第2次総合計画の策定に向けて検討を進めていく必要があると考えております。

また、第2次総合計画の策定に向けた基本的な考え方についてであります。計画の構成につきましては安定性と実効性をあわせ持つ総合計画とするため、長期的な視点から、本市が目指す都市像や目標等を明らかにする基本構想、社会経済情勢の変化に柔軟に対応するため、中期的に具体的施策を定める基本計画、基本計画の施策を具現化するための事務事業を定め、短期間で必要な見直しを行う実施計画、この3層構造とするほか、計画期間につきましては行政課題への的確な対応と選挙公約を反映した政策展開を図るため、前期2年、中期、後期4年の10年間といたします。

なお、御質問のありましたまちづくりの課題や

基本理念、将来像、基本目標などといった基本構想については、現在総合計画策定審議会において御議論いただいているところでありまして、今後さらに議論を重ねていただきながら整理をしていただくこととなりますが、人口減少や少子高齢化の進展、地域経済の低迷、地域コミュニティのあり方、地方分権や地方創生の推進など社会経済情勢の変化を捉えて、これからの時代に対応できるものとしてまいりたいと考えております。

第2次総合計画の策定に当たりましては、これまでも総合計画策定審議会はもとより関係団体との意見交換会、タウンミーティングの開催など積極的に市民の計画づくりの場の確保に努めてきており、今後も市民の皆様と市が一体となって計画づくりを進めてまいります。

次に、小項目2の平成28年度当初予算案と取り組みから、まず予算案の概要、基本的な考え方についてお答えをいたします。さきに公表されました27国調人口の速報値においても本市の人口は前回調査から1,531人減の2万9,060人となり、この結果からも人口減少は避けられない課題の一つであります。そうした中、平成28年度予算は、人口減少社会を見据えて策定をした人口ビジョン及び名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略を推進し、名寄市に住んでいてよかったと言えるまちづくりを進めていくためにも、総合戦略5つの柱を着実に取り組むスタートの年と位置づけ、予算編成をいたしました。とりわけ総合戦略策定の際に大きな議論ともなりました人づくり、子育て環境を含めた教育については、大学や義務教育施設の整備、ファミリーサポートセンター事業、乳幼児紙おむつ用ごみ袋支給事業などの子育て支援に関する予算として計上をさせていただきました。基幹産業、農業については、新規事業として農業補助労働力確保事業などの事業を盛り込みました。また、平成27年度における地方創生加速化の補正予算と相まって、冬季スポーツ拠点化推進事業など今後の総合戦略の施策展開も考慮

し、予算を計上させていただいているところであり、いずれにいたしましても、平成28年度予算は地方創生への本格的な事業展開へ移る重要な予算であり、地方創生の取り組みを進化をさせてまいりたいと考えております。

次に、名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略に関する事業についてでございます。本市におきましては、昨年10月に産業振興、定住人口、交流人口拡大、子ども・子育て、地域連携の拡大、市立大学の機能強化、この5つの柱とする名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定をし、人口減少克服に向けた取り組みを推進をするところとでございます。各分野の施策を推進するために平成28年度当初予算案において、産業振興に関する分野では新たな農業労働力の発掘とミスマッチの解消、名寄産農産物のブランドの確立、原産地呼称管理制度の導入、農業の担い手確保を図るための取り組みを推進するとともに、定住人口、交流人口の拡大に関する分野においては市街地でのお試し移住住宅の提供、ノルディック種目のJOCジュニアオリンピックカップを開催するなど、交流人口の拡大を図ってまいります。また、子ども・子育てに関する分野においてはファミリーサポートセンターの開設、おむつ処理に要する有料ごみ袋を支給するなど子育て支援の充実を図るほか、地域連携の拡大に関する分野においてはポラリスネットワークの運用など連携事業の推進、市立大学の機能強化に関する分野においては市立大学保健福祉学部の再編に伴う施設改修や大学図書館の建設を実施をするなど、市立大学の教育研究機能の強化を図ってまいります。今後におきましても総合戦略の着実な推進を図るため、国の財政支援などを活用しながら事業を推進をしてまいります。

次に、地方創生加速化交付金の獲得についてでございます。国においては、地方版総合戦略の取り組みの先駆性を高めて、レベルアップの加速化を図られることにより、地方における安定した雇

用創出、地方への新しい人の流れ、まちの活性化など目に見える地方創生を実現するために、平成27年度補正予算において地方創生加速化交付金を創設したものでございます。この交付金は、官民連携、地域間連携、政策連携、この3つの連携の要素を含む総合戦略に位置づけられた先駆的取り組みが対象事業となっております。他の自治体のモデルとなる事業を採択することとしております。また、申請事業数は1市区町村2件までを目安としながら、複数の地方公共団体が広域にわたり連携する地域間連携事業については別途申請が認められていることになっております。本市におきましては、3月下旬に予定をされている事業採択を目指し、内閣府と繰り返し協議を行った上で、官民が連携をして冬季スポーツ大会、合宿の開催誘致を推進するとともに、リレハンメルオリンピック金メダリストであります阿部雅司氏を招致をし、冬季スポーツの拠点化を図り、交流人口の拡大を目指す冬季スポーツ拠点化推進事業と名寄市立大学にコミュニティケア教育研究センターを設置をし、地域社会の課題解決に資する調査研究を行うとともに、卒業生の地元定着化を促進をする名寄市立大学の教育研究機能向上による地方創生促進事業、この2事業を単独事業として申請をしております。さらに、東京都杉並区と連携をして、地方への新たな人の流れをつくる都市と地方の連携による移住・交流促進事業と下川町、美深町と連携をして台湾をターゲットに教育旅行の受け入れなどを行い、インバウンドの促進を図る北・北海道インバウンド促進事業の2事業を地域間連携事業として申請をしているところでございます。

次に、地域経済活性化に関する予算について申し上げます。日本銀行旭川事務所が2月22日に公表した道北地域の金融経済概況では、道北地域の景気は個人消費等の回復におくれが見られるが、基調的には持ち直しているとされ、また旭川財務事務所が3月2日に公表した道北経済レポートで

は、管内経済は一部弱さが見られるものの、持ち直していると総括判断をされており。しかし、市内企業においては個人消費の弱さなどからいま一步景気回復に足踏みが続いていると感じております。そうした中、地域経済活性化に着目した政策予算から主な事業を申し上げますと、1つ目の視点は地域おこし協力隊事業や移住促進事業、さらには北・北海道インバウンド促進事業や観光交流推進振興事業など市外から人の流れを呼び込む事業の展開により、交流人口や移住、定住人口、海外観光客の増加が見込まれ、その効果は地域経済に対し、大きな影響があると考えております。2つ目の視点は、本市の基幹産業である農業であります。農業の活性化は、地域経済にも大きな影響を与えることから、例えば薬用作物推進事業や農産物ブランド確立事業などにより、収益性の高い農業経営や地域の特色を生かした農業に対し支援を行い、地域の産業を元気づけていきたいと考えております。最後に、3つ目の視点として、商店街等活性化関連補助金や商業指導育成対策事業など、商業の振興に寄与し、魅力ある商店街づくり、中小企業などの経営基盤の強化に支援をし、市内経済の振興を図っていかこうとする考えであります。今後におきましても総合戦略を着実に展開をしていくことが地域経済の活性化につながるものと考えておりますので、制度が整った事業から議会に御相談をさせていただき、実施化を目指してまいりたいと考えております。

最後に、財政健全化の取り組みでございます。本市の平成28年度一般会計予算案は、前年度比0.9%増の234億9,927万5,000円、過去最高の予算規模であります。継続事業であります大学図書館建設事業や名寄東小学校や風連中央小学校といった義務教育施設の改修、改築事業などの大型事業を初め、認定こども園施設整備など子ども・子育てに関する事業や総合戦略の具現化に向けた事業について予算を計上させていただいたことが大きな要因となっております。平成28年

度予算編成の過程では、第1次後の計数整理の一般会計の収支差額で約19億8,000万円でした。その後財政課長、総務部長、副市長査定を経て、一般会計の収支差額は約16億8,000万円となりましたが、例年のない歳入不足であったため、非常に厳しい予算査定となりました。そのため、公共施設の老朽化への対応では著しく老朽化が進み、利用者等の安全、安心の面から早急な対応が必要と思われるもの以外は優先順位をつけ、先送りできるものは先送りさせていただきました。また、物件費などについても過去の決算数値を確認をしながら、より一層の歳出の抑制を図ったところ です。

歳入においては、平成28年度より本市の重要な財源であります地方交付税において、合併算定がえの段階的な縮減が始まることから、今までのような伸びを見込むことはできませんので、各担当部署において特定財源の掘り起こし、国、道支出金の状況について繰り返し指示を行いまして、誤りのない歳入の確保に努めたところであります。結果、公共施設の老朽化対策として、公共施設整備基金、財源対策として財政調整基金を繰り入れをさせていただき、加えて新年度は備荒資金組合超過納付金を支消させていただくことで収支の調整を図ったところであります。今後数年間は大学の新棟や義務教育施設の改修など大規模な普通建設事業が続くことが想定をされ、本市の今後の財政運営はより厳しさを増すものと考えられます。引き続き将来を見据えての歳入の確保や真に必要な事業の厳選、公債費の適正な管理などを実施をし、健全な財政運営を維持をしてまいります。

大項目2、市政運営に関して、小項目1、高齢者対策事業からの④、介護待機者の背景とその対応策についてでございます。厚生労働省は、団塊の世代が75歳以上になる平成37年度に必要な全国の介護職員は253万人の見通しで、現状の増員ペースのままでは38万人不足するおそれがあると推計をされております。また、北海道にお

いては需要見込みが約10万9,900人に対して供給見込みが9万7,580人で、約1万2,320人が不足をされると言われております。名寄市が指定管理を行っております社会福祉法人名寄市社会福祉事業団が運営をする特別養護老人ホームについて、その入所状況を申し上げますと、清峰園では入所定員100名に対して90名の入所、しらかばハイツにおいては入所定員80名に対し70名の入所となっており、合わせて20名分のベッドが介護職員が不足していることにより定員を充足させられない状況であると報告を受けております。また、両施設の待機者の状況であります、2施設合わせて275人となっておりますが、両施設を重複で申し込んでいる方が84人いらっしゃるから、実質待機者は191人、うち名寄市民が182人となっております。市内の実待機者の待機場所では、自宅の方が36名で、施設や病院でお待ちいただいている方が146名という内訳でございます。

名寄市社会福祉事業団では、平成21年度から国の介護職員処遇改善交付金を受けて介護職員の処遇改善を図っているところであります。また、定員充足に向けた不足している介護職員の確保につきましては、随時ハローワークを通じて募集を行っておりますが、応募がない状況でありまして、平成27年度につきましては介護職員の採用試験も3回実施をしたと報告を受けております。介護職員の不足につきましては、名寄市社会福祉事業団だけの問題ではなくて、市内の事業所の共通の課題でもありますので、今後市内の関係事業所との打ち合わせの場を設定をして、国や北海道の人材確保に関する新規事業などの情報共有を図りながら、連携をした取り組みを進めてまいりたいと考えております。

②の高齢者の食育と健康管理についてお答えいたします。国の第2次食育推進基本計画では、65歳以上の高齢者について健康上の問題で日常生活に影響のある者の割合がおおむね4分の1とな

っていること、日常生活において単身世帯や経済的にゆとりが少ないほど欠食をしているということ、流通や交通網の弱体化で食料品等の買い物が困難な状況に置かれている買い物難民が600万人と推定をされていることなどから、高齢者の身体機能や生活機能の維持ができるよう食育を推進をするとともに、その支援、環境整備等を促進をすることとされております。高齢者の食育とは、高齢者の食生活にかかわる行動をよりよいものに変えていく推進活動でありまして、生活満足を向上させ、ひいては健康で心の豊かな社会へ変えることにつながるものであります。

名寄市においては、健康の保持、増進を柱に市民一人一人が生涯を通じて心身ともに健やかに生活ができるように、若い世代からの継続した健康づくりの働きかけを行っております。高齢者に対しても特定健診の受診勧奨や生活習慣の改善が必要な方への健診事後における栄養相談、各地区における栄養相談や老人クラブ、高齢者学級での栄養、料理教室に保健センターの管理栄養士が向いて指導、支援を行っております。地域包括支援センターにおいては、経済的な問題や病気、認知症によって、これまでとは変化し、生活に支障が見られる方の情報について地域包括支援センターで相談を受けた場合、訪問等により実情の確認を行うとともに、適切な支援につなげております。食生活や低栄養によって生活に支障があった場合は、訪問介護員による自宅での調理や買い物の支援、民間事業者が実施をしている配食サービスの利用を活用する等のサービスや病院が起因していることが考えられる場合には、医療と連携を図り、受診につなげる等の支援を行っております。また、高齢者の生活にかかわっている方に御参加をいただき、情報を共有し、課題解決ができるよう地域ケア会議の開催や生活の変化に早期に気づくことができるよう地域見守りネットワーク事業等の取り組みを行っており、今後もネットワークの拡充を図り、早期に対応ができるように努めてまいり

ます。

次に、小項目2、北海道縦貫自動車道士別市多寄町一名寄市間の早期着工に関してから、現況及び課題と今後の対応について申し上げます。北海道縦貫自動車道士別市多寄町一名寄市間12キロについて、平成26年8月の事業再開の決定以後、旭川開発建設部により地元住民に対する道路計画説明会や事業説明会が開催されるとともに、測量設計が行われております。また、平成28年度においても引き続き測量設計や用地買収、物件補償などが予定されていると聞いておりまして、早期着工に向けて着実に事業が進捗をしているものと認識しております。本市といたしましては、本高規格幹線道路は観光の振興や産業、経済の活性化のみならず、救急医療の高度化、安定化などに必要不可欠なインフラでありますので、引き続き士別市多寄町一名寄市間の一刻も早い着工及び完成に向けて関係期成会や各種団体等の連携を密にして、国会議員、関係省庁に対し強く要請をまいります。

大項目3、経済産業施策に関して、小項目1、活力ある商工業振興施策等から、商店街等の活性化の取り組みについてお答えを申し上げます。市では、平成22年度から本年度まで都市機能の強化と市街地の整備によるにぎわいと活力あるまちづくり、公共交通機関の充実などによるアクセスしやすく利便性の高いまちづくりなどを目標に掲げ、都市再生整備計画を定め、社会資本整備交付金事業を活用をし、駅前交流プラザよろーなの設置を初め、老朽化したアーケードの改修、市内循環コミュニティバスの運行経路及び運行時間等の改善による名寄地区商店街のアクセス改善など、中心市街地の活性化に向けた利用しやすい環境整備に取り組んでまいりました。また、各事業所に対しては、中心市街地への商業集積を図るために、都市計画区域の商業地域内で取り組む設備投資などへの取り組みに対して、市単独事業として中心市街地近代化事業など大きなインセンティブを措

置する支援も行ってきたところです。平成25年にオープンをいたしました駅前交流プラザよろーなは、今年度から管理運営を民間団体に指定管理をされ、人が集まり、人がくつろぐという視点においてはさまざまなサービスの提供に取り組んでいただいております。にぎわいづくりについては一定の成果が出ておりますが、もう一つの視点である周辺商店街との連携によるにぎわいづくりによるよろーなから商店街への人の流れをつくる方策については、さらなるアイデアと取り組みが必要でありますので、関係機関及び周辺商店街などと検討を進めてまいります。

中心市街地活性化については、全国的にさまざまな取り組みが行われておりますが、自治体が主体的に整備をする計画や民間のノウハウを活用し、公と民が連携をして公共サービスの提供を行うPPPなどの事例がございます。現在民間が先行して中心市街地活性化のあるべき姿についての勉強会や先進地の視察などの取り組みが始められましたので、財政状況も勘案しながら、関係団体と連携し、検討を進めてまいります。一方、中心市街地を初めとする事業者数については大きく減少する中、店舗を減らさない取り組みが求められております。このことから現在の店舗支援事業などの既存の支援制度を利用しやすく見直しを図るとともに、新たに市外からの創業、起業するもの、既存事業を次の世代へ事業継承を促すきっかけづくりに対する新たな支援を創設するなどの活性化策に取り組んでまいります。

小項目2、環太平洋経済連携協定、TPP対策から申し上げます。環太平洋経済連携協定については、昨年10月の大筋合意を受け、国及び道から農業分野における影響について公表されました。国においては、国内の生産額計約6兆8,000億円のうち1,300億円から2,100億円が減少すると試算をしております。道では、道内農林水産物の生産額は全体の3から4%に当たる402億円から598億円程度目減りするとの試算を

公表しておりまして、特に酪農、畜産での影響が大きいものとしております。名寄市においては、現在それらを参考に影響額において調査研究をしているところであります。影響を受ける主なものを申し上げますと、小麦についてはマークアップ、輸入差益の引き下げにより外国産小麦の販売価格が低下を伴って、国内産価格の低下が想定をされております。てん菜については、チョコレートなどの加糖調製品の関税引き下げに伴い、国内精製糖の価格低下が想定をされております。牛肉や牛乳については、関税引き下げによる輸入牛肉の価格低下により競合する乳用種を中心に販売価格の低下、チーズ等の乳製品における関税引き下げに伴い、競合する国内産のチーズ等の価格低下、価格下落が想定をされております。今後は、引き続き分析を行い、影響額等について算出をまいりたいと考えております。

今後の取り組みについてですが、北海道においては昨年12月にTPP対応への基本的な考え方が示されたところであります。この中では、1、生産力、競争力の強化、具体的には酪農、畜産の強化、産地収益力の強化、生産基盤の充実強化などが挙げられます。2つ目には、多様な担い手の育成、こちらは新たな担い手の確保や農業労働力の確保など、3つ目には国内外の食市場へのチャレンジ、道産牛肉の販売力の強化でありますとか、輸出拡大に向けた試験運送、6次産業化等、これらが柱となっているところであります。市においても農業者への情報提供として本年2月の農業セミナーにおいてTPP協定大筋合意と今後の道北農業を演題として、市立大学の清水池先生に講演をいただいたほか、事業としては基盤整備事業、畜産クラスター計画の充実、輸出拡大に向けた取り組みや新規で労働力の確保に向けての調査研究により施策の検討を進めてまいりたいと考えております。今後も名寄市の地域産業が再生産可能となり、持続的発展をしていくことができるように、国の施策を有効に活用していきながら、北海道を

初め関係市町村はもとより、生産団体と連携をしながら取り組みを進めてまいります。

大項目3、経済産業施策の小項目の(3)、観光振興計画からについてお答えをいたします。名寄市観光計画は、新名寄市総合計画後期計画の観光分野におけるアクションプランとして向こう5年間の具体的な戦略を定めていることから、平成29年度にスタートする名寄市総合計画第2次に基づく見直しを次年度に行いますが、まずは今月観光振興計画の戦略事業について行政と関係組織による内部評価をスタートしたところであります。内部評価を終えた後は、観光振興計画の見直しに係る市民委員会を設ける予定でありまして、客観性と透明性の確保からも外部評価を実施をしていただくとともに、市民の視点での意見や助言をいただく中で見直しに向けた作業を進めてまいりたいと考えております。

なお、名寄市観光振興計画がスタートを伴って、官民の枠を超えてオール名寄体制での事業展開を図るために、平成24年5月に名寄市観光交流振興協議会を設立をいたしました。本協議会は本市のほかなよろ観光まちづくり協会、風連まちづくり観光、JA道北なよろ、名寄商工会議所、風連商工会等で構成をされ、観光振興計画に沿った広範囲な事業推進に力を注いでまいりました。これまでも本協議会の構成団体以外の方々にもさまざまな観光事業に御協力をいただきながら取り組んでおりまして、キャラクター活用事業では市民などに愛される観光キャラクターを目指して名寄市立大学の学生の協力により、なよろのラインスタンプを作成をいたしました。また、ひまわり観光事業では、JA道北なよろ青年部が育てた苗をひまわりボランティアが植栽をするほか、名寄産業高校の生徒が道北サンピラーパークのひまわり畑でひまわりカフェを開くなど、事業の実施に当たりこれまで多くの市民、関係団体に御協力をいただいております。次年度の見直しに当たっては、より一層の協力関係を築くことによ

り、成果の向上を図ることや訪日外国人旅行者数が急増するなど現行計画策定後の状況変化を踏まえた戦略の見直しなどが課題になると認識をしております。

次に、大項目4点目の教育政策に関するうちの小項目1、名寄市立大学の中長期の展望からについて申し上げます。名寄市立大学は、昭和35年に名寄女子短期大学として開学後56年経過をし、また平成18年の4大開学後10周年を迎えます。5月28日には、10周年の記念式典を開催をする予定で現在準備を進めているところであります。青木紀現学長の平成27年度末の退任に伴う今回の学長選挙により、大学保健福祉学部では佐古和廣氏が、短期大学部では寺山和幸氏がそれぞれ新学長に就任をすることとなりました。お尋ねの新学長に期待をする大学運営については、名寄市立大学が今後ますます発展をするように両学長が協力をし合って学内運営に取り組んでいただくことを期待しているところであります。

次に、中長期の展望について申し上げます。市立大学を取り巻く環境は、我が国の18歳人口が2018年ごろから減少する2018年問題、旭川市の公立大学構想、新設のコミュニティケア教育研究センターの充実、地域とのさらなる協働、卒業生の地元定着化、新棟建設を含めた施設整備など本学として多くの課題を抱えております。今後は、これらの諸課題を解決をして、大学間競争に勝ち残り、ケアの未来を開く名寄市立大学が10年先、20年先も発展をしていけるように、平成28年度中に名寄市立大学の将来計画を策定をし、計画策定の中で中長期の展望を示してまいりたいと考えております。

大項目5、市民の声から、小項目1、今冬の雪害と除排雪対策についてお答えをいたします。初めに、除排雪事業の中間総括について申し上げます。今年度の初雪が11月21日に観測をされ、1月19日降った雪が33センチと最大で、2月23日には最大積雪深136センチとなりました

が、年明けから雪が降り続けたことにより、累積降雪量は3月6日現在で726センチとなっておりますが、おおよそ平年値で推移をしているところであります。

除雪に伴う除排雪作業につきましては、12月24日から幹線道路の排雪を一般体制で開始をし、積雪状況を確認をして3月5日で終了をいたしました。この間排雪ダンプの運搬台数も1万1,800台の計画に対して1万1,700台の実績となっており、おおむね計画どおりでございました。また、1月7日から生活道路の排雪を3班体制でスタートし、全路線を3月3日に終了をいたしております。排雪作業に当たっては、現場に応じての構成として、多少変わりますけれども、排雪機械と一般の構成機械は大型ロータリーが1台、タイヤショベルが2台、グレーダーが1台、排雪ダンプが11台から最大16台と交通誘導員が5名、これで1班として進めております。通常では、幹線道路の排雪に1班、生活道路は2班として進めて、幹線道路の排雪が完了してから生活道路を3班体制ということで進めております。今冬は12月まで降雪が少なく、年明けから連日の降雪により1月からの降雪量が平年並みとなった状況でありまして、近年の降雪状況の変化に対応した除排雪体制として、除雪機械や作業員の増強は現時点では難しいと判断をしているところであります。今後は、本年度の降雪パターンや積雪状況に対応できる除排雪の検証を行うとともに、次年度については除排雪に対する市民周知を継続して進め、除雪業者を初めとする関係機関と協議を行い、快適な冬の道路環境の整備を行ってまいります。

次に、屋根の雪おろし対策についてであります。今シーズンの降雪の状況につきましては、気象庁の統計によりますと12月は前年に比べて少なかったものの、年明けて1月、2月の降雪量が例年に比べて非常に多く、融雪期における事故に注意を呼びかけているところであります。屋根の雪おろし作業中や除雪作業中の事故発生状況につ

きましては、名寄消防署が雪による被害で救急搬送した方は本シーズン7名で、うち死者が1名、重症が3名、軽症が3名となっております。屋根からの落雪や除雪作業による事故防止対策につきましては、安全な服装で命綱をつけることや気温が高くなる午後は屋根の雪が緩むために注意をすること、雪おろしは1人で行わず、2人以上もしくは家族や隣近所に声をかけるなど、命を守るために十分な備えをすることが必要となります。今後におきましても広報や新聞紙面を活用しながら、雪おろしや除雪作業中の注意点など適切な時期に事故防止についての呼びかけを行ってまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 私からは、大項目4、教育政策に関して、小項目（2）の教育行政執行方針から、まず教科書選定過程等についてお答えいたします。

教科書の採択については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律を初めとした関連法令によりその方法、手続が定められ、採択権者である市町村教育委員会等の判断と責任により十分な調査研究に基づき、適正かつ公正に行われることになっております。北海道の場合、24の採択地区となっております。上川は旭川市を除く22市町村で構成する第6地区教科用図書採択教育委員会協議会において共同採択をすると、そういう手法をとっております。調査委員会は、採択地区内から校長、教頭、教諭、学識経験者など教科ごとに5名程度が選出され、調査員となり、文部科学省から認定されたいわゆる検定本を調査研究し、それぞれの検定本の特徴などを含め、その調査結果を採択教育委員会協議会に報告いたします。調査に当たりましては、まず1つ目に学習指導要領に基づいて正確、適切に取り扱われているか、系統的な反復学習や繰り返し学習、他教科との関連する内容などがどのように取り扱われているかなど題材の取り扱いや程度にかかわるもの、

2つ目には生徒の学習意欲を高める工夫がなされているかなど、使用上の配慮等にかかわるもの、3つ目には地域の実態や学年の発達段階に応じて系統的、発展的に組織されているかなど、内容の構成や分量にかかわるものであります。以上3つの観点に基づいて調査が行われ、協議会に答申することとなっております。次に、採択教育委員会協議会では、調査委員会委員長からの調査結果の説明を受けて協議し、科目ごとに同一の教科書を採択いたします。最後に、それぞれの市町村教育委員会において採択教育委員会で採択された教科書について教育委員会議に諮り採択する。以上のような手順によって教科書は採択されることになっております。

次に、家庭教育の推進から、早寝早起き朝御飯の生活習慣についてお答えいたします。本市の児童生徒におきましては、ゲームやインターネットをする時間、朝食の摂取率などの生活習慣にはいまだ課題が見られ、子供たちの確かな学力を育むために望ましい生活習慣の定着を図ることがますます重要になっております。このような現状を踏まえまして、社会教育においては親子のコミュニケーションや触れ合いを重視した家庭教育支援事業を実施してきております。本事業においては、子育て支援センターと連携し、未就学児を対象にした早寝早起き朝ごはん体操などを行う親子ふれあい体操や家庭教育支援講座における子育てに関する専門的な知識や経験を持った方の講演会の実施、さらに市内の幼稚園内に開設していただいている家庭教育学級事業の支援などを行っているところでございます。このような事業を通して早寝早起き朝御飯を含む生活習慣の重要性について啓発に努めてきているところでございます。

本年度からは、子供の生活習慣づくりの推進事業といたしまして、名寄子供朝活事業を既存の事業と連携し、実施をしております。これは、子供の生活習慣が乱れがちな長期休業期間に午前中の時間を利用し、保護者と子供が一緒に体を動かし、

食事をつくり、食べ、学習または体験活動を行うといったプログラムを組み込んだ事業で、具体的には夏期休業期間のへっちゃLAND2015で実施いたしました。今月末の春休みには、春休み英語クラブで実施する予定でございます。これは、子供一人一人が社会で生きる実践的な力を育成するために、その基盤となる学習習慣、運動習慣を含む望ましい生活習慣を身につけることが重要であるとの認識のもと、事業計画を実施しているものであります。このように社会教育におきましては、子供一人一人の社会で生きる実践的な力の育成を目指し、その基盤となる望ましい生活習慣を身につけることが重要であるとの認識のもと、家庭教育支援事業の充実に努めております。

次に、学校教育における取り組みについてお答えいたしたいと思っております。まず、各学校においては児童生徒が食に関する正しい知識や望ましい食習慣などを身につけるために、例えば小学校2年生の学級活動では朝御飯を食べると眠気を覚ますことができること、5年生家庭科では朝食を食べることによって学習や活動のための体の準備ができることを学習するなど、児童生徒の発達段階に応じた食に関する指導の充実に努めております。また、平成26年度に名寄市教育改善プロジェクト委員会において児童生徒のよりよい育ちのために従来の家庭で取り組む5つのポイントを見直しまして、家庭で取り組む7つのポイントを作成いたしました。これを受け、各学校においては学校便りや参観日の懇談等で児童生徒が朝食をしっかりと食べることなどの基本的な生活習慣を身につけることができるよう各家庭での取り組みをお願いしているところであります。

さらに、本年度は学校教育と社会教育が連携し、北海道学力向上推進事業、子供の生活習慣づくり推進事業、北海道の子どもたちの学力について考える会inなよろを開催いたしました。本事業には、市内社会教育関係者、PTA、安心安全会議の方々など165名に参加いただきまして、旭川

赤十字病院小児科部長の講演に加え、家庭で取り組む7つのポイントの成果と課題について話し合うワークショップにおいて、朝食摂取状況等の生活習慣について意見交流を行い、児童生徒の望ましい生活習慣の定着や学力向上等に地域が一体となって取り組む機運を高めることができました。教育委員会といたしましては、早寝早起き朝御飯等の生活習慣を確立することは、本市の児童生徒の継続的な課題であり、生きる力を育てるための重要な視点と捉えております。今後も学校と家庭の連携を深めながら、家庭で取り組む7つのポイントの浸透や名寄子供朝活事業の充実を図るなどしまして、社会教育と学校教育が一体となって児童生徒の早寝早起き朝御飯等の望ましい生活習慣が身につくよう取り組んでまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） それぞれ御答弁をいただきました。ありがとうございます。それでは、与えられた時間の中で再質問を行ってまいりたいと思っております。最初の質問どおり、順番が入り練りがあるかと思っておりますけれども、あらかじめ後先になることを御承知願いたいと思っております。

それではまず最初に、加藤市長の市政執行方針、市政推進の基本的な考え方に対してお伺いをいたします。先ほどの御答弁では、基本的な考え方のうち民間会社の発想での行財政運営についてお答えをいただきました。市政執行方針の中には、今回これまでの市民の皆さんとの対話と連携という、これに加えて新たに市民力という言葉が付加されておりました。新たに付加された市民力という言葉について、市民の皆さんにおわかりになるように改めて御説明をいただければと思いますが、よろしいですか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） この間市政を推進させていただく中で、これまでも市民の皆さんとの対話と連携ということ、そのことよっての協働の

まちづくりということを非常に念頭に置いて、また意識して推進をさせていただいたつもりであります。そんな中でここ近年では、いろんな芽が出てきているなというふうに思っています。地域の中においては、最北のこの地でワイナリーをつくってみようという若い方たちが出てきていたりだとか、さらにはスポーツの分野において特出する成果を上げるような方たちが出てきていると。さらには、冬の寒い季節においても、また寒い季節だからこそ、知恵を絞って新たな農業産品に取り組みをし、全国的に知名度を上げている方等々、この間本当に私は市民の皆さんの力には驚かされ、その市民の力を改めてすばらしいなというふうに感じているところであります。この市民の皆さんの力をさらに我々は引き出していくことで、市民一体となった、また力強いまちづくりの推進ができるのでないか、そんな昨今のそうした状況を受けて、私なりに感銘を受け、またそのことにみんなが自信を持って、誇りを持って、さらにみんながまちづくりを進めていきたい、そんな願いと思いを込めまして、そうしたお話をさせていただいたところであります。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） ありがとうございます。これからも新たな潜在的な能力、スキルを持った市民の皆さんが登場して、市長が期待される市民力というものが大いに発揮されることを願ってやみませんが、次の合併10年を顧みてという、合併10年についてお聞きをしてみたいです。

平成の合併は、風連町と名寄市が間もなく10年目を迎えるということになるのですけれども、少し趣旨をひもといて言いますと、昭和の合併というのが出てきます。智恵文村と名寄町が合併したのは1954年だと。昭和29年8月に合併して、その2年後に、1956年4月の市制施行というふうになって初めて名寄市という、道内で21番目の市制施行というふうになりました。昭和の合併の智恵文村と名寄町が合併からことしの8

月で62年目、市制施行からちょうど60年目ということになります。この合併は今日の名寄市の礎になるだろうなというふうに思うのですけれども、今回風連町と名寄市が合併から10年目を迎え、冠事業や式典がホームページに掲載されていますけれども、昭和の合併で名寄市の礎を築いた智恵文村との合併についても市制施行60年というまことに節目の年数にもなりますので、いろんなパンフレットあるいはしおりなど発行されるのだろうと思うのですけれども、智恵文村の市制施行の60年というのともあわせて風連町の合併10年というタイトルのところに併記することは可能かどうか、ちょっとお伺いをしてみたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 暫時休憩いたします。
休憩 午前11時20分

再開 午前11時20分

○議長（黒井 徹議員） 再開いたします。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 今回風連地区と名寄地区が合併して新たな10年ということでの市制施行10年ということでの式典ということでございます。議員の思いや、ちょっと今外しておりますけれども、山田議員等も初め、智恵文地域の皆さんの思いは十分理解をしているつもりでありまして、今後ともそれぞれの地域がお互いの地域性をしっかりと理解して、また尊重しつつ、それぞれが調和した中で名寄市の発展に努めていきたいと、そんなみんなが思いを持てる式典にできればというふうに考えておりました。ぜひ御理解いただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） それでは、続いている資料だとかホームページを拝見すると、合併10年、祝う催しが非常に数多く企画もされています。その中でプリントアウトすると、風連町と名寄市の合併10年の歩みを記録した年

表は作成されているのですけれども、今回名寄市と風連町の合併に至るまではかなり濃密な10年の足跡だなというふうに考えるのですけれども、年表のみならず、10年の足跡を記録するような市史の編さんというのをお考えにあるかどうかお聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 10年の市史ということで改めてつくるという予定はございませんけれども、今まさに総合計画を策定をしていく中で、これまでの10年の歩みを振り返って、これからの10年を展望していくという中においてしっかりとそれまでの経過を市民みんなで胸に刻みつつ、新しいまちづくりに邁進をしていきたいものだというふうに考えているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） わかりました。10年の歩みのある程度の期間の中で市史としてまとめていくことがいつの日か、今の名寄市史というものはかなり年数を経ていますので、陳腐化してきていることもあるのだらうと思いますので、いずれの機会に市史の編さんというのも事業として起こってくるのだらうと思うのです。その間資料が散逸しないように、ある程度のタイムスパンでまとめておくことも必要だらうと思ったので、あえてお聞きをしました。

それでは、第2次総合計画策定についてお伺いをいたします。お話では、従来どおり基本構想、基本計画、実施計画の3層構造というふうになっていると。予定をしているというお話でございました。計画期間は約10年というふうに予定をしていると。あとは、具体的な内容、中身については今後議会とも相談をしていきたいということですので、ぜひその機会を捉えて、また再度こうした場で御意見を伺っていきたいなというふうに考えております。

あと次に、介護待機者についてお伺いをいたします。先ほど市長のほうからもるる現状について

お話がございました。待機者数、あるいは重複している、そういったことも含めて数字的な御説明もございましたが、非常に根本的な御質問で恐縮なのですけれども、なぜ介護職の人材が不足しているかという端的な理由というのはいかがでございませうか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） これは、名寄市だけでなく、先ほども申し上げたとおり北海道内あるいは全国的な課題であらうということであります。国も処遇改善の施策を打ち出しているということだとすると、やはり仕事に対しての見合いというか、報酬というのに対してがなかなか理解をされていない。あるいは、仕事そのものがもうちょっと魅力的なものだということを経験あるいは地域の皆さんがまだまだ理解をされていないというところに要因があるのではないかなというふうに思います。全体として今就業者数がどこの業種も減少しているという中でありますので、全体としての問題ではありますけれども、とりわけ介護職に関してはそうした課題があるのかなというふうに捉えているところであります。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） おっしゃるとおりだらうと思うのですけれども、確かに賃金が低い、あるいは休みがとりにくい、仕事がつい、社会的評価が低い、今おっしゃったとおりだらうというふうに考えるのです。ただ、国の介護職の対応というのか、ちょっと私抜き書きしているのですけれども、どうも即効性というか、特効薬にはなりづらいなと。かなり多くの時間が必要だなというふうに考えます。介護福祉士の上位資格となる認定介護福祉士だとか、いろいろやっていくには時間がかかり過ぎるなという感じがするのですけれども、今外国人というのでしょうか、わかりやすい言葉で言うとEPA介護士という、経済連携協定でそういった介護職を目指してくる外国人の方、主にインドネシアやフィリピン、そういった

ところから介護士として働きたいという要望を持って入国されてくるという、こういうEPA介護士の受け入れというのは名寄市でも可能なのでしょうか。現実的に可能なかどうか、もしその辺のお考えがあればお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） EPA介護士という言葉なのでですね。今外国人の介護士の参入障壁が大分下がってきているというお話は聞いておりますし、また東川町さんでしたか、いわゆる外国人を語学学校やって、その後そうした職につきたいとか、そうしたことに導いていきたいみたいな方向性も考えているようなお話もお聞きをしたことがあります。当然外国人の方であっても日本語をしっかりとお話ができて、同じようなサービスが提供できる方であれば、人材としては採用するという可能性はあるのかもしれませんが、外国人をいざ採用するに当たっていろんな障壁があるのかもしれませんが。そこまでは、ちょっと私もまだ承知しておりませんし、もし補足あったら説明してほしいのですけれども、まだそうしたところまで検討はしていないという段階でありますので、今議員からも御指摘をいただきましたので、そうした可能性についてもぜひ研究はしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） 名寄市で大体風連、名寄で合わせて約20人ぐらいの受け入れができていないと。定員割れ、ユニットの閉鎖ということですが、民間のほうでも約20人ぐらいの介護職の不足によって受け入れができない。約40人から50人近い要介護者が入所できない、あるいは利用できないということになっているようです。また、私も新聞等でしかわかってはいないのですけれども、介護職の平均給与というのが普通の全産業の賃金と比べると10万円ぐらい低いというような、そんな数字もございますので、

市長がおっしゃっているように処遇改善というのはかなりある意味で即効性があるのかもしれませんが、特効薬になる可能性もあるのだなというふうに考えていますので、介護職あるいは人材の確保、養成、そういった観点でぜひとも取り組んでいただきたいというふうに考えています。

次に、経済産業施策から、商工振興等についてお伺いをいたします。御答弁の中に駅前交流プラザよろ一についてお話がございました。この事業は、お話しのとおり社会資本整備総合計画の中の基幹事業である都市再生整備計画事業の中で取り組まれた。期間がおっしゃっていたように22年度から27年度までの6年間ということなのですけれども、この計画期間が27年度で切れるということです。この計画期間中は、中心市街地の活性化の中で目玉になっていた3・6地区の市街地再開発というのがございましたけれども、ただここでは都市再生整備計画の期間内での事業完結が見込めないということで、平成24年でしたか、たしか見送られた。除外されたという経緯がございます。今回改めて3・6地区のほうを見て回ったのですけれども、建物がなくなっていたり、除却されていたり、撤去されたりして、当時とはいささかさま変わりしてきているなということもございます。以前は、地権者と建物の持ち主の権利の問題でかなり複雑なところがあったというようなお話もございましたけれども、今改めて3・6地区について見回したときに、果たして再開発事業としての復活、あるいは再開して協議を重ねることが果たして可能かどうか、この点についてお伺いをいたしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 前回の都市再生整備計画の中での中心市街地活性化、さらには3・6地区の再開発事業については、いろんな要素があって断念せざるを得なかったということがあろうと思います。その一つには、やはり地権者の皆様のそうした意思統一が図れないであろうというような

こともあったかと思えます。その中でそうした障壁が前回のときに比べたら除外はされてきているということはそのとおりだというふうに思います。一方で、やはり主役になるのは商業者さんであって、その地域に住む商業事業者さんであり、地権者さんであるということが熱い思いで盛り上がってくるということがまずは第一になるのだろうというふうに思います。その中でまた改めて今そうした機運が高まっているということは理解しておりますし、当然名寄市も3・6地区の中に公用地を所有しているということもありますので、先ほども申し上げましたとおり、そこはそうした計画が今先行的に進んでいるということも踏まえてしっかりと連携をして、財政の状況もありますので、そうしたことも勘案しながら協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） わかりました。

答弁の中に民間で主導的にまちづくりで成功している自治体を見ていくと、民間が主導になって役割、旗振りをやって活性化している自治体の例についても触れておられたなと思うのですがけれども、私も市長が民間の出身で、経営者として辣腕も振るわれていたなという思いがあるのですがけれども、いろんな事業だとか、そういったものに取り組むときには、経営資源である人、物、金、情報というものを投入をして、ちょっとおこなっている事業や、あるいは新規に取り組む事業というのにいろんなものを投入して取り組むという、そういう経営的な実態がございましたけれども、民間的な、民間のほう为主导的に、あるいは先導的に旗振りをやっているという中で、これに呼応する形でやはり自治体もそういった人材の投入があってもいいのかなというふうに思うのです。決して今の営戦だとか経済部がどうのこうのということではなしに、少し沈滞、停滞を余儀なくされている名寄市の中心市街地活性化にとどまらず、商工業の振興という観点から見て、ここはひとつ人、物、

金、情報も集中して投下していいかなというふうに考えるのですが、民間会社の発想で市長はどのようにお考えですか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 市政を推進するに当たって、外部有識者の皆さんからあらゆるところで、そのポイント、ポイントで御指導をいただく、あるいは場合によっては招致をしていくとかということは非常に大事な視点だというふうに思います。今回の中心市街地、とりわけ3・6地区の再開発ということになってくると、これがある程度やりたい、こうしたことがやりたい、具現化してきたときには、非常に専門性の高い分野になってくると。そうしたところでは、専門性の高いコンサルティングという言い方がいいのか、そうした投入も相談をしながら進めていく、このことは検討していかなければならないというふうに思います。加えて、名寄市においても一昨年でしたか、シティーマネージャーに準じるような、国から人を招致するような事業に手を挙げて採択にはならなかった経過もありますけれども、引き続きそうしたことも国に対しては要請をしていき、いろんな人材の力を幅広く活用して、今後とも市政の運営を推進していくという考え方については議員のおっしゃるとおりだというふうに思いますし、継続してそうしたことを模索していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） ぜひお願いをしたいというふうに考えております。

それでは次に、名寄大学についてお聞きをしたいというふうに考えております。市長、最初の立起のときにたしか短大の児童学科の4年制というのを公約に掲げておりました。2期目のちょうど中間点で有言実行の偉業をなし遂げたのだなというふうに改めて敬服する次第なのですけれども、今回新たに市立大学と短期大学にそれぞれ学長が誕生されたということでございます。今後中長期

の目標について策定をされていくということでございますけれども、今の名寄大学というのは保健、福祉、医療に特化した大学となって、資格取得系の大学だろうというふうに言っても差し支えないかなと思うのですが、今後の18歳人口の減少も含めて、今の現行の保健、医療、福祉に特化した人材養成をさらに発展をさせて、例えば医療技術系の分野、理学療法士、作業療法士、いろいろあるかと思えます。そういった分野にまで学部、学科の構成、再構成というような、中長期の中では出てこないかもしれませんが、計画として温めている余地があるのかどうか、ちょっとお考えをお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 理学療法士や作業療法士といった医療技術職に関しての学科、カリキュラムの拡大ということを設置者として考えているということは今のところございません。中長期の中で、あるいは将来的に見てそうした人材養成ということが名寄市立大学の理念として理にかなっているのか、地域性としてどうなのか、あらゆる角度から、これはその中長期の計画の中で検討の議題の一つには今議員からもお話しいただきましたので、させていただくことはやぶさかでないというふうに思いますが、それがどうなのかというのはちょっと今のところ私も判断しかねるところでありますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） 新年度から新たに学長が2人制になるということでございます。市民の皆さんと近い距離の中で大学があるように願ってやまないのですが、ぜひとも佐古氏あるいは寺山両学長と市長と3人による鼎談を、あるいは定期的に市民との距離感を縮めていこうという狙いからも、それぞれの学長がお持ちである所信について表明をしていただいて、大学としてお二人が目指す大学運営についてお話を聞く機会を

早期に、3人ですから鼎談という形でも何でも結構ですから、ぜひ開催をしていただいて、身近な大学として市民と距離を縮めていただきたいというふうに考えております。

次に、教科書の選定、採択について御質問させていただきます。先ほど教育長のほうからる御丁寧な御答弁をいただきました。一回聞いた経緯ではなかなか難しいなと思うのですが、ただ単に教科書というのは未来を担う子供たちのさまざまな可能性を引き出して、行く行くは人間として育っていくための貴重な糧となっていくものだろうというふうに考えています。ただ、それゆえにどんな教材が子供たちにとって学ぶ教科書なのかということは、親御さんにとっても非常に重大な関心事だろうというふうに考えています。ただ単に道教委のほうで、1月末であったなと思うのですが、教科書会社が検定中の教科書を教員に見せて意見を聞き、謝礼金を支払っていたという、ちょっと初めて聞いたときにはよくわからないというのがございましたけれども、じっくり読んでいきますとしてはいけないことだということがわかりました。北海道では、489人の教員の方が今回そういう謝礼もしくはそういったものをいただいていたという、不確定な情報で大変申しわけないのですが、都道府県別で北海道が一番多かったというような記事も読んでございます。差し障りない程度で結構なのですが、このうち名寄市ではどのような該当者数というのがあるのかどうか、個人の情報にかかわらない程度で数字がわかればお教えいただきたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 今御指摘の件についてでございますけれども、平成26年度の教科書発行者によって、採択の公平性、透明性に疑念を生じさせかねない行為が行われたという事案があったことから、今御指摘のありましたように検定中の教科書を閲覧させて謝金として現金を渡したと

いう、そういう問題について、文部科学省が出版会社からデータの提供を受けまして、各都道府県に調査を指示したものでございます。今現在道教委で道内関係分を調査中ではございまして、そんな経過から現時点での答弁はちょっと控えさせていただきたいと。よろしく御理解願いたいと思いません。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） わかりました。

かなりデリケートな部分もあるのかなというふうに考えますけれども、今教育長のほうからお話があったように、文科省、道教委のほうから、今回市教委にはどの程度の指示、依頼というのが来ているのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 先ほどからもお話ししていますように、調査の内容につきましては検定中の教科書を閲覧させて、そして謝金として現金を渡したと。その事実の確認をしているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） わかりました。そういう調査を今市教委のほうでも行っているというニュアンスでお聞きをしました。

今回の教科書謝礼問題については、当然名寄市の教育委員会の会議においてもこういう経緯があったのだという、教育委員の皆さんにはお知らせをされているのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 教育委員さんのほうにもその概要についてはお知らせをしているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） わかりました。

私教育委員会のほうの教育委員会議の会議録というのを毎回見ているのですけれども、ただ27年度は27年4月までしか掲載されていなくて、残りは全くホームページのほうに搭載されていな

いと。いつの時点で教育委員の皆さんに会議として、議案として、題材としてお知らせをしたのかというのが4月までしか載っていないものですから、なかなか把握ができないというところでもございました。未掲載の部分については、27年度も今月で終わりですので、会議録についてはぜひおられないように掲載をしていただきたいと思いますというふうに考えています。

非常にデリケートな部分ですので、お答えできないということもございましたけれども、続いて早寝早起き朝御飯についてお聞きをしてみたいです。先ほど社会教育と学校教育の観点、両面からお話をいただきました。学校教育のほうでは、いろんな父兄との連絡ツールも使って、学校便りだとか、そういった観点からも朝食をとるのだよと。朝食をとることの重要性についても認識を深めてもらっているというようなことでございました。また、社会教育のほうは、親子の触れ合いだとか、あるいはへっちゃLAND、いろんなイベントや集いなどを通して朝食をとることの重要性について認識を深めてもらっているというお話ではございましたが、ただ数字捉まえているかどうかわかりませんが、現実には朝の朝食をとらないで登校している児童生徒というのはいるのです。ただ、こういうふうに教育長もおっしゃっていたように、朝食をとらないで登校する生徒というのは、学力・学習状況調査の中で拝見すると成績上位のグループというのは朝食をとる子供が、ほぼ90%朝食をとっていると。成績の悪いグループというふうに、これ私が言っているわけではないので、教育長の所管するその学力・学習状況調査の中で書いてあるのですけれども、そこは8割方朝食はとっているけれども、残り2割は朝食をとっていないという数字が出ています。だから、朝食をとらないという子供たちは学習力が落ちる、あるいは集中力が足りない、いろんなことでそういうことになるのだと思うのですけれども、現実として学校に朝食をとらないで登校される子供につ

いてはどのような対策というのが考えられるでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 朝御飯を食べないで学校に来ている子供たちの学校での取り組みの状況ということでございますけれども、子供たちが各家庭においてしっかり朝御飯を食べるということは、成長期に必要なエネルギーを摂取することだけではないと思っております。1日を元気に活動するために必要な生活習慣の一つだと受けとめているところでございます。今お話にもありましたけれども、各学校では全国学力・学習状況調査の結果、これはもちろんですけれども、独自調査なども実は学校ごとに行っておりまして、朝御飯を食べずに登校している子供たちの様子を捉えて声かけをしたり、朝御飯を食べていない状況や原因を把握しているところでございます。また、家庭訪問をするなどいたしまして、保護者との連携を図って、朝御飯を食べることの大切さというのでしょうか、そういうものを話し合ったり、あと朝御飯を食べさせて登校させていただきたいというような働きかけなど、各学校できめ細かな対応に努めているところでございます。早寝早起き朝御飯だけでなく、子供たちの望ましい生活習慣を確立するためには、やっぱり家庭での取り組みを充実させていくことが極めて大事だと考えております。したがって、教育委員会といたしましては、学校が家庭と連携を図りながら、子供たちが朝御飯をしっかりと食べる習慣を身につけるよう今後も努めていきたいなと思っておりますし、また朝御飯を食べていない原因は保護者だけの力で改善することが困難な場合もあろうかなと思しますので、そんな場合は学校だけで解決しようとするということではなくて、児童センターですとか、健康福祉部のほうでも対応をやっていきますので、連携を図りながら対応するよう学校のほうに支援してまいりたいと、そんなふうに考えています。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） 今小野教育長のほうで後段のほうで述べられたとおり、確かに朝食を食べないで登校する児童生徒はそれぞれなりの事情を抱えているのだらうなというふうに思います。ただ、今おっしゃっていたように学校教育で、あるいは家庭教育、社会教育の中で訴えていくということなのですけれども、そういったさまざまな事情を抱えている方こそが意外と声が届きにくい、手が届きにくいという。改善に時間がかかるように私思うのですけれども、先日社会教育のほうで講演会あるいは講座が開かれまして、私たまたま参加をさせていただきました。そこで北海道家庭教育サポート企業制度というのを短い時間でしたけれども、御説明をいただきまして、その後ちょっと御担当の方とお話をしたのですが、今名寄は16社締結をしているというお話です。見ていくと、食品会社あるいはスーパーというのではありませんけれども、よそ様の自治体を見ていくとスーパー、ホテル、食料品卸、いろんな業種、業態の方がいらっしゃるのだなというふうに思ったのですが、その御担当の方に例えば消費期限、賞味期限を1週間なり10日なり残して、その具材、商品を持ち寄ってフードバンクみたいのを構成をして、朝食をとらない欠食をしている児童生徒に供するという、北海道サポート企業制度の中で取り組んでいくことは可能ですかというふうになちょっと聞いてみたのです。そうすると、私どもとしては強制力を持ってお願いすることはできないにしても、協定を結んだ企業同士の話し合いの中で、商品、食品、資材を持ち寄ってさまざまな事情で食品をとれない児童生徒に供することは可能だろうというふうにお話をされておりました。ただ、それをやれとは言えないので、本州のほうでは子供食堂というような取り組みもやっているところもあるというふうにお話を聞いたものですから、ぜひとも朝食をとらない児童生徒に効果的に食事をとっていただいて、授業に集中力を増して、学力を身につけていただくという一歩踏み込んだ取り

組みもいいのかなどというふうに考えるのですけれども、ちょっと今突然申し上げてなかなかお考えもまとまらないかなと思うのですけれども、こういった取り組みについてはいかがでございますか。

○議長（黒井 徹議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 子供食堂というのは全国的にぽつぽつ出始めてきているところではないかなと思いますけれども、今御指摘のように突如言われましたので、教育委員会でやることなのか、他の部局でやることなのか、他の部局と連携してやることなのか、ちょっと今の段階では判断しかねますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） それでは、除排雪、雪おろしについて伺いをしてみたいと思います。

ことは、2月の中旬以降だと思うのですけれども、連日のように雪が降りました。毎日のように雪かきに追われたなという、そういう思いでございます。雪の降り方によって除雪と排雪タイミングが合わなくて、排雪はいつ来るのだという、こういうクレームも、多分担当原課のほう、あるいは部局のほうにはそういう電話も鳴り響いていたのではないかなというふうに想像にかたくなのですけれども、ただ本通といたしましょうか、条通というか、そういったところはまだしも、仲通の東西南北というのがなかなか除排雪が行き届かないで、かなり道路の両サイドに雪がたまっていました。私もちょっと懸念するなというふうに思ったものですから、消防署に問い合わせ、降雪期の名寄市における火災状況をちょっと聞いてみました。そうすると、雪が降り始めて発生した火災というのは3件だということです。1つは、初期消火ですぐ消しとめたという、大事には至らなかったという家屋の火災です。残り2件は、建設機器の車両火災ということで、まことに名寄市の防火思想というのが行き届いているのだというふうにおっしゃってございましたけれども、ただ名寄

の場合、たまたまですけれども、火災が出火していないのかどうかわかりません。消防署あるいはそういったところの防火思想が徹底しているのかどうか、その辺もちょっと確認するすべはないのですけれども、ただ名寄消防署には物すごく大きな消防車があると。水嶺というのだそうですが、全長775センチ、車幅が249センチで車高が3メートル32センチということで、水嶺という消防自動車があるのだそうですけれども、万が一のときの火災出火時に出動して、最小半径で降り積もった峡谷になっているような、車が1台通るのが可能なところの除排雪道路で、果たして出入りできますかねと言うと黙ったままでございましたけれども、こういった雪の降り方によって消防車の乗り入れや消火活動に支障が出るのではないかという危惧する声をどのようにお考えになっておられますか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 除排雪の質問に関しては、この後の一般質問でもたくさん出ると思うので、中村部長も準備していると思いますが、基本的にはいわゆる町中は排雪1回ということでありまして、しかし緊急車両が通れないということはやっぱりゆゆしき問題でありますので、そうしたところはしっかりそれぞれ点検を重ねながら、小型のロータリーとか一定の幅員を確保するというようなことは点検をしながらやっているつもりでありますし、また市民からそうした声があって指摘をする場合には現場に向いて確認をし、場合によっては対応していくことをさせていただいているつもりでありまして、今後ともそうした対応で、できるだけというか、そういった緊急車両の通行には支障のないような除排雪体制をしっかりとやっていきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） 積み残した質問については、この後一般質問あるいは予算議会のほうで、予算特別委員会のほうで同僚議員のほうから

お願いをしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（黒井 徹議員） 以上で大石健二議員の質問を終わります。

13時まで休憩をいたします。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 1時00分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

平成28年度市政執行方針について外4件を、熊谷吉正議員。

○13番（熊谷吉正議員） 御指名をいただきましたので、市民連合・凜風会を代表して質問を申し上げたいと思います。

きょうは、あの3月11日、東日本大震災発生と東電福島第一原発事故から丸5年、改めて忘れてはならない地震、津波、自然災害と原発事故で犠牲になった人たち、そして被災された皆さんに哀悼の誠とお見舞いを申し上げるところでございます。私たちは、いつまでも忘れてはならないことを伝えていきたいというふうに思います。

私は、この5年間に3回福島県に訪問いたしました。そのうち1回、一昨年8月に社民党の全国議員団研修で視察に行ってきました。中1日は国会議員団や現地双葉町、半澤副町長を先頭にバス3台を連ね、荒廃したままの町を通り、東電福島第一原発の500メートルまで接近し、現地視察を行いました。眼下に大型クレーンや原発が遠望できる大熊町在宅介護支援センター前で下車をして現状の報告を受ける予定でありましたが、毎時15マイクロシーベルトと線量が高く、急遽数キロメートル戻り、無人の双葉町庁舎前で説明を受けました。駅前にある傾いたアーケード型の看板、原子力郷土の発展豊かなエネルギーを横目に、半澤副町長から取り返すことができない原発事故の悲惨さや苦悩を聞くとともに、いつまでも福島を忘れないでほしいに胸が詰まる思いでした。

さて、加藤市長も2期目も後半に入ります。一見順調のように見えますが、2万9,000市民の評価はどうか。今のところ私もデータは持ち合わせてはおりません。多くの市民にとって、これからも名寄に住み続けたいと思い、安心感、満足感が高まり、結果として住民福祉向上の果実が積み重なっていただければ幸いです。新年度は、通常の年とは違った1年となるのではないのでしょうか。超少子高齢化社会、人口減少、合併10年後の地域文化の創造、TPP大筋合意問題や消費税増税と地域経済、農業への影響、農業を初め建設、福祉、医療等広範囲にわたる人材や雇用確保等の難題が待ち受けています。その鍵は声なき声にも執行者も議員、議会もそれぞれの役割と責任を自覚をし、切磋琢磨しなければならないと思います。以下5点について御質問を申し上げます。

平成28年度市政執行方針と基本姿勢について。1つに、安倍政権と名寄市政へのかかわりについてであります。安倍政権によるアベノミクスの影響、TPP大筋合意、原発再稼働、憲法違反の安保法制等が地域経済や平和行政に与える影響について、名寄市長としての評価、見識をお伺いをいたします。

2つ目には、市政執行方針の基本姿勢について、市政推進の基本的な考え方で3点お示ししております。それらを実行することで新年度はもとより5年後、10年後、市民に対し具体的な安心感、満足感、信頼感を高めるための背骨となる基本的な考えをお聞かせをいただきたいと思っております。

3つ目には、今後の財政展望についてであります。執行方針にもあるとおり国、地方の長期債務残高1,062兆円、対GDP比205%、公債費、公債依存度が36%と極めて深刻な状況下において、平成28年地方財政計画を踏まえた名寄市の今後の中長期財政展望をお伺いをいたします。

大きな2つ目、市民が主役のまちづくりについて。1つ目は、合併10年後の住民自治確立につ

いてであります。合併10年後の名寄地区、風連地区、智恵文地区等自治区のあり方及び各地区を母体とする名寄市全体の住民自治の青写真をどのように描いているのか、またどのような制度を具体化しようとしているのか、考え方をお聞きをしたいと思ひます。

2つ目には、市民力、職員力についてであります。いつの時代でも市民力、職員力の向上は必須であります。市長中心の対話と連携だけでも限界があるのではないのでしょうか。どのように一体感を持って市民力や職員力向上にアプローチをしていくのかをお伺いをいたします。

今後の負担とサービスのあり方について、新年度は今後の名寄市を展望するときに市民に対しどのようなサービスと負担のあり方等について指示、提示をするのか、基本的な考えをお伺いをいたします。

大きな3点目、保健、医療、福祉行政についてであります。1つに子ども・子育て支援について、今後の子ども・子育て支援施策、例えば医療や保育、保健衛生等の施策の拡充に向けた基本的な考えについてお伺いをいたします。

2つ目には、障害者、高齢者福祉及び介護保険等についてお伺いをいたします。障害者、高齢者福祉施策の拡充に向けての基本的な考えと介護施設の現状と課題についてお伺いをいたします。

3つ目には、信頼、安心の医療体制についてであります。名寄市立病院の年度末決算の見通しと診療報酬改定の動向について、患者さん中心の医療の現状と課題についてお伺いをしたいと思います。

さらに、地域医療構想を踏まえた名寄市立病院等の役割機能と策定中の新名寄市立病院事業改革プランの論点についてお聞かせをいただきたいと思ひます。

4つ目は、新たな国民健康保険制度についてあります。平成30年から国保都道府県化について、北海道と名寄市の役割、市民の影響につい

てお聞かせをいただきたいと思ひます。

大きな4つ目ではありますが、経済、建設行政について。1つには、地域経済に必要な人材、雇用確保と安定した公共工事確保について、地域経済を支える人材、雇用確保の現状と安定した公共工事及び有効な支援策についてお聞かせをいただきたいと思ひます。

2つ目には、名寄の冬を楽しく暮らす条例と除排雪体制の見直しについてであります。今冬の市民の声及び条例の趣旨を踏まえた抜本的な除排雪体制整備についての基本的な考えについてお伺いをいたします。

3つ目には、TPP大筋合意の影響と農業振興についてあります。TPP大筋合意による名寄市農業への影響と今後の農業振興の課題についてお伺いをいたします。

4つ目には、にぎわいと商工業等の振興について、中心街のにぎわいと中小企業振興条例改正に向けた主要な論点についてお答えをいただきたいと思ひます。

また、次代を担う若い人たちの起業、この現状と課題及び支援施策についてお尋ねをしたいと思ひます。

5つ目には、公契約条例制定に向けた今後の取り組みについてお答えをいただきたいと思ひます。

大きな5番目、最後になりますが、教育行政について。1つに、教育行政執行方針の基本姿勢について、学校教育施策推進における建設投資を除く教育予算の推移及び教職員の環境改善の取り組みをお伺いをいたします。

さらに、特別支援教育の現状と課題についてもお伺いをするところであります。

2つ目、教科書採択の現状と課題については、午前中のやりとりもございましたので、この壇上において割愛をさせていただくことを御了解いただきたいと思ひます。

最後になりますが、名寄市立大学の当面の課題について、今後の大学経営と交付税単価等の見通

しについて、あるいは保健福祉学部再編議論当時と取り巻く環境の変化があればお答えをいただきたいと思いをします。

また、直近の学生応募、就職の入り口、出口の関係であります、その傾向と地元定着に向けた基本的考えや今後の施策展開についてお伺いをいたします。

また、地域の知の拠点として位置づけられるコミュニティケア教育研究センターの役割について、市民にもわかりやすく説明をお願いをしたいと思います。

最後、保健福祉学部完成後の大学自治と設置者の基本的な役割についてお尋ねをして、壇上における質問を終わりたいと思いをします。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 熊谷議員から大項目5点にわたって御質問をいただきました。大学を除く教育行政以外に係るところをまず私から答弁をさせていただきます。

大項目1、平成28年度市政執行方針について、小項目1、安倍政権と名寄市政のかかわりについてでございます。我が国の経済は、アベノミクスの第1ステージの取り組みであります大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略から成る3本の矢の経済財政政策により、デフレ脱却、経済再生に向けて大きく前進をしておりますが、現状においては企業収益は過去最高水準にあるものの、設備投資や賃金は十分には回復しておらず、地方においても経済の好循環の影響が十分に行き渡ったとは言えない状況にあると認識をしております、またTPP交渉の大筋合意については、農業を基幹産業としている本市としては農業の存続にかかわる重要な案件であると認識をしております。国においては、アベノミクス第2ステージとして希望を生み出す強い経済、夢をつむぐ子育て支援、安心につながる社会保障という新3本の矢を掲げ、強い経済を実現し、少子高齢化に正面から取り組むとしており、平成27

年度補正予算と28年度予算案において一億総活躍社会やTPP関連政策大綱の実現に向けた施策が反映をされているところであります。私としては、ローカルアベノミクスの推進を含め、こうした目標が着実に実施をされ、地域の活性化や暮らしの安心が確保されることが重要であると考えておりますし、消費税増税や原発再稼働、集团的自衛権の行使につきましては我が国の社会保障やエネルギー政策、安全保障上の極めて重要な問題でありますので、引き続き国における審議を始め、国民の声を十分に聞きながら政策を推進をしていただきたいと考えております。

次に、小項目2、市政執行方針の基本姿勢についてでございます。人口の減少や少子高齢化の進展、地域経済の低迷、地方分権や地方創生の推進など、地域を取り巻く社会経済情勢が大きく変化をする中で、本市においても厳しい市政運営が余儀なくされると考えております。このような情勢のもと、健全な財政運営を基調に基礎自治体として調和のあるまちづくりを進めるためには、より計画的かつ効果的、効率的な市政運営に努めるとともに、民間の発想力とスピード感を持ちつつ、地域の資源と特性を生かした取り組みが必要不可欠であると考えており、そのため平成28年度の市政推進の基本的な考え方として、民間会社の発想での行財政運営、さらなる市民参加とよりわかりやすい行政運営、情報公開、地域の宝、財産、特色に徹底的にこだわったスケールの大きなまちづくりの3点を掲げさせていただきました。この3つの考え方は、私の政治姿勢の基本でありますので、今後もこの考え方を根底に据えるとともに、現在策定を進めております第2次総合計画はまさに本市の10年後の姿や基本理念を市民の皆様にお示しするものでありますので、この計画を政策の基本としながら、市民の皆様との協働のもと、明るく元気なまちづくりに全力を傾注してまいります。

小項目3、今後の財政展望についてお答えをい

たします。国の財政事情は、平成28年度末には主要先進国中最悪の水準である対GDP比20.5%程度となる見込みで、極めて深刻な状況にございます。こうした厳しい財政事情のもと、平成32年度までに国、地方をあわせた基礎的財政収支の黒字化に向けて昨年6月に閣議決定をした経済財政運営と改革の基本方針2015、いわゆる骨太の方針2015における地方行財政改革においては、地方の一般財源の総額について平成30年度まで、平成27年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保すると注記をされ、地方財政に一定程度の配慮がなされました。その結果、平成28年度の地方財政対策は、地方が地方創生などの重要な課題に取り組みつつ、安定的な財政運営ができるように地方の一般財源総額について前年度0.1兆円上回る6兆1兆6,792億円となりました。このうち地方交付税は前年度と同程度の1兆6兆7,003億円となりましたが、別枠加算については地方税収の動向などを踏まえ廃止となっております。こうした中、本市の平成28年度一般会計予算案は、前年度比0.9%増の234億9,927万5,000円となり、過去最高の予算規模となりました。これは、大学図書館や名寄東小学校や風連中央小学校といった義務教育施設の改修、改築事業などの大型事業を初め、総合戦略の具現化に向けた事業について予算を計上させていただいたことが大きな要因でございます。

御質問いただきました本市の今後の中長期財政展望ですが、歳出では社会保障関係費の増加が見込まれることに加えて、今後数年間は大学の新棟や義務教育施設の改修など大規模な普通建設事業が続くことが想定をされるとともに、総合戦略の進化を目指し、新たな財政需要も考えられるところであります。一方、歳入では、人口減少や少子高齢化に伴い市税収入の落ち込み、さらには本市歳入の重要な財源である地方交付税の段階的な縮減など、本市の今後の財政運営はより厳しさを増すものと考えられます。市の貯金である基金につ

いては、平成27年度末現在で約75億円、備荒資金超過納付金については約27億円ではありませんが、市の借金である市債の残高は平成26年度より増加をしている状況であります。こうしたことから、今後は将来を見据えて真に必要な事業の厳選を行い、また事業の実施に当たっては特定財源の掘り起こしなど財源の確保を十分に検討をしなければなりません。さらには、公共施設等総合管理計画を策定をし、公共施設の適切な維持管理を行っていく必要があります。さきにもお答えをいたしましたとおり、骨太の方針2015では平成30年度までは地方の一般財源を確保すると注記はされているものの、それ以降につきましては国の財政事情により地方への厳しさが増すことも考えられますので、国の動向には十分注視をしながら、現在策定中の第2次総合計画や総合戦略の各施策を着実に推進をしていくためにも、引き続き事業の効率化を図り、基金や公債費について適正に管理をし、将来世代に過大な負担を引き継がないように財政健全化に努めていかなければなりません。

大項目2、市民が主役のまちづくりについて、小項目1、合併10年後の住民自治確立についてを申し上げます。新市誕生以来、本年で10年を迎え、この間まちづくりの中心的な担い手である町内会や単一町内会では解決ができない課題に連携して対応する地域連絡協議会の活動などに対する支援を行い、市民と協働によるまちづくりを推進をしてまいりました。今後の住民自治の確立につきましては、現在第2次総合計画策定に向けた審議を行っているところですが、その審議に向け多くの市民から多角的な意見をいただくため、市民ワークショップのほか、町内会長からのアンケート調査や聞き取りなどを実施をし、さまざまな意見や課題を伺っているところです。今後の審議の中でそれらの意見を参考としつつ、地域の特性を踏まえながら、住民と行政が協働して地域を支えていく仕組みづくりについて、地域と行政の役割を明確にするとともに、地域が求める自治組織

のあり方について検討をしております。

小項目2、市民力、職員力について申し上げます。私は、かねてより市と民間との連携、市民との対話、さらには近隣市町村との連携により、地域を挙げてのまちづくりを今後進めていかなければならないと申し述べさせていただいております。これは、市民や民間団体としっかりと膝を交えて対話をし、連携した中での官民が一体となった施策の推進、こうしたことが市に求められているという考え方からでございます。そのためには、まず職員力を上げることが重要であると考えており、職員の資質を向上するために、他の機関への職員の派遣や接遇、政策形成などに関する研修を実施をしているところであります。また、議員御指摘のとおり、私のみならず市の職員それぞれが市民の皆様と対話をし、連携することは、市政の推進に当たり最も基本的なことであると考えておりますことから、職員全体に市民は主役であるとの意識と職員みずからが現場に足を運んで問題の解決を図る、現場重視の姿勢の徹底を図っております。

一方、市民の皆様のご郷土を愛する気持ちや豊かな発想と行動力、共助の精神などは、本市にとって非常に大きな力となるものであり、この力を結集した市民力をまちづくりに生かしていきたいと考えておりますことから、今後におきましてもよりわかりやすい情報発信に加え、外部人材の活用による市民議論の活性化やワークショップ形式等による対話型議論の場の提供など市民力の向上を図るための取り組みを進めてまいりたいと考えております。本市は、自治基本条例の理念に基づき、市民と市の協働のもと市民主体のまちづくりの実現を目指しており、市民力と職員力の向上に努めながら、オール名寄の体制で明るく元気なまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

小項目3、今後の負担とサービスのあり方についてでございます。負担とサービスのあり方については、この間施設使用料の見直しや補助金、負担金等の見直しにおいて検討した経過がございま

す。特に施設使用料については、旧市町の考え方を踏襲をしており、施設の有料、無料の統一と特例的な扱いについては廃止をしてきたものの、新市としての統一した基準の設定が課題であると認識をしております。現在国が予定をする消費税の値上げもにらみながら、平成29年4月の新基準導入に向けて作業を進めているところでございます。施設使用に関する市民負担については、厳しい財政状況の中で多様化する市民ニーズに対応し、施設を適切に維持するためには、利用者に応分の負担をお願いをすることは不可欠であり、本年度オープンをしたEN-RAYホールにおける使用料の検討がその先駆けになるものと考えております。基本的な考え方としては、施設のランニングコストをベースに施設の性質と用途から区分を設けて、利用者に負担をお願いをする割合を定め、施設を振り分けて適用することで、旧市町間の格差を解消した新市の統一基準になると考えており、市民にとって公平、公正の確保につながるものと考えております。あわせて使用料の減免措置や冷暖房料の基準の統一化を図るとともに、使用料の値上げの程度によっては経過措置等の導入も検討材料と考えております。

なお、現在データの整理及び検討の途中でございますので、詳細については改めて議会に御相談、お諮りをしながら、新たな基準を定めてまいります。

大項目3、保健、医療、福祉行政について、小項目1、子ども・子育て支援についてお答えをいたします。当市の子ども・子育て支援につきましても、平成27年第1回定例会におきまして御承認をいただきました名寄市子ども・子育て支援事業計画を柱に、この1年間実践をしております。この計画は、子ども・子育て支援法が本格施行されたことに伴い策定をしたものですが、この中でも国の財政的支援が受けられる地域子ども・子育て支援事業を中心に子育て環境のさらなる充実、拡充を行ってまいりました。平成27年度の

成果といたしましては、名寄市地域子育て支援センターひまわりらんどを開設することができました。このことは、子育て世代の市民には大変大きな前進であったと思います。現在この施設をさらに有効活用していただけるよう、施設の持つ機能の充実を図るために、保健センターの保健師や名寄市立大学と連携をするための調整を行っているところであります。

ひとり親支援といたしましては、名寄市ひとり親支援に関する寡婦控除のみなし適用の運用を定める要綱を策定をし、昨年9月1日から適用しており、名寄市特定教育、保育施設等に関する利用者負担額、病後児保育事業、一時保育事業、延長保育事業において支援体制の充実を図ったところであります。平成28年2月24日には、延べ9回目の名寄市子ども・子育て会議を開催をし、各事業の進捗状況を報告をさせていただき、了承いただいたところであります。現在は、さらに地域子ども・子育て支援事業を拡充、実践をするため、ファミリーサポートセンター事業の実施に向けて準備を進めており、当市子育て環境はさらに充実をしていくと考えております。

今後の当市における子ども・子育て支援の充実、拡充についてですが、乳幼児については公設保育所の老朽化が進んでおり、建てかえ、統合も視野に検討していかなければならない時期になっております。この件につきましては、地域総合計画でも事業として掲載をする予定となっておりますので、市民の意見を聞きながら、また民間活力が最大限導入できるよう支援も視野に入れ、一時保育や子育て支援事業など公設保育所の役割や配置を検討していかなければならないと考えております。

予防接種対策につきましては、予防接種法に基づき伝染のおそれがある疾病の集団発生及び蔓延を予防するため、またはかかった場合の病状の程度が重篤になることを予防するために、子供の定期予防接種を公衆衛生の見地から実施をしてきてございます。平成28年4月からは、これまで北

海道は日本脳炎ウイルスを媒介をするコガタアカイエカが道内には生息をしていないことから、日本脳炎の予防接種を行う必要がないと認められる区域に指定されておりましたが、現在は道外や海外に行き来をする機会がふえていることなどから、日本脳炎に係る区域指定が解除されたことに伴い、当市においても新たに日本脳炎予防接種を定期予防接種として実施をまいります。また、現在B型肝炎ワクチンの定期予防接種化についても厚生労働省の予防接種基本方針部会で承認をされ、平成28年10月からの導入に向け、法令、通知等の改正作業が進められてきております。安全なワクチンであってもごくまれに重篤な副反応が起こる可能性も伴いますので、医療機関の協力を得ながら有効かつ安全な予防接種が実施できるように接種体制の構築や周知等に努め、予防接種施策を円滑に進めてまいりたいと考えております。今後も名寄市子ども・子育て支援事業計画の基本理念でありますここで育て、ここで育ててよかったと言えるまちづくりを目指して施策に取り組んでまいりたいと考えております。

小項目2、障害者、高齢者福祉及び介護保険事業等についてお答えをいたします。初めに、障害者の福祉施策の拡充に向けての基本的考え方について申し上げます。本市の障害者の福祉施策につきましては、平成27年3月に策定をした第4期名寄市障害福祉実施計画に基づいて実施をしているところであります。本市の現状といたしましては、社会資源や障害福祉サービスが充実してきている状況がありますが、国が示している地域生活支援拠点の整備を今後進めていく際には、緊急時の短期入所の受け入れなどのまだ十分には整備がされていない面の検討を行うようにし、障害のある人が住みなれた地域で安心して暮らしていくことができる地域づくりに引き続き取り組んでいきたいと考えております。

次に、高齢者の福祉施策につきましては、高齢者保健医療福祉計画、介護保険事業計画に登載さ

れているものだけでも種類及び内容が多岐にわたっております。従来から行っております認知症施策につきましては、平成30年から事業を開始する認知症初期集中支援推進事業の準備として、関係職員の研修及び関係機関との体制構築に向けた検討の開始、また従来実施をしておりました認知症サポーター養成講座では小中学校での開催を予定をするなど、認知症についての正しい知識と理解を深めるための取り組みや早期診断、早期対応に向けた支援体制の構築を推進してまいりたいと考えております。今後も名寄市高齢者保健医療福祉計画、介護保険事業計画の基本目標であるみんなで助け合い、健康で安心して暮らせるまちづくりに向けた高齢者施策を推進をし、高齢者が可能な限り住みなれた地域においてその有する能力に応じ、生きがいと尊厳を持って自立した日常生活を営むことを支援してまいります。

介護施設の現状につきましては、名寄市が指定管理を行っております社会福祉法人名寄市社会福祉事業団の現在の入所状況を申し上げますと、清峰園では入所定員100名に対し90名の入所、しらかばハイツでは入所定員80名に対し70名の入所となっており、合わせて20名分のベッドが介護職員が不足していることにより定員を充足させられない状況との報告を受けているところであります。また、定員充足に向けた不足している介護職員の確保につきましては、随時ハローワークを通じて募集を行っておりますが、応募がない状況であり、平成27年度につきましては介護職員の採用試験も3回実施をしたと報告を受けております。介護職員の不足につきましては、市内の事業所共通の課題と考えておりますので、今後市内の関係事業所の打ち合わせの場を設定して情報の共有を図りながら、連携をした取り組みを進めてまいります。

小項目3、信頼、安心の医療体制についてお答えをいたします。市立総合病院の本年度の決算見通しについては、ことし1月末実績からの推測に

なりますが、現在のところ約4億円の赤字を見込んでおります。平成26年度決算と比較をいたしますと、入院、外来収益を含む医業収益では3億3,000万円ほど増収となっておりますが、人件費で2億円、診療材料費等で1億円ほど支出がふえており、昨年度の会計制度の改正や旧精神科病棟の除却費等といった特殊要因を差し引いた実質損失と変わらない決算となる見込みでございます。主な要因の一つといたしましては、救命救急センターの取得による収支が考えられます。救命救急センター取得のため、年度当初から医師、看護師、看護職員等の人員配置をふやしたり、医療機器の整備を行うなどの費用をかけておりますが、本稼働までには準備期間が必要であり、救命救急センターの高い診療報酬を得られる施設基準の取得が昨年10月であったことから、支出に見合う収入を得ることができなく、収益が伸び悩んだ要因となっております。

次に、平成28年度の診療報酬改定についてありますが、医師らの技術料に当たる本体部分は0.49%の引き上げ、医薬品や材料の価格である薬価部分は1.3%の引き下げとなり、診療報酬全体での改定率は0.84%の引き下げとなりました。今回の改定では、地域包括ケアシステムの推進と医療機能の分化、強化、連携に関することや重点的な対応が求められる医療分野を充実することなどの4つの視点で改定が行われており、市立病院の収益に最も関係する部分としては、7対1入院基本料の算定基準の一つである患者の重症度、医療、看護必要度の割合が現在の15%から25%に引き上げられることであります。市立病院にとっては非常に厳しい内容でございますが、他の改定内容も十分に精査をし、この地域における市立病院の役割も考えながら、収支バランスのとれた病院経営となるように引き続き収益の確保と支出の抑制に努めてまいります。

次に、患者さん中心の医療についてありますが、これは市立病院ほか多くの医療機関が基本理

念として掲げておりますが、長い医療の歴史の中で医師の指示に従う時代から自分の治療に主体的に参加をし、選ぶ時代に変化をしてきたことのあるわけでございます。病院の立場からは、さまざまな治療法のメリット、デメリットを説明をし、科学的根拠に基づいた医療を提供し、患者さんの立場からは自身でも情報を得て、できるだけ理解の上で治療方法の選択をしていただくというところでございます。市立病院においては、医師を初め多くの医療スタッフがこうした理解のもとで日々診療に当たっておりますが、地域の医療機関の状況から多くの診療科が多忙をきわめる中で、個別には十分な対応とならないケースもあり、定期的に患者満足度調査などを行いながら、傾向の把握に努めているところでございます。今後は、さらに役割の明確化も図られていくこととなりますので、市立病院を御利用いただく患者さんのほか、圏域の住民の皆様に対しても御理解を深めていただけるよう関係機関と協力をしながら進んでまいりたいと考えております。

次に、地域医療構想を踏まえた市立病院の役割と現在策定中の新名寄市病院事業改革プランについてであります。北海道が策定作業を進めている地域医療構想の中では、病床機能の分化及び連携を推進をしていくことが必要とされているところであるとともに、2025年における病床機能区分ごとの必要量が示されてきており、上川北部圏域における高度急性期の必要病床数は292床となっております。これは、市立病院の稼働一般病床数と同数であり、これからも引き続き道北における地域医療の拠点施設としての役割が強く求められることになるとおられますので、救急医療並びに高度急性期及び急性期医療を提供できる体制の整備を目指してまいります。

また、現在策定中の新名寄市病院事業改革プランにおいても国が示したガイドラインに基づき、地域医療構想を踏まえた役割の明確化を含む4つの視点に立った改革が求められております。医療

機能の面では、先ほど申し上げましたとおり今後も高度救急医療体制のより一層の充実を図ってまいりたいと考えておりますし、広域連携の面では圏域内のプライマリーケアを担う診療所や開業医と慢性期医療を担う病院等と役割を分担をし、医師派遣事業や道北北部連携ネットワークシステム、通称ポラリスネットワークを活用しながら、地域連携の実現のために取り組んでまいりたいと考えております。

新ガイドラインの中では、経営の効率化などによりプラン策定期間の平成32年度までの黒字化も求められているところでございます。目標の達成は容易ではないと考えておりますが、医師を初めとする医療スタッフを適切に確保し、必要な医療機能を備えた体制を整備をすることで、地域住民が安心して生活ができる医療提供体制の整備と持続可能な病院経営を目指してまいりたいと考えております。

大項目3、小項目4、新たな国民健康保険制度についてです。昨年5月に国保の都道府県化が明記をされた持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が成立をし、平成30年度から国民健康保険の財政運営の責任主体が市町村から都道府県に移行をし、都道府県が安定的な財政運営や効率的な事業運営のための中心的役割を果たすこととなりました。一方、市町村は被保険者の資格管理、保険料の賦課、徴収、保険証の発行、医療費の適正化に向けた保健事業など地域におけるきめ細やかな事業を引き続き担ってまいります。これらの役割分担のもと、都道府県は市町村ごとに年齢調整後の医療費水準や所得水準を考慮して納付金の額を決定をし、その納付金を納めるために必要な標準保険料率を市町村に提示公表をいたします。市町村は、これを参考に保険料の賦課、徴収を行うこととなります。

また、今回の改革では、財政支援の拡充による国保の基盤強化が図られ、これに伴い国保加入者

の保険料の負担軽減やその伸びの抑制が可能とされており、平成27年度には保険者支援として低所得者対策に約1,700億円の予算措置があり、名寄市においても約2,600万円の交付を受けました。さらに、平成30年度からは財政調整交付金の実質的増額、自治体の責めによらない要因に対する財政支援、保険者努力支援制度など合わせて約3,400億円の財政支援が予定をされており、保険者努力支援制度につきましては特定健診や後発医薬品の使用割合などが評価項目となっております。平成28年度から前倒しで実施をされる予定であります。北海道から示される標準保険料率、納付金の額、保険者努力支援制度などにつきましては、一定程度考え方が示されてはおりますが、具体的な仕様や数値はまだ示されていない状況でありまして、特に納付金につきましては国保加入者の保険料への影響が懸念されることから、引き続き情報収集に努めるとともに、加入者の負担が過大なものにならないように注視をしております。

大項目4、経済、建設行政、小項目1、地域経済に必要な人材確保と安定した公共工事確保についてお答えをいたします。本年1月末のハローワーク名寄管内の建設業に係る技術者の有効求人倍率は8.83倍となり、求人数53人に対し求職者が6人という状況で、建設業に係る作業員については有効求人倍率3.17倍となり、求人数38人に対し求職者12名という状況であり、建設業では技術者、作業員とも依然として人手不足の状況が続いております。中小企業に対する支援制度見直し議論の中でも、建設業関係者からは人材を募集しても応募がない実態や採用しても一定期間で離職をしてしまうなどの声をお聞きをいたしました。このような状況を踏まえ、人材確保策としてこれまでも新卒者を含む若年採用者に対する実践的な教育訓練への支援を行ってきておりますが、今後不足することが予測される各種技能者を確保するための人材育成に対する支援の拡充、さらに

は雇用対策として市内のみでは賄い切れない労働力を市外から確保するための対策が求められていることから、これらを改善するための施策について現在検討をしております。

また、安定した公共工事の確保について、全国的には東日本大震災の復興や東京五輪などハード事業による財政出動が日本経済を牽引する役割を果たしており、北海道内でも公共事業量が増加傾向にございます。名寄市が行う公共工事に関しては、駅前交流プラザよろーなや市民文化センターEN-RAYホールなど大型事業と並行して市民生活に密着した道路整備等については国の社会資本整備総合交付金等有利な財源を活用し、一定の水準で発注規模の確保を行ってきております。また、全国的に高度成長期以降に集中的に整備をされた道路、橋梁、公営住宅などの長寿命化計画に基づいた安心、安全な施設整備につきましても、新たな事業として実施をしてきておりますが、国からの補助金や交付金については名寄市の要望額に対して満額の配分となっていないことから、計画的な事業実施について難しい部分もございます。引き続き今後も地元企業の発注機会を確保するとともに、国、道に対しても名寄市が実施をするインフラ整備に係る予算の割り当てと長寿命化対策のさらなる支援について要望し、安定した公共工事の確保に努めてまいります。

小項目2、名寄の冬を楽しく暮らす条例と除排雪体制の見直しについてでございます。現在の除排雪体制の見直しにつきましては、除排雪担当部局はもとより市民の皆さんの意見も参考にさせていただき、分析、研究を行っているところでございます。これまでも除排雪の手法については、平成22年度から交差点の拡幅排雪、平成25年度からは雪の堆積が可能な場所での積み上げ除雪による道路拡幅と幹線道路の排雪回数を増加しての幅員整備によって、緊急車両やバス路線の確保など新たに取り入れまして、一定の成果を上げております。除排雪作業は、その年の降雪頻度や降雪量

によっては早朝の新雪除雪の作業が最優先されま
す。今シーズンのように連日の除雪がある場合に
は、排雪や他の作業におくれが生じるなどの現状
を踏まえた中、市民から多い要望でありますシー
ズン1回の生活道路の排雪を複数回実施をしてほ
しい、また新設のかき分け除雪により発生をする
間口の置き雪の処理を行政で対応してほしいなど
の課題解消のために、今後もさらに新たな手法に
ついて試行策などを含めて実施をしまいたいと思
います。抜本的な体制の再整備等を早急に図るこ
とは難しいとは思いますが、冬期間の市民生活
の環境改善に向けて鋭意努力を重ねております
ことに御理解、御協力をお願いいたします。

小項目3、TPP大筋合意の影響と今後の農業
振興についてでございます。環太平洋経済連携協
定については、昨年10月の大筋合意を受け、国
及び道から農業分野における影響について公表さ
れました。国においては、国内の生産額計約6兆
8,000億円のうち1,300億円から2,100億
円が減少すると試算をしております。道では、道
内農林水産物の生産額が全体の3から4%に当
たる402億円から598億円程度目減りをする
との試算を公表しておりまして、特に酪農、畜産
での影響が大きいとしてございます。名寄市にお
いては、現在それらを参考に影響額において調査
研究をしているところであります。影響を受ける
主なものを申し上げますと、小麦についてはマ
ークアップの引き下げにより、国内産価格の定
価が想定をされております。てん菜については、
チョコレート等の加糖調製品の関税引き下げに
伴い、国内精製糖の価格低下が想定をされてお
ります。牛肉や牛乳についても関税引き下げに
よって影響を受けることが想定をされてお
ります。引き続き分析を行い、影響額等につ
いて算出をしまいたいと考えております。この
間市議会においても反対決議や意見書が採択
をされておりますので、その内容を十分に考
慮して、生産団体はもとより北海道や関係市
町村と連携をし、取り組んでまいりた

いと思っております。御理解をいただければと思
います。

次に、今後の農業振興上の課題につきましては、
策定中の総合計画や農業振興計画で明らかにす
べく検討しておりますが、現在生産者へのアン
ケート調査や地区別懇談会等で御意見をいただ
いているところであります。また、昨年10月に
策定いたしました名寄市まち・ひと・しごと創
生総合戦略において近々の課題を明らかにした
ところであります。この中でも農繁期における
労働力不足が課題となっていることから、労
働力確保に向けての調査研究に取り組み、労
働力の確保に向けた方策を検討をしま
います。

また、市内農業者の高齢化により、担い手の
確保対策は重要な課題と認識をしてお
り、新規就農者や後継者対策の施策に向
けては現在名寄市農業担い手育成セン
ターの中で検討し、第2次の農業・農
村振興計画に必要な施策を反映させてい
くべく取り組みを進めているところでござ
います。名寄市においては、近隣に比
べて一定の後継者は確保されており、元
気な若手農業者も多いことから、市の
単独事業はもとより国などの事業の有
効活用を含めて検討しながら、持続可
能な農業の推進に努めてまいります。御
理解をお願いいたします。

小項目4、にぎわいと商工業等の振興につ
いてでございます。名寄地区中心街にお
きましては空き店舗の減少に歯どめが
かからず、名寄商工会議所が実施
をした商店街経営動向調査にお
いても約67%の事業者にお
いて後継者がいない状況で
ございます。中心街ににぎ
わいを創出するための対
策の一つとして、商店街に
さまざまな業種の店舗が
あり、買い物やそこに行
くことにより楽しみが
感じられる雰囲気を抱
かす商店街づくりも
中心街のにぎわいを
創出するための取
組みの一つとして
重要であると思
っております。その
ためにも中小企
業者の自主的な
努力を基調とし
つつ、空き店
舗を減らすた
め、行政側から
のきっかけづくり
としての誘導策
を実施することが
必要であり、その
方向づけとして、
まず既存店舗の
経営を継続

をしてもらうために、国が少額の設備投資に対しても支援をすることとなったことから、本市においてもこれに連動して補助要件のハードルを国の事業並みに下げて、さらに市内各業者については国の事業を積極的に活用してもらって、事業が採択された場合は上乘せの支援をするなどが必要であり、関係団体からも要望が来ております。また、空き店舗を減らすために新たに中心街での営業を始められるための誘導策として、既存支援策の対象業種枠の拡充、さらには市内外から中心街での創業を促すなどの取り組みが考えられますが、いずれにしても金銭的な支援だけでなく、情報提供、経営相談、国などの申請事業など関係機関が連携した多岐にわたるサポート体制を確立することも側面的な支援として不可欠であると考えております。

今回の支援制度の見直しに伴う中小企業振興条例の改正に係る主な考え方については、総合戦略の主目的である人口減少に歯どめをかけるため、取り組むべき具体的な施策の一つとして、市外から本市において新たに創業する移住者などの既存の対象であった市内で事業を営む中小企業者以外の者にも施策的に対象とすること、また後継者が不足をする中、事業継承についても相談業務を含めて支援が必要あること、また技術者などの人材の育成確保、不足をする雇用確保など行政が一定の誘導をすることにより、それらの改善のきっかけづくりを行うための具体的な施策について現在検討を進めております。

起業及び創業の現状については、毎年四、五件の起業、創業の実績がありますが、市内で事業を営んでいる事業者以外は既存制度には支援メニューがなく、本市において創業等を促すためにも制度設計が必要となっております。一方、国の制度では創業に係る助成がございしますが、平成27年度から産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画を策定及び認定を受けなければ申請者が創業を行う市町村において国の支援を受けることがで

きなくなりました。このことから、本市においては既に創業支援事業計画を策定をしている旭川市を含む1市3町の計画に名寄市を含めた道北5市が加わる形で変更申請をし、昨年10月2日に認定を受けたところでございます。このことから、本市においては創業に係る市独自の支援制度が確立をされた場合に、国の事業とあわせて支援を受けることも制度設計によっては可能となることから、インセンティブが高い本市独自の移住施策としても提供することができることとなります。このような状況も踏まえて、移住施策等も含めた複合的な効果を生み出す創業支援についても検討していきたいと考えております。

小項目5、公契約条例制定に向けた今後の取り組みについてであります。本市においては平成25年12月16日に名寄市公契約に関する指針を定めてございます。本指針では、市が締結をする公契約において公平、公正で透明性の高い入札と契約を実施をし、品質の高い適正な履行を確保した上で、地域経済の発展と安心して働ける労働環境の確保を実現することを目標に具体的な措置を明確化してございます。これらの内容については、毎年4月に開催をしております建設業者説明会の場などを活用し、周知、指導を行っております。また、公共工事においては、施工現場における労働環境の改善に向けて平成27年4月から全ての工事に提出が義務づけられた施工体制台帳に基づき、監督員による労務体系の内容確認と現場管理の一層の徹底を行っており、その運用に当たっては庁内連携のもと現場指導に当たっております。さらに、適正な賃金水準の確保につきましては、建設工事を初め各業務における予定価格の積算や仕様書作成を適正に行うよう業務担当職員に周知をし、発注担当者への意識づけと現場管理の徹底をさらに進めているほか、入札参加資格基準への社会保険の加入要件についても実現可能な方策を調査研究中であり、引き続き進めてまいります。

なお、条例の制定については、道内自治体では条例化に至っている例が現在までないことから、条例化に対する課題の検証も必要と考えております。今後も指針に基づく取り組みを基本としながら、庁内での情報共有と連携のもと、事業所を初め関係機関との相互理解を深め、調査研究を重ねてまいりたいと考えております。

大項目5、教育行政について、小項目3、名寄市立大学の当面の課題について申し上げます。初めに、保健福祉学部再編の議論当時、一昨年の名寄市立大学再編構想調査特別委員会での審議当時との環境の変化について、地方交付税の見直しを含めて申し上げます。まず、地方交付税の平成27年度学生1人当たり措置される単価については、保健福祉学部が197万8,000円、短期大学部が60万3,000円でした。当時の特別委員会に提出をした今後の収支見直しでは、平成26年度の単価、これは学部199万9,000円でした。これを基本に毎年2%の減少率で試算をしておりましたが、減少率は1%となったということです。

なお、今後も収支見直しについては、毎年2%程度の減少率で試算を行う予定であります。

次に、当時との取り巻く環境の変化については、1点目として入学料の減額改定が挙げられます。総務文教常任委員会の審議を経て、昨年の第3回定例会で入学料減額の条例改正を議決をしていただきましたので、引き続き全国、全道から優秀な受験生確保を目指してまいります。2点目として、旭川市における公立大学設置構想が挙げられます。新年度の旭川市予算に調査費が計上をされておりますので、注意深く見守っていくとともに、より一層魅力ある大学づくりに努めていく必要があると考えております。

次に、平成28年度の入試志願状況について申し上げます。昨年11月に実施をした推薦入試は、4学科合わせて75名の募集に対して188名応募がございました。うち49名が新設となる社会

保育学科の志願者で、社会保育学科を除く3学科計では前年比8名の減となりました。また、先月25日に実施をされました一般入試前期では、4学科合わせて96名の募集に対しまして360名の応募がございました。うち63名が社会保育学科で、社会保育学科を除く3学科計では前年比59名の減となりました。

なお、社会保育学科の志願者の内訳については、短期大学部児童学科では1割に満たなかった道外の志願者が一般前期入試においては3割を超える状況となっております。平成27年度卒業生の就職内定状況については、3月1日現在看護学科、児童学科においては就職希望者の100%、栄養学科においては86.8%、社会福祉学科においては89.6%、4学科合わせて94.4%となっております。なお、名寄市内への就職者は、合計で14名となっております。

次に、卒業生の地元定着に向けた取り組み、施策展開などについて申し上げます。市立総合病院の看護師確保を目的に平成25年に大学と病院合同の検討会議を設置をし、情報交換、指導者研修会並びにナースカフェ等の取り組みを重ねておまして、新年度は市立総合病院で6名を採用する予定となっております。

また、新たな施策の展開といたしましては、1、ハローワークなどとの連携を強化する人材定着化推進会議の設置、2、市内に就職を希望する4年生に対して助成をする地域定着促進修学資金助成事業、3、市内の事業所等に就職をした学生に対して家賃等を助成をする定住促進住宅助成金事業などを総合戦略に登載をして実施を予定しております。

次に、新年度に開設をするコミュニティケア教育研究センターについては、これまで産業振興など地域貢献の役割を担っていただいた道北地域研究所と市民と大学との交流、連携などの役割を担ってきた地域交流センターを組織統合して新たに設置をするものでございます。新センターでは、

教育、研究、地域貢献を3つの柱に据えて、名寄市はもとより定住自立圏など道北地域の知の拠点となるような取り組みを進めてまいります。

なお、市民の皆さんに対するセンターの役割や事業内容については、4月以降に広報やホームページを通してわかりやすく説明をしてみたいと考えております。

次に、学部再編後の設置者の基本的な役割などについて申し上げます。平成28年度からの社会保育学科設置による保健福祉学部の再編により、子供から高齢者までケアのあり方を幅広く研究することができる学科構成となりました。市立大学を取り巻く環境は、我が国の18歳人口が2018年ごろから減少する2018年問題、旭川市の公立大学構想、新設のコミュニティケア教育研究センターの充実、地域とのさらなる協働、卒業生の地元定着化、新棟建設を含めた施設整備など本学として多くの課題を抱えております。今後は、これらの諸課題を解決をしながら、将来の目指すべき指針である名寄市立大学の将来計画を策定する必要があります。平成28年度中に将来計画を策定いたしますので、設置者としての考え方については計画策定の中でお示しをするとともに、今後は大学当局との懇談の場を定期的に設けるなど円滑な大学運営に努力をしてみたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 私のほうからは、大項目5、教育行政について、小項目（1）、教育行政執行方針の基本姿勢についてお答えいたします。

まず初めに、学校教育施策の推進における教育予算の推移についてであります。名寄南小学校の改築事業など大型事業に取り組んできておりますので、支出全体に占める比率は大きくなっておりますが、学校運営に必要な経費や各学校に配分される予算、いわゆる学校配当予算については大きな変動はありません。また、教職員が自費で教

材を購入し、授業で利用しているのではないかという指摘もいただいていることから、学校への配当予算の根拠となる例年実施している各学校からの予算要求ヒアリングについては、それぞれの学校の要望事項を管理職と事務職員だけで積算し、要望するのではなくて、教職員全体の要望をまとめ、優先順位を示しながら予算要望するよう取り扱いを変更し、その旨を各学校に指示し、学校配当予算の積算をしてきているところであります。

次に、教職員の教育環境の改善についてですが、本年度の教育職員の時間外勤務等の縮減に向けた重点取り組み事項等の取り組み状況調査によると、道教委として時間外勤務等の縮減に向けて取り組みを推進している修学旅行等の勤務時間の割り振り変更など、変形労働時間制の導入や定時退勤日、時間外勤務等縮減強調週間の設定、また中学校における部活動休止日の設定などについては各学校において制度の趣旨について理解がなされ、これらの制度の活用が徐々に広がっている状況にあります。依然として日常的な業務においては教職員の時間外が恒常的に行われている現状にあります。4定でもお話ししましたように、このような状況を踏まえ、教育委員会としても現在教職員の勤務実態について独自の調査を実施しているところであります。この調査については、各種制度についての認識度や取得することが可能な状況にあるのか、また時間外勤務の縮減に向けてどのような対応が必要なのかなどについても調査をして対策を検討しながら、今後の時間外勤務時間の縮減等の取り組みを積極的に進めていきたいと考えております。

次に、本市における特別支援教育の現状と課題についてであります。本市の特別支援教育の推進は、平成17年度文部科学省の特別支援教育体制推進事業、推進地域の指定を受けたときに始まります。その後今日まで関係機関の組織や体制が整備され、本市の特別支援教育も徐々に充実してまいりました。しかし、一方で教職員の入れかわり

や活動のマンネリ化などさまざまな要因により、例えば名寄市特別支援連携協議会などの活動や関係機関相互の連携などが十分に機能されていないなど、本市の特別支援教育の推進状況にさまざまな問題点が指摘されるようになりました。このようなことから、昨年度より本市の特別支援教育の問題点を洗い出しながら、一つ一つ改善に努めているところであります。例えば今年度は、幼稚園、保育所、小中学校、高校、就労支援機関、団体が特別支援教育に係るそれぞれの課題を共有し、解決を図るため、名寄市特別支援連携協議会の専門委員会の組織を拡充し、情報交流の活性化を図りました。また、本市の特別支援教育の現状と課題、今後の取り組みの方向性等について共通理解を図るとともに、教職経験に応じた資質向上のため、初任者や転入者、初めて特別支援教育に携わる教職員を対象としたり、学校や関係機関の管理職などを対象とした研修会を実施いたしました。

一方、小中学校の特別支援学級の状況を見ますと、昨年度と比べ全体では在籍する児童生徒は1割程度ふえております。したがって、ますます一人一人の児童生徒の障害の実態等に応じた指導内容、指導方法を工夫することが求められており、緊要な課題となっております。教育委員会といたしましては、障害のある児童生徒への指導のあり方について適切な助言を提供するため、各学校には道立特別支援学校によるパートナーティーチャー派遣事業や道立特別支援教育センターによる巡回教育相談、本市特有の名寄市特別支援教育専門家チームによる巡回相談の積極的な活用を促してまいります。また、通常の学級には学習進度が著しく遅い児童生徒やある教科が極端に苦手であったり、周囲とコミュニケーションがとれなかったりするなど、特別な支援を必要とする児童生徒、いわゆる困り感を抱えている児童生徒がおり、これらの児童生徒への個別指導を一層充実することも課題であります。このため、道教委の児童生徒支援加配教員や市教委の特別支援教育学習支援員、

名寄市立大学との協定に基づくティーチングアシスタント派遣事業による学生支援員を十分に活用し、各学校において複数の指導者、支援員による一層きめ細かな指導體制を整えることができるようサポートしてまいります。

さらに、授業においては、例えば聞いてもすぐ忘れるなど聴覚系の認知に困難を抱えている児童生徒には大事なことは文字で書いて示す、また書いた文字が重なるなど視覚系の認知に困難を抱えている児童生徒には枠のあるノートを使用させるなどの支援を取り入れることにより、その他の児童生徒にもわかる、できる授業、つまりユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業へと改善を図るよう進めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） それぞれ答弁をいただきましたありがとうございます。

再質問に当たって、冒頭も申し上げましたけれども、この1年も含む5年、10年のこれからのことを考えるときに、私的には最も重要なテーマ、課題はやっぱり超少子高齢化への対応でないかと考えております。まさにこれに関する各施策を集中をすることによって、市民の安心や信頼をどう高めていくかということにつながるのではないかと思います。これにかかわってまず1つは、午前中もやりとりのあった社会福祉事業団の関係でお聞きをしたいと思うのですが、現状の状況、人材が足りない、職員が不足をしている、ベッドがあいているという関係等について、課題については、私ども会派も現場で働いている人たちの皆さんの苦悩や状況を事前に聞いておりますから、数字の違いはございません。ただ、市長であると同時に事業団の理事長ですよね、加藤市長は。この現状に至っている認識というのは、どのぐらいの時点からこういう状態であるかということについて御理解をいただいているのか、まずお答えをいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 介護職員が満たされないことによってベッド数が出ないというか、稼働率が100になっていないという状況は、これは一気に出てきたわけではなくて、徐々に徐々にこうなってきたというふうに承知をしていますけれども、ここ何年かというか、この一、二年ぐらいの状況でこのことが拡大していったというふうに認識をしているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 私も所管の常任委員長をやっていますけれども、同様の認識ではいたのです。昨年ちょっと常任委員会で現状についてもお尋ねをしたのですけれども、あの施設ができていたスタートの時点からそういう兆候はもう既にあったという現場の声なんかもあったりして、私どもも市長、理事長でもありますから、そういう共通認識が現場とのずれがやっぱりあったなという感じがしているのです。急に1年、2年でそうなるわけではなくて、やっぱり現場労働の過重、あるいはもちろん介護士さんが極端に数字が落ちているというのは最近の傾向なのかもしれませんが、トータルとしてベッドを全部利用している段階でも、その兆候は既に出てきているという認識でありましたから、市長も6年たって、理事長ももちろん6年ですね。これまで理事会の中でそういう議論をお聞きになったことないのか、改めてお聞きしたいのですけれども。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 具体的に欠員が出る兆候が設置時からあったということに関しての議論というのは、理事会では承知はしておりますけれども、当然職場環境が現場は非常に厳しい状況の中で日夜御苦勞されているという状況については、その現場の状況も踏まえて理事会の中でそうした事案、事例やそうしたことに関する議論は定期的に行われていたというふうに承知しております。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 発注側というか、委託側の名寄市長、加藤剛士さん、受ける側の指定管理者の理事長の加藤剛士、このことについての是非論は別にいいのですけれども、発注する側もしっかり監督指導は、指定管理者制度導入時点でもいろいろ私ども議論をしましたけれども、受注する側の指定管理者としても施設を有効に、しかし市民サービスに答えるという観点からすれば、それぞれの役割というのは大きなものがあるわけなのですが、もうそういう認識は共通認識としてやっぱり弱かったのではないかとというふうに私は思っているのです。早くに気がついていれば、確かにきつということもありますけれども、賃金も他の業種から比べれば相当、大石議員の言葉をかりれば10万円は少ないというような話も含めて、あるいは預ける側の家族もその要求、要望は、在宅にいるようなイメージを想定をしながら、過重なものを当然求めてくるというようなことで、やっぱり役割そのものが相当負荷がかかっているなというふうに思っていますけれども、改めてあした、あさってということになりませんけれども、理事会を緊急に招集してでも善後策、社会的な全国的な問題だから遅々として進まなくてもやむを得ないのかなという感じがあるのかもしれませんが、新たな決意としてお答えをいただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） ここ一、二年というか、直近の期間に関して非常に欠員が厳しい状況になってきているということについては、理事会でも議論をさせていただいているところでありまして、昨年は12月の理事会において一定の給与改善の新規採用に関しての規定改正も行っているところであります。また、今後は例年10月ごろに実施をしている職員採用試験を9月に行い、新卒の確保に努めていくとか、平成28年度に事業団のホームページを開設をして、職員採用情報の発信をさらに強く行っていくなど努力をしていきたい

というふうに考えております。いずれにいたしましても、議員お話しのとおり、3月に1度理事会を開催をさせていただいて、この現状について改めて共通認識を前回でもお話をしていますけれども、改めて図らせていただいて、さらなる対応の改善、進化に努めていきたいと思っております。

あと、大石議員のところでもお話しさせていただきました。これは、我々事業団だけの問題でなくて、市全体の介護職にも影響してくる問題ということでもありますので、この辺に関しては我々事業団だけでいいということではなくて、全体の事業者さんとの連携もしっかりと密にとりながら、改善策をこれからも検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） もちろん責める一方では、そういう認識はございませんけれども、まず事業団がその気になって、課題、原因がもう明らかにならなわけでありますから、現場の声も拝聴しながら一歩でも二歩でも、せっかくあるユニットごとのベッドがあくことがないよう、そして待機数は実質約200人近く、ダブった人を除いても百九十何ぼというふうに数字が出ておりますので、最大限の努力を、保健福祉部そのものも新たな国の急に決めることが勝手にどんどんどんどん出てきて、その対応に追いついていけないという職場の現状もあるのでしょうかけれども、しっかり市長を先頭に重要課題としてまず取り組んでいただきたいと思うのですが、希望する働き手の中には、若い人も資格を持っておられたりしているのですけれども、このことについてはこれ1つ聞いて終わりますけれども、やっぱり子育て中の方も、どうしても24時間勤務ですから、子供をどうするかと、深夜。たまたま市立病院が1年おくれで夜間保育の本格的な取り組みに入りますけれども、企業会計との関係はございますけれども、本当にそういう面では民間の事業所も含めて、子ども・子育て支援法が変わっていますので、あらゆる保

育施設の可能性を探ることも、条件をつくるということも重要なことというふうに思いますが、突然の質問ですけれども、どのようにお考えですか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 事業団職員の中でも子供がいて、夜勤だとかも含めて24時間の対応を求められると。そのときにそうした施設が市立病院がこれから計画していくであろう院内保育所での受け入れも含めて検討できないかというふうなことなのではないでしょうか。このことに関して、院内ということでの縛りがあるのかどうなのか、ちょっと技術的なところ調べないとわかりませんが、いずれにしても市内にも民間の受け入れる保育所もございますので、その辺のところはよく職員の皆さんとそうした該当する方にそういう要望があれば、しっかりと現場の声をよく聞きながら、対応できるものはしていきたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） このことについては、私どもの会派にも浜田議員という専門家がいますので、改めてまた具体的なテーマを持って御質問させていただきますので、誠意ある答弁をお待ちをしているところでございます。

もう一つ、少子高齢化の関係では、子ども・子育ての関係の、かねてからしつこいようですけれども、現状の若い人たちの所得状況を見たときに、まさに名寄においても200万円以下、やっと共働きでということですが、それにしても一番気になるのはやっぱり子供の健康状態、病院にかかる、あるいは保育所、幼稚園に預けるお金が高額だという。それは、国や、あるいは名寄市独自でも緩和策はやっているのですけれども、トータルとして働きやすい環境づくりの支援というのは非常に重要かと思っておりますけれども、市長の答えは大体いつも市立病院も24時間でやっているし、あれもこれもやっているけれども、トータルとして判断してくれということですが、なかなか

かやっぱりそういうことではスピード感ないのではないかというふうに考えておりました、予算との関係はございますけれども、改めて医療費の完全無料化、あるいは保育所、幼稚園等の支援についてのお考えを聞いておきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 子供、小児の医療費の独自削減といいたいでしょうか、独自支援に関しては、御案内のとおり平成26年8月に名寄市においては幼児については完全無償と、小学生については入院無償ということで、かなり大きく踏み込んで改善をさせていただいたということで、まだ1年半ぐらいの経過ということでありますので、この推移をよく見守っていきたいと思います。先ほどもお話ししたとおり、その間25年末から子ども・子育て会議を実施をさせていただく中で、いろんな要望がありまして、我々としてはそれをかなりきめ細かく詰めさせていただいたつもりであります。27年度、新年度から新たに子ども・子育て支援制度が始まりまして、公定価格も設定をさせていただいて、その中においても相当所得の低い層に対して、あるいは所得層が固まっているところの階層に対しては、かなりきめ細かく料金設定をさせていただいて、国の示している基準あるいはほかの自治体と比べても非常にそうした世帯に対して優しい設定をすることができたというふうに我々としては自負しているところであります。引き続き子育て支援に関しては、力を入れてまいりたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 加藤市長6年、私高齢者問題や子ども・子育て支援の関係、後退しているというふうには思っておりません。前には向いていただいているのでしようけれども、今、国会でも大変大きな話題になっています、ちょっと言葉が過激ですけども、保育園落ちた、日本死ねという。保育所との関係は、名寄については公立保育所あるいは官民そろって一定の受け皿として

確保されていますから、このようなことはないかというふうに思いますけれども、それだけせば詰まっているということの裏返しではないかというふうに思っています。安倍総理大臣にもわかeni またそれはもう何とかやるみたいな話しして、次から次と新しいことは言うけれども、本当に地方、全国的にそういう状況をすぐさま展開をされるとい状況ではないことについては非常に残念です。

高齢者、子育て関係については一回おきまして、総計とか執行方針関係で市長に、これも突然の話で答えにくいかもしれませんが、市長は15年後、2030年、60ぐらいになるのですか。そうですね、15年後という。何をやってますかということについてお答えをいただきたいのですけれども。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 健康で元気であり続けたいというふうには思いますけれども、今名寄市のために粉骨砕身頑張っているところでありまして、どのような立場にあってもこの私が生まれ育った地域のために何かお役に立てることがあれば頑張りたいというぐらいですか、そういうふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 私は、そのころはもう80を超えていまして、今市長が言ったような形で本当に健康寿命が少しでも延びて、趣味のいろんなこともやりながら、年金や教育や医療には余り不安がなくて、ぜいたくはしなくてもいいけれどもという、そういう素直な気持ちでいるわけなのですけれども、今突拍子もないことを聞いたのは、御存じですよ。これは、既に第1次総計、第2次の総計のワークショップの関係でどなたが聞いたかわかりませんが、60人ぐらい集まった皆さんにそういう問いかけをしているのです。そのときに地域のコミュニティーのつながりだとか、幸せでどんな楽しい生活を想像するかというようなことのやりとりがいろいろあったもの

を私もちょっといただきまして、お尋ねしたのですけれども、15年後、まさに今2万9,000ですから、想定では2万5,000台ぐらいの、人口も落ちるといふ状況なのですけれども、お互いにそういう幸せ感を念頭に置きながら頑張らなければいけないのですが、市長も一生懸命やっていたいのですけれども、ピラミッドに例えれば上部構造の上のほう、いろいろ交流だとか、観光交流だとか、さまざまな新しい事業、台湾だとかということをやっておられまして、私も交流人口の拡大に期待感を持っておりすけれども、それと比較をして生活に直結するような、ピラミッドでいえば下がどっしり裾野が広がって、生活や医療や福祉や教育や年金だとか、そういう基盤づくり、これ国の制度そのものにも非常に問題があることは原因はしているのですけれども、そういうことにもしっかりやってほしいと。市長のやりたい、何をやりたいのだろうかと、加藤市長は。加藤市長の市政の背骨はどこにあるのですかという市民の声もいただくのですけれども、市長の感想ございますか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 一言で言えば、市民一人一人が自分らしくこの地域で幸せに生きていく、そうした地域を実現することに尽きるのではないかというふうに思います。そのためにいろんなサービスを提供するでしょうし、明るく元気な雰囲気をつくるための施策も行うでしょうし、経済の活力を出していかなければならない。その中でも、どこかでもお話をしましたけれども、今回の総合計画や総合戦略の議論の中でもやっぱり最後、とどのつまりはその地域に住む人がいかに輝くかで、その人が生き生きとしていくか、そのことによって次代にもその地域をつないでくれる人が生まれてくると、こういうことだというふうに思いますので、改めてそうした人が輝くまちづくりをこれからも進めていきたいというふうに。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） もちろんあれもやりたい、これもやりたいということで、財源を新たにつくるか、あるいは不要なものをやめるということは余りたくさん見当たらないかもしれませんが、いずれにしても財源の枠が国の今の制度にかなり拘束をされているというか、規制をされているという状況です。一気にかかないことについては理解をするものでありますけれども、どうか地方がもっともっと使い勝手のいい生活に密着した事業、制度化について、市長もまだ若いのですから、全道市長会の先頭に立って、ぜひ国にも物をしっかり言うと。頭を下げるばかりではなくて、この地域でいけば今津さんにでも佐々木さんにでも要請をしていくことが、一般的な要請は頻繁に会って、もう会いたくないくらい会っているのしょうけれども、新たなことをやっぱり求めていく、転換をさせるということについての行動をしっかりやっていただければなというふうに思います。私流に憲法の理念をしっかり24条やら25条やら含めて、それはやっぱり地域の政治に生かしてほしいなというふうに考えていますので、強く求めておきたいと。思います。

TPPのほうにちょっと入りたいと思いますが、これも午前中にやりとりあったところではあるのですけれども、何かしらもう大筋合意がこの国会で5月末をめどに決まって、影響のある部分は対策に走っているような雰囲気があるような気がして気になっているのですけれども、市長答弁いただいたとおり、3年前議会でも名寄ばかりではなくて、オール北海道が党派に関係なく国会決議を守れということで一致してきたわけであり。今初めて情報が少ない中、国会審議が始まって、私も非常に気になるというのは、当然基幹産業、農業ですから、名寄は文字どおり。ここが崩れると、いわゆるまちづくりが壊れるということに匹敵をするわけなのですが、国会決議について地方から見た首長として、国会決議を守られたかどうかという御認識はどうでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 国会決議を守られたかどうかということについては、私がそこまで深く考えを持ち合わせておりませんし、大事なことは大筋合意を受けて、今地域の基幹産業は農業であり、この地域の農業をどう守っていくかということに尽きるのだろうというふうに思っています。その中で改めて今地域の課題をしっかりと分析をして、そこに足りない部分に関しては積極的に道や国に働きかけをしていく。あるいはそれぞれの団体と連携をして要請をしていくと。さらには、名寄市独自の施策をしっかりと展開を進めていくということが大事なのだろうというふうに考えているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 新聞報道で地元を代表する道議会議員がTPP大筋合意を見たが、将来的には市場規模が広がると考えるものの、特に農産物、畜産物の関係なんかについて触れておられたのは聞いていますけれども、あとは対策をしっかりと打つことだということなわけですけれども、市場規模がというのは、農業の市場規模がどう、それは輸出しやすくなるということの利点はあえて挙げればあるやに聞こえてくるのですけれども、そう簡単ではないのではないかとこのように。名寄、智恵文地区が畑作中心で、まだ風連も名寄も畑作やっている方もおられますけれども、小麦一つとっても販売価格が下がるだけという程度の認識かどうか、もう一度お聞かせいただきたいのです。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 安全性の問題でありますとか、いろんな課題はあるのかというふうに思います。昨年ですか、イタリアでミラノ万博行って、北海道の方やいろんな方も行って、その中で名寄市の観光大使である星澤幸子先生がそこに行って、改めて強く感じたことは、ヨーロッパでも北海道という感じが通じると、こういうことであ

ります。TPPが起きることによって、逆に世界が北海道の食料品を買いあさっていくのではないかとこのような怖ささえ感じたというお話をしていただきました。いろんな見方はあるかもしれません。しかし、どう捉えていくかによっては、私はいろんなチャンスもあるというふうに思っていて、いかにこの地域の農業を守っていくか、あるいは付加価値を高くして販売をしていくかということには、あらゆる角度から知恵を絞ってみんなでここを乗り越えていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 私も勉強不足ですけども、先般の道新、3月7日の十勝の農業者の報道がございました。名寄ももちろん小麦をつくっていますけれども、小麦は3種類か4種類の輪作体系でジャガイモだとかビートとか構成をされていますから、そういう面ではあらゆる農産物に影響があったり、あるいは裏わがが何かたくさんこの協定書面には隠されていて、協定発効後は4年間はまだ絶対秘密厳守だと。何出てくるかまだわからない。あるいは、関税廃止の前倒しが幾つかもうニュージーランドやオーストラリア含めて、カナダですか、アメリカも含めてですけども、前倒しの場が事前に用意をされているとか、やっぱり簡単ではないのではないかと。諸対策はしなければ、もうそれは決まった段階では。しかし、今やることは諸対策のことももちろん並行して考えなければならぬけれども、それは北海道や全国的に自給率の問題やら、トータルで農業政策を考えていかなければならぬけれども、並行してやっぱり国会決議を守れということについては、私は声を高らかに上げるのは今のこの時期しか、3月、4月、5月しかないような気がするのです、国会と並行して。それについての決意ございませうか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 既にもう大筋合意を見て

いるということでありますから、そここのところを今高らかに声を上げていくということがいいのかどうかというのは、そこはいろんな見方があるというふうに私は思います。大事なことは、やっぱりしっかりと情報を分析をして、今この農業をどうやって守っていくのかということをおみんなで考えていくこと、このことに尽きるのではないかというふうに私は考えておまして、そこに向けてぜひ総力を結集していきたいというふうに考えています。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 私先ほど全道市長会でトップを切ってもぜひというのは、単なる使い勝手の予算とかだけの話ししたわけではなくて、やっぱり国に物をしっかり言うということについても、加藤市長はこれだけ怒っているぞということの変化は、それは国会議員も何年に1回ずつ選挙があるわけですから、十分一定の効果があるのではないかというふうに思っています。単独で走れとは言いませんけれども、改めて声の出せる時期にしっかり戦っていただきながら、名寄の基幹産業、農業をこれまで以上に、それは輸出でもさまざま6次産業の具体化でももちろん並行してやることはたくさんありますけれども、腰を入れてやっていただきたいというふうに思いますけれども、求めておきたいと思います。この件は終わりますので。

それで、次は市民とともにまちづくりの関係、市民が主役のまちづくりについて求めておきたいと思うのですが……

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員、途中ですけれども。

熊谷議員の代表質問の途中ですが、ここで一旦代表質問を中断いたします。表示板の時計をとめてください。

○議長（黒井 徹議員） 去る平成23年3月11日14時46分に発生いたしました東日本大震

災から5年を迎えることとなります。ここで、犠牲になられました方々に哀悼の意を表し、本議会として震災発生の時刻に合わせて黙祷をささげたいと思います。

時間が来ましたら、私の発声で御起立を願い、黙祷を始めたいと思いますので、御協力のほどお願い申し上げます。若干時間を待ちたいというふうに思います。

御起立願います。

黙祷始め。

（黙 祷）

○議長（黒井 徹議員） 黙祷終わります。

御着席ください。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷吉正議員の代表質問を再開いたします。

熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 次に、市民力、職員力、あるいは市民が中心のまちづくりの関係で市長にお答えをいただきたいことがございます。

自治基本条例との関係ですが、市長、職員で大学にいる渡部晃洋さんは御存じですね、もちろん。自治基本条例をつくるということで、合併協議で決まって、それ以降市役所の中にも検討会議つくって、ちょうど市長の在任6年と、これ施行してから6年、そしてそれ以前にももちろん作業されて、「自治基本条例における「参画と協働」の意義」という小論文が、自主論文が出ているのですが、読まれたことありますか。読んでいませんか。後からぜひ、いい内容だなというふうに思っていますので。こんな優秀な職員が市役所の中にたくさんおられるものですから、職員力、即戦力になる方がたくさんおられますので、それをどう動かすかというのはやっぱり市長自身の采配によるところでないかと思いますが、いわゆる自治区の話にまた戻りますけれども、この基本条例に基づいて。今現在小学校区単位で名寄、風連、智恵文、いろんな形でありますけれども、それぞれ熱心に取り

組んでおられる協議会、本当にコミュニケーションを深めながら、いろんなイベントとか取り組みをやられておりますけれども、この延長線、非常に敬意と感謝も申し上げるところなのですが、これをどんどん続けることではお互いにつながりがしっかりしていくことはございますけれども、制度としてこの延長線に市長描いているようなことはございますか、自治区の関係について。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 第1次の総合計画においても地域自治区を展望する旨の計画がうたわれておりましたけれども、なかなか思うようにはいっておらない現状だということは先ほどの大石議員のお答えでもさせていただいたというふうに思います。先ほどワークショップのお話もしていただきましたけれども、その中でも、あるいは先般この分析に対してコンサルティングでいろんな地域の先ほどのアンケートも含めた分析をいただいたところでありまして、まだまだ地域連絡協議会、やっぱりその協議会によって温度差があるということは現実だというふうに思います。一方で、今のところまだそれぞれの町内会で順調に町内会活動をしているという意見が結構多いと。しかし、将来を展望してみると不安が多いというところはかなり多いということだと思います。そのことに加えて、この10年間自治区を見据えてそれぞれの連絡協議会で試行錯誤しながらとはいながらも活動を続けてきて、非常に活発な自治活動をやっていただいている連絡協議会も出てきているということは現実でありまして、この10年間は決して無駄ではなくて、そうした地域連絡協議会がしっかりとある程度知名度も得てきたし、将来的に町内会が担えない活動をそこで担っていただける可能性のある自治組織に昇華してきている段階ではないかというふうに思っています。まさに次の総計はここが大きなテーマとなる場所であるというふうに思っていて、この辺はしっかりと市民議論をしていく中で、新たな自治組織と

いうのがいかなるべきであるのかというのはぜひ議論していただいて、2次計画の大きな柱の形にしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） この10年間本当に各地域の協議会、東地区だとか南地区だとか、風連地区も含めて、それぞれの先頭に立っていただいている皆さんのいろんな努力について、当然これからもそういう面では広げていただければというふうに思っていますけれども、それとはまた別にあえて、これまでも何回か言ったような気がいたしますけれども、やっぱり市民力、例えば私のうち、玄関の前の道路雪がどつとあっても、これは自分の道路だと思って、まずは自分の中に入れて込んで、それから片づけるという、ほとんどの人がそういう努力をされていると思うのです。これは、市の道路だから雪持っていけという人も、それは中にいるかもしれません。それはそれぞれの健康状態だとか、置かれた状況によって考え方が変わるのでございますけれども、今名寄市の市民税、やや30億円ですよ、橋本副市長。29億円から30億円ですよ。1%、財源私もどのようにそれを使われているかというのを全部調べたことないのですけれども、1%といたら3,000万円ですよ。今小学校区単位、豊西がなくなりますけれども、8地区とした場合に、単純平均で割ると、人口だとか面積関係なく割ると375万円ぐらいです、3,000万円割る8で。これを即実行できるということではないですけれども、やっぱり協議会等で仮にこの地域に割り当てられた場合、もちろんいろんな条件がございまして、自分の前のでこぼこだとか、あるいは除雪の助け合いだとか、災害であるとか、福祉だとか、さまざまなことを想定しながら、自分のお金として地域の中で考えながらどう使っていくかということ想定をして、いろいろ演習をすることも一つの試みかなというふうに考えていますけれども、どうお

考えですか、市長。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） それぞれ今町内会やそれに準ずる地域においていろんな活動もお願いをしたり、協働でまちづくりを進めている事例があります、公園もその一つだし。例えば街路樹の問題や道路の、庭の問題だとか、いろいろ多岐にわたっていると思いますけれども、そうしたことがいわゆる使い勝手が、任せる交付金みたいなことの交付をして、その地域で工夫をしながら、みんなで議論して何に使うかということを決めてやっていくというのが自治区なのだろうと思います。そうしたことになるのは望ましいことだし、すばらしいことだというふうに思いますけれども、一方でこれは地域が自発的にやはりそうしたことの思いをぐっと高めていっていただく。地域のリーダー的な存在も含めて、そして地域で機運が高まらないとやはり難しいものだという、このことはずっと議論してきているというふうに思います。まだまだ地域協議会の役割が見えないというようなアンケート結果が相当多い現実を考えると、まだそこに行くまでには途上なのかなというふうにも思っています、ここはいま一度また地域の皆さんと丁寧な議論の中で、新たな自治組織のあり方というのは展望していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 私は、今これをすぐやれということと言ったつもりはございませんけれども、文字どおり市民力、職員力を上げていくこと、名寄市をどう愛して、自分たちが考えて、自分たちでまちをおさめるという感覚、もちろん市長がトップリーダーとしていろんな知恵や行動も含めて、対応も含めてやっていただかなければならぬことについては当然ですけども、そういう機会は職員には新たな負荷をかけることになるかもしれませんけれども、やっぱり地域担当制の問題と、いわゆる地域の協議会とそのまま連携す

るかかどうかというのはあれですけども、しっかり検討するプロジェクトみたいのを立ち上げて、内部検討を始めたかどうかというふうに思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 地域連絡協議会の活動をさらに進化させていくとすると、当然地域担当制という話も議論の中には出てくるかもしれませんが。そのことも含めて、総合計画の中でしっかりと議論をさせていただいて、やっぱり地域の皆さんと丁寧な議論をすることがまずは大事だろうというふうに思います。その中でそうした展望が見えてくれば、次にそうしたステップに行くことも検討、あるいは可能性としても十分考えられるのではないかと考えています。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） ぜひ少し歯車を回すような、そういう面ではいいリーダーシップを発揮していただいて、問題の投げかけをまたしてみることも大切ではないかというふうに考えていますので、10年、11年目に向けて一步踏み出していきたい。あるいは、総合計画の策定と並行するものもございまして、ぜひひとつ芽を出していただければなというふうに思います。

もう時間がないので、一部省きますけれども、除雪、排雪の関係も言えば切りないぐらい、いろいろ中村部長も目に見えるような改善もしていただいていますので、安心はしているのですけれども、これについては触れません。触れないというのは、この後名寄の町中、当然議員になってからも穴あくぐらい見ている佐久間議員が抜本的な改善に向けてまたいろいろ提案、提言をすることになっていますので、ぜひ前向きな答弁を期待しておきたいと思います。

それで、もうあと5分ですね。18分かと思ったら、あれ18人だものね。教育関係に一気に飛びますけれども、私も今手元に3年前に職員団体がやった自費でどのぐらい負担をしているのかと

いう1年間調査をした結果の数字を持っています。一番多いのは、ふだんの授業に絡んでいる教材だとか、パーセントもあえて言いませんけれども、修学旅行だとか運動会だとか、それぞれパーセンテージは変わるのですけれども、それから2年半ぐらいたっていますので、教育長はほぼこれはもう完全にそういうことはないという自覚でよろしいですか。

○議長（黒井 徹議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） その話を伺ったとき、率直な気持ちといたしましてはあり得ないというような認識でおりました。ただ、これではまずいと思いますので、再度校長等を通してそのようなことが今後起こることがないように、各学校を支援してまいりたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 教員個々によっても、なかなか金がない、金がないと校長さんも教頭さんも言うのでしょう、職場では。何ぼでもあるよとはもちろん言い切れないでしようから。ただ、こんなものいいかなということもあるでしょうし、言いつらいから私的な金使ったままにしておくとか、そういうことは散見をされるでしょうけれども、ぜひそういうことは学校現場管理職、職員も含めてお願いをしていきたいというふうに思っていますし、時間外労働等の関係についても、仕事 realism にあるのに、子供がいるのに、時間になって帰りますという先生は誰もいないと思うのです。だから、何ぼ見かけの時間外労働を減らすことをやっても、これはどんな職種でもそうだと思うのけれども、帰れるような状態をつくるということは、具体的な今の仕事のあり方について4定でも教育長も自覚をされておりますので、徐々に徐々にしっかりミーティングやらコミュニケーションを図りながら、お互いにやっぱり少しずつ改善の方向に行くことがまた子供たちの知力、体力、精神状態も含めて、一番基盤になるところを大事に、先生を優先ということではないですけれども、そ

こにしっかり土台を置いた子供の教育を展開していただくことでより効果はあらわれていくのではないかというふうに思っていますので、現状認識包み隠さず、改善に向けて御努力をお願いをしたいというふうに思います。

1分しかございませんけれども、市長、最後にお聞きしますが、これは国の政治の関係になるのですけれども、地方に非常に関係が深いということで、安倍首相は一億総活躍社会の実現へ、GDP 500兆円、これはちょっと私どもには想像つかないことですけれども、出生率1.8%、介護離職者ゼロという新3本の矢、中野道議もそうは言っているけれども、なかなか地方でこれを実現するというのは容易でないということも新聞でも見ましたけれども、加藤市長として、地方の首長として、その方向は私も否定しません。本当に現実離れしているのではないのかという感じがしているのですけれども、評価をいただいて、終わりたいと思います、あと51秒で。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） アベノミクスの新アベノミクスだとか、地方創生だとか、新成長戦略、いろんな話題がいろんなところで出ておまして、何となく政策の方向性が本当に一貫しているのかという、私もちょっと疑問を感じざるを得ないところが正直ございます。しかし、地方創生ということは、これはある意味ではいろんなことを改めて気づかせてくれたこともあったし、やっぱりさらに地域というか、市民と一体となってこのまちなことを考えて、このまちなを何とか持続可能なものにしていく、まちづくりをみんなで考えていかなければならないという大きなきっかけにしていきたいというふうに私は思いますし、またそうするように職員も一丸となり、あるいは市民の皆さんとも対話と連携をしっかりと密にしながら、新しい総合計画の策定に向けて大事な1年となりますので、熊谷議員も含めて議員の皆さんにも御指導いただいて、節目の大きな1年にしていきたい

というふうに思っておりますので、ぜひよろしく
お願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 以上で熊谷吉正議員の
質問を終わります。

これをもちまして代表質問を終結いたします。

○議長（黒井 徹議員） 会議規則第10条の規
定により、明日3月12日及び3月13日の2日
間を休会といたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 3時04分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきこ
とを証するため、ここに署名議員とともに署名す
る。

議 長 黒 井 徹

署名議員 浜 田 康 子

署名議員 川 口 京 二

平成28年第1回名寄市議会定例会会議録
開議 平成28年3月14日（月曜日）午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

書 記 開 発 恵 美
書 記 佐 藤 潤

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

1. 説明員

市 長 加 藤 剛 士 君
副 市 長 橋 本 正 道 君
副 市 長 久 保 和 幸 君
教 育 長 小 野 浩 一 君
総 務 部 長 白 田 進 君
市 民 部 長 三 島 裕 二 君
健康福祉部長 田 邊 俊 昭 君
経 済 部 長 川 田 弘 志 君
建設水道部長 中 村 勝 己 君
教 育 部 長 小 川 勇 人 君
市立総合病院 岡 村 弘 重 君
事 務 部 長
市 立 大 学 局 松 島 佳 寿 夫 君
こども・高齢者 馬 場 義 人 君
支 援 室 長
営 業 戦 略 室 長 水 間 剛 君
上 下 水 道 室 長 天 野 信 二 君
会 計 室 長 常 本 史 之 君
監 査 委 員 上 田 盛 一 君

1. 出席議員（18名）

議 長 17番 黒 井 徹 議員
副議長 14番 佐 藤 靖 議員
1 番 浜 田 康 子 議員
2 番 山 崎 真 由 美 議員
3 番 野 田 三 樹 也 議員
4 番 東 川 孝 義 議員
5 番 川 村 幸 栄 議員
6 番 奥 村 英 俊 議員
7 番 高 野 美 枝 子 議員
8 番 佐 久 間 誠 議員
9 番 塩 田 昌 彦 議員
10番 川 口 京 二 議員
11番 山 田 典 幸 議員
12番 大 石 健 二 議員
13番 熊 谷 吉 正 議員
15番 高 橋 伸 典 議員
16番 佐 々 木 寿 議員
18番 東 千 春 議員

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事 務 局 長 益 塚 敏
書 記 久 保 敏

○議長（黒井 徹議員） 本日の会議におくれる旨の届け出がありました。11番、山田典幸議員がおくれるということでございます。

ただいまの出席議員数は17名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

2番 山 崎 真由美 議員

18番 東 千 春 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

国土強靱化地域計画の策定に向けた本市の取り組みについて外2件を、高橋伸典議員。

○15番（高橋伸典議員） おはようございます。議長の御指名をいただきましたので、通告順に従いまして、順次質問をしてみたいと思います。

1番目に、大きい項目の1番目、国土強靱化地域計画の策定に向けた本市の取り組みについてをお尋ねいたします。東日本大震災の教訓を機に、平成25年12月に公布、施行されました国土強靱化基本法では、その第4条において地方公共団体の責務を明記するとともに、第13条において都道府県または市町村は国土強靱化地域計画を定めることができると明記をされております。この国土強靱化地域計画については、このたびどのような災害が起きても被害の大きさをそれ自体小さくできるため、安全対策に期待ができるとともに、計画策定後は国土強靱化にかかわる各種の事業がより効果的に、かつスムーズに進歩することが期待できるものであります。国として、平成27年1月に国土強靱化地域計画に基づき実施される取

り組みに対する関係省庁の支援について決定をされました。具体的には、国土交通省所管の社会資本総合整備事業や防災・安全交付金があり、また農林水産省所管の農山漁村地域整備交付金や、さらに安全交付金、また消防庁所管の消防防災施設整備費補助金や緊急消防援助隊設備整備費補助金など32の関係府省庁の所管の交付金、補助金などにおいて支援が講じられるとともに、この交付の判断において一定程度配慮されることになっております。

しかし、この国土強靱化計画の策定状況については、平成28年1月7日現在で都道府県については計画策定済み13道県で、予定を含めた計画策定中が32都府県であります。市町村においては、計画済みが9市町村、予定を含む計画策定中は24市町村にとどまっております。北海道では、札幌市と岩見沢市しか策定しておらず、いまだ多くの市町村が国土強靱化地域計画の策定ができない状況にあります。昨年11月17日には、全国市議会議長会において計画の推進を掲げたところでございますし、この国土強靱化地域計画の策定について今後も発生するであろう大規模自然災害等々から市民の生命と財産を守ることを最大の目的として、災害が起きたときの事前の備えを効率的かつ効果的に行う観点から、早急に策定を進め、公表すべきと考えますが、理事者の御見解をお願いいたします。

大きい項目2項目、地域で取り組むひきこもりの社会復帰支援についてをお尋ねいたします。現役世代の不就労者、ひきこもり者の増加は、地域の活性化を妨げるだけでなく、高齢家庭の負担にもなっております。地域で就労できずに引きこもっている実態を調査し、支援の実施を求められております。厚生労働省では、ひきこもりをさまざまな要因の結果として、義務教育を含む就学期間や非常勤職員を含む就労や家庭外での交遊をしない等の社会的参加を回避すること、6カ月以上にわたって行方不明、家庭にとどまり続ける状態で、

他者と交わらない状態で外出してもよいという定義になっております。日本では、約26万世帯に上ると厚生労働省では平成28年7月に推計しております。

また、近年ではひきこもりの高齢化が進んでおります。全国ひきこもりKHJ親の会の調べによると、ひきこもりを始める年齢が横ばい傾向にあるものの、平均年齢は40から80と上昇傾向にあるそうです。最近では、一旦社会に出てから挫折したことでひきこもり状態になる人がふえて、高齢化にも拍車がかかっている状態です。また、年齢が高くなるほど抱える家庭の負担が重くのしかかり、支援が難しくなっている現状でもあるそうです。問題は、ひきこもりを抱える親が既に高齢化しており、本来親の世代が受給するなど社会保障の恩恵を受けている、年金を頼りにひきこもりの生計をも助けているのが現状だそうです。世代のはずが子供が社会復帰できない、また不就労の状況が続き、果ては生活困窮に至るのではないかという世帯がふえております。本市でのひきこもり、不就労者、不就学者の実態調査についてのお知らせをいただきたいというふうに思います。

また、本市在宅のひきこもり者、不就労者への対策についてもお知らせをいただきたいと思えます。

各都道府県には、ひきこもり地域支援センターを設置しております。第1次相談窓口を設け、支援機関につなぐなど支援を行っておりますが、本市の相談体制について御見解をお願いいたします。

3つ目、子育て応援アプリの推進についてをお尋ねいたします。平成27年から子ども・子育て支援新制度がスタートをされました。それに伴い保育や育児を初めとするさまざまな子育て支援に関する情報提供や相談、助言等を行う利用者支援事業の実施が自治体に求められていることがきっかけになり、各自治体が独自の支援事業を展開、検討しております。昨今子育て家庭の家族形態や

就労形態が多様化する中、保育だけでなくさまざまな形の子育て支援が求められている中で、自治体における支援事業も利用者ニーズに幅広く対応する必要性を増してきていると感じております。本市では、昨年10月から地域子育て支援センターひまわりらんどの開設がされ、子育て家庭にはうれしい施設で、大盛況で運営をされております。また、子育て世代の経済的支援で乳幼児紙おむつ用ごみ袋支給事業、またファミリーサポートセンター事業等が進められているようですが、本市利用者支援事業の取り組みの状況をお知らせをいただきたいと思えます。

東京都世田谷区では、子育て世代に広く普及しているスマートフォンを活用した支援事業を行っており、注目を集めております。平成26年10月から多様化する子育て家庭のニーズに沿った情報を提供するため、ツールのせたがや子育て応援アプリをスタートさせました。核家族やひとり親世帯の増加、名寄のように自衛隊家庭で地域のつながりの希薄化などにより、保護者が孤立しがちであることから、出産や子育てに対する不安、負担が決して軽くありません。そこで、子育て世代の多くが利用しているスマートフォンで時間や場所にとらわれず、気軽に子育て支援に関する情報を取得できるようにすることで、子育て世代の不安感や負担の軽減を図ることができるアプリが有効とされていることで導入がされました。アプリを通じ提供されるサービスには、おむつがえ、授乳スペース、公園など施設を検索できる施設マップ、子育て支援情報の申請、手続、情報を閲覧できる子育て支援ナビ、幼稚園、保育所施設など条件に合わせた検索ができる保育施設ナビ、登録した子供の年齢、生年月日、住所などに合わせた健診、予防接種のお知らせを通知できるお知らせ配信機能などあり、妊娠期から小学生就学前の子育て家庭を対象に情報を提供されているそうです。

また、政府では、児童手当、予防接種、保育所の申し込み、健診、出生届、子育てサロン、奨学

金などの子育てのサービスの手続を来年7月からマイナポータルでネット化、一元化をスタートする予定であります。名寄もこのアプリと連動し、子育て応援アプリの導入についての理事者の御見解をお願い申し上げ、この場での質問を終わらせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 臼田総務部長。

○総務部長（臼田 進君） どうもおはようございます。ただいま高橋議員からは、大項目で3点にわたり御質問いただきました。大項目の1につきましては私のほうから、大項目の2及び3につきましては健康福祉部長からの答弁となりますので、よろしく願いいたします。

それでは、大項目1、国土強靱化地域計画の策定に向けた本市の取り組みについて、小項目の1、国土強靱化地域計画の策定について及び2の計画内容の考え方についてあわせて申し上げたいというふうに思います。平成25年12月、国土強靱化基本法が制定、公布をされまして、翌26年6月には同法に基づき国土強靱化基本計画、アクションプラン並びに地域計画策定ガイドラインが策定をされました。これまでの防災、減災の範囲を超えて強さとしなやかさを持った安全、安心な国土の構築に向け取り組みを推進するものでありまして、その基本方針として人命の保護が最大限図られること、社会の重要機能の維持、被害の最小化、迅速な復旧、復興が示されております。国では、国土強靱化地域計画の策定を進めるために、先行自治体との共同による地域計画策定モデル調査を経まして、現在までに全国で29団体が策定済みとなっております。平成26年度には、そのモデル団体の一つに北海道が選ばれまして、京都大学、藤井教授の助言を受けて地域計画の検討と策定が行われたところであり、当該地域計画には地域の実情やリスク、特性に応じた施策展開としまして、道内を6つの地区に分け施策展開の方向性が示されたところでございます。

地域計画の考え方、進め方につきましては、リ

スク管理及びその評価を基本に、防災だけではなく幅広い分野を対象といたしまして、それぞれの分野ごとにリスクを洗い出し、優先する施策から実行しまして、その評価を繰り返し行っていくということが示されてございます。対象となる具体の施策といたしましては、道路や橋梁、河川などのハード分野の施策に限らず、保健、医療やエネルギーなどソフト施策も含まれるものとされ、市政の各分野に広く関連するものでございます。また、強靱化地域計画の位置づけには、あらゆる計画の最上位計画とすることが示されているところではありますが、法におきましては義務的な計画としては位置づけがされていないところでございます。地域計画の策定に当たりましては、地域の実情や特性に留意をしつつ、市の施策全般について防災、減災の視点を横軸として整備する必要があり、これまでの防災対策や各個別の危機管理だけではなく、市の施策全てのリスクに対しまして対応する必要があるため、おのずと総合計画との関係は密なものになると考えております。このことから、本市におきましてはさらに調査を進めるとともに、道内他自治体の推移も注視しながら、当面の間は北海道で策定をいたしました地域計画の考え方に沿い、その考え方を参酌しながら総合計画の進行管理に合わせて必要な施策を推進してまいりたいと考えてございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 私からは、大項目2と3について申し上げます。

初めに、大項目2の地域で取り組むひきこもりの社会復帰支援について、小項目1のひきこもりの実態調査について申し上げます。さまざまな要因の結果として、就学、就労、人との交流など社会的参加を回避し、家庭にとどまり続けている状態であるひきこもりの実態については、平成18年度厚生労働省関係の調査によれば推計数として全国に約26万世帯、名寄市の人口比率に換算し

ますと65世帯となります。また、平成22年の内閣府の調査によれば、趣味などの用事のあるときは外出することができる準ひきこもりを含めた広義のひきこもりは全国で約70万人、またコンビニなどには出かけることができるが、他者と交わることなく、おおむね6カ月以上にわたってほとんど家から出ないという狭義のひきこもりは約24万人と言われ、こちらも名寄市の人口比率に換算すると、広義のひきこもりは180人、狭義のひきこもりは60人となります。ひきこもりとなる要因は、不安障害、適応障害、あるいは鬱病などの精神疾患や発達障害などの生理学的要因を初め、不安、恐怖などの心理的要因、友人関係、学校、職場などへの不適応による社会的要因など原因はさまざまであり、複雑に絡み合ってひきこもりという現象が生じていると言われております。ひきこもりの問題については、世帯内においては過保護や過干渉など親子間で共生関係が成立し、問題視されないケースや家族がひきこもりを隠そうとする場合もあり、それぞれの世帯において非常にデリケートな問題とされております。

名寄市では、各関係機関で対応する相談体制はあるものの、推計による実態の把握にとどまっておりますが、小学校から中学校の義務教育期間のいわゆる不就学者はおりませんが、文部科学省の児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査では、本市においては平成26年度に不登校の状態であった児童生徒は10名となっており、主に担任の教諭が定期的に家庭訪問したり、電話で様子を確認するなど学校と本人のつながりを断たないように努めながら対応しており、教育相談センターにおいても関係機関と連携して児童生徒や保護者への対応、指導、相談などを行っております。ひきこもりの実態調査につきましては、今後は地域の実情に精通している民生委員児童委員への聞き取りを行い、実態の把握に努めてまいりたいと考えております。

次に、小項目2の在宅のひきこもり者、不就労

者対策についてお答えいたします。ひきこもりは、不就労による経済影響にとどまらず、年金受給者と同居する事例もあり、本人だけではなく、その世帯の生活も脅かす可能性があります。本人、家族から相談を受けた場合、日常生活、社会参加、経済的自立などの支援を行うこととなります。生活困窮者自立支援事業により本人の抱えている問題や本人の希望などを整理し、支援を行いますが、本人のひきこもりの状態によっては医療機関や保健所との連携のもと、障害者の福祉施設や地域活動支援センターを利用し、社会参加に向けた訓練や就労のトレーニングなどを実施したり、また各種ボランティア活動を利用した社会参加を進めることも必要と思われれます。また、生活困窮者自立支援事業の地域ネットワーク会議の構成団体でもあるハローワークにおいて、障害者や就労から遠ざかっている方の専門相談員が常駐しておりますので、本人の状況に応じた就労に結びつけ、経済的自立を支援していきたいと考えております。

次に、小項目3の本市の相談体制についてお答えします。ひきこもりについて、この地域においては心の相談として名寄保健所が医師、保健師による相談を行っているほか、教育機関や医療機関など相談を受け、その後も支援を続けることのできる機関もあり、また本市においても障害者総合支援法、生活困窮者自立支援法により障がい福祉係や保護係での相談を初め、地域包括支援センター、名寄市内の障害者福祉施設、社会福祉協議会の生活相談支援センターが相談窓口となっております。また、これらの関係機関は名寄市障害者自立支援協議会や生活困窮者自立支援事業の地域ネットワーク会議などで連携を図っておりますので、複数の専門機関による多面的な支援や相談者のひきこもり状況や世帯でのニーズに適合する機関へつなげることが可能となっております。

また、厚生労働省では、ひきこもり対策推進事業によりひきこもりの状態にある本人や家族を支援するために、ひきこもりに特化した第1次相談

窓口として、ひきこもり成年相談センターを都道府県に設置しており、ひきこもり支援コーディネーターがひきこもりの状態にある本人や家族からの電話、メール、来所等による相談や家庭訪問を中心とした訪問支援を行うことにより、早期に適切な機関につなげる支援を実施しておりますが、現在北海道では札幌市に1カ所のみ設置されている状況です。今後は、必要時には北海道ひきこもり成年相談センターとの連携を図りながら、センターの専門的な助言、アドバイスをいただきたいと考えております。ひきこもりの支援では、身近な地域の相談窓口をふだんから市民向けに周知していくことが必要となりますが、御家族などから相談をいただいた場合については、当事者が相談や治療場面に出向くことが難しい場合が多いこと、あるいは相談や受診に踏み切れない当事者に対する一歩踏み込んだ取り組みが必要となりますので、自立相談支援員や関係機関の専門職が連携して、家庭訪問を中心とするアウトリーチ型の相談支援も必要と考えております。今後につきましても引き続き関係機関と連携し、包括的な支援を実施していきたいと考えております。

続きまして、大項目3の子育て応援アプリの推進について、小項目1の利用者支援事業の取り組み状況について申し上げます。利用者支援事業につきましては、昨年4月から利用者支援専門員を1名配置し、地域子育て支援センターひまわりらんのオープンまでの間、こども未来係において子育て中の親子の皆さんの各種手続や子育て関係機関との連絡調整について研修を行ってまいりました。現在は、相談しやすい敷居の低い場所として、ひまわりらんどにおいて子育てに関する幅広い支援を行うコンシェルジュとして来所相談、電話相談、メール相談に取り組んでいるところです。相談内容では、幼児教育、保育施設の利用相談が主なものとなっておりますが、今後とも子育て支援に関する身近な相談窓口としての機能を十分発揮できるよう努めてまいりたいと考えております。

また、施設の駐車場については、マタニティー駐車スペースを確保し、安心して妊婦の皆さんが駐車できるよう整備を行いました。このことについては、以前議員から御質問をいただいておりますが、本来障害者用駐車スペースには妊婦の皆さんも駐車することが可能となっておりますが、制度に対する認知度が低いため、妊婦の皆さんが利用しづらいことが課題となっております。このためひまわりらんどでは、当市の公共施設では初めてマタニティーマークを導入させていただきました。これにより、施設利用者のマナー向上にも大きく貢献しているところです。また、乳幼児紙おむつ用ごみ袋の支給につきまして御提言をいただいておりますが、本年4月から実施するため、新年度予算に計上させていただいたところで、今後とも子育て世代の皆さんに喜ばれるよう事業の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、小項目2の子育て応援アプリの導入についてお答えします。子育て世代に必要な情報に特化したサイトを開設し、携帯端末等にアプリをダウンロードしていただくことにより、利用者に適した情報がプッシュ配信されるなどの機能を持ったシステムであると認識しております。現在全国では、中核都市や政令都市などを中心に運用が始まっております。情報の入手手段の拡大、子育て世代に適した手法であると理解しておりますので、今後実施しております自治体の運用等研究させていただきたいと考えております。

また、国においてはマイナンバーを活用し、子育てサービスの手続をインターネットで一元的にできるようにする方針を固めました。マイナンバー用個人向けサイト、マイナポータルの中に子育て関連の手続をまとめたコーナーを設置するということですが、政府においては本日3月14日に有識者会議を発足させ、具体的な議論を始めることとされており、現在は仕様等公開されておりませんので、今後情報収集に努め、さらに研究させていただきたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） 大変ありがとうございます。再質問をさせていただきます。

時間も十分ありますので、ゆっくりやりたいと思うのですが、強硬化が一番最後にさせていただいて、時間なくなったらやりませんが、後ろの地域のひきこもりの社会復帰の部分で少し再質問をさせていただきます。今お聞きしましたところ、平成26年に教育上の不登校が10名おられたということです。その部分で教育相談を中心に先生等が家庭に行って、その子たちの支援をしてきたという状況だというように先ほどお聞きしたのですが、学校でのいじめだとか、そういう部分の10名の方というのはどういう状況。先ほど何か先生がどうのこうのと、聞き取れなかったものですから、10名の方の内容というのがどういうことで不登校になったのかというのがわかればちょっと教えていただきたいと思うのですけれども。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 平成26年度の文部科学省の児童生徒の問題行動等生活指導上の諸問題に関する調査で、名寄市では10名ということで答弁をさせていただきました。名寄市の詳しい状況についてはちょっと承知していない部分ありますけれども、北海道でこの調査に基づく調査結果が出ている中におきましては、児童生徒の不登校となったきっかけと考えられる要因として、不安など情緒的な混乱、2つ目には無気力、そして3つ目には小学校では親子関係、中学校では友人関係というふうになっていますので、名寄市においても同様なふうになっているかというふうを考えております。ただ、いじめによる不登校については本市についてはありませんので、御報告をさせていただきますと思います。そういった点につきまして、担任が中心となって初期対応を含めて対応しているということで、先ほど答弁させてい

たきました。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） わかりました。

次に、先ほどひきこもりの全国の状況を言われまして、完全ひきこもりが約24万人、そしてそれにまつわる方々を含めると70万ということで言われて、名寄ではその推計で計算すると65世帯ぐらいいるのではないかと。そして、全くのひきこもりが60人ぐらいいるのではないかと。それを含めると180人ぐらいの人間が家に閉じこもる傾向の方がいるのではないかとということで、完全にいるというわけではない。私も1世帯の方でそういう傾向の方を知っているものですから、仕事ついて、2年で仕事をやめてしまって、それからずっと家で引きこもっている二十数歳の若い子の親とちょっとおつき合いをしているものですから、本当にやはり仕事でも家庭でも友人関係でもということで、こういう方々が出るのだなという部分で見えていきました。その中で先ほど生活困窮者支援制度の中で、こういう方々を拾っていきける状況にならないのか。先ほど民生委員、地域包括センターも含めた取り組みをやっているというふうに言われましたけれども、こういう事例ではそういう民生委員の方々、町内の方々からこういうひきこもりの方々がいるのだけれども、どういう対処をしたらいいのかという御相談や何かというのは今発生することはないのでしょうか。親や何かはそういう子供がうちにいるというのは見せたくないという方もおられるということをお先ほど言っていたのですが、親にしたら本当に働き盛りの青年が家に閉じこもって仕事をしないということ自体がやっぱり自分がこれから年をとっていく中で、自分が亡くなったときにこの子はどくなるのだろうという思いの親も多いと思うのです。障害者の親の方々と話してもそういう方々すごく多いです。私が、今自分がこの障害者の方々、不就労の方々見ているのだけれども、自分はまだ

年金で暮らしているからいいけれども、本当に自分、両親が亡くなったらこの障害者、この不就労者は大丈夫なのかという親はたくさんいるのです。やっぱりそれをそういう民生委員だとか町内の方々の相談、地域包括センターの方々への相談体制というのがあると思うのですけれども、現状でそういう相談はないのかどうか、ちょっとお知らせをいただきたいなというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） お答えいたします。

現在まで民生委員さん、町内会、また教育関係者等から直接そういったような自宅にひきこもりの方がいらっしゃるような御相談はございませんけれども、現在行っております生活困窮者自立支援事業の中におきまして、今年度の相談件数が新規で2月末現在で66件ということでありまして、そのうちの2件が引きこもりがちなケースというところで、2名ほどいらっしゃいます。その方につきましては、さまざまな御相談を通じた支援を現在させていただいている最中でございます。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） 個人情報に関係もありますので、これを町内会等々でやれといっても厳しいと思うのですけれども、秋田の藤里町というところがあるのですけれども、この藤里町では平成17年に地域福祉トータルケア推進事業で福祉でまちづくりをということで、地域の福祉推進に取り組んできているそうなのです。平成22年には在宅のひきこもり者、不就労者を対象に支援する人もされる人もともに集える場所として、福祉の拠点こみっというところをオープンさせたと。毎年こみっ感謝祭だとか、そういうところに障害者の方々、そして不就労者の方々に来ていただいて、人との付き合い、またはそのボランティアをしてもらって、その対策をしているというのです。そして、毎年200名以上が参加している。ひきこもり者、不就労者、障害者等が提供

する手打ちそばが自慢のお食事処こみっ、平成25年には香川県の讃岐うどんの技術研究を受けて研究したこみっうどんを提供しているそうなのです。社会福祉協議会が事務所を務めるのですけれども、シルバーバンク事業等々がこのこみっを含めて支援されているのですけれども、その中で地域の作業依頼に応じることで、ひきこもり者だとか、そういう障害者の方々、不就労者の方々が社会福祉に参加できるように軽い軽作業のお仕事をしていただいて、お金を支援するという形にしているそうなのです。藤里町では、平成23年にひきこもりの実態調査を町独自で行いました。15歳から55歳の町民1,293人のうち113が長期不就労者状態で引きこもっている状況が判明、その8割は8.74%に上ったと。半数以上は40歳以上の方々の引きこもりがち、そしてひきこもりの高齢化が明らかになってきたというのです。

ひきこもりだとか不就労の部分というのを社会の部分でいくと、やはり停滞させるという部分があると思うものですから、しっかりとやっぱり取り組んでいただきたいというふうに思うのです。先ほどなかなか不就労者の実態調査はできないと言われたのですけれども、ぜひ実態調査を一回やっていただいたほうが、私は名寄市のこれからの発展のためにプラスの材料に、その方々を支援していく部分も重要ですし、そのためにやはり行政としてその状況をわかっていくのも重要なと思うのですけれども、この部分どのようなものでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） ただいま議員から御紹介ありました秋田県の藤里町の部分でありますけれども、こちらは人口が3,800人程度のところということでありまして、その中で10人に1の方がたしかひきこもりの傾向が……そうですね。済みません。というような、調査の結果、100名以上の方がひきこもりの状態であったと

いようなお話でありました。こちらでは、社会福祉協議会を通じて学校のPTAですとか、民生委員さん、またこちらでは自治会みたいですが、そういったところからの協力を得ながら実態調査をされたというようにお伺いしておりますが、そもそもが介護支援専門員が高齢者宅にお伺いしたときに、高齢者からうちに息子なりが引きこもっているのだけれどもというような相談を受けて、介護専門員が事実がわかって、かなり地域にいるのだなということで調査が始まったとお聞きしております。今後当市におきましても、なかなかデリケートな問題なところはございますけれども、まずは民生委員児童委員さんの皆さんから聞き取りを、地域に精通されている委員さんから実態をお聞きすることから始めさせていただきたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） わかりました。

先ほどの障害者基幹相談支援センターということで言われましたけれども、名寄にはこの障害者基幹相談支援センターというのは存在するのか。ある程度社会福祉士だとか保健師、精神保健福祉士の専門家の職員が対応されて、そういう方々の相談に応じていっていると思うのですけれども、これから身体障害者、または知的、精神、発達障害、そして難病の方々を含めてこの部分で見られるというふうに私は想像するのですけれども、その状況をちょっと教えていただきたいなというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） この4月から開設いたします基幹相談支援センターについてお答えします。

社会福祉課内に配置をいたします障害者に関する相談支援を総合的、専門的に行う窓口でございます。基幹相談支援センターにつきましては、専門職員を2名配置をいたしまして、センター長を合わせた3名体制で運営をしていく予定でございます。

ます。開設時間につきましては、市役所の開設時間と同じく8時45分から17時30分を予定しております。また、ひきこもりの対応に関しましては、本人の状態によりましては障害者福祉のノウハウを活用した対応、また障害福祉サービスを利用することが望ましい場合もあると考えておりますので、このセンターが初期対応をしたり、また関係機関と連携、つなぐ調整役を行ってまいりたいと考えております。具体的には、電話相談、面接相談のほか、家庭訪問を行うなど、本人や御家族のニーズに柔軟な対応をとってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） わかりました。

釧路にもこの機関もう設置されておきまして、すごく充実した機関のように見させていただきました。その中で釧路のまちは、本当にもう障害者の方々だとか、そういう方々に優しいまち、福祉に優しいまちということで、今シンボルマークを募集してやっているのです。本当にもうこういう障害者だとか高齢者、そして子供たちにやはり優しいまち、私は今回障害者の方と一般質問する意味で、ちょっといろんな部分を話しさせていただきました。この障害者の基幹相談支援センターができるということで、すごく喜ばれておりました。そして、本人は名寄は本当に障害者のためにすごく苦労していた部分で充実した施策をつくっていただいていると感謝をされたのです。すごいなというふうに思っておりまして、ぜひ釧路みたいにそういう障害者に優しいまちのシンボルマークをつくっていただいて、張っていただきたいなというふうに思っております。それは、もし実現できればやっていただきたいなというふうに思っております。

最後というか、先ほどアウトリーチというお話をされておりました。きっとアウトリーチというと、普通の診療所や何かが患者さんが来られないので、

自宅に行って診療するというのがアウトリーチだと私は思っているのですけれども、名寄市としてのひきこもりだとか地域包括センターでのアウトリーチの対策というのはどういう対策をしていくのか、ちょっとお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 先ほども申し上げましたが、自宅にとどまっておられてなかなか相談窓口に来ることができないような方のために、アウトリーチという家庭訪問の手法が大事だと考えております。アウトリーチ支援、訪問支援については、事前の情報収集や当事者の了解を得るなど事前の準備には家族の御協力が必須であると考えております。家族や関係機関との相談を継続していく中で、支援者が訪問することをひきこもりの当事者が納得あるいは希望している場合は有効な訪問となりますが、当事者が訪問を拒否している場合は訪問以外の支援の方法や家族を対象を限定した訪問、これが必要となります。家族を対象とした訪問を続けていくと、何回目かに御本人に会うことができるというような状況も生まれてくると言われております。訪問支援は、関係機関の専門職と連携いたしまして、当事者の本当の気持ちを尊重しながら、医療機関への受診が必要とされる方には速やかに治療が開始されるように、また医療が必要でない事例では当事者の社会生活への可能性を広げるための支援を提供する、さまざまな地域の社会支援へつなげることが重要と考えております。大事なことはステップ、丁寧に一歩ずつ踏んでいくということだと考えております。訪問支援を通しまして、ひきこもり当事者とその家族の生活の質、QOLが少しでも改善するよう今後とも取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） よろしく願いいたします。

次に、子育て応援アプリの部分を再質問をさせ

ていただきます。先ほどのひまわりらんの部分の保育コンシェルジュの保育サービス、情報、相談等々の部分言われておりました。今、国会では保育所に入れないだとかという部分は何か出ていますけれども、名寄は待機児童がゼロということで安心してはおりますけれども、名寄の保育コンシェルジュの方々、きっとコンシェルジュという子供が急に、自分自身が病気になって子供を預けなければいけないだとか、そういう部分の相談だとか、あと保育所に入りたいのだけれども、この保育所があいていないからどこかないかだとか、自分は名寄でなく士別に勤務しているから途中で保育所がないかだとか、そういう部分の相談だとか、子育ての相談をされているように思うのですけれども、現状今私の孫も、孫の話はだめだと言われるのですけれども、孫があそこを喜んで、もうしっかりと光名幼稚園終わった後に寄らせていただいております。今まで、孫の話すると長くなるのですけれども、ああいうところというのは午前中で終わっていたのですけれども、今はもう5時までということで、本当に2時半ぐらいに、水曜日はお昼で終わってお弁当を持ってあそこに行って遊んでいるような状況でありますので、大変有意義なところだなというふうに喜んでおります。その部分でコンシェルジュの状況、相談状況や何かがもしあればちょっと教えていただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 馬場こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（馬場義人君） 利用者支援事業の実施のために、議員御質問いただきましたように、ひまわりらんに配置しております子育てコンシェルジュにつきましての相談件数と内容についての御質問かと思っておりますけれども、オープン以来、先月になりますか、平成28年2月におきまして22件の御相談を受け付けさせていただいております。議員御指摘のとおり、相談がほとんど来所による相談でございまして、内容

につきましては入園、入所、保育サービスにつきましても15件となっております。子育てにつきましてもの相談につきましては、ひまわりらんの相談件数として整理をさせていただいているところでございまして、そのほか先ほどの答弁にもございましたが、電話相談やメール相談につきましても受け付けをさせていただいているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） ありがとうございます。本当にひまわりらんどは素晴らしい、やっぱり行政と子育てをするお母さん方とのつなぎのところだと思うのです。あそこに行けば自分のこういう悩みは解決できるという体制をしっかりと整えていただきたいなというふうに思います。

時間ももうなくなってくるので、次に先ほどおむつ事業の部分、おむつ事業もしっかりと推進していただきたいというふうに思います。4月27日に自分の3人目の孫ができて、楽しみにしております。

次に、先ほどファミリーサポートセンターのお話をされました。おとといの新聞に西條につくられるという、素晴らしい部分だというふうに私は思います。このファミリーサポートセンターが西條さんに入るということは、やはり先ほど言ったように自分が緊急で何かやらなければならないときに預けられるという部分は本当に今まで子育てしていた方々に、私も何度も言わせていただきましたけれども、期待されている部分なのだろうなというふうに思います。子育て・親育ての会の中にも本当にファミリーサポートの仕組みをしっかりとつくってほしいという部分の声がやっぱり多い。28人の方々がファミリーサポートセンターをつくってほしいという部分ですから、やはりこの西條さんでやるサポートが成功するというふうに私は思っておりますし、充実に向けてしっかりと体制を整えていただきたいなというふうに思います。その中で、その他の中であるのですけれ

ども、名寄市の子育て支援の情報を集約したものが欲しい。そして、子育てしにくいことがたくさんある。もっと子育てしやすいまちにしてほしい。子育ての要望を市などに届ける場の設定が必要ではないか。いろんなこういうお母さんたちの声があります。本当私は先ほど応援アプリの部分をお話させていただいたのは、やはり今のお母さんというのは、ママ、お母さんと言ったらいいか、ママと言ったらいいですか、みんなアプリでやっているのです。私はガラケー2台なのですけれども、家族はほとんどみんなラインで情報をとり合っているのですけれども、私だけその中に入れないような状況なのです。でも、今の若いお母さん方、ほとんどアプリを使っている状況です。そして、その中で先ほど言ったように名寄というのは公務員の方々が地方から来て、そして自衛隊さんや何かは来てすぐというのはなかなか周りとの接点が希薄化しているものですから、それにやっぱり対応するために、または世田谷や何かというのはきっと横の連携なんてほとんどああいう都会ですから、ないですから、お母さん方はアプリで子供の支援の情報をとっていると私は思うのです。すごい情報のとり方だと言っていますので、お母さん方はやっぱりしっかりそれにつながっているというふうに思っていますので、先ほど研究していただけるということですので、しっかりと研究をお願い申し上げます。

7月からは、国のマイナンバーを含めた部分で子育ての情報や何かは出ると思うのですけれども、申請や何かの部分が主だと思うのです。でも、やっぱり名寄のそういうアプリを使って、名寄にはこういう授乳室がありますよ、おむつ交換室がありますよという情報というのは必要だと私は思うのです。お母さん方が行ったときに、そういう交換ができないだとか、こういう部分の相談はどこへ行ったらいいのだとか、名寄のインターネットを見てもある程度の情報は載っていますけれども、やはりなかなか情報をとるのが難しい部分も

ありますので、研究をしっかりとやって、7月の国のマイナポータルも期待はしておりますけれども、きっと名寄市の地域のことというのは入ってこないと思いますので、地域のことをやっぱり発信できる部分をしっかりとつくっていただきたいなというように思いますので、よろしく願いいたします。

最後に、国土強靱化の部分を質問させていただきます。先ほど部長から国土強靱化の部分ありますけれども、総合計画を含めた部分の対策が主になると言われておりました。行政は、やっぱり総合計画を中心に進める部分が必要だというふうに思いますし、私は重要だというように感じております。今回の国土強靱化のインターネットでこのようにとらせていただいて、見てみました。私は、なかなか浅はかなものですから、関係省庁が予算を支援していくと軽くここに書いてあるものですから、うのみにしまして、これはやはり名寄市として活用しなければいけないなという部分があったものですから、今回この質問をさせていただきました。でも、地域計画を進める部分では、私はすごく重要な部分ではないかなというふうに思っております。どのような地域等に起きても被災の大きさ、それ自体を小さくできるのだと。また、2番目は、国土強靱化を図る各種の事業により、効果的かつスムーズに進歩する期待ができる。また、関係省庁の交付金、補助金等による支援を的確に実施できるという、ここの実施できるという部分で私はもう真剣に、これはもう使わざるを得ないなという部分で今回質問させていただいたのですけれども、後からちょっとお聞かせください。

地域の持続的な成長を促すことができるという部分があります。そして、先ほど総合計画の部分で総務部長は言われておりました。私は、この強靱化計画等含めて、耐震化も含めて総合計画今第2弾をつくっていく中で、強靱化を進めていかなければならない部分、この予算をとれということ

ではなく、小学校にしたらこの部分はもう40年たっているから、耐震化でないから、総合計画としてやっていかなければいけない部分、また橋だとかトンネルは強靱化を含めて対策をしなければいけないという部分があると思うのですけれども、総合計画の中でその部分数点、何力所かはまる部分があればお伝えいただきたいのとこの関係省庁の交付金、補助金等による支援を適切に実施されると書いてありますけれども、この部分、正確に期待されるのか、余りされないのか、ちょっとお聞きしたいと思いますので、この2点をお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） ただいま国土強靱化に絡めて、大きくは2点だったかと思えます。1つは、国土強靱化を進めるに当たって総合計画との関連性ということですが、これは議員が冒頭に言われたように、あるいは私も答弁の中で言わせてもらいましたが、国土強靱化という視点は、防災がどちらかという災害が起きた後の対応、どう避難するか、命を守るかと。それに比べますと、国土強靱化については災害が起きる前にどれだけ被害を少なくできるかという、先ほど申し上げたように、例えば議員も言われたようにインフラの整備なんかもそうだと思います。あるいは、災害が起きたときのエネルギー確保、食料確保の関係、救急等の医療の確保を含めて事前にどれだけの対応ができるかというところだと思います。これは、非常に幅広い分野になりますので、先ほど申し上げたようにやはり総合計画と非常に密接な関係にならざるを得ないのだろうなというふうに思っています。ただ、今回計画策定そのものについてはかなり分野が広がるということと名寄市についてはどうしてもこれまで安全だったということもありますので、この計画を策定するにはかなり時間を要するだろうと思っておりますので、当面についてはこの国土強靱化の考え方について一定程度勘案をしながら、総合計画の中

で進めていきたいと思っています。例えばインフラ整備に当たっても、そういった視点から何が急を要するのか、そういった部分も含めての議論になっていくのかなというふうに思っています。

それと、もう一点については、国が示した支援策についての考え方、受けとめ方ということだと思います。これは、今の総合戦略もそうですけれども、国は従来縦割りの施策を進めてきたということですが、近年については一つの政策を各省庁横断的にという姿ができたのかなというように思っていますし、この国土強靱化についてはそういう意味では国も前向きなのだろうなというふうに思っています。平成27年度と28年度の関連予算を見ますと、概算要求ベースでいくと1.2倍弱ですが、そういった要求がされるということでもありますので、国も一定の姿勢を示しているのだろうなというふうに思っておりますので、私たちも期待するところはございます。ただ、国の書き方見ますと、交付決定に当たって一定程度配慮するという、この言葉の意味するものが正直私どももなかなか具体的に見えていないという部分がありますので、この言葉の意味するところについて引き続き調査研究をさせていただきたいというふうに思っておりますので、ぜひ御理解をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 以上で高橋伸典議員の質問を終わります。

市政推進の基本的な考え方について外3件を、川村幸栄議員。

○5番（川村幸栄議員） おはようございます。通告順に従いまして、4項目にわたって質問をさせていただきます。

まず最初に、市政推進の基本的な考え方について伺います。平成28年度市政執行方針により市政推進に当たっての基本的な考え方が示されました。この中で言われている市民力を生かすやスケールの大きなまちづくりなどについて、市民の皆

さんにわかりやすく具体的な説明が必要ではないでしょうか。

そこで、伺います。1つに職員一人一人が強いコスト意識を持つとはどういうことなのか、2つに市民主体のまちづくりとは、3つにスケールの大きなまちづくりとは、4つに市民力を生かすとはどういうことなのかお聞かせをいただきたいと思えます。

次に、台湾との交流について伺います。1つ目に、今後の交流の方向性について伺います。中学生の野球交流や農産物の交流が進められていますが、今後この交流がどのような発展を目指していくのか伺います。

2つに、語学指導等を行う外国青年招致事業、JETプログラムの活用についてであります。小中学校で語学活動などの補助を行う外国語指導助手、ALT、国際交流に関連する部署などで翻訳、通訳など国際交流活動を行う国際交流員、CIR、スポーツ指導を通して国際交流活動を行うスポーツ国際交流員、SEA、これら3職種の語学指導等を行う外国青年招致事業、JETプログラムの積極的な活用を求めるものですが、お考えを伺います。

次に、風連日進、望湖台の自然を生かした取り組みについて伺います。自然の恵みや先人が残してくれた財産をさらに磨いて、名寄ならではのまちづくりを進めると言われています。しかし、現在名寄の自然の恵みを生かし切れているかという、生かし切れていないと言わざるを得ない状況ではありませんか。

そこで、風連日進、望湖台の自然を生かした取り組みについて次の提案をし、お考えを伺いたいと思えます。1つに、地域を生かした健康づくりについてであります。ヘルスツーリズム、フットパス、森林浴なども含めてのフットパス、農村セラピー、農村風景と安心、安全なおいしい農産物による農村セラピーが注目されつつあります。地域固有の自然環境を利用した健康ウォーキングや

地域固有の食材による健康食など、地域を生かした健康づくりについてお考えを伺います。

2つに、旧風連日進小中学校校舎の活用についてであります。こうした健康づくりの行動の拠点に、そして休憩場所に活用をと考えるところです。もちろん地元の皆さんとの話し合いや協力は不可欠ですが、市としてのお考えを伺います。

最後に、学校給食費無料化の考え方について再度伺います。1つに、学校給食に対する考え方についてであります。1954年、学校給食法が制定されました。2005年、食育基本法が制定され、食育を生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置づけています。そして、2008年6月には学校給食法が制定以来初めて全面改定されました。学校給食の普及、充実とともに、学校での食育の推進を図ることを目的とし、そしてその第2条で目標として4項目から7項目へふやし、学校給食は教育の目的を実現するためのものと位置づけられています。こうした学校給食に対する考え方について伺います。

2つ目に、子供の貧困に対する考え方についてであります。御承知のように、子供の貧困問題は社会的に大きな関心事となっています。子供の貧困は、子供の将来に大きくかかわります。社会全体でこの問題に取り組まなければならないと考えます。子供の貧困に対する考え方についてお知らせをいただきたいと思えます。

以上でこの場からの質問とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 川村議員から大項目4点にわたって御質問をいただきました。大項目1を私から、大項目2、3を営業戦略室長、大項目4については教育部長から答弁をさせていただきます。

市政推進の基本的な考え方について申し上げます。今定例会の冒頭に市政執行に当たっての私の

基本的な考え方として3点について申し上げます。1点目は、民間会社の発想での行政運営について、職員一人一人が強いコスト意識を持つことの必要性を申し上げました。地方公共団体には、住民の福祉の増進とともに最少の経費で最大の効果を上げるということが求められておりますが、費用対効果が明確になりづらい政策分野もあることから、民間と比べて総じて職員のコスト意識が弱くなる傾向があるものと考えております。この最少の経費で最大の効果を実現するためには、同じコストをかけるのであれば成果を最大にする、同じ成果を出すのであればコストを最少にするといったように、職員一人一人が絶えずコストを意識しながら、生産性を上げていくということが重要であり、本市においても厳しい財政状況が続く中、計画的で効率的な行財政運営を進めてまいります。

2点目は、さらなる市民参加とよりわかりやすい行政運営、情報公開について、市民が主体的にまちづくりに参画することの必要性を申し上げました。自治基本条例においては、市政を含めて住みよいまちを実現するために行われる市民活動全体をまちづくりと定義しておりまして、多様化、複雑化をする地域住民のニーズに的確にこたえて、よりきめ細やかなサービスを提供することで地域の特徴を生かしたまちづくりを進めていくためには、行政が主体となつて行う公共施設の整備や福祉サービスなどと市民が主体となつて、あるいは市民と行政との協働によって行われる身近な取り組みが両輪となつて機能をしていく、このことが重要であると考えております。今後も市民の皆様と市が知恵と力を出し合いながら、ともにまちづくりを進めてまいります。

3点目には、地域の宝、財産、特色に徹底的にこだわったスケールの大きなまちづくりについて申し上げます。本市には、自然が育み、先人たちが築き残してくれた有形、無形のすばらしい財産が豊富にあり、作付面積日本一のモチ米や国内

最大級の望遠鏡を有する天文台、雪質日本一のスキー場など国内外に誇れる地域資源があると考えております。今後もこれらの魅力を最大限に発揮をし、発信をし、杉並区や台湾などとのネットワークを形成をしながら、国内外への情報発信の推進や交流人口の拡大などに積極的に取り組み、地域振興と市民が地域に誇りを持つことができるまちづくりを進めてまいります。

私は、これら3点の基本的な考え方に立って市政を推進してまいりたいと考えておりますが、市政を推進する上で市民の皆様の郷土を愛する気持ちや豊かな発想と行動力、共助の精神などは、本市にとって非常に大きな力となるものであります。私としては、ぜひ市民の皆様にお力添えをいただきながら、オール名寄の体制で明るく元気なまちづくりを進めてまいりたいと考えています。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 私からは、大項目2、台湾との交流について、小項目1、今後の交流の方向性についてお答えいたします。

台湾交流につきましては、杉並区の御縁で平成25年1月に台北駐日経済文化代表処の羅副代表らが来名した際、田中杉並区長も交え、意見交換を行ったことを契機に、平成25年度から名寄市・台湾交流実行委員会を設置し、中学生野球交流事業や教育旅行受け入れ事業などに取り組んでまいりました。教育旅行受け入れ事業につきましては、これまでに台湾の高校生239名が来名し、市内の高校生と交流するほか、本市の冬の魅力を堪能しました。今後は、台湾国際教育旅行連盟を初め、台湾の方々とはじかに触れ合って築き上げたネットワークをさらに強化することで、人的交流を中心とした友好関係を深めていきますとともに、国際感覚に富む人材育成に努めてまいります。

また、昨年7月に設立しました日台親善協会では、1月に交流自治体中学生親善野球大会帰国報

告会にあわせてまると台湾フェアを開催するとともに、2月に起きた台湾南部での地震の際には市民などから義援金を受け付けるなど、台湾との交流に対する市民周知に力を注いでいただいております。本市では、2月22日から3月16日まで市内3カ所で行っております台湾の歴史や教育旅行受け入れ事業などに関するパネル展示を親善協会と共同により実施しておりますが、台湾との交流について市民理解が深まるとともに、台湾との交流が市民レベルで進むよう親善協会の活動を支援し、より一層の親善協会との共同関係を構築できるよう努めてまいります。

次に、台湾への経済交流に向けた特産品の販路拡大については、もち米の里ふうれん特産館が一昨年から参加した台湾のバイヤーが集まる商談会への参加や台湾での試験販売を実施した結果、ことしに入ってから2回台湾のデパートで自社商品を販売しており、今月以降も引き続き台北市や台中市などでの販売を予定しております。さらに、昨年9月から10月にかけて香港そごうを会場に開催された北海道秋の食と観光展では、J A道北なよろ、もち米の里ふうれん特産館、名寄給食センターの3者が参加するなど東アジア市場における販路拡大への取り組みも進められております。本市といたしましても台湾交流がきっかけとなって市内民間事業者の販路開拓、拡大の視点が海外へ向けられ、新しい取り組みを行っていただいていることに対し、今後とも支援してまいります。

続いて、小項目2、語学指導等を行う外国青年招致事業、JETプログラムの活用についてお答えいたします。本市では、台湾からの教育旅行受け入れにかかわる台湾の学校関係者との連絡調整や本市を訪れる台湾の観光客への対応などのため、今年度台湾出身者を一般職で採用いたしました。この職員は、台湾での教育旅行の誘致活動や教育旅行受け入れの際に通訳を行うことはもちろんのこと、エフエムなよろにおきまして毎週放送され

ている「台湾出会い旅」への出演や台湾の大学生、リンゼイの高校生及び名寄市立大学の学生との意見交換を企画するなど、台湾との交流が幅広い分野で進むようさまざまな業務に従事しております。また、台湾との交流につきましては、今後は広域で行うことも視野に取り組みを進めているところでありますので、将来的には事業展開が大幅に拡大した際には、CIR、国際交流員の活用などについて検討する課題の一つと考えております。

次に、合宿誘致推進事業に関しては、SEA、国際スポーツ交流員を含むJETプログラムの活用については現時点では検討しておりません。特定の競技種目の強化については効果的であると認識しておりますが、導入に当たっては合宿の誘致にとどまらず、生涯スポーツの振興、また学校や関係機関と幅広い議論が必要になってくると考えております。今後は、総合戦略に基づくスポーツの振興や合宿誘致等の施策を推進する中で活用について調査研究してまいりたいと思います。

次に、大項目3、風連日進、望湖台の自然を生かした取り組みについて、小項目1、地域を生かした健康づくりについて、小項目2、旧風連日進小中学校校舎の活用についてをあわせてお答えいたします。ふうれん望湖台や風連日進湖畔は、緑と水辺の両方の景観を兼ね備えた楽しく自然と触れ合える公園であります。ふうれん望湖台自然公園には、道道の北側の森林内に遊歩道がめぐらされており、森林浴や季節の花木を楽しみながら健康的に散歩を楽しむことができ、風扇館やコテージなどを休憩所として活用することも可能で、キャンプなどのアウトドアをしながら、森林浴を楽しむことができますが、今年度はセンターハウスの解体や利用が少なかったパークゴルフ場が廃止されたこともあり、今後の利活用や整備の方向性について地域の皆さんや関係団体と協議していくこととしております。また、風連日進湖畔にも風連日進レクリエーションセンターが設置されており、周辺の農村公園とあわせてさまざまな活用方

法を考えることが可能であります。

旧風連日進小中学校校舎につきましては、現在市の普通財産として管理し、体育館は体育施設利用として開放するとともに、一部地域の方に御利用いただいております。また、地域での風連日進小学校跡地等検討委員会を設置して、市と有効活用について検討しておりますが、具体的な活用方法が決まっていない状況にありますので、現在は申し出があればさまざまな事業等に利用させていただいております。このことから、これらの施設についてはさまざまな利活用が考えられますので、御提案いただいた内容も含めて地域や関係者の皆様と考えていきたいと思っております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 私からは、大項目4、学校給食費無料化の考えについて、小項目1、学校給食に対する考え方についてお答えいたします。

日本での学校給食は、明治22年に現在の山形県鶴岡市の仏教者が慈善事業として児童に昼食を提供したことが始まりと言われており、欠食児童の救済や就学率の向上を目的とし、全国に広がりました。戦後昭和29年に学校給食法が制定され、旧名寄市では昭和41年から、旧風連町では昭和48年からセンター方式による給食の提供を始めております。学校給食は、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた豊かな食事を提供することにより、健康の増進と体力の向上を図るなど、栄養改善を主要目的としておりました。その後、平成17年の食育基本法の制定後は、食の大切さや食文化、マナー、栄養バランス等食育を主要目的として食育の生きた教材としての重要な役割を持つほか、日々の学校生活の中での給食は気分の転換を図り、午後に向けての活力を生み出す大切な時間であり、みんなで一緒に食べる体験を通して好ましい人間関係を育てるなど、学校教育において重要な役割を担うものであると認識しております。また、近年の学

校給食では、地場農産物の使用拡大を初めとした地産地消により、地域にとっても重要なものであると考えております。

さて、大項目の質問でもありました学校給食の無料化に対する考えですが、学校給食法第11条の規定により、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費は学校の設置者、いわゆる市の負担となっており、食材にかかわる経費は保護者負担と決められております。学校給食の現状であります。平成26年度の給食費は1億2,000万円で、1人当たりの年間給食費は小学校で平均4万9,000円、中学校では平均5万8,000円となっております。道内でも子育て対策や若者の定住促進を目的として、給食費の無料化、一部無料化を実施する自治体が見られている状況にありますが、無料化については国の支援制度もなく、財源の確保ができない中、毎年1億2,000万円の負担は現在の財政状況では極めて困難であると考えていますので、御理解をお願いいたします。

次に、小項目2、子供の貧困に対する考えについてお答えいたします。国においては、平成25年に子どもの貧困対策の推進に関する法律を制定し、平成26年には内閣府において「全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指して」と銘打って子供の貧困対策に関する大綱を定めました。この大綱において子供の貧困対策に関する当面の重点施策を幼児教育、義務教育、高等学校、大学教育などの分野ごとに設定し、取り組むこととしております。小中学校の義務教育の分野においては、家庭教育や地域条件などに左右されず、学校に通う子供の学力が保障されるよう少人数の習熟度別指導を取り入れたり、児童生徒の感情や情緒面の支援を行っていくためのスクールカウンセラーの配置を推進することとしております。また、学校を窓口として貧困家庭の子供たちを早い段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう福祉部門と教育委員

会、学校が連携を進めていくことが重要としております。本市においては、現段階でスクールカウンセラーの配置には至っておりませんが、少人数指導加配教諭を配置し、きめ細やかな指導に努めるなど、教育現場における学力の保障に配慮しております。また、福祉部門と連携してケース会議を持つなど、問題を抱えた子供やその家庭環境のありようなどについて協議し、対応していくなどの手だてを今後も講じてまいります。また、子供が皆ひとしく教育を受けられる権利を保障するために、就学援助制度が設けられておりますが、今後もこの就学援助制度を知らなかったことによる不利益が与えられることがないように周知の方法を検討しながら取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） それぞれ御答弁をいただきました。さらに深めて質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず最初に、市政推進の基本的な考え方であります。私は、職員一人一人が強いコスト意識を持つというところ、非常に強調されているなというふうにも感じました。強いコスト意識を持っている。当然市長がおっしゃるように、最少の経費で最大の成果をとというのは否定しませんけれども、やはりいろんな部分でそういった部分も必要な部分はあるとは思うのですけれども、ただ民間社会的発想、ここのところを余りにも強調され、先ほど生産性を上げていくというふうにおっしゃったかなというふうにも聞こえたのですけれども、それであると市民の暮らし、福祉を守っていく地方自治体としての本質とは少しかけ離れていくのではないかというふうに私は感じています。民間社会的発想ということになりますと、営利目的が強調されかねないのかなというふうにも、うがった捉え方かもしれませんけれども、そんなふうにも思う市民もいるということでもあります。この点について

再度お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 職員のコスト意識について改めて再質問がありましたので、お答えいたしますが、今生産性ということもありましたけれども、何もこれ営利で収益を出すことだけが生産性ということではなくて、最大の福祉の効果を示していくために我々の職員が最高のパフォーマンスを発揮する、こういうことも生産性の向上の中に含まれるということでもあります。いずれにしても、我々は限られた財源の中で、あるいは限られた歳入の中でいかに効果的な住民福祉を実行していくかということがまさに市民の皆さんから期待をされているところであり、そのために議会議員の皆様にも住民の皆さんの御意見を吸い上げて、時にはチェックをし、提言もしていただきながら、両輪でこの地方自治を進めていっているものだというふうに理解をしておりますので、このことはしっかりと念頭に置きながら、しかし議員がおっしゃるようにそのことで行政サービスの低下を招くということは絶対これはあってはいけないということでございますので、評価に当たっての政策の目標をできるだけ具現化をしていくということも後の評価には大事なことだというふうに思いますので、そうした観点も踏まえてしっかりと留意をしつつ、今後とも行政運営に当たりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 今市長のほうから福祉の効果を上げることなのだというふうなことが発せられたかなというふうに思います。住民の福祉を充実させていく、そのことが生産性を上げていくことになるのだというお話をいただきましたので、ここに私は思いを一緒にさせていただきたいなというふうに思います。市民の皆さん方の中には、先ほど言ったような、そういうふうな捉え方もあるということも受けとめていただきながら、やはり本当に言葉だけが先歩いてしまうとそうい

ったことも出てくるのかなというふうに思います。やっぱり福祉がなかなか充実してもらえないというような思いというのは、非常に市民の皆さんの中には根強くあります。例えばスケールの大きなまちづくり、ここでは国内外に誇れる魅力を発信していくというふうな市長のお話がありましたけれども、スケールの大きなというとハード面での大きさをうたっているのではないかと、そんなようなふうを受けとめる市民もいるわけです。ソフト面ではどうなのだと。ソフト面での充実、この大きさはどうなのだというふうな声も聞かれていますので、やはり住民の福祉を充実させていく、そして福祉の効果を上げていくのだといったところに力を尽くしながら、市政の推進に励んでいただきたい、そのことを強く思っているところであります。

また、市民力を生かすということですか。最後に出されておりました。さきの代表質問の中でも市民力のことが取り上げられておりましたけれども、やはりそれぞれの市民の皆さん方の底力といいますか、そういったものというのは私も敬意を申し上げる部分たくさんあるかなというふうに思っています。ただ、そこを引き出す、これを本当に生かしていくためには、やっぱり行政がリードしてイニシアチブをとっていく、このことが必要だろうというふうに思うのです。そうした中でこそ、オール名寄のまちづくりにつながっていくのかなというふうに思っています。その点についてもう一度お考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 市民主体のまちづくりということで、さきの代表質問の答弁でもお話をさせていただきましたけれども、私は本当に名寄市民の力、あるいは潜在的な能力というのはすばらしいなというふうに改めてここ何年かと思うことがたくさんございまして、この力をさらに伸ばし、引き出していくということがさらにこの地域の豊かなまちづくりにつながっていくのだろうという

ふうに確信をしています。行政がイニシアチブをとるといふことなのか、そうしたきっかけを我々がつくって、その住民自治をさらに盛り上げていくといふことなのか、いわば両輪だといふふうに思います。そうしたことで協働のまちづくりを進めていきたいという考え方でありまして、引き続き地域の皆さんがこの地域に愛情と誇りを持ってそれぞれの隣人の幸せを願っていき、自分だけではない、公共心といふのですか、そうしたものを養っていき、そうした教育も含めてしっかりとこれからのまちづくりを進めていきたいといふふうに考えているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） もちろん両輪で、市民とみんな、おっしゃるようにオール名寄で市民も行政もみんなで力を合わせながら、それぞれの持っている力をたくさん出せる人は出しながら、少ししか出せない人はそれなりに頑張りながら、やっぱり名寄をよくしていきたい、その思いは同じであります。その中で、やはりさっきも言ったように言葉が先に走って、市民力を生かすのだ、市民主体のまちづくりといふふうになると、自助で、市民がまずといふふうな、そういう受けとめ方をされてしまいがちなといふふうには私は思っています。これから次の観光の問題も給食の問題もそうなのですけれども、やはり自助だけではやっていけない。やっぱり公助が、支えがあってこそ自助も発揮できる。そして、オール名寄でといふ、私はそういうまちづくりに進んでいけば本当に市民が主人公の名寄市になっていくのではないかなといふふうに考えておりますので、引き続きそのところに重点を置いていただきながら進めていただくことを強く求めて、次に移らせていただきたいと思っております。

次に、台湾との交流についてであります。中学生の野球の交流、そして教育旅行も239名に来ていただいたというお話でありました。よろいなでパネル展がされていますけれども、ここでも随

分市民の方々がのぞき込んでじっくり見ていらっしゃる姿を見ていると、少しずつ台湾交流が市民の皆さんの中にも浸透してきているのかなといふふうには思うのですが、しかしなかなかここに接点のない方々にとっては何で台湾交流なのかなといふような思いといふのは大きいかなといふふうに思っています。そういった広がりがなかなか、一部にとどまっていないのかどうか、こういった部分にちょっと懸念を感じているところであります。引き続きJAだとか、そういった方々の民間主導による物品販売の拡大をといふことでした。再度具体的にどういった部分で進めていこうとしているのか、お考えがあればお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 今御質問がありました。市民にもっと台湾に対する周知といふことの御質問でありました。先ほども答弁させていただきましたように、昨年7月に民間団体の日台親善協会という協会の民間主導で設立させていただいて、先ほどもいろいろ台湾フェアを行ったりとか、現在パネル展も開催させていただいているところです。昨年できて、台湾交流自体が3年目を迎えるといふことで、いろいろな取り組みはさせていただいておりますけれども、まだまだ市民に全体的に広がるまではいっていないといふのも当然あると思っております。ただ、先ほども答弁でありました台湾南部の地震の際に日台親善協会が市民に対して義援金を募集したところ、金額的な部分はあれなのですけれども、私個人的な部分を言わせていただければ想像以上に義援金をいただいたといふことで、それらも含めて徐々にではありますけれども、台湾に対する市民の関心といひますか、そういったことが生まれてくるのかなと思っております。それぞれの周知の部分については、これは継続は力なりでないのですけれども、本当に地道にいろいろな部分について常に周知していくといふことが最終的には一人一人市民の関心といふか、周

知が広がっていくということで、これからも日台親善協会とともにそういったPR活動も含めて協力をしていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 常に周知をしていきたいということでありました。本当に多くの市民の皆さんに知っていただきたいというふうに思っています。

その中で、JETプログラムの活用です。私も詳しい中身よくわからなかったのですが、昨年東川町に視察に行かせていただいて、そこで東川町ではこのJETプログラムフルに活用していらっしゃいました。それをぜひ名寄市でも活用できないかということで、いろいろ勉強させていただいたところでありました。外国語指導助手、ALTについては、今2名の方々がいらして、小中学校で語学活動などの補助を行っていただいています。このJETプログラム、総務省、そして文科省、外務省と3省の協力のもとで推進されているということです。総務省のホームページを見てみますと、JETプログラム、外国語教育の充実を図るとともに、地域レベルでの国際交流を推進することを目的としておると。27年度で29年目を迎えると書かれてありました。世界最大規模の人的交流プログラムであり、全国各地の地域における国際化に寄与するとともに、参加者の皆さんは帰国後も日本理解の促進に貢献しているというふうにホームページで書かれていました。ALTでは、既に活躍していただいていますから、その貢献度はもう実証済みだというふうに思うのですけれども、しかし先ほど御紹介したCRI、国際交流員、ここはさらに広めていく可能性もというような御答弁があったかというふうに思うのですけれども、やはり常に周知をしていく中で、外国の皆さん方と接する機会、交流を身近に体験できる機会をふやすためには非常に有効ではないかなというふうに考えているのですが、その点についてお考えを

お聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 今JETプログラムに関しての御質問ということで、特にCIRの国際交流員やSEA、国際スポーツ交流員の活用ということでの御質問をいただきました。先ほども答弁させていただきましたように、私どものほう、本市といたしましては、台湾の方を一般職員に採用したということで、今その職員の部分についてはフルに、当然のことながら教育旅行の受け入れの際には通訳、いろんな部分でも頑張らせていただいています。また一方で、台湾の部分の周知ということで、先ほども答弁ありましたエフエムなよろの番組の出演など、いろんな部分で活躍していただいて、また私どもの担当としましては他の国際交流の担当もしていただいております。それらと台湾との可能性もいろんな部分で取り組んでいただいております。今後台湾の特にインバウンドも含めた部分については、本市だけでは一定の限界があるということと教育旅行の受け入れの際には向こうの先方のほうから高校生との交流というのが必須課題としてされるということで、本市2校高校ありますけれども、それだけではそれぞれの高校のカリキュラムの問題もありますので、今後さらにそういった教育旅行の受け入れを進めていくということで、当然のことながら周辺町村との広域的な取り組みということも必要になってきます。また、今回美深、下川と本市と広域的なインバウンドに向けた事業というのも取り組む予定をしています。その際にも美深、下川町も教育旅行の受け入れも含めて、インバウンドも含めてなのですけれども、農産物の海外輸出ということも他の周辺町村も考えているということで、そういったことを具体的に進めていくとなると、当然のことながら国際交流員、CIRの活用なども人材として入れていかないとなかなか、最終的にいろいろな事業を進める上で先方の台湾とのコミュニケーションが一番重要になってきます

し、またいろんな台湾の方々のおつき合いの中の人的な交流というか、やっぱり顔の見えるそういう交流することによって経済交流も発展につながるということも含めたら、そういったコミュニケーションの円滑な活用という部分に含めてCIRの活用も今後その状況によっては検討していかないといけないのかなということで現在考えております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 今御答弁いただいたように、私も本当にそう思います。お一人の方、今一生懸命いろんなところで活躍され、中国語講座も開かれたり、あらゆる場面で御活躍をいただいていますけれども、やはり1人ではというような思いがあります。それで、このJETプログラムの中身、費用はどの程度のものかというようなことかなというふうに思うのですが、これは本事業に係る報酬、旅費等の必要な経費については地方公共団体の国際化、国際交流経費の一環として地方交付税の基準財政需要額において所要の算入措置を講ずるというふうになっていますので、色がついてきませんからわからないという部分もあるかもしれませんが、しかしこの基準財政需要額に依じての交付税ですから、どのくらいになるかわからないのですが、ただ参考までに平成26年度では1人472万円というふうなことも紹介されていますので、こうした部分でぜひ積極的に活用して、多くの市民の皆さんに先ほどお話があったインバウンド促進事業、こういったことも含めて、近隣の町村とも含めて力を合わせてできる方向に進めることができたらというふうに期待しておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

では次に、風連日進、望湖台の自然を生かした取り組みについてであります。望湖台については、センターハウスがなくなり、寂しくなっていますけれども、豊かな自然がまだまだ残っていると

いうところでいえば、私はもっともっと活用していただきたいともう強く思っているのです。それとあと、風連日進の東生地区、ここも先ほど御紹介したように農村セラピー、私自身があの地域に行って空気を吸い、畑を眺め、雨竜地方を遠くに眺め、心を癒やしてきたということを重ねてきているものですから、ここを何としても活用していただいて、多くの皆さんに知っていただいて、訪れていただいといるふうな思いで今回取り上げさせていただきました。

1つ健康に関することをちょっと御紹介したいと思うのですが、これ平成23年度なのですが、健康日本21の評価から、日常生活における歩数の増加、これもうたっていたのですが、達成していませんでした。肥満度、男性で29.1%、女性で19.4%です。肥満の男性、40代で36.6%、50代で31.6%というふうになっています。この年代を対象とした運動量を増加させる取り組みが必要だというふうに思っています。有酸素運動がいいというのは皆さん御承知のとおりだと思います。生活習慣病に大きく効果が出るという期待ができるというふうに言われています。また、そのほかに有酸素運動、生活習慣病は認知症のリスクを高めるということです、散歩を楽しんでほしいという専門のドクターの所見もあるところでは。こういったところで活用していただくと、生活習慣病の改善につながれば医療費の抑制にもなるということで、いいことづくめかなというふうに思っていますが、この点についてお考えをお聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 御提言をいただきました地域の自然を生かした健康づくりにつきましては、議員おっしゃいましたとおり森林浴ですとか、あと田園地帯の風景を楽しみながら、心身ともにリフレッシュして、健康の保持増進につながるものとは考えております。市内には緑豊かな自然がございまして、なよろ健康の森を初め、

その自然を生かした公園等にはパークゴルフ場が設置されたり、またウォーキングできるコースも整備されております。健康づくりに適した条件が多く存在しておりまして、実際に利用もされているような状況でございます。市民の健康づくりにつきましては、現在実施しておりますなよろ健康マイレージやなよろ健康あるキングを通年して継続した取り組みができるようなことが必要だと考えておりまして、健康マイレージに取り組みを行っていただいている方の大半がウォーキングが中心ということであります。自宅周辺や道路、公園、河川敷などが利用されておりまして、気軽に御参加をいただいているというような状況であります。課題といたしましては、先ほども申し上げましたが、冬期間誰もが安心してウォーキングができるような場所が少ないことから、次期総合計画におきましてそのような部分を検討していきたいというふうに考えております。引き続き通年で手軽に運動できるような場所の確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 歩くことは有効なことなのですけれども、今お示した風連日進、望湖台の自然を生かして、そこでとれる農産物の活用も含めて発展させる手だてはないものかということであります。町中で歩くことがだめだというふうには思っていませんけれども、しかしせっかくの風光明媚な、そして自然豊かなこの地を活用しながら、多くの皆さんに楽しんでいただき、健康を維持していただく、そのことが必要かなというふうに思っています。この点で言えば、名寄大学があるわけですから、栄養科の先生方、また看護科の先生方、こういった方々のお知恵も拝借しながら、大いに宣伝効果は、宣伝していく中身については豊かに膨らますことができるのではないかなというふうに思っています。また、トイレの整備なんかも必要かなというふうには思っているのですけれども、そういった部分で風連日進小

中学校の校舎の利用、それからちょっと奥になりますけれども、東生福祉会館なども地域の皆さんと協力も仰ぎながら、こういったところも利用させていただければ、本当に地域の中で、自然の中で健康を維持することができるのではないかなというふうに思っています。執行方針の中で、観光振興の中で観光振興計画、28年度に見直しが行われるというふうに書かれていますし、その中で現行計画の検証、観光を取り巻く環境の変化を踏まえ、改善や新たな視点での方策を検討していくというふうに書かれていますので、ぜひともこの部分も検討の中に入れていただいて、前向きに取り組んでいただければということをお願いして、次に行きたいと思っております。

学校給食費の無料化であります。私は、やっぱり学校給食というのは教育の一環であるということ強く申し上げたいというふうに思っています。先ほども御紹介しましたように、2008年に学校給食法が全面改定されました。その目標の中、健康福祉部長の御答弁の中にもありましたけれども、適切な栄養の摂取による健康の保持増進、日常生活における食事について正しい理解を深め、望ましい食習慣を養う、学校生活を豊かにして、明るい社交性、協働の精神を養う、命や自然を尊重する、そして食生活にかかわる人々のさまざまな活動に支えられていることについて理解を深め、勤労を重んずる態度を養う、伝統的な食文化についても理解を深める、さらには食料の生産、流通及び消費について正しく理解を導くというふうに7項目になっているわけです。名寄の給食、地場産品の活用が6割から7割というふうに言われていて、地域経済の発展も学ぶことができる。そして、給食を食べる中で子供たちの問題状況も食べるという側面からも見ていくことができるというふうなことではないかなというふうに思っています。この学校給食、食事の提供だけではなくて、学校給食は教育の一環だということを再度強調したいというふうに思います。前回御質問させてい

ただいたときに、食費は個人の負担に帰すべきだというふうな御答弁をいただいていたところでありました。こういう学校給食、教育の一環である学校給食が食費は個人の負担に帰すべきものという考え方が適しているのかどうか、適した考え方なのかどうか、非常に疑問に感じています。この部分についてお考えをお聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 先ほど答弁しました給食費の関係について、食材については保護者に帰すものという部分について、適しているのかどうかという御質問でありますけれども、前回の答弁の中でも申し上げましたが、人間が生きるためには衣食住、基本的な部分が必要でありまして、その点につきましてはやっぱりきちんと保護者であったりも含めて負担をしていくべきものというふうに私も思っているところです。学校給食におきましても食材費については、そういった面では保護者の負担に帰するものでありますし、ただそれに伴う運営経費についてはしっかり市の責務でやるものというふうにも考えているところであります。ただ、どうしても経済的な理由も含めて負担ができない家庭においてはしっかりした支援策もやっぱり講じる必要があるというふうに考えていますので、その点につきましては今後も引き続きしっかり対応してまいりたいというふうに考えています。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 学校給食費の費用は今部長がおっしゃったとおりで、運営に要する経費のうち政令で定めるものは設置者の負担、運営に要する経費以外に要する経費、食材等については保護者の負担、こうなっていますけれども、設置者である市が児童生徒にどのような学校給食を行うか、どのくらいの予算を使っていくのかということは決めることができると思えます。前回の質問でも他市町の例を紹介させていただきました。第3子から無料にしたり、小学生は無料

になど、それぞれさまざまな取り組みをされているのを紹介させていただいたところでもあります。

実は、先日3月11日に政府が経済財政諮問会議を開いて、安倍政権が掲げる名目国内総生産、GDP600兆円の目標実現に向けた具体策を議論しています。その中で民間議員から子育て支援の柱として、学校給食を無料化するよう政府に提言があったと報じられています。このように政府の諮問会議の中でも議論されている状況にあって、給食の食材費分が保護者が負担するというこれまでの常識として言われてきたことが変わり始めていると言っても過言ではないかというふうに思うのですが、この点についてのお考えをお聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 今の学校給食費の無料化に向けて、子育て支援の観点からというお話がされたかというふうに思っております。前回の質問の中で橋本副市長のほうから答弁をさせていただきましたが、当然名寄市におきましても子育て支援策、定住人口の拡大含めて必要な重大な施策で位置づけておりますので、その中で子育て支援策として他自治体でも先ほど紹介しましたけれども、無料化だったり、一部の無料化ということで実施している自治体がふえてきている状況でありますので、名寄市においてもそういったことがどうなのか、制度設計も含めて今後研究をしていきたいということで答弁をさせていただいておりますので、そういった全体的な子育て支援に対する施策の推進をどうしていくか、また先ほど言いましたように年間1億2,000万円の食材費もかかるという状況がありますので、そういった財政的な面からの検討も含めて今後研究をしていきたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 就学援助制度の積極的な活用はもちろんなのですが、今教育に係る費用が本当に大きくなって、子育てしている保

護者の方々にとっては大きな負担になっています。塾などへの負担、そして先々への教育費の増大、進学の問題、奨学金の問題なんかも出てくるかと思えます。今給食費の増額も他市では言われています。消費税の負担増もあるという中で、本当に子育てしている子育て中の保護者の皆さん方、苦勞されて子育てに励んでいます。こうした皆さん方への支援ということでの学校給食費の無償化について十分に検討していただいて、前向きな御答弁をいただけるように、また再度質問をさせていただく機会をお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 以上で川村幸栄議員の質問を終わります。

13時まで休憩をいたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時00分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

閉校後の利活用について外3件を、川口京二議員。

○10番（川口京二議員） 議長の御指名いただきましたので、通告順に従いまして、質問をいたします。大項目で4点について質問をいたします。

大項目1点目は、閉校後の利活用について伺います。ことし3月に106年の歴史を持つ東風連小学校と42年の歴史を持つ豊西小学校がそれぞれ惜しまれつつ幕を閉じることになりました。小項目1点目は、平成26年9月に質問をいたしました豊西小学校について伺います。答弁では、文部科学省が取り組んでいる「みんなの廃校」プロジェクト等に登録し、全国から利用者を募る、維持経費がかかることから建物を解体し、更地とし、新たな活用方法が決まるまで市民ホールの臨時駐車場や冬期の一時堆雪場にする、比較的利用価値の高い屋内体育館だけを改修し、今後も利用していく、また市民ホールや浅江島公園とも隣接し、

環境的に恵まれた立地条件だから、さまざまな面からの活用が考えられることも考慮し、庁内的な活用法策を協議し、市民の意見を考慮して方向性を出したいという答弁でした。庁内の協議は何回行い、またどのような内容だったのかを伺います。

また、市民の意見はどのように伺い、どのような意見があったのか伺います。

大項目2点目、防災について伺います。小項目1点目は、防災訓練について伺います。今年度は天塩川、名寄川同時決壊を想定した避難訓練や通信途絶時の対応訓練などを実施しましたが、今年度実施した各訓練の評価と課題についてお知らせください。

また、次年度の訓練の目的と概要についてお知らせください。

小項目2点目は、自主防災組織について伺います。防災には、自助、共助、公助が重要だと言われていています。最近では、近助という言葉もでき、向こう三軒両隣で助け合うことだそうです。行政だけではできない部分もあり、自分や家族だけではなく、自分のまちや隣人は自分たちで守る意識が大切です。そこで、共助を担う自主防災組織の役割が大変大きいものと考えています。自主防災組織の現状と今後の育成についてお知らせください。

小項目3点目は、防災マスターについて伺います。北海道では、防災に対する心構えなどを多くの人に知っていただくため、ボランティアにより地域の防災活動に取り組んでいただいたり、災害時には地域の防災リーダーとして活躍していただく北海道地域防災マスターの育成に取り組んでいます。多くの方が受講されており、町内会等で防災研修を行ったり、講話を行ったり、さまざまな活動をされています。名寄市の現状と活動状況についてお知らせください。

小項目4点目は、避難所の資材確保について伺います。避難所には、避難をされた方が不自由なく避難生活が送れるようさまざまな資材等が準備

されていると思いますが、現状をお知らせください。

大項目4点目、有害鳥獣について伺います。道は、昨年12月の発表でヒグマが1万600頭と発表しています。2012年度分の発表です。1990年度5,800頭で、23年間で1.8倍ふえたそうです。これは、高齢化によるハンターの減少などによるものと専門家は指摘しています。また、熊の草食化も影響し、エゾシカがふえているようです。小項目1点目は、エゾシカ、ヒグマの対策について伺います。

小項目2点目は、アライグマについて伺います。北海道において、生息が確認された市町村は平成13年3月では87、平成27年3月では147と全道で80%以上の市町村で確認をされています。急激に増加をしております。25年度の道の農産物被害は6,000万円とのこと。猫や犬などペットを襲ったり、大阪では女性がアライグマにかまれた事例もあるそうです。原産地の北米では、狂犬病やアライグマ回虫を初めとする感染症の媒介が社会問題になっているようです。北海道でも対策に取り組んでいるところもありますが、市の対策についてお知らせください。

小項目3点目は、箱わなについて伺います。次年度大型用の箱わなを2基ふやすと伺っていますが、小型用、アライグマ、キツネ用はどうなのか、また現状をお知らせください。

小項目4点目は、カラスについて伺います。最近カラスがふえているのではないかと思っておりますが、カラス対策と駆除の状況をお知らせください。

大項目4点目、市道の歩道について伺います。歩道は、高齢者や障害者、車椅子所有者等を含む全ての歩行者にとって安全で円滑な移動ができることが原則です。また、歩行者の快適な通行を考慮して雨水等の適切な排水を十分考慮した対策を行うものとする道路構造令の歩道の一般的構造に関する基準に記載されています。歩道を見ます

と、凹凸の激しい箇所や雨上がりのとき、そのために雨水がたまっているところも散見されます。小項目1点目は、整備の状況について伺います。

小項目2点目は、融雪時期の整備について伺います。冬期の排雪によるバケットの影響かと思いますが、縁石が破損をしている状況を見かけます。融雪と同時に歩行者もふえると思いますが、整備はどのようにされているのか伺います。

小項目3点目は、点字ブロックについて伺います。点字ブロックは、正式名称を視覚障害者誘導用ブロックといいます。視覚障害者が足裏の感覚で認識できるよう突起を表面につけて視覚障害者を安全に誘導するために地面や床面に敷設されているブロックのことをいいます。名寄市でも歩道や商店の出入り口、公共施設など設置が進んでおります。点字ブロックのライン上にマンホールがあり、地盤の沈下により段差が生じたり、点字ブロックが欠損している箇所もあります。整備はどのようにされているのか伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） ただいま川口議員からは、大項目で4点にわたり御質問をいただきました。大項目1につきましては私のほうから、大項目2につきましては総務部長から、大項目3の小項目1から3につきましては経済部長から、小項目4につきましては市民部長から、大項目4につきましては建設水道部長からの答弁となりますので、よろしく願いいたします。

大項目1、閉校後の利活用について、小項目1の豊西小学校についてお答えいたします。豊西小学校は、本年度をもって閉校となりますが、2月27日には学校関係者や地域関係者が集い、閉校記念式がEN-RAYホールにおいてとり行われたところであります。閉校後の利活用につきましては、EN-RAYホールや浅江島公園に隣接し、環境的に恵まれた立地条件にあることから、さまざまな活用方法が考えられ、庁内での議論はもち

ろん市民の意見も取り入れながら検討していきたいとしてきたところであります。この間豊西小学校閉校記念事業協賛会やPTAの会合の中では、校舎は耐震化されていないため、再整備をする費用をかけて地域で活用するような状況にはない、グラウンドはENRAYホールの予備駐車場として利用できるのではないかと、校舎東側の前庭には閉校記念碑を設置したこと、適正な管理をお願いしたいなどという御意見がありました。また、昨年開催されましたまちづくり懇談会では、パークゴルフやゲートボール等を雨天時にもできる施設がないため、体育館と施設の一部を市民に開放してほしいという意見も出されております。

また、庁内の議論経過については、総合計画のローリング時や予算査定時などに議論されてきましたが、近隣の児童センターや図書館本館など老朽化した公共施設の集約化や再整備、その一方で町中でのにぎわいづくりをどう進めていくかなど、さまざまな課題がある中での検討となっているところであります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 私からは、大項目の2、防災について、初めに小項目の1、防災訓練について、今年度の訓練の評価と課題について申し上げます。

今年度の名寄市防災訓練は、天塩川上流水防研修会と合同開催とし、日程の前半部分において垂直、水平避難訓練及び段ボールベッドの作成訓練を行いました。避難訓練では、国の避難勧告などのガイドラインの改定を受けて避難の考え方を即実行した点、またリードタイム、いわゆる避難に要する時間の計測を実施し、実践的な課題の検証を行ったことは有意義であったと認識をしております。また、段ボールベッド講習会では実際の避難所でのスタッフ不足を想定し、各町内会ごとにそれぞれ一斉に組み立てることを通じて自助、共助の理解が図られ、また楽しみながら取り組め

たものと認識をしているところでございます。さらに、水防研修会においては災害図上訓練などを通じて警戒避難体制の再確認に成果があったものと考えているところでございます。これらの訓練につきましては、8月に名寄市で開催をされました国土交通省の地域防災力向上トップセミナーで避難に対するより実践的な訓練として御紹介をいただいたところでございます。

なお、当日は市民全体を対象に緊急速報メールを配信し、全市民を対象とした受信の確認もあわせて実施をさせていただきました。

また、昨年10月には総務省総合通信局の協力により通信途絶訓練を実施いたしました。最近の自然災害の激化に対する備えとして、移動電源車並びにFMによる臨時災害放送局機器を用いて2日間実際にFM波を発信し、被災時の電波の受信状況を確認したところであります。結果につきましては、大変良好で、盆地という地形もあり、想定を超えるFM波の受信が確認でき、一定の成果が得られたところでございます。また、名寄市の訓練の成果報告に関しましては、総務省総合通信局の管内の報告として国の会議で共有されたところでもございます。

次に、次年度の訓練の重点と概要について申し上げます。昨年9月に発生をしました関東・東北豪雨の被害の反省から、国土交通省の避難を促す緊急行動が始まってございます。これからは、自然災害の激化に対応するため、関係機関とより連携を密にした対応が必要とされており、次年度は天塩川流域を対象としました水防演習が天塩川砺波地先で開催される予定であることから、この訓練を通じて防災力の向上を図ってまいりたいと考えています。訓練内容につきましては、緊急速報メールのほか、名寄市立大学の学生と要援護者による避難や住宅浸水防止訓練、土のう積み工法の訓練などのほか、これまでは浸水に備える訓練としていたものから、堤防破堤後の訓練も組み入れた幅の広いものとして実施をし、あわせて自主防

災組織のほか、市内在住の北海道地域防災マスターの参加も予定していることから、自助、共助力の向上に効果を果たせるものと期待をしているところでございます。

次に、小項目の2、自主防災組織の現状と育成について申し上げます。自主防災組織につきましては、平成26年度の北海道全体での結成率は51.3%、名寄市におきましてはこれに準じる町内会を含んだ数字でございますが、81町内会中18町内会で、組織率につきましては22.3%と高い状況ではございません。これは、災害が少ない地域との意識から取り組みがおくれているものでありますが、最近の自然災害の激化に伴い、組織設立を検討している町内会がふえてきており、今後の立ち上げも数力所見込める状況となっております。育成支援の方法といたしましては、自主防災組織設立時に要する防災資機材や人材育成に要する経費などへの補助制度のほか、市の出前トークなどを通じまして設立を支援してまいります。

次に、小項目の3、防災マスターの現状と活動状況について申し上げます。北海道地域防災マスターは、地域の防災リーダー育成のため、北海道が実施している認定制度であり、平成27年度9月時点で全道で1,811人の認定者が登録をされております。名寄市では、昨年度から各地区の防災リーダーを育成するため、また防災の考え方を知っていただく機会として、災害時におけるリスクの高い地区の希望者と市の職員で認定講習に参加したところであります。活動状況につきましては、ボランティアという性質から、できる範囲での活動ということになりますが、防災訓練や防災研修が開催される際には参加案内をさせていただいているところであり、市の職員につきましては出前トークなどで活動を行っているところであります。いずれにいたしましても、市として期待するところはいざ避難となった場合に正しい防災としての考え方を持った方が各地区に複数存在する

ことにより、自助、共助としての避難行動が的確にとれる力を備えていただきたいと考えてございます。

なお、防災マスターの拡大に向けましては、今後とも経費負担の軽減について対応していきたいと考えているところでございます。

次に、小項目の4、避難所の資機材について申し上げます。避難所の資機材のうち、冬季の停電対策としての資機材につきましては、発電機6台、ストーブ49台のほか、毛布などの防災資機材の備蓄を進めているところでございます。大規模停電時の避難所対応は、第1に自主的な取り組みが期待されるところであり、平成26年度の冬季防災訓練では大規模停電を想定した避難所開設訓練を東地区連絡協議会が主体となって実施をし、厳寒期において必要となる資機材を検討し、保温用の暖房マットや発電機、電池を使用しないライトなどの備えを行ったところでございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 私からは、大項目3、有害鳥獣について、小項目1、エゾシカ、ヒグマ対策について、2のアライグマ対策について、3の箱わなの現状について、関連がございますので、一括してお答えさせていただきます。

有害鳥獣による農作物への被害防止対策につきましては、名寄市鳥獣被害防止計画に基づき取り組んでおります。対策といたしましては、電気柵の設置による侵入防止対策やわな及び銃器による捕獲で対応しております。平成27年度における対策の実施状況ですが、電気柵については中山間地域集落協議会の事業により導入されたものが14件で、総延長にして1万1,550メートルが設置されております。

エゾシカの捕獲につきましては、4月1日から9月30日までを捕獲期間として設定し、猟友会の協力のもと捕獲に当たっております。平成27年度の捕獲実績は354頭となっております。平成2

6年度に対して24頭の増加となっておりますが、平成24年412頭、平成25年422頭、平成26年330頭と減少傾向であると言えます。ヒグマについては、平成27年度は66件の出没情報が寄せられ、ヒグマ駆除隊への出動要請件数は81回で、延べ220名に出動していただき、捕獲実績としては6頭となっております。

また、アライグマの対策につきましては、箱わなを設置し、捕獲に当たっております。平成27年度の捕獲実績は14頭となっており、平成26年度に対して12頭の増加となっており、急激にふえている状況です。

また、箱わなの保有状況ですが、キツネ、アライグマ用の箱わなを12基保有し、対応に当たっております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） 私からは、大項目3の有害鳥獣について、小項目4のカラス対策について申し上げます。

カラス対策につきまして質問をいただきました。現在名寄市では、カラスを直接駆除するという対策は講じておりませんが、カラスの巣の駆除、こちらは市民の皆様への被害防止、安全確保の観点から毎年行っております。具体的には、5月から6月までの繁殖時期が中心になりますが、カラスの習性でしょうか、ひなを守るための行動になりますが、巣に近づく人間への威嚇あるいは攻撃が始まります。こうなると大変危険な状態でありますから、カラスの巣を駆除することで人間を襲う要因をなくして、安全を確保しております。

カラスの巣の駆除実績ですが、平成26年度では巣を43個落としております。この中でひなが70羽、卵が33個、平成27年度では巣を38個落とした中で、ひなが83羽、卵が18個ありまして、それぞれ駆除を行っております。一口にカラス対策といいましても、地域からカラスを減らしていくということは非常に難しい問題と考

えておりますが、1つ誰にでもできるカラス対策がございます。それは、カラスに餌を与えない、ごみを荒らされないようにするというものですが、こちらは全戸配布したごみ分別ガイドブックにも掲載をしております。市民の皆さんにも協力を呼びかけているところでありますが、カラス対策用の網をかけたり、ごみ収納箱を設置するなどしてカラスが寄りつかないようにすることが一つの効果的な対策になると考えております。今後とも市民の皆様の被害防止、安全確保の観点から、カラスの巣の駆除を継続して実施してまいりますし、カラスに餌を与えない、ごみを荒らされないようにするといった対策につきましても市民周知してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 私からは、大項目の4、市道の歩道についてお答えいたします。

初めに、小項目の1、整備の状況について申し上げます。現在新規の歩道整備は、社会資本整備総合交付金を活用し、道路構造令に基づき車道整備工事と一体的に進めております。既存の歩道面に水がたまる要因は、路面の経年劣化によりひび割れ等が発生し、凍上を誘発させていることで、凹凸が発生することによるものと考えます。これらの対応としまして、年2回の全市道のパトロールや日常パトロール、市民の皆様からの情報をもとに市道の凹凸や水たまり箇所において状態の悪いところから部分的な舗装補修を行っております。また、歩道の舗装補修で排水勾配を確保することが困難な箇所については、排水効果が余り期待できないことから、雨水枡を設置することにより排水機能を改善することで対応しております。今後も引き続き維持管理に努めてまいりたいと思

次は、小項目の2、融雪時期の整備についてお答えいたします。冬期の除排雪の機械作業や凍上により路面が持ち上がることで発生する凹凸の影

響等により、歩道の縁石が外れ、破損することが毎年繰り返し起こる状況にあります。融雪後の対応については、市の道路パトロールや除排雪業務を担っていただいている委託事業者と市担当職員で舗装や縁石の破損箇所の調査を実施するとともに、破損箇所を把握し、特に危険な箇所については早急に一時対応を行います。その他の破損箇所については道路の凍上している状況がおさまる5月中旬ごろを目安に破損した縁石の取りかえや使用可能な縁石の再設置、縁石周りの舗装補修等を行っております。

次に、小項目の3、点字ブロックについてお答えいたします。点字ブロックにつきましては、視覚障害者の安全かつ快適な移動を支援するための設備として、進行方向を示す線状ブロックと危険箇所や施設等の位置を示す点状ブロックの2種類があり、名寄市におきましても市街地の主要な歩道や交差点、病院、学校周辺に設置しております。点字ブロックについても歩道の凹凸や破損箇所と同様に道路パトロールや市民の皆様の情報をもとに現地を確認し、危険箇所を優先的に修繕で対応しておりますが、議員から御指摘がありました箇所については融雪後早々に現地の確認をさせていただき、補修対応してまいりたいと思います。また、点字ブロック等における段差解消に向けて道路パトロールにおける目視点検を強化し、障害のある方も安心して通行できる歩道となるよう対応に努めてまいりたいと思います。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 川口議員。

○10番（川口京二議員） それぞれ答弁をいただきましたので、通告順に従って再質問をいたします。

豊西小学校は、市民ホールや浅江島公園が近くにあり、大変環境のいいところであります。そのため、さまざまな利用が考えられると思います。校区内の町内会やPTA、各文化団体やスポーツ団体等幅広い意見を聞くことが大事だと思います

が、今後の考えを伺います。

また、「みんなの廃校」プロジェクトについて伺います。登録をして違った目線で意見や考えを伺うことも大事だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） ただいまの再質問で、利活用について多くの団体等も含めて御意見をいただくのと「みんなの廃校」プロジェクトの登録についての御質問がありました。現在第2次総合計画の策定に向けて各専門部会での議論が始まったところですので、その中で風連地区の閉校となった学校を含め、閉校後の利活用についても引き続き意見を伺って協議をしてみたいというふうに思っていますし、議員、その中の教育文化スポーツ専門部会の中には文化協会、スポーツ関係の方も入っておられますので、そういった方の御意見も当然いただきながら、利活用についての検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

また、「みんなの廃校」プロジェクトにつきましても登録に向けた準備を進めているところでございますけれども、全国での廃校した学校が対象で掲載内容が画一的になっている状況がありますので、本市の学校の立地条件や特色が十分に伝わらない状況も考えられることから、本市のホームページで独自に廃校した学校の情報をアップして全国に向けて情報を発信していくような手法も今後検討していきたいというふうに考えているところであります。

○議長（黒井 徹議員） 川口議員。

○10番（川口京二議員） ホームページは大変いい方法だと思いますので、ぜひ掲載をお願いしたいと思います。

廃校になることが決定して、かなりの時間が過ぎています。管理等も考えますと、少しでも早い時期の意思決定が必要かと思いますが、今後どのような予定をしているのか伺います。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 豊西小学校につきましては、議員からありましたように平成23年度に名寄市街地区公立学校統廃合検討委員会で検討されて、名寄市市街地区小学校の再編整備によって廃校することが決定して現在に至って、年数が経過している状況にあります。この間さきに答弁をしたように、閉校後の利活用につきましては各方面から意見をいただいたところでもありますけれども、このような経過を踏まえた中で立地条件がよく、さまざまな活用方法が考えられることや他の用途にも転用する場合に多額な費用をかけての施設整備というふうになりますので、市民合意を得られるかなどさまざまな課題もクリアしていかなければならないところでもありますので、現段階でいつまでに方向性を出せるかというスケジュール的なものについては言える状況にはありませんので、御理解を願いたいと思います。引き続き総合計画の専門部会やまちづくり懇談会での御意見等を賜りながら、市民にとって有効な活用方法を見出していきたいというふうに考えておりますので、御理解を願います。

○議長（黒井 徹議員） 川口議員。

○10番（川口京二議員） 私は、グラウンドは雪堆積場でもいいかなと思っています。また、雪フェスの会場もいいかなともっています。近くに大きな駐車場があって、文化センターも利用できますし、それもおもしろいなと思っています。体育館については、利用を希望する団体もあるやに伺っていますので、ぜひ有効活用をお願いしたいと思います。校舎については、老朽化や耐震化、また財政的なことも考えると取り壊しということになるかもしれませんが、どうすれば活用できるかということを主に考えていただきたいと思います。いずれにせよ、できるだけ多くの意見を聞き、市民の皆さんが納得のできるような結論を早目に出していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次、防災について伺います。自主防災組織の結成率が2.2.3%と余り育成が進んでいない状況だと思います。もちろん強制できるものではありませんが、防災の意識を持っていただくことが大事だと思っています。防災マスターの育成は、災害のときリーダーとなっていていただくだけでなく、町内会等で講話や研修などをしていただくことになれば、町内会等の防災意識も高まることと思います。防災マスターをふやすことにより、自主防災組織もふえることになるのではないかと思います。市としてもっとPRをしていただいて、育成できればよいと考えますが、お考えを伺います。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 今防災マスターについて御質問をいただきました。私どもとしましてはこの防災マスターという制度、市の防災を進める上で非常に有効な手段だというふうに思っております。先ほど申し上げましたように、自主防災組織、なかなか組織率が上がっていない部分がありますので、当然ここについても効果があるというふうに思っていますし、実際の災害が起きたときについても知識を持った方が地域の方に多くおられることが望ましいだろうというふうに思っております。これらのことから、今年度も市民の方に御参加をいただきましたけれども、今年度以降につきましてもこの防災マスターの認定講習会について多くの方に呼びかけをして御参加をいただきたいというふうに思っております。

また、参加に当たってでありますけれども、どうしても現状の中でいくと開催地が近くて旭川というような状況がありますので、交通費等もかかるという部分がありますので、ここにつきましては名寄市自主防災組織支援事業というのがございます。ここについて今年度改正をして、そういった人材育成にも活用できるようになってございますので、ここを活用しながら御負担を減らして、多くの方にこの制度を活用いただきたい、そのように考えてございますので、御理解いただければ

と思います。

○議長（黒井 徹議員） 川口議員。

○10番（川口京二議員） 防災マスターは、総務部危機対策局危機対策課が行っていて、研修を受講することにより認定をされます。次年度の予定は決まっていると思いますが、士別市とか美深町とか上川北部に声をかけ、ある程度の人員を確保できれば名寄で実施していただくことも可能かと思えます。検討していただいて、道に要望をしてぜひ近いうちに名寄市近郊で行っていただけないものかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） この防災マスターの認定講習会、去年は5会場で開催をされているということになります。先ほど言ったように、一番最寄りのところについては旭川だったというふうに認識しておりますけれども、各地区ともそれぞれ非常に人気があるというのでしょうか、受講の希望があるということで、すぐ募集定員に達してしまうというような状況もあります。実際の開催については、議員が言われますように北海道のほうでの決定をするということになりますけれども、恐らくこの上川北部の地域においても各自治体のほうから相当数の受講希望者が見込めるのではないかなというふうに考えております。近隣の自治体ともぜひ連携をしながら、次年度以降名寄市もしくは名寄市近郊での開催に向けて北海道に対しても要望してまいりたいと考えておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 川口議員。

○10番（川口京二議員） 次に、避難所訓練について伺いますが、避難所訓練では避難に関する体験型の訓練が必要ではないかと考えています。実際に体験することにより、さまざまな問題点も発見できると思います。その問題点を改善して市民の皆様が少しでも快適に避難所で過ごしていただくことが大事かと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 議員が言われますように、身をもって体験するということの重要性については私どもも認識をしているつもりであります。ただ、厳寒期の訓練となりますと、なかなか制約もあろうかなというふうに思っております。議員も御存じかと思えますけれども、北見市の日赤の看護大学のほうで厳寒期の避難訓練というのが実施をされているということになります。これは、過去数年続けてきているということだと思います。これについては、氷点下10度以下の状態で、去年は段ボールを組み立てて、そこで一晚を過ごしたということになりますので、他にもこうした訓練を実施しているところがあると思いますので、1つとしてはこれら先行して取り組んでいるところの情報収集に努めさせていただきたいなというふうに考えております。

一方、市内においてどうかということになりますけれども、ここもここ数年実際に体験をいただいている訓練もふえてきているところかというふうに思っています。名寄市においても今年度冬季の停電対策として自主的にストーブを購入するような町内会も新たに出てきております。自助、共助による自主的な訓練の促進に向けて引き続き支援をさせていただきたいというふうに思っておりますし、一方では訓練に当たってでありますけれども、避難所生活は必ずしも良好な環境の中で過ごせるとは限らない部分もありますので、そういった避難所での過ごし方なども含めての情報提供、あるいは御理解いただく部分も必要かと思っておりますので、あわせて実施をしてみたいというふうに考えております。御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 川口議員。

○10番（川口京二議員） わかりました。

最後になりますが、昨年9月の関東、東北地方で起きた豪雨による鬼怒川の氾濫は対岸の火事ではないと思います。既に昨年の災害の反省は行わ

れていると思います。避難を促す緊急行動というのでしょうか、国で行っている取り組みがあると聞いていますので、全国的な災害の取り組みとしっかり連携し、特に避難に関しては最善の避難のために常に課題があれば見直して、検証して被害を最小限にすべきと考えます。万が一のときには、的確な避難ができるよう防災マスター等を含めて対策を進めてほしいと願っています。この点を求めて、次に参ります。

有害鳥獣について伺います。市のハンターは、名寄42名、風連10名、合計52名と聞いておりますが、52名が妥当なのかどうか私にはわかりませんが、十分な状況なのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） エゾシカの狩猟登録者は52名ということでございまして、エゾシカについては現在52名ということで登録されておりますけれども、内訳につきましては銃器によるものが48名、わなによるものが4名となっております。それで、実績といたしまして、平成22年度では25名の許可捕獲者が702頭を駆除しており、23年度は35名、24年度は41名、25年度以降は3年間は各52名で、年間300頭から400頭を駆除している状況でございます。これらの推移を見ますと、年々許可捕獲者がふえており、駆除頭数に変動がないということで、地域の農地周辺に出没するエゾシカは減少傾向にありまして、現在の人員で十分ではないかというふうに考えられます。また、ヒグマについては、駆除隊22名が常時出動している状況ではなく、1回の出動で2名1組を基本として出動していただいております。緊急時の追い払いや追跡を行う場合でも、多くても6名程度の出動であり、市の出動要請に対応できない事例もなかったことから、隊員数は十分ではないかと考えております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 川口議員。

○10番（川口京二議員） また、平均年齢58

歳、現在のところ高齢とは言えませんが、60歳以上が半分を占める状況だと伺っています。エゾシカについては個体数が減少しているとのことでありますが、ある程度の人材の確保はしておかなければいけません。ハンターの内訳は農業者が多いのでしょうか。以前は元自衛官も多くいたと思いますが、そういうところにも声をかけて協力をしていただければどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） エゾシカの許可捕獲者52名の年齢構成を申し上げますと、60歳以下が半数近い25名です。61歳から70歳までが3割弱の15名、70歳以上は2割強の12名となっております。今後10年間は担い手対策として十分に役割を果たしていただけるものと考えております。一方、ヒグマ駆除隊22名の年齢構成については、61歳以下が5名、70歳以下では6名増の11名となっております。熟練度を考慮して後継者の早急な育成が必要と考えております。また、駆除に当たる52名の職業別内訳ですけれども、会社員が13名で25%となり、続いて無職が9名で18%、現役自衛官と自衛隊OBはともに5名で各10%、農業者は7名で14%となっております。許可捕獲者以外にも現役自衛官2名と自衛官OB1名の3名が猟友会に入っております。

市といたしましては、有害鳥獣の駆除活動を通じて、狩猟に関する技術が伝承されると期待しておりまして、特にヒグマについては本年3月から熟練者と経験の浅いハンターと一緒に活動するヒグマ対策技術者育成のための捕獲が始まるところでございまして、ヒグマの駆除の技術が伝承されることを期待しているところでありますし、注目もしているところでございます。今後も引き続き猟友会と情報交換を行いながら、対策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 川口議員。

○10番（川口京二議員） 次、箱わなについて伺います。

キツネ、アライグマ用の箱わなは12基と伺いましたが、現状で十分なのでしょうか。今後ふやす予定はないのか伺います。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 昨年においてアライグマの捕獲頭数が増加したことから、現在保有している箱わなだけではちょっと対応が困難だと考えておまして、平成28年度において鳥獣被害防止総合対策交付金の活用をさせていただきます、30基ふやして合計42基で対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 川口議員。

○10番（川口京二議員） 共和町や下川町では、アライグマの箱わな講習会を開いたそうです。受講者はわなを仕掛けることができるそうですが、名寄市でも行っているのでしょうか、伺います。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） アライグマにつきましては、特定外来生物に指定されておりまして、外来生物法による防除実施計画を市町村が策定し、国の確認を受けて捕獲するということが可能になります。また、必要な講習会を受け、防除従事者として登録されることにより、わなを設置できることとなります。名寄市においては、本年2月25日にアライグマ捕獲技術者講習会を開催いたしまして、農業者45名を含むJA職員など合計69名の方に参加をいただきました。今後のアライグマ対策につきましては、市の対応に加え、防除従事者として登録された方々、防除計画に基づき所有する箱わなを設置することが可能となることから、より捕獲体制が強化されるものと考えております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 川口議員。

○10番（川口京二議員） わかりました。個体数を減らすには、駆除すること、捕獲することですから、それにはハンターをふやすこと、箱わなをふやすことだと思います。ハンターは何名が適当なのかわかりませんが、多くいて困ることはありませんし、急な高齢化にも対処できると思いますので、引き続き計画的な育成に取り組んでいただきたいと思います。箱わなについても何基が適切なかはわかりませんが、アライグマについては天敵もおりませんし、繁殖率も高く、1年で五、六匹子供を産むそうです。これは大変な数字で、1組のつがいがいるとしますと五、六年で1,000匹を超える計算になります。お隣の美深町では、24年度捕獲したのが3頭だったのが27年度は31頭捕獲をしています。4年で10倍になっています。名寄市では先ほど14頭だと言われましたが、捕獲数以上にいることは間違いありません。少しでも少ないうちに捕獲をしないと大変な被害になると思いますので、さらなる対策の強化をお願いいたします。

カラスについては、対策をされているのわかりました。いろいろな対策グッズも販売されておりますが、その地域を対処しても他の地域に移るのでしょうから、今のところ餌を減らすことなのでしょうか。人間の出すごみを食べるようになって市街地に来るようになったそうです。餌がなければ来ないそうですので、さらなるごみの減量とごみ出しマナーの徹底を図っていただきたいと思います。

点字ブロックについて伺います。点字ブロック上の障害物が大変気になっています。自転車が置いてあったり、看板が置いてあったりするとともに市街で散見されます。視覚障害者がぶつかったり、自転車を倒したり、けがをするかもしれません。市民の皆さんや商店の皆様にご協力いただくことが重要かと思いますが、どのようにしているのか、また今後どのようにしていくのか伺います。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 今議員のほうから点字ブロック上に駐輪をしています自転車について御質問がございました。自転車の関係については、今雪が降っているということですので、自転車の利用も少ないという状況があるというふうに思いますので、融雪後に確認をさせていただきたいというふうに思っています。そのほかの障害物につきましては、私ども先ほど言いましたように点字ブロックが設置をされているそれぞれの路線のパトロールをしてございますので、その際に看板等が点字ブロックにかかっているような状況があれば、現地確認もしながら指導体制もしていきたいというふうに考えていますし、あわせて市民の皆さんに対する周知として広報等を取り上げてまいりたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 川口議員。

○10番（川口京二議員） 平成18年6月に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、バリアフリー新法が公布されました。さまざまな取り組みをしている自治体もございしますが、名寄市の今後の考えについて伺います。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 市内の市道について、平成18年の法施行前に整備をした歩道が実はほぼ全域を占めているという状況でありまして、これを全て改善をするということになりますと相当の事業費もかかるということでございます。現状としては、法の基準に合わせた状態というふうにはなっておりません。ただ、それ以降整備をした部分については、道路設計時の段階から法の基準に基づいて整備をさせていただいているというところがございますので、御理解をお願いしたいというふうに思います。今後も引き続き高齢者の皆さん、あるいは障害を持った方の移動の利便性、安全性を高めるために、私ども努力をしてみたいというふうに思っておりますし、また

既存の施設についても特にふぐあい、危険が伴うような状況であればその都度対応させていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 川口議員。

○10番（川口京二議員） 歩道は、高齢者や障害者、車椅子の人たちが安全に通れるものでなければなりません。ふぐあいのある場合は早期に対処していただきたいと思います。一度整備をすれば長期間使用ができると思います。高齢者や障害者等が暮らしやすいまちづくりが必要だと思しますので、今後もよろしく願いをして、質問を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 以上で川口京二議員の質問を終わります。

高齢者福祉の推進について外3件を、浜田康子議員。

○1番（浜田康子議員） ただいま議長の御指名をいただきましたので、通告順に従いまして、大項目4点について質問してきたいと思います。

まず、大項目1、高齢者福祉の推進について、（1）、市内高齢者施設の運営体制についてです。毎回高齢者の福祉について質問させていただいています。その質問に対して調査研究などのお答えをいただいておりますが、国勢調査によりますと東京都は人口が増加し、名寄市も速報値で2万9,060人と人口減少の数値が出ています。住みなれた地域での生活を支えるためには、まずは要支援1、2などの支援のために介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる新しい総合事業を2017年、平成29年4月から名寄市で実施するために準備を進めているとお聞きしました。前回お聞きしたところでは、市が中心となって地域実情に合った住民等の多様な主体が参画し、要支援者等に対する支援を可能にすることを目的とするとのことでした。要支援者や要介護認定で非該当となった方の支援も新しい総合事業の介護予防生活支援

サービスに移行されるとのことで、名寄市生活支援等サービスネットワーク会議を設置し、準備作業を進めているとお答えでした。では、要介護に該当し、在宅や家族やサービス事業所を使いながら介護されている方、また訪問介護やデイサービス、短期入所をしながら特別養護老人ホームなどのあきを待っている方もいらっしゃいます。また、特養のあきを他の施設で待っている方や他の市町村の老人ホームなどで地元のホームへ行ける日を心待ちにしている本人や家族も大勢いるのではと思っています。その入所待ちの方も要介護度は原則要支援3以上でなければ特別養護老人ホームに入所することなどもままなりません。また、市内の老人ホームなどでも多数の入所待ちがあるとお話をお聞きしています。そこで、各施設の運営実態について、施設待機者の現状と今後の対応についてお聞かせください。

次に、大項目2、障害者の支援対策について。2月27日に名寄市総合福祉センターで行われた「「障害者差別解消法」のことを知ろう」という研修の案内をいただきました。私は、昨年2月末で社会福祉協議会を退職し、ヘルパーとして障害者や高齢者とのかわりを離れて1年が過ぎました。いろいろな講演、研修、新年会の案内など多種多様な集まりに参加してきました。たくさんいただく案内にできる限り参加し、知識や知恵をいただいています。そんな中で案内をいただいた障害者の研修へ行き、こんな研修方法もあるのかととても感銘を受けました。60名余りの参加者に対し、市役所担当者、ハローワーク担当者、上川総合支援ネットの担当者の3人がかけ合いのように障害者の支援についてわかりやすくお話しされていました。そんな障害者の生活を支えるためには、働きながら地域で生きていくという環境の整備が必要ではないかと思います。市内には、障害者施設が道北の中で集中し、設置されており、市民として働きながら、地域に溶け込み、活躍している姿を見かけています。一つ二つの助けがあ

ればできる仕事があり、障害のない方もその中で一緒に働くことができているように感じます。

市役所の中でいろいろなところにあった部署をまとめて、一つのところでサービスの提供を、4月から基幹相談支援センターを始めるとお聞きしました。研修では、市民に対し障害者も働くために必要な心遣い、合理的配慮と大多数に配慮された場所、少数にも暮らしやすい場所とあり、みんなが尊重し合える社会をと最後にお聞きしました。私たち市民ができる尊重し合える社会を目指し、できることから意識していくためにも、(1)、基幹相談支援センターの活用方法について、①、設置に至った経緯と今後の取り組みについて、②、関係機関との連携について、市民への周知方法についてお聞かせください。

次に、大項目3、名寄市公共施設等総合管理計画案についてお聞きします。(1)、計画策定の目的と概要について、(2)、合併後の施設の統廃合の進捗状況について。名寄市では、昭和40年から50年にかけて社会的ニーズに対応するため、多くの施設整備が進められてきました。また、公共施設だけでなく、インフラと呼ばれる道路、橋、上下水道があります。これら公共施設等は、厳しい財政状況が続く中で、国がインフラ長寿化計画を策定し、地方に対して公共施設等総合管理計画を推進しています。名寄市公共施設等総合管理計画案ができ、これからの名寄市の施設のあり方がある意味示されているのではないのでしょうか。延べ床面積を維持費の削減のためにどうしていくのか、また合併10年を迎えるに当たり各施設の統廃合状況、市民による施設の有効活用についてお聞かせください。

最後に、大項目4、大規模災害発生後における帰宅困難者に対する支援について、(1)、想定される対策、支援内容について、(2)、良好な生活環境を確保するための今後の課題と対応について。震災が起こったときには、高齢者、障害者はもちろん、市民の皆さんがそのとき来たときに

互いの安否と弱者への配慮など何とか連絡をとろうと必死になります。しかし、電気、水道、道路状況などすぐ復旧しないことを東日本大震災で、北海道の地においてもとてもそのことを感じられたことと思います。自分たちが何ができるのか、東日本大震災、阪神・淡路大震災で学んだことをどう生かしていけるのか、まずは自分が元気であること、連絡をとれる人たちの安否を確認し、次にどう行動するかということではないでしょうか。

昨年9月に発生した関東・東北豪雨では、発生2週間たった段階でも多くの人々が不便な中で避難生活を送っていました。そのような中でどのような支援ができるのか。また、大規模災害が発生すると携帯やスマホがつながりにくくなり、家族や親戚との連絡も必要となります。しかし、災害時には一般公衆電話は通信制限がかかることがあります。災害に強いとされている臨時に設ける特設公衆電話はありますが、東日本大震災では約4,000カ所設置されたとお聞きしています。また、避難所の郵便についてもどのような対応になるのか、北海道のこの地で生きている名寄市民として、自分たちにも災害等が起きることがあるかもしれません。電気の復旧しない中、どのような連絡方法があるのか、私たちの生活がどうできるのかお聞かせください。

以上、この場からの質問とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 浜田議員からは、大項目4点にわたり御質問をいただきました。大項目1と2は私から、大項目3と4は総務部長から答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

初めに、大項目1の高齢者福祉の推進について、小項目1の市内介護施設の運営体制について、各施設の運営実態について申し上げます。市内の入所系高齢者施設は、特別養護老人ホーム2施設、介護老人保健施設が1施設、認知症対応型グループホームが3施設、ケアハウスが2施設、有料老

人ホームが2施設の合計10施設となっており、各施設の入所の定数を合計しますと443名となりますが、現在の入所者数は400名であり、43名分があき状況となっております。このうち指定管理で運営委託している市の特別養護老人ホームの2月末現在の状況では、清峰園が100名の入所定員に対し90名の入所、しらかばハイツでは80名の入所定員に対し70名の入所となっております。市内各施設があきの原因は、入退所の入れかえや入所者の入院のほか、介護職員の不足も定員を充足できない原因となっているところです。市で設置しております特別養護老人ホームでは、現在清峰園では介護職員の定数60名に対し55名、しらかばハイツでは37名の定数に対し32名となっております、両施設合わせて10名の介護職員が不足しております。

市内各施設の個別の賃金実態の全ては把握できませんが、国の制度において介護職員処遇改善加算が実施されており、居宅サービス、施設サービスでそれぞれの事業所から届け出により介護報酬の加算が実施されております。施設サービス事業所については、北海道が加算認定の窓口となっており、状況を把握できないため、本市において把握しております居宅サービスのみの額となりますが、処遇改善の額では各事業所が介護職員への処遇改善を開始する前と比較して総額で平成26年度の実績では約2,275万円、また見込み額ではありますが、平成27年度は約2,608万円、平成28年度は約2,655万円の処遇改善の見込みとなっております。

次に、施設待機者の現状と今後の対応について申し上げます。先ほど申し上げました5つの施設の合計で、重複はありますが、374名となっており、指定管理で運営委託している特別養護老人ホームの待機者では清峰園が165名、しらかばハイツが115名、両施設を重複して申し込みされている方を差し引きますと、市の特別養護老人ホームの待機者は191名ということになります。

また、特別養護老人ホームの全体の待機者191名の待機場所の状況につきましては、特別養護老人ホームが8名、老人保健施設が56名、病院が50名、グループホームが19名、有料老人ホーム等が22名、在宅での待機者が36名となっており、在宅での待機者36名のうち介護度4、5の方は16名となっている状況です。

なお、特別養護老人ホーム以外の施設では、重複もございますが、およそ180名の待機者がいるとお聞きをしております。

先ほど申し上げましたが、特別養護老人ホームでは職員の不足により20名の方を受け入れできない状況となっているところであります。現在も引き続き職員の募集を続けているとの報告を受けております。介護職員の不足の問題につきましては、従来全国、全道的な課題と捉え、それぞれの段階において施策が実施されてきております。本市においても名寄市介護・福祉人材確保推進懇談会において介護事業者だけではなく、児童福祉や障害者福祉施設も含めた情報交換を行っているところです。しかし、状況を鑑みますと、市内の介護事業者に特化して事業者と連携協議を図る場を設け、名寄市段階における課題の把握を行ってまいりたいと考えております。平成28年度北海道予算では、新規事業として介護従事者の離職防止や再度の就職を促進するために、介護事業所内保育所の運営支援や潜在的有資格者を介護保険施設等に派遣し、実際の就業を通じて派遣期間終了後の直接雇用を実施する事業等が新たに盛り込まれており、北海道とも連携しながら協議の場とあわせて必要な情報を事業者に提供してまいります。

次に、大項目2の障害者の支援対策について、小項目1の基幹相談支援センターの活用方法等についてお答えします。初めに、本市の障害者の方々の状況と基幹相談支援センター設置に至った経緯について申し上げます。本市の障害者手帳の所持者の人数につきましては、平成26年度では身体障害者手帳の所持者が1,465人、療育手帳の

所持者が345人、精神障害者保健福祉手帳の所持者が171人、合計で約2,000の方が障害者手帳を所持しております。現在の障害者福祉制度では、難病の方々も障害福祉サービスを利用することができ、本年3月1日時点では名寄市内の難病の方は285人であり、このほか障害者手帳を所持していない障害のある方についても考えますと、本市にはさらに多くの障害の方がいることとなります。現在障害者版ケアマネジメントであります計画相談の取り組みが本格的に行われるようになっており、市役所内の障がい福祉係、市内の相談支援事業所4カ所の計5カ所で対応しているところです。障害者版ケアプランであります計画相談の作成状況につきましては、3月1日現在約93%の進捗率というところまで進んできておりますので、今後も引き続き取り組みを進めていくことに努めてまいりたいと考えているところです。

障害者の相談の年間件数につきましては、市役所の障がい福祉係、市内の相談支援事業所4カ所を合計しますと、平成27年度は約1,300件の相談件数になる見込みです。基幹相談支援センターの設置に至った経緯につきましては、平成24年10月から障害者版のケアマネジメントであります計画相談が本格的に始まったことを受けて、地域障害者のケアマネジメントの体制の整備が必要となり、ケアマネや相談支援を行う相談支援事業所が市内に4カ所できましたので、相談支援事業所への専門的な助言を行う必要が出てまいりました。さらには、障害者の高齢化、重度化に伴う複合的な課題を抱える相談や支援困難事例への対応が増加傾向にある中、障害のある人が住みなれた地域で安心して暮らしていただけるように、さまざまな支援を切れ目なく提供できる仕組みである地域生活支援拠点の考え方が国から示され、この地域生活支援拠点の整備に当たっては、基幹相談支援センターを中心にして整備を進めていく必要も出てまいりました。このような地域の

状況を踏まえまして、平成25年度から名寄市障害者自立支援協議会で協議を行い、基幹相談支援センターの設置の準備を少しずつ進めてきたという経緯があります。

本年4月から社会福祉課内に設置する基幹相談支援センターは、地域における障害者の相談支援の中核的な役割を担う機関として身体障害、知的障害、精神障害、発達障害等の相談支援に関する業務をワンストップで総合的、専門的に行う窓口となります。この基幹相談支援センターの人員配置につきましては、社会福祉士と障害者のケアマネの資格である相談支援専門員の両方の資格を持っている専門職員2名を配置し、センター長との3名体制で運営をしていく予定です。これまでも市役所の障がい福祉係と市内の4カ所の相談支援事業所で地域の障害者や障害児の相談の対応を行ってきましたが、今後につきましては基幹相談支援センターが地域の相談支援の中心的な役割を担い、4カ所の相談支援事業所と連携しながら、専門職員が直接相談を受けながら、より総合的、専門的な相談支援を実施していく予定です。このほか相談支援センターでは、1つには施設に入所している障害者や病院に長期入院している障害者の方々の地域生活への移行促進の取り組み、2つには名寄市障害者自立支援協議会の運営、3つには障害者の理解促進と啓発活動、4つには障害者が安心して地域生活を継続できるための地域生活拠点の体制整備などの業務を行っていく予定です。

次に、関係機関との連携についてであります。現在市内には相談支援事業所が4カ所、障害者の福祉施設が6カ所、障害者のグループホームが16カ所あります。このほかハローワーク、障害者就業生活支援センター、社会福祉協議会、精神科の病院、保健所、弁護士事務所、市立大学などの関係機関も一通りそろっている状況があります。基幹相談支援センターの設置後につきましては、これらの関係機関と連携してさまざまな相談への対応を行っていくことを考えております。

なお、基幹相談支援センターは、障害者虐待の相談窓口と障害者差別解消法の相談窓口も兼ねておりますので、障害者の方々の権利擁護のより一層の充実にも努めてまいりたいと考えております。

最後に、基幹相談支援センターの市民への周知につきましては、広報なよろ4月号に掲載するとともに、本市のホームページ、フェイスブック等も活用して周知に努めていきたいと考えております。また、基幹相談支援センターが利用される市民の方々から親しみを持っていただけるように、ぼっけという愛称をつけました。ぼっけとは、アイヌ語で温かいという意味です。困っている方をいつでも温かく迎え、一緒に困り事を解決して、温かい気持ちになってもらえるようにとの意味を込めております。今後とも基幹相談支援センターのことを市民の方々に早く覚えていただけるように、周知活動を継続していきたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 私からは、大項目の3及び4について申し上げます。

初めに、大項目の3、名寄市公共施設等総合管理計画について、まず計画の策定目的と概要についてであります。策定の目的といたしましては、厳しい財政状況が続く中、人口減少、高齢化社会を迎えており、老朽化が進む公共施設や道路、橋梁、上下水道といった、いわゆるインフラ施設の全てを今後とも維持、更新していくことは困難であるという現状がございます。これは、本市に限らず全国的に大きな課題となっており、国はインフラ長寿命化計画を策定するとともに、地方に対しましては平成28年度までに公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画の策定を求めてきているところでございます。このことから、本市におきましても中長期的な視点から公共施設の更新、統廃合、長寿命化などを計画的かつ効率的に実施するため、本計画を策定し、取り

組みを進めていく必要がございます。

次に、本計画の概要についてであります。市長を本部長とします名寄市公共施設等総合管理計画推進本部を昨年9月に設置をし、計画策定に向けて調査と議論を重ねてきたところでございます。まず、計画期間につきましては、平成28年度から47年度まで20年間とし、主な内容といたしましては、1つとして人口の減少率などから公共施設の総延べ床面積を13%縮減すること、2つとして新規整備は原則行わず、施策や住民ニーズの変化などによって新規整備が必要な場合は13%という目標縮減率の範囲内で行うこと、3つとして施設を更新する際には集約化、複合化などを検討すること、4つといたしまして公共施設、インフラ施設とも計画的な維持補修を行い、長寿命化を推進していくこと、5つとして用途廃止をした施設について売却、貸し付けが見込めない場合には基本取り壊しをしていく、同様にインフラ施設につきましても利用状況に応じて縮小、廃止をしていくことなどを基本的な考え方としております。また、このほかにも防災対策として重要性の高い施設の耐震化を含めた改修、更新、民間活力の導入、地域住民との協働を基本とした施設の適正な配置など、これらを基本方針として盛り込んでおります。

次に、合併後の施設の統廃合の進捗状況について申し上げます。この3月で新市として10周年を迎えようとしておりますが、この間の統廃合につきましては平成25年3月31日に閉校いたしました風連日進小中学校、この3月末に閉校を迎えます東風連小学校と豊西小学校といった義務教育施設やふうれん望湖台センターハウス、母と子と老人の家、生きがいホビーセンターなどについて施設の利用者や地域住民の方と協議を行いながら統廃合に取り組んできたところであり、老朽化の著しい施設等については取り壊しを進めてきたところでございます。

続いて、大項目の4、大規模災害発生後におけ

る帰宅困難者に対する支援について、小項目の1、想定される対策、支援内容について申し上げます。大規模災害が起き、避難が長引くと、避難者の生活環境を考慮していく必要が出てまいります。発災時は命を守る行動を優先していただき、避難所生活における制約や環境面での多少の我慢のほか、避難された全ての方に公平な対応が行き届くとは限らないことなども想定がされます。これらは、いわゆる災害対応の減災の考え方であり、全ての被害を防ぐことは困難であるため、発災時または発災時直後の避難形態や避難所対応においては、まずは命を守ることに優先されるということになります。また、災害規模が大きく、帰宅困難者が生じた場合は、市のみならず、北海道による支援も対象範囲となってまいります。災害救助法の適用などさまざまな支援体制が構築されることとなりますが、被災した方にこれらの支援を送り届けるためには、発災後の災害応急対策を優先させる中、1日から3日程度の日数を要するものと認識していますことから、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

次に、小項目の2、良好な避難所運営における今後の課題と対応について申し上げます。災害発生により自宅に帰れない、いわゆる帰宅困難者が出た場合は、避難所から仮設住宅というような対応が想定されます。特に大規模震災などの災害レベルであるときのほか、昨年の関東・東北豪雨により家屋が流失し、帰宅できない方が出たときなどがこれに該当します。避難所運営では、国から良好な生活環境を確保するための避難所運営について指針が示されていますことから、地域防災計画でもこの指針をもとに運営することとしてございます。

御質問のありました災害時の通信手段についてでございますが、一般に広く普及している携帯電話、スマートフォンについては、災害時には通信制限からつながりにくくなることが想定される一方で、議員が申されました特設公衆電話について

は災害時にも優先され、つながりやすいことから、大規模災害時における貴重な通信手段の一つとされておりまして、避難所での特設公衆電話については全国で4万カ所近く設置されていると伺っているところでございます。現在電話通信事業者による公衆電話の配置については、年々減少している一方で、人々の多く集まる施設では残される傾向にあり、震災時、災害時に優先的につながる特設公衆電話につきましては事前の設置を含めて対応可能とされているところであり、事前に避難所に回線を引いておくことのほか、発災後の要請による開設を行うことも可能となっております。

また、避難生活が長期化した場合は、臨時郵便差し出し箱の設置により郵便物の受領または発送が避難先から行えるようになっており、郵便事業者がその任務として支援していただくことが可能となっております。また、郵便差し出し箱を利用するためには、避難された方の名簿が必要になるため、避難所に入った際には避難者名簿を安否確認用を使用するため、さらには郵便差し出し箱に使用する目的で名簿記入をお願いすることとして準備をさせていただいているところでございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 浜田議員。

○1番（浜田康子議員） 通告順に従いまして、質問させていただきます。

まず、高齢者の福祉についてですが、介護職員が不足しており、その充足が厳しいことは報道などからも承知しております。健康福祉部長の答弁の中で、特養の職員が清峰園としらかばハイツで10名不足とのお答えでした。各施設で介護職員処遇改善加算が実施されているとのことでしたが、さらに名寄市としては上乘せや別途加算などを行い、賃金が低いと言われている介護職員へのお考えはあるのかどうか、いかがでしょうか。

また、そのほかの考えがあればお聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 馬場こども・高齢者支

援室長。

○こども・高齢者支援室長（馬場義人君） ただいま議員から御指摘いただきました介護職員処遇改善加算につきましては、賃金改善のほか職員の資質向上や労働環境の改善などを目的としまして、平成23年度から介護報酬の加算として実施されているところでございます。介護保険制度につきましては、御承知のとおり国民の共同連帯の理念に基づきまして実施されている制度でございます。介護職員の不足につきましては全国的な課題であることから、介護報酬に関連するものにつきましては本市が独自に介護報酬に加算するのではなく、国においてその対策がなされるべきだと考えているところでございます。本年度北海道市長会におきましては、積雪寒冷で長距離移動が多い北海道の地域特性に勘案しまして、訪問介護事業などにおける介護報酬の評価や介護人材の確保につきまして国や道に対して申し入れをさせていただいているところでございますが、現状を鑑みまして本市も従来にも増して意見反映に努めてまいりたいと考えているところでございます。

先ほど健康福祉部長から答弁がございましたが、介護者間の連携協議を図る場を設けさせていただきまして、名寄市段階における課題把握に今後努めてまいりたいと考えております。今後現場での経験豊富な議員からの貴重な御提言をいただければ大変ありがたいというふうに思っておりますので、今後とも御指導いただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 少しつけ加えさせていただきますと、代表質問で大石議員からも御質問がございましたけれども、2013年版の賃金センサス調べでは一般の事業所に勤められている職員と介護職員の賃金格差が約9万円であるということでありまして。これは、かなり大きな格差でありますので、この部分については国における抜本的な対策が必要と考えておりますので、全

道、全国の市長会を通じながら、国に対して要請を行ってまいりたいと考えております。

また、介護職員の方は途中で離職されている方や常に有効求人倍率が1倍を超えているというようなことでありますが、なかなか応募がないということがございます。一般的に悪い言い方ではありますが、介護は3K職場というイメージが強く残っております。若い人やその他の方に対して現場を見ていただく。実際に現場を見ていただく、体験していただくということが必要であるかと思っております。これまで、学生さんの実習の受け入れ等、そういったような取り組みでありましたが、今後は市内の事業所にも呼びかけまして、事業所みずからそういった場を設けまして、体験していただきまして、やりがいのある仕事であるですとか、利用者や家族の笑顔をいただいて、感謝の気持ちをいただくだとか、実感していただくだとか、また自分のこの仕事が社会に役立っているという実感をいただくなど、そんなことを取り組んで就業に結びついていただければというようなことも考えておりますので、これらも含めまして地域の懇談会、会議の中で御提案させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 浜田議員。

○1番（浜田康子議員） ありがとうございます。今馬場室長、田邊部長のほうからありましたとおり、今のところ金銭の支援はないですけれども、介護職員の方が集まって今の状況を話し合い、これからの介護支援の現場に方向性について話し合う機会が設けられるということでしたので、ぜひこれからそのように御尽力いただければいいかなと思っております。

次に、障害者のことについてですが、4月から始まる基幹相談支援センターにつきましては、これからのこともありますので、その動きには大変期待しております。また、答弁の中にぽっけという愛称はとてもいい言葉だと思っておりますので、

ぜひ御尽力を願いますようお願いいたします。

次に、公共施設等総合管理計画案ですが、耐震化や民間活力の導入など基本計画をお答えいただいておりますが、3月10日までに募集されていたパブリックコメントについては何件の応募がありましたか。また、そのパブリックコメントに寄せられた意見にはどのような意見があったのかお聞かせください。また、別紙の中で13%の目標縮減率についてもお聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） ただいま2点にわたって再質問いただきました。1つ目は、公共施設等総合管理計画に対する実施したパブリックコメントの募集の応募の状況ということですが、このパブリックコメントについては2月10日から3月10日までの期間で実施をさせていただきました。提出をいただいた意見については、1件ございました。内容につきましては、今回の計画が施設の総延べ床面積13%の縮減を図るという目標を掲げておりましたけれども、対象施設の公表をしてほしいというような要望的なものが意見としてございました。しかしながら、当該計画については総体の縮減率をあらわしたものでありまして、個別の施設の積み上げということではありませぬので、残念ながらこの御意見には沿えないというような形になりますので、そうした方向での回答も示させていただければというふうに思っているところでございます。

次に、もう一点ございました。今回の計画の縮減率の考え方についてということだというふうに思いますが、まずもってこの計画の実効性を確保する上では、やはり目標の設定が必要だろうという考え方をさせていただきまして、本計画においては縮減率として13%という目標を掲げさせていただいたということでもあります。なぜ13%かというその根拠についてであります。ここは実は昨年10月に総合戦略の中で人口ビジョンをお示しをさせていただきました。ここの中から20

年後の名寄市の総人口の推移を拾いますと、12.8%減少するという推計がされているところがあります。1つは、この人口推計をもとにしているというのがございます。それと、合併後の施設総量を見たときにつきましては、当然でありますけれども、増加をしているということでありまして、この間新規に整備した施設の面積を合併時の施設総量と比較しますと8%というふうになっておりますので、もう一点はここを踏まえさせていただいたということでもあります。

それと、考え方のところではありますが、市民1人当たりの公共施設の面積を維持することによりまして、現状と変わらない一定の市民サービスの提供が維持が可能であろうということが基本的な考え方にあります。一方では、持続可能なまちづくりのためには縮減が不可欠であるということもありますので、まずは施設総量について合併時の水準まで戻すというのを一つの目安とさせていただきまして、最終的には総人口の減少率12.8%考慮させていただきまして、目標年次であります平成47年度までの20年間で13%の縮減を図っていきたいという考え方でありまして、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 浜田議員。

○1番（浜田康子議員） パブコメは1件ということで、その13%の中には入っていないというお話だったので、そのまま受けとめさせていただきます。

では、縮減目標を達成するためにも必要であるとは思いますが、計画の中に集約化や複合化といった視点も含まれています。それをどのように使用することによって、使用されなくなった地域の有効活用をどのように考えているのか、現在もそのような施設があればどう活用されているのかお聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 計画を進めていく上では、当然利用されなくなる施設が出てくるとい

うことで、この間の取り組みを含めてそういった施設の有効活用をどう考えていくのかということだというふうに思いますが、まず使用されなくなった施設の扱いについて御説明させていただきたいと思いますが、通常行政財産という形から、その行政の目的、いわゆる用途を廃止をさせていただきまして、行政財産から普通財産に切りかえさせていただきます。この手続によって、その施設の売却ですとか、あるいは貸し付け、取り壊しなどが可能となるという流れがございます。現在こういった処分の可能となる普通財産についてであります。施設につきましては約80施設ほどございます。施設全体の床面積の割合にしますと、約でございますが、総体の2%程度を占めているという状況になっています。

この間の有効利用の例についてでありますけれども、幾つか申し述べさせていただきますと、例えば閉校等により使用されなくなった旧教員住宅についてでありますけれども、ここは地域おこし協力隊ですとか、あるいはお試し移住住宅などとして定住人口の拡大の施策として活用させていただいた部分がございます。あるいは、これらの住宅について地域の皆様から住民の住宅として利用したいという申し出に応えるような形で貸し付けを行ったような事例もございます。このほかにも旧智北の小学校体育館ですとか、あるいは旧の瑞穂の小学校校舎、あるいは菊山スキー場のロッジなどにつきましては、地域の農業団体の皆様から活用したいという要望などもいただき、それに応えるような形で農機具格納庫として貸し付けを行ってきた、そんなような実績もあります。今後につきましてもこの計画を進めていく中では、一方ではこういった活用されなくなった施設について老朽化の度合いなども勘案してということになりますけれども、それまで利用されている方の御意見あるいは地域の皆さんの御意見も聞きながら、民間事業者の公募なども含めて有効活用に向けてまいります。このように考えておりますので、御

理解をいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 浜田議員。

○1番（浜田康子議員） 今御説明ありましたとおり、いろんなところで使われているということで、ぜひ有効活用できるようにお願いします。風連にもいろんな施設があるのですけれども、その施設についても今と同じような考え方で、皆さんの御意見を聞きながら、ぜひ風連の中でも有効活用できるようにお願いいたします。

最後に、災害における支援ですが、実際に必要となった場合はどのような手段で行うのでしょうか。また、費用の負担はどうかお聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 先ほど御質問いただいた特設公衆電話の申請、あるいはその費用負担についてという御質問だというふうに思いますが、市が整備をしています主な公共施設については、実は職員が防災活動などを行うために災害時に優先される強い回線として、災害時優先電話というのを用意をさせていただいているものであります。この災害時優先電話につきましては、通信事業者との窓口とも連携がとれておりますので、災害があったときにつきましては災害時優先電話を利用しながら、特設公衆電話の要請をさせていただくという、そのような流れになるかというふうに思っています。

この特設公衆電話の費用の負担についてであります。これについては、電話機そのものの費用につきましては避難所へ設置をする者、つまり我々のほうが負担をするということになりますけれども、施設までの回線の引き込みについては、これは事業者のほうで負担をいただけると。いわゆるNTTさんのほうで負担をいただけるというような、そのようなスキームになっております。

なお、この電話の利用に当たっては、避難者の方は無料で御利用いただけるという、そのような形になっているということでもあります。

使用する電話機については、当初特殊な電話機などの用意も必要かというふうに想定をしていたところではありますが、今現在の調査では市が使用している、あるいは保管している電話機がありますけれども、この中でも対応できる部分があるのではないかとこのところが少し見えてきております。

また、施設までの回線の設置についてであります。これは、先ほど申し上げましたように事業者のほうの負担ということではありますが、全ての施設に設置ができるということではないようであります。あくまでも事業者側が一定の条件を定めているようでありますので、この条件がクリアされたものについては回線の引き込みがいただけるのではないかとこのように今考えているところであります。こういった状況でありますので、避難者の安否確認等も含めての対応としまして、今後は事業者と協議をさせていただきたいというふうに考えております。設置が可能な施設がございましたら、そこについてはさらに調査をし、設置に向けて調査研究をさせていただきたいと思っておりますので、御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 浜田議員。

○1番（浜田康子議員） 今のお答えで、これから災害のときにそういう設置、特設電話設置されたいなと思っています。これからあつてはならない大規模震災ですが、被災された方は大変不安であり、混乱もします。高齢者の方々も多く、大変な状況ですが、その際には行政にできる限りのことをお願いしたいと考えています。自助、共助でできることも出てくるとは考えますが、市民へ周知などをしっかり取り組んでいただけるようお願いして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 以上で浜田康子議員の質問を終わります。

15時まで休憩をいたします。

休憩 午後 2時44分

再開 午後 3時00分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

子ども・子育て支援について外3件を、塩田昌彦議員。

○9番（塩田昌彦議員） 議長より御指名をいただきましたので、通告順に従い順次質問してまいります。

大項目1、子ども・子育て支援について4点お聞きいたします。1点目は、昨年10月27日にオープンいたしました愛称ひまわりらんどの利用状況及び施設の状況についてお知らせください。

2点目は、子ども・子育て支援法の施行に伴い、市内の保育所、幼稚園の新制度への移行状況及び保育料の階層認定と認定に伴う利用者への軽減対策についてお知らせください。

また、新制度では、保育料の認定に当たり基礎となる税が所得税から市町村民税所得割課税に変更になりましたが、認定変更になるケースと保育料の階層認定業務はどの機関が担当するのかお知らせください。

3点目は、認定こども園に勤務する職員は保育教諭となり、職員要件が変わり、幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有が義務づけられました。5年間の経過措置はあるものの、平成32年には経過措置がなくなることから、片方みの資格者はもう一方の資格取得が必要となります。一定の要件をクリアした場合に、幼稚園教諭資格者は4科目8単位、保育士資格者は5科目8単位の修得でそれぞれ資格取得が可能となります。資格取得のための単位修得に係る名寄市立大学としての対策についてお知らせください。

4点目は、子ども・子育て支援に関する名寄市立大学の役割についてお聞きをいたします。平成19年6月、教育職員免許法の改正に伴い、平成21年度から教員免許更新制度が導入され、10年間の有効期間が付されたことから、名寄市立大

学を卒業された学生も含め、市内の幼稚園で勤務する職員等の資格維持のための更新時講習認定校としての取り組みについてお知らせください。

次に、大項目の2、公共建設工事についてお尋ねいたします。昨年院内保育所改築工事が延期されました。延期による病院運営への影響について、また影響を最小限にとどめる対策についてお知らせください。

2点目は、公共工事の入札についてお聞きします。昨年1件の入札が不調に終わりましたが、今後への影響及び影響回避に向けての策についてお聞きをいたします。

3点目は、よい物づくりと公共工事についてお聞きをいたします。物づくりは、市民の皆さんの要望を受けてつくる道路や建物など、利用する方々が喜んで利用いただけるよう発注者、受注者ともども知恵を絞り、よりよいものをつくり上げるものと理解をしております。物づくりに向けての取り組み、考え方についてお聞きをいたします。

また、公共工事の地元発注がもたらす地域経済の活性など、効果は大なるものがあり、地元の雇用の確保、担い手育成確保にもつながると思っています。したがって、地域経済における公共工事の役割について考えをお聞かせください。

次に、大項目の3、名寄市行財政改革についてお聞きをいたします。これまで組織機構の見直し、組織のスリム化など行財政改革に取り組む中、職場議論を踏まえて適正な人員配置が進められるとし、平成28年度までの職員の削減目標73を将来を見据えた努力目標とする旨の答弁を昨年第3回定例会でいただきました。平成26年度には69名を達成したものの、国の新制度導入などに伴う事務量の増加に加え、諸般の事情から平成27年度の配置を7名ふやし、本年4月の配置においても数名の配置増を余儀なく進めなければならない実情を踏まえ、目標年度の平成28年度以降における職員の適正配置に向け、組織機構の見直しを含めた検討についてお考えをお聞かせください。

また、現状を見ると定年退職に加え、早期退職の多い状況から、各職場に穴があくことが予想されることを踏まえ、人材の確保と育成に向けての対策についてお聞かせください。

次に、大項目の4、農業振興についてお聞きをいたします。昨年TPPが大筋合意されました。基幹産業を農業としている名寄市にとってマイナス影響は避けられない状況となります。マイナス影響を抑制する措置を含め、名寄市が進める平成28年度の農業振興重点策と期待されるその効果について考えをお聞かせください。

以上、この場からの質問とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（黒井 徹議員） 馬場こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（馬場義人君） たいいま塩田議員からは、大項目で4点にわたり御質問をいただきました。大項目1の小項目1と2は私から、大項目1の小項目3と4は大学事務局長から、大項目2の小項目1は病院事務部長から、大項目2の小項目2と3は建設水道部長から、大項目3は総務部長から、大項目4は経済部長からの答弁とさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

まず初めに、大項目1、子ども・子育て支援について、小項目1、ひまわりらんどの利用状況と施設整備の現状について、小項目2、保育所、幼稚園新制度の状況及び保育料の階層認定と軽減対策について申し上げます。平成27年10月27日にオープンいたしましたひまわりらんどは、子育て世帯から要望が多く寄せられていた常設の子ども・子育て支援施設として開設することができました。オープン時から多くの親子に御利用いただいております、本年2月末では延べ3,349組、7,248人の親子の皆様が御利用いただいたところです。東保育所内で実施しておりましたさくらんぼとの同じ時期での比較では、約2倍近い増加となっており、子育て環境の充実に成果を上げるこ

とができたものと考えております。施設の状況では、利用者ごとにひまわり型のお名前の掲示を行っており、壁一面が広大なひまわり畑のような状況になっているのを見ると、改めまして多くの親子の皆様が御利用いただいていることを実感できるものとなっております。

施設につきましては、10月オープンということで、現在初めての冬を経験しております。当初は、2階への吹き抜け部分の影響で1階がなかなか暖まらず、暖房、ボイラーの調整やポータブルストーブによる補助暖房、吹き抜け部分をビニールシートによる目張りをするなど試行錯誤しながら運営をしております。冬対策として、今後吹き抜け部分の対応を検討していかなければならないと考えているところでございます。

また、今後は初めての夏を迎えます。授乳スペースを含めた乳児室にはエアコンを設置しておりますが、プレールーム等の暑さ対策には施設状況、利用者の声を聞きながら対応していかなければならないことも出てくると想定しております。雪に親しめる楽しい冬も終わりに近づいており、デッキに用意しましたプールや芝の張られた所庭で遊ぶ親子の姿を想像するだけでわくわくする気持ちでいっぱいになります。末永く愛される施設になるため、皆様には今後とも御助言いただきますようよろしくお願い申し上げます。

次に、小項目2、保育所、幼稚園の新制度移行状況及び保育料の階層認定と軽減対策について申し上げます。平成27年4月から施行されました子ども・子育て新制度では、認可保育所及び認定こども園は新制度へ移行することとなっておりますが、幼稚園につきましては従来制度の幼稚園と新制度へ移行する幼稚園の2種類となりました。現在新制度へ移行した幼稚園は風連幼稚園のみとなっておりますが、平成28年度から名寄幼稚園が新制度へ移行する予定となっております。今後は、順次新制度への移行が加速するものと想定しております。移行につきましては、各園の判断

を尊重しまして、必要に応じて相談に対応できる体制を整えており、また利用者に対しましてはひまわりらんどに配置しております子育てコンシェルジュを初め、こども未来課窓口での情報提供や本市ホームページを活用しての情報発信を引き続き行ってまいります。

本市における保育料の軽減対策についてですが、新制度施行に伴い保育料の階層判定において大きく変更された点につきましては、旧制度では主に保護者の所得税による算定を行っていましたが、新制度においては市町村民税の所得割額が算定の根拠となりました。市町村民税の確定時期が6月のため、保育料は9月分から翌年8月分までの判定となり、新制度移行後の平成27年度の状況では平成26年度市町村民税による4月から8月分の保育料と平成27年度市町村民税による9月から平成28年3月までの保育料となります。従来制度にはなかった年度途中での再算定作業や新制度による幼稚園児の算定作業など事務作業が格段と多くなってきておりますが、担当でございますこども未来課においてより丁寧な算定作業を行い、利用者へ御迷惑をかけないよう取り組まさせていただきます。

軽減対策につきましては、平成27年4月状況では階層判定根拠が所得税から市町村民税所得割額へ変更になったことに伴い、階層が上がって保育料が高くなった幼児数は31名、逆に下がって保育料が安くなった幼児数は60名となっております。保育料が高くなった世帯につきましては、国の施策でございます経過措置を適用し、保育料の据え置き措置を実施してきたところでございます。また、本市独自の軽減対策といたしまして、国が示している階層表をより細分化し、保護者の収入に応じてさらになだらかな階層表を設定しております。多子世帯軽減といたしましては、国の階層表が子供2人と夫婦の4人家族をモデル世帯として設定をしており、子供が3人以上の場合、階層が高目に設定される傾向がございました。こ

のことに伴い、新制度施行後でございますが、国は現在税の控除で廃止されております年少扶養控除を保育料算定時のみ適用し、仮計算を行う方式で階層判定をするための新たな階層表を提示いたしました。こちらは、平成27年4月時点で前年度から継続入所している子供のみが対象となっておりますので、最大5年間の経過措置でとどまっております。本市における多子世帯への軽減措置といたしましては、全ての世帯に対し子供3人以上の場合、人数分の年少扶養控除額を控除して再計算し、新たな階層表を利用せず、当初から示している階層表で判定をさせていただいております。この手法により、特に低所得者世帯の国が示した経過措置と比較しまして低い階層判定となる傾向が強く、より利用世帯に有利な判定結果となっております。現在国は平成28年度の保育料判定について新たな多子世帯軽減策やひとり親の軽減策案を示してきております。主に年収360万円以下の世帯が対象となる予定でございますが、詳細につきましては現在のところ未定でございますが、今後決定されましたら速やかに対応してまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 松島大学事務局長。

○市立大学事務局長（松島佳寿夫君） 私からは、大項目1点目の子ども・子育て支援についての小項目の3、認定こども園の職員要件、保育教諭対策についての大学としての取り組みについて申し上げます。

平成27年4月の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行によって、幼保連携型認定こども園への円滑な移行を進めるため、5年間は幼稚園教諭免許または保育士資格をもって保育教諭となることができるとする経過措置が設けられる一方、経過措置期間中の勤務経験を評価することにより、もう一方の免許、資格に必要な単位数を軽減する特例が設けられました。この特例制度

を利用するには、勤務実績等一定の条件を満たすことが必要ですが、幼稚園教諭が保育士資格を取得する場合は大学等の指定保育養成施設で、保育士有資格者が幼稚園教諭免許状を取得する場合は大学において、それぞれ必要な単位を修得することによって取得することができるものです。市立大学を初め、多くの大学、短大では両方の免許と資格の取得が可能とされていることから、これまでは具体的に取り組んでおりませんでした。平成31年度までの経過措置であることを踏まえ、今後現職者はもとより現場を離れている有資格者も視野に入れ、ニーズを調査し、その結果を踏まえ実施を検討してまいります。

次に、小項目の4、子ども・子育て支援に関する市立大学の役割について申し上げます。教員免許更新制は、教育職員免許法の改正により平成21年4月から導入された制度で、導入後に初めて授与された教員免許状に10年間の有効期間が付されたものです。有効期間を更新して免許状の有効性を維持するには、2年間で30時間以上の更新講習の受講修了が必要になっております。更新講習を開講するには、文部科学省の開講認定を得る必要があり、小中高校、幼稚園等の免許種類にかかわらず、全ての受講者が受講する必修領域と受講者が所有する免許状の種類等によって選択する領域、受講者が任意に受講する領域、合わせて30時間の構成になっております。道内では、北海道教育大学が札幌を中心に、そのほか教育大を設置している地域で必修、選択領域とも開講しているほか、複数の私学が共同で必修領域を開講し、また国立、私立ともそれぞれ選択領域を開講している実態にあります。既に本学は、文部科学省からの委託を受けた公益社団法人全国幼児教育研究協会等が開催する講習に教員を派遣し、道内の幼稚園教諭養成校と共同で更新講習に協力しております。本学の教員が参画した平成27年度の開講形態は、講師も受講者も集中しやすい札幌市で必修領域を行い、選択領域は道内の4地域、岩見

沢、室蘭、旭川、幕別での開催になりました。選択領域については、受講機会の増を目的に地元名寄での開催を関係機関に働きかけ、開催に向けて検討を進めてまいりますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 岡村病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（岡村弘重君） 私からは、大項目2、公共建設工事について、小項目1、院内保育所改築工事の延期に伴う影響についてお答えします。

市立総合病院の院内保育所改築工事につきましては、昨年9月に実施した入札が不調となり、その後来年度に工事を延期することとしたところであります。理由としましては、年度内に再入札を行った場合、工程の見直しによる冬期施工分の工事費増加など、事業収支への影響が避けられなくなること、また今回の工事は広く一般の市民が利用する施設などの公共工事とは異なり、事業所内保育所の改築工事であるため、院内職員へ説明や周知などを行った上で大きな影響はないと判断したことから、延期としたものであります。しかしながら、医師や看護職員などの医療スタッフ、特に看護職員の人材確保には欠かすことのできない施設でありますので、より安全で利用しやすい保育環境が整備できるよう来年度の速やかな工事着工に向け、関係部局と調整を行ってまいりたいと考えております。また、工事完了後にはできる限り早期に24時間保育が開始できるよう準備を進めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 私からは、大項目2の小項目2、公共工事の入札について及び小項目3のよい物づくりと公共建設工事についてお答えいたします。

初めに、小項目2、公共工事の入札について申し上げます。市の発注する工事は、設計内容を十

分精査し、予定価格については法令に定められた方法により積算の上決定し、入札方法や入札参加資格要件については工事の性格等に応じ適切な入札方法を入札等審議委員会において審議の上、決定しております。しかしながら、結果として入札が不調となった場合は、その影響を最小限にとめることが重要であり、地方自治法施行令に基づき適正に事務処理を進め、対応策を検討し、再度の入札を執行することとなります。

なお、入札不調を回避することが円滑な公共工事の発注においても重要であると認識しておりますことから、工事の発注に当たっては現場条件を考慮した上で適切かつ慎重に行うことが重要であり、今後も法令等を遵守した上で最善の努力と工夫を重ねてまいります。

次に、小項目3、よい物づくりと公共工事についてお答えします。公共工事の発注は、道路、上下水、建築物など多岐にわたりますが、利用する市民の立場に立って物づくりを行うことは議員の言われるとおりであります。施工中は市と施工業者の間で十分現場協議を行い、利用者を想定して改善すべき点については改善を行い、施工精度を上げて品質向上に努めているところです。

また、地域経済における公共工事の役割ですが、市の発注工事は日ごろからできる限り地元企業が参加できるよう心がけているところであり、ひいては地元労働者の雇用の場の安定確保につながり、地元経済には有益であると考えております。加えて議員御指摘のとおり、地元企業における人材育成等は企業活動の継続性を考えると当然必要なことであると認識しております。労働力確保のために市としても引き続き北海道や国に対して事業要望をするとともに、職業、教育訓練の一環として、各種技能講習会の受講料や資格取得等の一部支援を行うとともに、支援策の拡充について検討してまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 私からは、大項目の3、名寄市行財政改革について申し上げます。

組織機構の見直しにつきましては、新名寄市行財政改革推進計画の平成24年度から28年度までの後期計画の中におきまして、行財政改革推進実施本部や組織・機構検討部会などのほか、職場会議等における意見を踏まえながら、組織機構の見直し及び定員の適正化などを進めているところでございます。御質問のありました見直しの検討経過につきましては、当初平成21年度から26年度までに73人の削減目標に取り組み、69人の削減実績となりましたが、残り4人の削減につきましては国や道からの権限移譲や新たな事業に伴う業務の拡大などを鑑み、目標を2年間延長して取り組んでいるところでございます。しかしながら、この間の大量の定年退職やスリム化に伴う急激な世代交代の対応や複雑多様化する市民ニーズに応えるためには、適正な人員の確保が必要であるため、平成27年度当初では前年度に比べ対象部局で7人、総体では6人の増加となっております。平成27年度の取り組みにつきましても、最終案を現在調整中ではありますが、制度の改正に伴う業務量の増大や新たな機構の立ち上げなどに伴い、定数は若干ふえる見込みとなっております。

また、平成28年度以降における職員の適正化についてであります。平成28年度に平成29年度以降の新たな行財政改革推進計画を策定する予定でございますので、市民サービスと適正な職員定数のバランスを重視しながら、各職場からの意見や職場実態を十分に把握をし、将来を見据えた計画的な人材、人員確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、小項目の3、人材確保と人材育成について申し上げます。世代交代が進む中で、その熟練した知識とノウハウをしっかりと引き継ぐとともに、人材を確保、育成し、市民サービスを維持していくことが重要であると考えております。この

ため定年退職者には、再任用制度等による雇用の継続や活躍の場を提供してきているところであり、また同時に、優秀な人材の確保及び市内での雇用の場を確保する観点から、新規採用職員の確保にも努めているところですが、少子化による学生数の減少や景気回復による都市部需要の伸びなどから、学生の意向が都市部などに集中している傾向がございます。このため本市といたしましては、大学訪問やホームページ、フェイスブックのほか、大手就職情報サイトを利用して全国の学生へ情報発信を行っているところであり、また、採用試験につきましては、他の自治体より回数をふやして実施しているほか、民間企業などで培った知識と経験を活用する社会人枠を設けるなど、幅広い人材確保にも努めているところであり、

なお、採用後の人材育成につきましては、新名寄市人材育成基本方針に基づき、年6回の新採用職員研修や2年間で12回の初級職員研修の中で総合計画や財政、地方税など市役所全般の業務、知識についての研修のほか、その時折に合った各種研修も実施しているところでございます。さらに、北海道研修センターの各種研修に積極的に参加する取り組みや北海道や北海道経済産業局、地域活性化センターなど他の機関等への派遣研修を通じて、知識、経験に加えて幅のある人材育成にも取り組んでおります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 私からは、大項目4、農業振興について、小項目1、平成28年度農業振興重点策と効果についてお答えします。

昨年10月のTPP大筋合意を受け、国及び道から農業分野における影響について公表されており、現在それらを参考に名寄市における影響について調査研究しているところです。影響を受ける主なものにつきましては、小麦、てん菜、畜産分野においては関税等の引き下げによる国内販売価

格の下落により影響が出ることが想定されます。今後は、引き続き分析を行い、影響額等について算出してまいりたいと思いますので、御理解をいただきたいと思っております。

また、影響を抑制するための市としての対応といたしましては、経営の安定に向けた国の対策を求めていくとともに、生産性向上による収益性の強化や多様な担い手の育成及び販路の拡大に取り組むことが必要であると考えております。平成28年度における主な施策につきましては、1点目として農業・農村振興計画の策定に取り組み、従来の名寄市の農業のあり方や振興方針について定めてまいります。2点目として、人・農地プランを活用し、農地の流動化に向けて取り組みを進めてまいります。3点目として、TPP対策として国の事業を活用して生産性、収益性の向上やコストの低減に取り組みます。4点目として、農繁期における労働力不足が課題となっていることから、労働力確保に向けて調査研究に取り組んでまいりたいと思っております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 塩田議員。

○9番（塩田昌彦議員） それぞれ御答弁いただきましてありがとうございます。持ち時間の範囲内で再度質問させていただきます。

それでは、先にひまわりらんどについてお聞きをいたします。ひまわりらんどは、私も何回か現地へ行って見てきているのですが、本当に多くのお子さん、それから保護者の若いお母さんがもうそこに集まって和気あいあいと生活をしているといいませんか、非常に好ましい話だなというふうに思います。先ほど数字的に話をいただいたら、それまでのさくらんぼと比べると倍以上になっているということで、予想以上の利用というふうなことだと思います。その中で先ほども触れられていたのですが、この改修に伴う分として、吹き抜けというふうなことになっているものですから、冬場の利用、外からの外気の寒

さ、非常に寒いものがある、玄関あける、それから2階につながる階段のところ、そこから風が来るというふうなことで、ビニールで覆って対応しているという状況にはあります。それで防いでいるという状況ですけれども、今後においてはやはりちょっと見ばえといたしまししょうか、悪いことも含めて何らかの対策を講じなければならないのかなというふうに思っています。

それとあと、光を受けるといいたしまししょうか、ガラス窓というのが非常に多いのですけれども、空気の入れかえといたしまししょうか、これがなかなかできない状況にあるのかなというふうに思っています。防災のための高い位置に位置する窓が若干何度か開くという、そういうふうな状況、それと網戸がついていないということも含めて、夏場の防虫対策だとかいうふうなことを考えると、ちょっと不安な要素があるのかなというふうに思っています。先ほどもお話の中で、まだ冬場の経験しかないということもあって、夏場これから迎えますから、そういう意味でいうとトータルで、1年サイクルでいろんなことが見えてくるのかなというふうに思いますので、それらに伴う対策について何かありましたらお答えいただきたいなというふうに思いますし、それから私自身わからなかったのですけれども、表の部分、広場のほう、生芝が植わっていて、夏場晴れた日はそこで遊べると。遊具も配置をするというふうなことですから、非常にいい環境のもとに行われている部分だなというふうに思います。

その中でもう一つ気になるのは、今現在小さなお子さんからある程度大きなお子さんまで利用しているということで、年齢が違くと動きが全然違うのです。したがって、年齢の高い子たちの動きで、小さい子供がぶつかったところは見えていませんけれども、そういうことも何か考えられるのかなというふうに思うことも含めて、今別なところで、毎回ではないけれども、これはどこかで大きな子供たちを見ることにしているというふうなこ

とですし、今現在たしか4人の教員の方、臨職も含めていらっしゃると思うのですけれども、そういうふうなことをあそこの位置だけでなくで別なところも利用する、そして夏場の表の部分についてもやはり事故があったら困るから、必ず配置をしなければならないということになると、果たしてこの4名で大丈夫なのかなという危惧をしています。そこら辺についてお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 馬場こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（馬場義人君） まず、冬場の利用、外気の関係でございますが、これにつきましてはボイラー、温水ボイラーを使用しているということで、急激に暖まるということができなくて、寒冷のときに若干温度が上がりづらいということで、先ほど申し上げさせていただきましたが、補助暖房を使うとか、あと議員御指摘のとおり吹き抜けになっているということで、どうしても暖気が2階のほうに上がってしまうという関係上、ちょっと今回臨時的にビニールを張らせていただいたという状況でございます。この後夏を迎えるに当たりまして、御指摘のとおり先ほども申し上げましたが、乳児室のほうはエアコンをつけて、引き違いの戸をつけさせていただいておりますので、一定の温度を確保できるというふうに思っておりますし、あとプレールームのほうも一応防災の窓はついているという状況なのですが、直射日光が入りづらいように少し奥まった、へこんだような形の窓になっておりまして、ちょうど私も経験させていただいている中では、親子お出かけバスツアーで使わせていただいております旧風連日進保育所が同様な形になっておりまして、比較的涼しいというか、いい環境の中で使わせていただいておりますが、ただ人数が大変多うございまして、そこら辺のところ十分ふだんから注意深く状況把握に努めながら、対応を検討してまいりたいというふうに考えているところでご

ございます。また、夏の防虫対策につきましてもそのような形で対応というか、状況を確認をさせていただければというふうに思っております。

また、先ほど御心配いただきました小さなお子様から、あと午後やるようになったということで、幼稚園帰りのお子様もいらっしゃるということで、従来午前中しかやっていなかったという関係で、今まで余りいらっしゃっていなかった比較的大きなお子様が昼からお見えになるという状況になっておりますが、今ほども申しあげましたように乳児室、比較的小さいお子様が利用するお部屋がございまして、小さいお子様が遊ぶところは別建てにはさせていただいているところでございます。ただ、従来市民文化センターのほうで臨時的に利用させていただいたときに車遊びの日というのを、使わせていただいて、車を使って遊ぶというような日を設けさせていただいていたのが、それがあそこの場所ではちょっといろんな方がまじるといようなことでできづらいついたこともございまして、たしか12月だったかというふうに記憶しているのですけれども、月に何回か車遊びの日というのを設けまして、車遊びのしたいお子様はそちらの文化センターのほうにそういう日を設定させていただいて、両方で使えるといような形をとらせていただいているところでございます。ただ、議員からお話あったように、この後夏になりますと所庭といいますか、庭のほうを御用意させていただきましたので、そちらのほうで遊ぶ機会というところも出てまいるというふうに思います。そうなってくると、若干職員の目というのも今よりも必要になってくる部分もあるかというふうに思いますので、新年度の事業を現場の職員とも勘案しながら、必要な人員体制については十分検討してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 塩田議員。

○9番（塩田昌彦議員） よろしくお願ひします。

それで、この新制度に伴う保育所なり幼稚園の

関係でありますけれども、昨日の代表者質問の中の熊谷議員からの質問でもありました。軽減対策ということで、国の階層をより細分化して軽減を図っているというふうなお話をいただきました。非常に好ましい話だなというふうに思っています。

それとあと、この認定が非常に複雑になったなという印象があります。所得税ですと4月の段階で1回で済むものが全部とは言わないですけれども、4月に新しく入られる方、それから8月までに入られてこられる方、これらの方々については認定を2回行わなければならないということのかなというふうに思うのです。そんなこともあって、非常に多岐にわたって業務大変だなというふうに思っています。

それとあと、年少扶養控除が21年度で廃止をされて、22年からなくなったと。国の中でも4人世帯から3人の子供対策として年少の部分も加味して認定行為を行うというふうなことで御答弁いただいたかなと、ちょっと認識違ったかもしれませんが、いずれにしても、名寄市は年少扶養控除というのはなくなりましたけれども、その後については同じように受けとめて、軽減対策として図っていたのかどうなのか、その辺についてお知らせ願ひしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 馬場こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（馬場義人君） 今議員からお話ございましたように、当市の対応といたしましては、国のほうでは継続入所をされている方々につきまして、経過措置として年少扶養控除を適用するといような形をとらせていただいているところなのですけれども、当市の対応といたしましては継続入所のみならず全世界の方を対象として、子供2人と夫婦4人のモデルでつくられた当初からの階層表を活用して、子供3人以上いる世帯につきましては3人目からの人数に応じて年少扶養控除相当額を控除して計算をするという方式をとらせていただいているところでござ

ございますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 塩田議員。

○9番（塩田昌彦議員） 今後ともといいますか、財政負担にはなるのかもしれませんが、そういう子供、これからの人口減少の対応としても、やはり軽減対策というのはとれる範囲内とっていくべきだなというふうに思っていますので、その辺よろしくお聞きしたいと思います。

続きまして、大学のほうにお聞きをしたいのですが、保育教諭にかかわる部分として私質問させていただいたのは、一昨年風連を除く名寄市内の4幼稚園の実際働いていらっしゃる職員の方々にアンケートでちょっと内容を聞かせてもらったのです。これ4大化に伴う部分として一括して独自の調査をさせてもらったのですけれども、その中で実際に46名の方から御回答いただきました。うち8名が片方しか持っていないのです。ということは、幼稚園教諭だけで保育資格持っていない。その逆もあります。ということで、やはり先ほどの馬場室長のほうからもあったように、28年4月から1園がこの新制度に移行すると。たしか29年4月からは幼稚園型の認定こども園に移行されるというふうなことになるようですので、そうしますとやはりこういう資格をしっかりと、今の卒業生は両方持っているのですけれども、過去には片方しか、幼稚園しか持てなかったというときもありますし、現実そういう実態もありますので、それらに対する対策として、これはたくさんいるわけではないとは思いますが、そういう意味でいうとニーズを把握をしてというふうなことになろうかと思うのですけれども、この部分については文科省のほうといいましようか、認定だからこの部分は文科ではないのかな。何せ文科省、それから厚労省と、それから内閣府という3本立ての対策ですから、その中で必要とする部分はあるというふうに思っています、これらについてもう一度この対応をお聞きしたいと思います。

す。

○議長（黒井 徹議員） 松島大学事務局長。

○市立大学事務局長（松島佳寿夫君） 片方の免許しか持っていない方の一方を取得するという件につきましては、隣のまちからもちょうどコミュニティケアセンターができるということで、その新聞記事が載った次の日にやってほしいというような御意見もいただいております。先ほど申し上げましたように、まず市内はもとより周辺も含めてニーズ調査をさせていただいて、その中で学内としてできるだけ早くやりたいと思っておりますし、このことは本学が目指しているいわゆるリカレント教育というものにもかかわってきますので、その部分は総合戦略の中でもうたっておりますので、しっかりとニーズを調査して実施に向けて検討してまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 塩田議員。

○9番（塩田昌彦議員） もう一つ、実際に私もこれ調べてみて初めてわかったのですけれども、幼稚園といいますか、教諭免許10年というふうなことで、更新をするためには更新時講習を受けなければならない。その部分でいうと、先ほど一定の要件というのはこれあるのでしょうかけれども……これは一定要件はないか。30時間の更新時講習、これは1つとしては教育の最新事情に関する事項ということで12時間以上、それから教科指導、生徒指導、その他教育の充実に関する事項18時間以上ということで、合わせて30時間というふうなネットで調べたら載っていたのですけれども、それだけの講習を受けなければ更新していけないというふうなことで、実際に市長もよく言っていたらっしゃいます市内にしっかりと残っていただくということも含めて、名寄大学としてそういう講習を受講できるような大学になっていただきたいというふうな願いというのは、これはもう多いと思うのです。したがって、先ほどの部分でいうと32年から変更になって31年までの部分としてやっていくということもありますが、こ

これはこの部分についてはいち早くというふうな部分で、実際に文科省のほうに申請をして、そして認可を受けて、それができる学校にならなければならないという部分はあると思います。いろんなことがあるのかなというふうに思いますが、これは卒業生も結構いらっしゃるし、必要とする方がたくさんいらっしゃいますので、何とかこの部分についても早くに申請をしていただいて、そして認定校となって、そしてやはり必要とする方、実際に旭川、札幌に出向くということで、この時間受講するということになると思うと何泊何日かというふうな部分で旅費等も含めて、宿泊も含めて結構負担になる部分でもありますから、それらについてはお願いをしたいと思いますが、その辺もう一度お願いします。

○議長（黒井 徹議員） 松島大学事務局長。

○市立大学事務局長（松島佳寿夫君） 先ほど申しましたように、全部で30時間ということで、必修領域なんかも含めて自分の選べるということで、どうしても札幌に集中するというのは開講科目からいってもちょっとある意味やむを得ない部分があるのですけれども、その選択領域の中には本学の児童学科の教員が何名か既に旭川なり札幌に講師として行っている実態にあります。御指摘のありました地元でいわゆる選択領域をやれないかということにつきましては、3カ月前までに文部科学省のほうに届け出を終えて認可を得るという必要がありますので、それも含めて新しく社会保育学科も立ち上がりますので、新年度に先生方含めて学内でしっかり検討してまいりたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 塩田議員。

○9番（塩田昌彦議員） ぜひよろしく申し上げます。

それで、公共工事の関係について、先ほど病院の事務部長からお話をいただきまして、院内でもそういうふうなことで話をして、影響というものはなかったというふうなことで理解をいたしまし

た。ただ、設置をするという、改築をするという目的を考えると、やはり一日でも早い開設が望まれる部分なのかなというふうに思いますので、一日でも早い工事の着工に向けて関係機関と調整を図っていただきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

それから、この公共工事の関係について、物づくりという部分について非常にありがたいお話をいただきました。よろしくお願ひしたいと思ひます。

その中で1つ、やはり残念なことが1つはあったというふうなことで、それについて国交省のほうから指針という形で、これは26年1月24日にこの取り扱いの関係で指針が出ています。それから、26年10月22日、そしてことしの1月22日とまた同じように指針も出されているというふうなことで、やはりこの部分についてはいろんな、それに至る部分としては、ずれるといいましようか、要件があるのかなというふうに思ひますけれども、この部分についてしっかり、私は国がこういう指針を出すということはそういう原因がいろんなところで見られるのだというふうなことだというふうに認識をしておりまして、それらも含めて国が出している指針の受けとめといいましようか、その部分でお伺ひをしたいと思ひます。

○議長（黒井 徹議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） 入札の関係ですけれども、先ほど御答弁でもありましたが、実際の入札執行事務におきましては入札等審議会というところで諮っております。お尋ねのそれぞれの指針でありますけれども、包括的にまとめた指針が資料として出されておきまして、平成27年1月30日付発注関係事務の運用に関する指針というのがあります。今議員おっしゃったそれぞれのものが包括的にまとまって、我々地方公共団体の責務についてまとめているものがありまして、その中に例えば入札の円滑な執行はもとより、技術者の確保、あるいは工期も平準化してできるだけスムー

ズに進むようなということでありまして、これにつきまして27年度の第1回目の入札等審議委員会の資料として活用させていただきまして、これをもとに円滑な執行ということで一回整理をさせていただいています。ただ、入札におきましてはいろいろ相手もありますので、うまくいかないこともありますけれども、この指針に基づきまして名寄市におきましても十分な形でできるようにと鋭意努力している次第でありますので、よろしくお願ひします。

○議長（黒井 徹議員） 塩田議員。

○9番（塩田昌彦議員） いろいろあろうかと思ひますけれども、よろしくお願ひをしたいと思います。

それでは、時間がだんだん押してきまして、行革といいましょうか、適正な人員の配置というふうな部分であります。これ先ほどのお話の中でも実際になかなかそこに至らなかった。だけれども、前に第3回の定例会のときにお話もいただいたのですけれども、これはやっぱり努力目標というのはいさしかり持たないとだめなのだというふうなことで、私も理解をしています。ただ、削減をすればいいというわけではなく、いろいろと多岐にわたる業務がありますから、それに伴ってしっかりと職場討議も行う中で、先ほど言われていました行財政改革推進のための計画策定ということで、29年度以降の部分これから策定に向けて協議をなされるということでありまして、実際に合併算定がえに伴って地方交付税が減額をするというふうなこともありますし、いろんな要素がその中では考えていかなければならない部分だと思ひますけれども、それをしっかりと受けとめていただきたいというふうに思ひますが、その中で私もやはり市民サービスというものはしっかりとしなければいけないというふうに思ひていまして、職員の削減だけれども、削減なかなかうまくいかないという部分になると、ふえるということは当然職員費がかさむというふうなことになりますし、いろんな

部分であると思ひますけれども、それらを含めて何か御答弁いただければ。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 組織機構の特に人員のところについては、この間も適正な配置ということで進めさせていただいているということでありまして、この適正というのは、ある意味では両面ありまして、1つは効率化の視点から見るとというのが当然あると思ひます。もう一方では、市民から求められる行政サービスを適正に行っていくという面がありますので、そういった意味では職員の拡充ということも当然あると思ひます。めりと張りがあると思ひますけれども、それらをつけながら、全体としては適正な配置をしていきたいと思ひています。そして、この適正な配置をする上での必要な条件というのがやはりその職場で働いている人たちの声ということもあると思ひますので、議員が言われるように職場の声もしっかりと聞きながら、今後も適正配置、さらには29年度以降の新しい計画の策定もありますので、この策定に当たっても職員の意見等を踏まえた上で策定してまいりたいと思ひておりますので、御理解をいただければと思ひます。

○議長（黒井 徹議員） 塩田議員。

○9番（塩田昌彦議員） それでは最後に、農業の関係について再質問させていただきます。

26年度に、これは出し手の意向調査、そして27年度には受け手の意向調査が終了したと思うのですけれども、逆かちょっとわからないですけれども、この調査を受けて、今後に向けてどんなお考え、農地の流動というふうなこと、これからは出てくる部分だと思ひますけれども、それらについてお答えをいただきたいと思ひます。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） それぞれ人・農地プランなど検討を進めてございましてけれども、農地の流動化という部分では近年好調に推移をしておりますけれども、流動するものとやっぱり少し考え

る農地というのが出てきていまして、それは大きな課題になりつつあるかなというふうに思っています。現在でも不作付の予備的な部分で、地域の方々が管理していただいている土地も相当あるというふうに認識しておりますので、今後それらの運営については進めていく上では少し丁寧な議論というか、そういったことが必要なのではないかなというふうに認識しております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 塩田議員。

○9番（塩田昌彦議員） やはり農業をする上において土地は大事なものでありますから、そこら辺のところをしっかりと調査結果を受けて、今後の取り組みをしていただきたいなと思います。

それから、TPPについては代表質問や何かでもお話もありました。この中で、経営安定対策の中で既存の政策の見直しだとか、改善だとか図るような動きというか、そこら辺があるのかないかというのと、それともう一つ、これは答弁要りませんけれども、お願いとしては、しっかりとしたやはり今後10年を見据えた中での農業・農村振興計画、これは今年度策定をするというふうなことでありますから、しっかり議論をして、そしていいものをつくっていただきたいと思いますが、政策の部分についてももしかありましたらお答えいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 経営所得安定対策の関係では、今現在として国から今の事業を変更するとかという考え方は示されてございませんけれども、今後TPP対策が進めば、当然総体的な経営所得安定対策の事業がつけられる可能性もございますので、いずれにしても28年度に一定の方向性が出るものと感じております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 以上で塩田昌彦議員の質問を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 4時01分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹

署名議員 山 崎 真由美

署名議員 東 千 春

平成28年第1回名寄市議会定例会会議録
開議 平成28年3月15日（火曜日）午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

書 記 開 発 恵 美
書 記 佐 藤 潤

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

1. 説明員

市 長 加 藤 剛 士 君
副 市 長 橋 本 正 道 君
副 市 長 久 保 和 幸 君
教 育 長 小 野 浩 一 君
総 務 部 長 白 田 進 君
市 民 部 長 三 島 裕 二 君
健康福祉部長 田 邊 俊 昭 君
経 済 部 長 川 田 弘 志 君
建設水道部長 中 村 勝 己 君
教 育 部 長 小 川 勇 人 君
市立総合病院 岡 村 弘 重 君
事務部長
市立大局学長 松 島 佳 寿 夫 君
こども・高齢者 馬 場 義 人 君
支援室長
営業戦略室長 水 間 剛 君
上下水道室長 天 野 信 二 君
会計室長 常 本 史 之 君
監 査 委 員 上 田 盛 一 君

1. 出席議員（18名）

議 長 17番 黒 井 徹 議員
副議長 14番 佐 藤 靖 議員
1番 浜 田 康 子 議員
2番 山 崎 真 由 美 議員
3番 野 田 三 樹 也 議員
4番 東 川 孝 義 議員
5番 川 村 幸 栄 議員
6番 奥 村 英 俊 議員
7番 高 野 美 枝 子 議員
8番 佐 久 間 誠 議員
9番 塩 田 昌 彦 議員
10番 川 口 京 二 議員
11番 山 田 典 幸 議員
12番 大 石 健 二 議員
13番 熊 谷 吉 正 議員
15番 高 橋 伸 典 議員
16番 佐 々 木 寿 議員
18番 東 千 春 議員

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事 務 局 長 益 塚 敏
書 記 久 保 敏

○議長（黒井 徹議員） ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

3番 野田 三樹也 議員

9番 塩田 昌彦 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

安心、安全な子育て環境充実について外2件を、山崎真由美議員。

○2番（山崎真由美議員） おはようございます。議長の御指名を受けましたので、通告順に従い順次質問をさせていただきます。

北海道では、全国を上回る速さで少子化が進み、平成26年の合計特殊出生率は1.27と全国で下から3番目となっています。名寄市においては、まち・ひと・しごと創生人口ビジョンで示された直近の値が1.52と北海道平均及び全国水準からすると比較的高い状況にあると報告されています。いまだ目標値にはありませんが、この状況をよさと捉え、産んでよかった、育ててよかったをさらに実感できる名寄市とするために、大項目1、安心、安全な子育て環境充実についてお伺いいたします。

最初に、小項目1、児童クラブの有効活用についてであります。名寄市児童クラブ条例で設置されている南児童クラブ及び風連児童クラブの利用児童数と指導員数の状況についてお聞きいたします。また、南児童クラブでは、新たな専用施設での運用となることや名寄東小学校区内での児童クラブが平成28年度中に開設される予定であるこ

とから、利用状況の改善が大きく期待されます。開館時間については現状枠の拡大を望む声強いことも含め、管理者として運営についての見解をお聞きいたします。

次に、小項目2、こども発達支援センター、通称こどもらんど及び地域子育て支援センター、愛称ひまわりらんどの有効活用について、利用者数と利用状況、指導員、相談員等スタッフの状況、名寄市立大学と市内関係機関との連携についてお聞きいたします。

続いて、小項目3、公共施設における安全環境の充実についてお聞きいたします。ふうれん地域交流センターの避難器具については、現在緩降機が設置されていますが、実際の避難訓練においても不安を訴える声が上がっています。昨年第2回定例会でも質問いたしましたが、一層の安全環境に配慮した今後の対応について再度お伺いいたします。

また、風連B&G海洋センター及び改善センターの水回りについてですが、これらの施設はスポーツによる青少年育成に欠かすことのできない施設として有効活用されています。しかし、プールに設置されているシャワーは水温調整が難しい状況にあるばかりか、改善センターの水道水は屋内にあるにもかかわらず、水温が非常に低く、冬期間は石けん液での手洗いができないほどの状態にあります。また、各地域の公園に設置されている遊具は点検整備により安全性が確保されていると思いますが、中には撤去されたまま新たに設置されない状況もあります。これら公共施設に対する安全を担保した上での環境充実にかかわる計画についてお聞きいたします。

次に、大項目2、台湾交流における今後の可能性についてであります。中学生の親善野球大会参加や名寄産業高校酪農科学科生徒による農業研修、また台湾からの教育旅行受け入れなど、去年は台湾交流が一層進んだ1年であったと思うところであります。

そこで、小項目1、これまでの成果と課題についての見解をお聞きいたします。

小項目2は、地域経済への影響についてであります。人や物が動くことにより、地域経済にどのような影響が生じているのか、農業を中心にした基幹産業への影響についてもその状況をお伺いいたします。

次に、小項目3、今後の展望についてであります。名寄市は、国の内外に友好都市及び姉妹都市があり、そのいずれの都市とも良好な関係を構築してきています。さらに、台湾交流を通し市民の国際感覚が刺激され、さまざまな面において生活に潤いがもたらされることを期待するものですが、市民が台湾交流をより身近に感じることができるような取り組みとして、名寄市を訪れる台湾教育旅行団の受け入れ態勢についての見解をお聞きいたします。

最後に、大項目3、スポーツ交流事業とスポーツ振興についてであります。平成28年度教育行政執行方針の中にも生涯スポーツの振興として期待される多くの指針が示されました。また、冬季スポーツのシーズンの終盤に当たり今期を振り返ると、全国中学校スキー大会ノルディック競技大会やユースオリンピック冬季競技大会のカーリング競技、混合ダブルスにおける快挙など、名寄市で生まれ育った中学生、高校生の活躍に大きな感動をいただきました。

そこで、小項目1、冬季スポーツを中心とした各種大会及び合宿誘致におけるスポーツ振興の効果について、課題も含め改めてお聞きいたします。

次に、小項目2、ホストタウン構想についてであります。1次登録決定については新聞報道もなされましたが、台湾を相手国とする1次登録の自治体は名寄市のほかにも土別市、静岡県掛川市と複数あること、また東京オリンピック、パラリンピック競技大会は夏の種目であることなどを考慮し、現時点での名寄市の計画概要についてお伺いいたします。

最後に、小項目3、市民皆スポーツを目指した取り組みについてであります。スポーツが生活にもたらす意義は人さまざまですが、健康年齢の伸びにつながるスポーツ振興は個人にとっても社会にとっても極めて重要であることから、施策の具現化を推進する上で指導者や地域リーダーの育成に対する取り組みの計画についてお聞きいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） おはようございます。

ただいま山崎議員からは、大項目で3点にわたり御質問をいただきました。大項目1の小項目1及び3、大項目3については私のほうから、大項目1の小項目2についてはこども・高齢者支援室長から、大項目2については営業戦略室長からの答弁となりますので、よろしく願いいたします。

大項目1、安心、安全な子育て環境充実について、小項目1、児童クラブの有効活用についてお答えいたします。現在本市における公設の児童クラブは、南児童クラブと風連児童クラブの2カ所で運営しており、保護者は就労等による昼間家庭にいない児童に対し遊びや生活の場として安全な居場所を提供し、子供の健全な育成を図るとともに、保護者の仕事と子育ての両立を支援しているところであります。南児童クラブは、3月1日現在の登録児童数は81名で、低学年と高学年の2クラスに分けて活動しております。合同行事等では、遊びや体験活動を実施し、学年を超えた交流を図り、健全育成に努めております。風連児童クラブは、3月1日現在の登録児童数は37名となっており、隣接する風連児童会館を有効活用し、児童会館に来館する児童とともに活動できるような行事なども行っております。

児童クラブの開館時間については、名寄市児童クラブ条例で定めており、平日は小学校の下校時から午後6時30分まで、土曜日や夏休み、冬休みなど小学校の休業日は午前8時30分から午後

6時30分となっております。しかし、近年保護者の就労体系の多様化などにより、朝児童より先に勤務先に出向く家庭もふえてきており、小学校の休業日における児童クラブの開館時間を早い時間に変更してほしい旨、保護者会等で意見が出されております。開所時間を延長する場合においては、放課後児童支援員の基準がクラスごとに2名以上の配置となっていることから、勤務時間の延長に伴い支援員の増員が必要となります。また、開所に係る施設管理経費も増加するなどから、開所時間の延長に伴い保護者から徴収している使用料の増額も考慮しなければなりません。今後児童クラブを利用している家庭を対象に希望する利用時間帯等のアンケート調査を実施し、利用者のニーズを把握した上で開設時間の変更を検討していきたいと考えております。

次に、児童クラブ職員の配置状況ですが、保育士や学校教諭の有資格者など、専門的知識を有する職員を配置し、南児童クラブでは非常勤職員6名と臨時職員3名の9名体制、風連児童クラブは連携した活動を行っている風連児童会館と合わせて嘱託職員6名によりシフト制で勤務しております。児童が活動している時間帯は、その日の活動内容に合わせて南児童クラブでは5名から6名、風連児童クラブでは4名から5名が勤務し、児童の安全対策やさまざまな体験ができる活動などを行っております。また、放課後児童健全育成事業の実施に当たっては、平成27年度から新たな資格となる放課後児童支援員の有資格者の配置が必要となったため、資格取得のための研修会を順次受講することとなります。今後においてもさまざまな研修の機会を確保し、職員の必要な知識や技能の習得など質の向上に努めながら、児童にとって安心で安全な居場所となるよう職員体制の充実に努めてまいります。

次に、小項目3、公共施設における安全環境の充実についてお答えいたします。ふうれん地域交流センターの災害等における避難につきましては、

建物の3階と4階に消防法の基準に基づき避難器具、緩降機を設置しております。議員御指摘のとおり、3階と4階に設置しております避難器具は高所からの避難となり、危険性を伴いますが、緊急避難時の最終手段としての避難器具であり、避難訓練時には避難器具の使用方や安全確保などの確認を行い、使用する事態が発生した場合には消防からの指示も受けながら避難作業を行ってまいります。2階には大人数で利用できる大ホールがありますので、直接外へ避難できる非常階段も設置しております。4階までの移動につきましては、定員13名のエレベーターと建物の北側と南側に防火ドアが整備された2系統の階段が設置されております。災害等の非常時にはエレベーターは使用できませんが、火災などの発生場所を見きわめながら安全を確保できる階段を使用しての避難が基本となります。また、災害の状況や避難のおくれなどにより階段を使用しての避難ができなくなり、3階または4階に取り残された場合においては、消防などの救助を待つとともに、人命を守るということから、先ほど述べたとおり最終手段として避難器具の緩降機を使用することとなります。

なお、施設を管理しています指定管理者では、火災等を想定して利用者の安全誘導や避難経路の確保など避難訓練を年2回実施し、万が一の災害に備えているところであります。

次に、風連B&G海洋センタープールにつきましては、平成元年に竣工し、平成10年に加温設備が整備されております。水回りにつきましては、貯水タンク式で送水ポンプにより水を送り出すシステムとなっており、水の使用量により水圧が一定していない状況にありました。しかし、送水ポンプの調整により水圧、水量の調整が可能ということですので、調整と定期的な点検に努めながら、利用者が快適に利用できるよう努めてまいります。温水の使用につきましては、ボイラー本体の設定温度を熱傷を負わない温度に設定して

おります。また、配管の関係でシャワーの使い初めに冷たい水が出ることは御理解いただきたいと存じますが、循環式のボイラーとなっておりますので、少しの時間で温水が出るようになります。利用者には、その旨掲示物等でお知らせをするようにしてまいります。

風連農村環境改善センターの水回りにつきましては、事務所横の炊事場に貯湯式のガス湯沸かし器を設置してありましたが、経年劣化により瞬間ガス湯沸かし器に変更した経緯がありますが、使用頻度が少なかったことから、現在はLPガスの契約を取りやめて湯沸かし器を使用していない状況にあります。今後におきましては、教育委員会が所管しています施設間で給湯設備を流用し、給湯できるように整備し、施設利用者の利便性を高めてまいりたいと考えておりますので、御理解願います。

次に、公園遊具ですが、公園管理者としての遊具点検につきましては例年遊具の利用が始まる春に一斉点検を行い、それ以降は指定管理を委託している公園については指定管理者が行い、街区公園については高齢者事業団への委託により週1回、シーズン累計30回程度の点検を行い、ふぐあいや要修繕箇所は随時報告を受け、対応しているところであります。また、公営住宅団地内の児童遊園等は、春の一斉点検後については地域の皆さんからの情報提供により随時点検を行っております。ふぐあい確認された公園遊具については、その都度修繕や補修にて維持、延命を図っているところですが、著しい劣化によりこれ以上の使用が危険だと判断した場合は、速やかに撤去をしているところであります。撤去後の遊具の設置につきましては、国の事業を活用して計画的に更新を行っているところですが、交付金の対象となる都市計画の決定がされた公園から優先的に更新を進めているため、それ以外の児童遊園と呼ばれている公園的機能を持つ緑地や広場については補助金制度がないことから、遊具の更新が進んでいな

い状況となっております。

次に、大項目3、スポーツ交流事業とスポーツ振興について、小項目1、冬季スポーツを中心とした各種大会及び合宿誘致におけるスポーツ振興の効果についてお答えいたします。冬季スポーツにつきましては、スキー競技ではノルディック種目を中心に合宿及び各種大会が開催されてきております。スキーにつきましては、例年12月に開催していますジャンプ大会のほかに日本一を決める第94回全日本選手権大会ノルディックコンバインド大会が開催され、ワールドカップ参戦中の選手も含め88名の参加で行われました。2月2日から5日にかけては、第53回全国中学校スキー大会が開催され、各種目に延べ833名の参加がありました。その大会に向けて新潟県、岩手県の選手約20名による夏季合宿も行われ、例年開催されていますクロスカントリー大会の中学生の部においては例年より30名ほど多い参加があったことは、全国中学校スキー大会に向けてコースの下見とあわせ本番を想定した練習を兼ねての参加であり、全国大会開催の効果だと認識をしているところであります。また、北海道代表のクロスカントリー選手、監督、コーチを含め40名による事前合宿も行われ、地元の名寄東中学校からも参加をしてきております。さらに、参加する選手団によっては開会式の4日前に本市に入り、大会期間を含めて1週間以上滞在する選手団がいるなど、全国規模の大会開催は交流人口の拡大に大きく寄与するものと考えております。また、次年度から開催が予定されていますJOCジュニアオリンピックカップにつきましては、中学生、高校生が対象の大会となり、延べ約800名以上のコーチ、監督を含めた参加者の大会となりますので、全国大会の開催による効果はさらに大きなものと期待をしております。

次に、カーリング競技では、1月9日から11日までの北海道ジュニア選手、コーチを含め約60名による名寄合宿がサンピラーパークで行われ、

コーチには北海道銀行の船山選手、L S北見の本橋選手も参加をいただき、トップ選手から直接指導を受けることができました。また、去る2月12日から21日までノルウェーのリレハンメルで開催されましたユースオリンピックには、名寄の合宿に参加をした名寄高校の生徒2名が日本代表として参加し、スイスの選手と組んだ松澤選手が混合ダブルスで見事金メダルを獲得し、カナダの選手と組んだ佐々木選手が4位入賞と健闘し、先日報告を受けたところであります。今後においても各種大会を開催するに当たり、今回の全国中学校スキー大会やジュニアオリンピックカップのように参加選手の多い大会につきましては地元での宿泊先の確保という課題がありますが、近隣市町村と連携し、持続的に開催していけるよう取り組んでまいります。

また、全国から集まってくる選手や合宿者等に対する応援や歓迎の体制、市民への情報提供など十分な対応ができていなかったことにつきましては、総合戦略を推進していく中で官民一体となった組織づくりを行いながら、市民や関係者への情報提供、名寄市市民全体で歓迎する体制などを構築していくよう努めてまいります。

次に、小項目2、ホストタウン構想についてですが、交流する相手国、地域を台湾として申請し、今回登録されたところであります。申請の概要といたしましては、台湾のオリンピック、パラリンピック選手の事前合宿の受け入れや市民との交流を初め、スポーツ交流だけではなく、文化交流も行い、台湾との交流に対する市民の理解を含め、市民とともに促進を図り、東京オリンピック、パラリンピック大会を機により一層台湾との交流事業を推進していこうとするものであります。現在ホストタウン構想の実施に向けて事業の具体化に向けての協議や関連する各団体との連絡をとり合っているところであります。

次に、地域連携ですが、土別におきましても台湾を交流相手国地域としてホストタウン構想へ登

録され、スポーツ交流についてはウエトリフティングの事前合宿の受け入れを行うこととしております。本市におきましては、特に競技を特定することなく、可能な限り全ての事前合宿を行うこととして登録されております。スポーツ施設や文化施設などを活用し、互いの特徴を生かすような形での連携を行ってまいりたいと考えております。

次に、小項目3、市民皆スポーツを目指した取り組みについてお答えします。健康年齢の延びにつながるスポーツとしては、名寄市体育協会が加盟競技団体に依頼し、スポーツ教室を実施しております。また、スポーツセンターの利用者等の要望を受けて軽スポーツ、健康教室等を名寄市体育協会も実施しており、風連スポーツクラブ「ポポ」においても多世代にわたる各種教室を実施しているところであります。さらに、スポーツ推進員によります軽スポーツ出前講座につきましては、学校行事や町内会行事など幅広い世代に随時指導者を派遣し、キンボールやフロアカーリングなどを実施しているところであります。今後においては、新たに手軽なウォーキング等の実施についても行ってまいりたいと考えております。

スポーツ振興施策の推進に係る指導者や地域のリーダーの育成についてですが、少年団活動に関しては平成27年第3回定例会でもお答えをしておりますが、平成26年度、27年度において指導者の資格取得のための助成を行ってきております。また、指導者の資質向上のために講演会への参加費用に対する助成制度も設けてあります。今後におきましても生涯スポーツ振興のために生涯学習リーダーバンク制度の周知を図り、地域の中での人材の発掘をしていくとともに、スポーツ推進員と連携を図りながら、地域リーダーの育成も引き続き行ってまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 馬場こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（馬場義人君） 私か

らは、大項目1、安心、安全な子育て環境の充実について、小項目2、こども発達支援センター等の有効活用について申し上げます。

こども発達支援センターの運営と利用状況についてですが、本センターは療育指導の実施により給付される児童発達支援給付費及び本市、下川町、美深町、中川町、音威子府村の負担金などにより運営しているところでございます。事業といたしましては、児童福祉法による障害児相談支援と児童発達支援を実施しております。障害児相談支援では、保護者の依頼により効果的な支援となるよう個別に支援計画を作成しております。この計画をもとに療育を実施する事業所へつなげることとなりますが、本市におきましては民間事業所2カ所とこども発達支援センターの合計3カ所からの選択となります。各施設の説明をさせていただいた後、保護者が利用施設を選択し、作成した計画をもとに各事業所が支援を行うこととなります。利用については、複数の施設利用も可能となっております。

こども発達支援センターの児童発達支援を活用するお子さんは、本年3月1日現在で60人となっており、うち本市の住民は49人となっております。本センターでは、市内事業所で唯一の母子通園型となっており、保護者と一緒にお子さんが来所し、療育を行うことで、日ごろ保護者がお子さんとのような接し方をすればよいのかを含めて担当指導員が療育に当たっております。

職員配置につきましては、所長1名、相談支援専門員2名、児童発達支援管理責任者1名、指導員6名となっており、開設時間につきましては午前8時45分から午後5時30分で、開館日は平日開館となっております。事業所としては、1日定員10人の認可を受けており、療育は1こま90分で実施をさせていただいております。指導員は、健診や幼児教育、保育施設にも出向させていただき、成長が気になるお子さんの状況確認や保護者の相談にも対応させていただいているところ

でございます。また、5市町村により運営していることから、構成町村の健診等にも訪問をさせていただいております。

また、名寄市立大学との連携につきましては、月に1度行っておりますケース会議にアドバイザーとして教員に出席いただき、的確な療育につながるよう御助言をいただいているところでございます。また、毎月作成している広報紙に児童学科の教員から寄稿いただき、お子さんの成長を促す遊び等を紹介させていただいております。

お子さんの就学に向けての連携につきましては、保護者の了解のもと小学校やことばの教室へお子さんの状況を引き継ぎし、また教育委員会が組織いたします特別支援連携協議会及び教育支援委員会へのセンター職員の派遣や保護者、教育委員会、学校で行う教育相談に本センターに通園していただけますお子さんがいらっしゃる場合、担当職員が同席するなど、就学に不安を抱えるお子様や保護者の負担軽減のために取り組みを行わせていただいているところでございます。

次に、地域子育て支援センターひまわりらんどらんどの運営と利用状況については、昨年10月27日にオープン以来、多くの親子の皆さんに御利用いただいております。利用者数につきましては、本年2月末日現在で3,349組、7,248人の利用となっており、平成26年11月から平成27年2月までの東保育所内で実施しておりましたさくらんぼの利用者数は1,825組、4,120人でございましたので、2倍近い利用をいただいているところでございます。開館時間につきましては、午前9時から正午までと午後1時30分から午後4時までの開館といたしております。常設施設になったことに伴い、従来では父親の参加がイベント等以外ではごくまれでございましたが、現在は週1組程度の割合で来館いただいております。効果が上がっていると実感させていただいているところでございます。土日、休日等の開館につきましては、本年2月13日、14日に南広場で行われま

した雪質日本一フェスティバルに合わせて臨時開館をさせていただき、小さなお子様を持つ親子が安心してイベントへ参加できる環境提供に努めさせていただきました。来館いただいた親子から大変好評だったため、次年度以降も臨時開館等については検討をしてみたいと考えております。

ひまわりらんの職員配置につきましては、常勤保育士2名、子育てコンシェルジュ1名、非常勤保育士1名で運営をしてみいました。新年度からは初めて外遊びの季節を迎え、安全確保のために今まで以上に職員が必要となることも想定しております。利用者の状況を踏まえ、今後現場職員とともに職員配置について議論をさせていただき、ひまわりらんの運営体制を確立してみたいと考えております。

また、ひまわりらんどでの大学との連携につきましては、大学教員による紙芝居や人形劇等を実施させていただいており、現在学生とひまわりらんどのかかわり方につきましては大学教員と協議をさせていただいているところでありますので、今後一定程度の方向性を出していただけると考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 私からは、大項目2、台湾交流における今後の可能性について、小項目1、これまでの成果と課題についてお答えいたします。

本市では、平成25年度から国際化の進む社会のさまざまな分野で活躍できる子供の育成、交流人口の拡大による地域の活性化を目的に、台湾との交流事業を推進しております。本市と台湾との交流を進めるに当たりましては、平成25年5月に官民連携による名寄市・台湾交流実行委員会を設立し、主に中学生野球交流事業や教育旅行受け入れ事業に取り組んでまいりました。中学生野球交流事業におきましては、これまでに市内の中学生43名が交流自治体中学生親善野球大会に参加

し、台湾の中学生はもちろんのこと、交流自治体の杉並区や災害時援助協定を結んでいる南相馬市などの中学生と野球の試合を通じた交流を行うとともに、台湾の文化に触れることで幅広い視野と国際感覚を養ってまいりました。教育旅行受け入れ事業においては、これまでに台湾から6県8校の高校生が本市を訪れ、市内の高校生と授業を通じた交流やスキーなどのさまざまな冬の生活体験を行いました。これら本市の地域資源を活用した教育旅行の受け入れにつきましては、市内の高校生に国際理解教育や国際交流の場を提供するとともに、地域の振興に寄与しております。

また、昨年7月には民間レベルによる交流を促進するため、名寄日台親善協会を設立し、本年1月には市内にてまるごと台湾フェア、雪質日本一フェスティバルにおきましては台湾物産展を開催するなど、本市と台湾とのさらなる交流の促進が期待できます。

なお、教育旅行の受け入れ事業におきましては、台湾の教育旅行では訪問先の高校生との交流が必須となっておりますが、市内には2校しかないため、交流スケジュールの日程調整などに苦慮しているのが現状であります。このことから今後とも台湾からの教育旅行を受けるに当たりましては、魅力的な体験メニューの提供も含めて近隣市町村との連携が必要と考えております。

続きまして、小項目2、地域経済への影響についてお答えいたします。台湾との交流における地域への波及効果としては、さまざまな効果があると認識しております。まず、主な直接的経済効果におきましては、教育旅行の受け入れにおきまして宿泊、食事を初めスキーなどの体験料金に加え、道の駅での特産品の購入が挙げられます。昨年7月には、太保市から黄市長ら約30名が来名され、市内の農家や農業施設を視察し、農業技術に理解を深めたほか、歓迎会では市民との交流を深めるなど、交流人口拡大による地域経済の活性化はもちろんのこと、本市と台湾とのさらなる交流

拡大の契機となりました。

また、間接的な経済効果におきましては、台湾の高校生を受け入れることは青少年の国際相互理解が進むとともに、将来のリピーターとなる可能性があることから、将来にわたる観光誘客への期待があるほか、受け入れの際にさまざまな御意見等をいただくことができ、それらをもとに海外からの観光客にとって魅力に感じる多様な体験プログラムの整備にもつながっていくと考えております。

さらには、民間事業者による台湾における販路拡大の取り組みとして、株式会社もち米の里ふうれん特産館では、農水省及び北海道経済産業局などの事業を活用し、台湾での自社商品の試験販売やバイヤーとの商談会に参加し、積極的な海外への販路拡大に取り組みました。その結果、ことしに入ってから高雄及び台中の百貨店で販売を実現することができ、今月以降も引き続き台北などで販売を予定しております。

また、中学生野球交流以外の人的交流として、ことしの1月に名寄産業高校の酪農科学科の生徒が台湾を訪問し、農業系の高校や農家など台湾における先進的な農業の取り組みを視察するなど人的交流が広がる中で、経済的な交流も進むことも期待されております。

続いて、小項目3、今後の展望についてお答えいたします。訪日教育旅行では、日本人との触れ合いや経費削減のためにホームステイを希望する場合があります。しかし、我が国では住居の狭さ、言語の壁、さらにはお招きするお客に対する日本と海外での受け入れ姿勢の相違などの理由により、ホームステイに応じる家庭は多くありません。ホームステイは、日本の家庭生活や文化に触れてもらう上では非常に有効であるとともに、台湾からの教育旅行受け入れに当たっての今後の課題と認識しております。また、名寄市グリーンツーリズム推進協議会では、今年度民泊事業を実施するための学習活動に取り組んでおりますが、台湾から

の教育旅行では最低でも三十数人が本市を訪れることから、本協議会による受け入れ実現に向けてのハードルは高いと認識しており、一般市民も加えた受け入れ組織体制の確立が必要となっております。

また、本年4月に国際ボランティアを募集する予定であります。主な活動内容は、リンゼイ、ドーリンスク、台湾などの本市における国際交流事業の際の通訳での協力となりますが、地域資源の一つである人材の掘り起こしを行い、本市を訪れる外国人の利便を図りたいと考えております。現在のところ国際ボランティアに登録された方に対しては、参加協力していただきたい国際交流事業などに関する情報を随時配信する予定であり、台湾を初めとする外国のお客様と接する機会の創出に今後とも努め、本市における外国人受け入れ態勢の確立に向けて取り組んでまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） 丁寧な御答弁いただきましたので、時間が気になりますが、何点か再度質問させていただきます。

まず、大項目1の安心、安全な子育て環境充実についてであります。児童クラブの開館時間についてであります。調査をしたということではありましたが、このことはもう数年前から保護者の会で強く要望されていることでもありますので、調査ということについてもかなり進んでいるものと思います。見通しについて再度お聞きいたします。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 保護者会等で意見等はお話を聞いていますけれども、実際利用している皆さんからの個別の調査というのはこれからありますので、それを行いながらしっかりと開館時間についての対応をしていけるように検討したいとも考えていますし、現在南児童クラブはことしの4月から新たな施設で開館をすることになります。それについては、豊西小学校からも入

学するということで3クラスでの実施ということになりまして、現在支援員の増員に向けて募集等を行っていますけれども、ちょっとまだ不足している状況があったり、そういった面では先ほど申し上げましたように開館時間の延長に伴いまして支援員の増員も必要となりますので、そういった人材の育成、人材の確保についてもあわせて検討しながら、よりよい形でのサービスを提供できるように今後進めてまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） 子供たちのことについては、待ったなしという認識をしていただきたいと思っております。特に開館時間を30分早くしてほしいという要望については、学校の平常時の登校時間に合わせても必要であると思っておりますので、地域にこだわることなくといいますか、同じ児童クラブの条例で運営されているクラブですから同じということではなく、それぞれの地域要望に応じた対応をしていただきたいと思っておりますが、その点に関していかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 風連児童クラブの保護者会の中で出ているという話もさせてもらっていますけれども、当然南児童クラブであったり、今開設しようとしている東地区の児童クラブにつきましても、その子供たち今コロポックルに通っています。コロポックルのほうでは時間延長等も行っていますので、名寄市全体でのニーズがあるというふうに私どもも捉えておりますので、地域限定というよりも全体での同様なサービスを提供していくということで考えながら進めていきたいというふうに思っております。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） コロポックルという名前が出ましたが、地域によっては複数選べる児童クラブのあるところとそうではないところがありますので、ぜひ開館時間8時というのは早急に実現していただきたいと思っております。長期休業、

夏休み前に実現していただきたいと思っておりますが、この見通しについてはいかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 先ほども申し上げていますとおり、まずニーズの調査をしながら、時間についての何時から何時までがいいのかということも含めて検討したいと思いますし、人材の確保についてもこれは大変重要なことというふうに考えていますので、そういった部分も含めてどのような形でできるか慎重に協議しながら、その対応を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） 長期休業、夏休み前が無理であれば、やはり特に危険を伴う冬休み前までにはぜひ実行していただきたいと思っておりますし、具体的な人員確保ができないのであれば、現状の中で何とか10分でも20分でも早く開館をという動きについて求めたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 先ほど申し上げました利用者へのニーズ調査を行って、どれぐらいの人が必要としているのか、今ありましたようにそれが8時20分でいいのか、30分でいいのか、ややもすれば7時半からという要望もあるかというふうに思いますが、そういった要望なんかに全て応えるかどうかはその状況の結果を見なければわかりませんが、そういったものをしっかり調査をしながら、ニーズ把握をして、私どもとしてできる対応を進めていきたいというふうに考えていますし、議員おっしゃるとおりすぐ対応してもらいたいというニーズがあるというふうにも理解していますので、準備が整い次第そういった対応ができるように、その辺も含めて検討を進めてまいりたいというふうに考えていますので、御理解をお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） ぜひ有効な手段を講じていただきたいと思います。声を上げてられている保護者の中には何年も前から声を上げているけれども、対応について聞かされていないという、そういう思いの方もいらっしゃると思いますので、その経過については丁寧な説明をしてあげていただきたいと思います。ということを求めておきたいと思います。

次に移らせていただきます。ひまわりらんどについてであります。先ほど雪質日本一フェスティバルのときに休日開催というお話が出ました。これについては、大変重要であると思います。なぜならば、平日働いていらっしゃる、特に御両親での利用が休日だと可能になるということであり、以後定期的にそういう半日開催でもいいと思うのですが、日曜日の半日開催についてのお考えはありますでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 馬場こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（馬場義人君） ひまわりらんどにつきましては、先ほども申し上げましたように、専門職といいますか、保育士も含めた職員を配置をさせていただいている状況もございまして、ことし雪質日本一フェスティバルがちょうど敷地の横でやっているというようなことございまして、一応対応させていただいたところでございます。ただ、前の12月の議会の際にも御答弁させていただいたかと思いますが、実は2月に利用者さんのニーズ調査を行わせていただいております。その傾向とか結果も含めて、開催につきましてはそのアンケートを見て検討をさせていただきたいと考えているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） リピーターの方も多いと思うのですが、使い切れないでいる方もいらっしゃるということもありますので、その辺の地域のニーズをしっかりと把握していただきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思っております。

それから、ふうれん地域交流センターの緩降機についてですが、先ほども御答弁いただきましたが、救助袋の設置というのはお考えの中に入らないのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 先ほど答弁をいたしましたとおり、避難器具の緩降機につきましても消防の基準に基づいて設置しているものでありますので、現在のところ避難袋でしたか、の設置については検討はしておりません。緩降機によって最終手段としての避難をしていきたいというふうにご考えているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） 私自身も緩降機で滑りおりにてみましたが、それはとても危険なもので、最終手段というお言葉はありましたけれども、最終手段としても使い勝手のいいものではないものを平然と設置されていますというのはいかなるものかと思っております。救助袋というのは、布製でできたトンネル型の滑り台のような形になるものですので、ぜひその計画を入れていただきたいと思います。お願ひしますが、そういう話題が出たことはございませんでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 救助袋、図書館にも設置をしてあって、ただ図書館のほうは途中穴があいて、使用はしていなかったのですけれども、使えなくなったという。そして、私もちょっと避難しているところを見ましたけれども、風が吹くと筒が風に揺れてやっている人がなかなか滑りおりにれなかったり、あと本当に同じように全てそれが安全かという、気象状況によりますし、そのときの状況によって本当にどうなのかというのはありますけれども、先ほどから申し上げていますが、災害時で3階、4階に取り残された場合、よくテレビ等で見ますけれども、煙が襲ってきていち早く避難をしなければならぬという状況で、人命をやっぱりしっかりと守らなければならぬ

というのは大事だと思います。そういった面では、緩降機については高所からの避難でありますから、危険性というか、不安もありますけれども、やっぱりスピード感を持って避難をさせるという部分では有効な器具だというふうに考えていますので、そういった面では最終手段ということで話をさせていただいております。基本的には、北側と南側の階段がありますし、それは防火扉で仕切られていますので、1階全体が火災と言われれば避難はできませんけれども、基本的にはどちらかの階段は使えるというふうに判断していますけれども、そういった面ではしっかりとしたふだんからの避難誘導の訓練を行いながら、また消防からの指示も受けながら、やっぱり安全に利用者が避難できるような、そういった対策も講じながら進めたいと考えていますので、御理解をお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） 成人の方が避難訓練を実際に行われたときに不安の声が上がっておりますので、これを幼児がというふうに考えたときにとても不安があるということはお伝えしておきたいと思います。ですので、今の状況であったとしても、必ず定期的な避難訓練を実施していただきたいということを求めて、次に移らせていただきます。

台湾交流について、先ほどホームステイの可能性についてのお話がありましたが、私はぜひこれについては親善協会も立ち上がっていることでありますし、行けなくても交流人口の交流に参加できて、交流人口拡大に寄与できるものと思っておりますので、この点につきまして具体的に進めていただけるようお願いしたいと思っておりますが、もう少し詳しく具体的な計画についてお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 今台湾交流の際のホームステイの受け入れの可能性ということな

のですけれども、今までにも台湾に限らず、リンゼイやドーリンスクの中の受け入れ事業においてもホームステイを実施してきておりました。実際の部分につきましては、ホームステイの受け入れがなかなか厳しい中で実施したわけなのですが、先ほどもお話しさせていただきましたように、今4月から外国人の外国ボランティアということも地域の、本市の、名寄の中の人材の発掘ということも含めて、外国人ボランティアの募集なども行っていこうと考えています。それも先ほど答弁の中で通訳だけ、通訳の主な取り組みの内容の協力ということで考えておりましたけれども、その中でもホームステイの受け入れなども含めてお手伝い願えればなということも考えています。また、先ほどグリーン・ツーリズムの中でも民泊事業を行う、今事業の検討をしているということもありますので、そういったいろんな団体と市民と交えてホームステイの受け入れの可能性についてさまざまな点で考えていきたいと考えております。以上です。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） ぜひ進めていただきたいと思いますが、余りハードルを上げないで、言葉がまだ未熟であったとしても、この部分でこんな活動をしてください、こういう交流ができますということについて広く市民に周知していただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

それから、最後大項目3で質問させていただきました中身についてですが、ゴールドメダリスト、阿部雅司氏の招聘が28年度から嘱託職員として決まっておりますが、阿部雅司氏が地域のスポーツ振興にかかわられる部分があるのかなのか、その計画についてお尋ねいたします。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 今阿部雅司氏の地域のスポーツ振興にかかわるかどうかという話でありますけれども、この間お話ししていますよう

に、今回の招聘に当たりましては名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略の施策の推進に基づいて招聘するものでありまして、先日開会日に予算のほうも承認をいただいていますけれども、地方創生加速化事業で冬季スポーツの拠点化推進事業として進めていくこととなっています。そういった面では、これから大会の誘致や合宿の誘致、さらにスポーツの拠点化、冬季スポーツに限ったの振興、ジュニア育成も含めてですけれども、そういった面ではそういったものの経験なり知識、技能を有している人がやっぱり必要だというふうに考えていますし、特に大会、合宿の誘致については、これは全国に人脈を持っている方が必要だというふうに思っていますので、そういった意味では阿部氏が来ていただいて活躍する場が大いにあるかと思えますし、そういった話を今阿部氏のほうともしていますので、4月に赴任後阿部氏の考え方も聞きながら、お互い役割分担をしっかりと持ちながら、何が効果的で効率的に進めるかということをも具体的に話をして進めていきたいというふうに思っていますし、阿部氏については御存じのとおり退職してきますから、長期にわたっての市の職員として活動してもらいますので、そういった面では長期的なスパンの計画も来年立てながら進めていきたいなというふうに考えているところでありますので、御理解をお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） 阿部氏におかれましては、決心していただいたことに対して心から感謝を申し上げたいと思いますし、私も3度講演を聞いたことがありますけれども、本当にいい指導者を名寄市に招いてくださったものと心から期待しているところであります。でも、合宿誘致、大会誘致ということについては、やはり一般的に捉えまして、どうも外に対しての意識、イメージが強く持たれるところであります。ぜひスポーツ振興ということで、青少年に対してのかかわりを強く持っていただきたいと考えているところであります

が、その点に関していかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 当然スポーツの振興については、子供たちといますか、少年団の育成強化が大変重要だというふうにも考えているところであります。先ほどノルディック競技やカーリングの報告もさせてもらいましたけれども、世界に羽ばたくような選手も出てきている状況もありますし、阿部氏自身につきましても今回やめて名寄に来るといふ一番の思いというのは、やっぱり自分が育ててもらった恩返しも含めて、次の世代の子供たちをつくり上げたい。世界を見据えた選手を育てたいという思いが一番強い状況にありますので、当然名寄市のスポーツ振興については先ほど申し上げましたとおりに次年度については欠かせない状況でありますので、そういった思いも酌みながら、やっぱりそのためにはどういう形にできるかということも相談しながら進めていきたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） スポーツ少年団を中心としたジュニア育成についてのお考えを伺いましたが、先ほどの今期冬季スポーツの振り返りの中でもありましたけれども、大きな大会が名寄市でございましたけれども、そこに名寄市の子供たちの歓声はなかったと思います。やはり子供たちが自分の知っているお兄ちゃんやお姉ちゃんが目の前で活躍している、それに対して大きな声で声援を送ることができる、その環境整備がもう一つ整っていない点があるのではないかと思います。その点に関して、スポーツ少年団は体協の参加団体ということではありますが、名寄市の生涯スポーツを振興する上で、市としてのお考えをお伺いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 今回全国中学校スキー大会開催されまして、私もびっちらは行ってい

ませんでしたけれども、会場を見に行ってもちょっと応援もしましたが、地元の選手が出て地元応援がなかったり、全国から来ていますから、地元の選手が出ていなくても歓迎という意味では多くの市民が応援に行くということがやっぱり大切なことというふうに思っています。そういった面では、スポーツ振興として情報発信ができなかった部分で、それに行くためのアクセスの部分を含めて、そういった対応ができなかったというのは十分今回反省をしているところであります。4月以降には、大会なり合宿の誘致受け入れに向けての民間との官民一体となった組織も立ち上げようというふうに思っていますので、その中ではやっぱりしっかりした歓迎ムードで、ちょっとピヤシリのほうは遠いですが、名寄市民が足を運んで応援する、当然地元の子には応援する、その少年団の関係者はもちろんですが、もっと多くの皆さんが応援する環境をつくる、そういった情報発信体制をつくっていきたくと思いますし、ジュニアオリンピックカップにつきましては複数年の開催を予定していますので、その中でしっかりと受け入れ、歓迎、応援体制をつくればというふうに思っていますので、その点につきましては今後も皆様からの御意見を賜りながら、よりよいものにしていけると思っていますので、よろしく願いをいたします。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） 今の小川部長から御答弁いただきました言葉に大いに期待しながら、今回の質問を終わらせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 以上で山崎真由美議員の質問を終わります。

商工業の振興について外3件を、東川孝義議員。

○4番（東川孝義議員） おはようございます。議長より指名をいただきましたので、通告順に従い順次質問をまいります。

最初に、商工業の振興についてお伺いいたします。当市は、2006年3月に旧風連町と旧名寄

市が合併してことしで10年という節目を迎え、今月の27日には名寄市制施行10周年記念式典も計画されております。今までに国の施策において明治、昭和、そして平成の大合併が行われ、道内も212市町村から現在は179市町村へと減少しております。市町村の合併においては、メリット、デメリットという言葉が聞かれますが、当市においてはこの10年間先人の方が築いてこられたそれぞれの歴史、有形、無形の財産、文化を引き継ぎ、合併特例債を有効に活用しながら、風連地区市街地再開発、市立天文台、駅前交流プラザ、EN-RAYホールなどハード面での大型事業に加えて、ソフト面では住民生活の利便性の向上、市民福祉の向上、そしてサービスの高度化などさまざまな事業が着実な実績となってあらわれていると思います。しかしながら、当市に限ったことではありませんが、合併当初の人口は3万1,212人であったのが昨年10月に実施されました国勢調査の人口速報集計では2万9,060人と人数で2,152人、率で6.9%減少しております。人口減少に加えて、2008年には大型店の進出もあり、このことにより人の流れも大きく変わり、中心市街地の商店街の皆様はさまざまな努力を行っているも厳しい実態にあると考えます。

そこで、小項目の1番目、中小企業への支援策であります。現状を確認する上で平成18年の合併以降商業、工業、それぞれの事業所数、就業者数並びに年間売上高、工業にあっては製品出荷額の推移についてお伺いいたします。あわせて、商業者の年齢構成並びに後継者等の実態についてもお伺いいたします。

また、現行制度を基本とした中で、中小企業振興条例を改正する考え方が提案され、この振興条例改正に伴い中小企業支援制度検討部会において数回の会議が持たれております。答申に至るまでの協議並びに議論経過についてもお伺いいたします。

次に、小項目の2番目、事業承継、人材育成に

ついてお伺いいたします。前段の質問と関連する内容となりますが、まち・ひと・しごと創生総合戦略で計画されております創業、事業承継に対する支援策についてお伺いいたします。

また、定例会初日の市長市政執行方針の中で、総合戦略において創業というキーワードで新たな施策を掲載されたとの説明を受けました。その中でUターン、いわゆる名寄市内の出身者が戻ってきて就職をする、Iターンは都会の人が地方へ転居して就職するというUIターン支援制度の考え方についてお伺いいたします。

次に、大項目の2番目、交流人口の拡大についてお伺いいたします。小項目の1番目、ふえ続ける外国人観光客についてであります。平成24年に策定されました名寄市観光振興計画では、平成27年度から28年度は収穫期と位置づけされています。その中であって最近、外国人観光客が異常なペースでふえ続けており、各地域においては受け入れ態勢についての課題もあると聞いております。当市においても外国人観光客がふえてきております。当初の観光振興計画には、外国人受け入れにかかわる具体的な事業は確認できませんが、現状の対応と今後の見直しに当たりどのような施策を検討されているのかお伺いいたします。

次に、小項目の2番目、交流事業推進に向けての具体的な施策についてお伺いいたします。この項目については、先ほど山崎議員と重複する内容があることを御理解をいただきたいと思えます。当市は、冬季スポーツ大会を開催する上でスキー場、ジャンプ台、クロスカントリー、カーリング場など施設は充実しており、昨年末からことしにかけて全国大会の行事を含めて数多くの事業が行われました。さらには、2月21日にノルウェーリレハンメルで開催されました冬季ユース五輪では、カーリング混合ダブルスの部門で名寄カーリング協会所属の松澤さんとスイスの男子選手とのペアが金メダル、佐々木さんもカナダ選手とのペアで4位入賞と輝かしい成績をおさめられました。

この快挙は、本人の喜びはもちろんですが、名寄カーリング協会、そして名寄市の名前を世界に広めていただいたことは、知名度向上に加えて今後の冬季スポーツ振興に大きな弾みになると考えます。市長も冬季スポーツの振興は交流人口拡大の一つの柱として位置づけられております。そこで、今後の冬季スポーツ大会の誘致はどのように考えておられるのかお伺いいたします。

また、台湾との交流事業であります。昨年は中学校の親善野球大会、道北農業担い手育成対策協議会が主体となり、産業高校生徒の研修会、台湾修学旅行生の受け入れなどを行い、交流は着実に深まっていると考えますが、今後の施策についてお伺いいたします。

さらに、地方創生加速化事業で既に予算化されておりますノルディックスキー金メダリストの阿部選手を招聘されますが、具体的配属先並びに基本的な業務についてどのような構想を考えているのかお伺いをいたします。

次に、小項目の3番目、EN-RAYホールの活用についてお伺いいたします。EN-RAYホールは、昨年5月9日の開館以降、コンサート、映画、記念事業など多くのイベントに利用されておりますが、開館以降の利用状況と利用人数はどのような実績になっているのかお伺いいたします。

また、EN-RAYホールは多くのジャンルで利用されており、一部の利用者から残響についての課題があるとの話を聞いておりますが、現状の評価はどのように捉えているのか、あわせてお伺いいたします。

次に、大項目の3番目、住宅リフォームの創設についてお伺いします。小項目の1番目、具体的な事業の推進についてであります。このテーマにつきましては昨年9月の定例会においても議論となっており、商工会議所の強い要望もあり、昨年の11月をめどに検討を進めていくとの回答を伺っております。まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で住宅関連事業者の人材育成、技術、技能

の促進に向けて新築、リフォームを行った場合の助成制度を創設すると明示されております。平成19年から平成22年まで期限つきで実施された住宅リフォーム促進助成についても、市内経済の活性化に大きく寄与されたと聞いております。その成果を踏まえて、今回創設されます住宅リフォーム助成制度の創設目的と創設時期の目安はいつごろを考えているのかをお伺いいたします。

次に、小項目の2番目、空き家等のリノベーションについてお伺いいたします。今定例会初日に名寄市空き家等対策協議会条例が可決され、今後具体的な検討が行われていくものと考えます。そこで、現状の空き家軒数と連絡先を含めた所在はどのように把握されているのかお伺いします。

また、空き家等の利用促進に向けて将来におけるまちづくりでコンパクトシティを進めるに当たり、高齢者のまちなか居住で発生する空き家住宅の流動化を図るために、付加価値を高める必要があると考えます。そこで、助成規模も大きくなり、予算措置との関係もあるとは思いますが、リフォームの創設に加えてリノベーション、いわゆる既存の建物に大規模な改修を行い、用途や機能を変更して性能を向上させる取り組みも重要と考えますが、現段階での考え方についてお伺いいたします。

次に、大項目の4番目、18歳選挙権導入に向けての対応についてお伺いいたします。小項目の1番目、教育現場における対応についてですが、昨年6月の公職選挙法の改正により、選挙年齢が18歳まで引き下げられ、全国では18歳から19歳まで約240万人の有権者がふえ、日本で選挙権が広がるのは実に70年ぶりの改正であります。将来を担う若い世代が早い時期に社会の構成員として政治にかかわれる機会が創出されたことは、自覚を持つことが期待され、よいきっかけができたと考えます。しかしながら、選挙権の年齢を与えられるということは、有権者としての義務、いわゆる権利と責任を負うことにもなり

ます。選挙年齢の引き下げに伴い、高等学校並びに市立大学において選挙制度の周知や啓蒙活動はどのようになっているのかお伺いいたします。

また、校内、校外での選挙活動範囲はどのように進められようかとされているのか、あわせてお伺いいたします。

次に、小項目の2番目、教職員に対する指導についてお伺いいたします。今回の選挙制度改革に向けて高等学校の一部の生徒、市立大学においては学生全員が対象になると認識をしております。教育基本法では、教育の政治的中立性について多数のものに対して強い影響力を持ち得る教育に、一党一派に偏した政治的主義、主張が持ち込まれてはならないと明示されております。しかしながら、教育者自身が自制をしても、教育に大きな影響力を持つ外部勢力がそのような教育を実施させようとする場合には、教育の政治的中立性の確保が困難になると予測されます。そこで、選挙制度改革に向けて教育の政治的中立性を鑑みた教職員への指導はどのように行われているのかお伺いいたします。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 東川議員からは、大項目4点にわたり御質問いただきました。大項目1と大項目2の小項目1、大項目3の小項目1については私から、大項目2の小項目2と3については教育部長から、大項目3の小項目2については市民部長から、大項目4については総務部長からそれぞれ答弁させていただきます。

まず初めに、大項目1、商工業の支援策について、小項目1、中小企業への支援策についてお答えいたします。合併以降の商業の推移についてですが、平成19年の商業統計では卸売業と小売業合わせて事業所数は395、従業員数は2,453人、年間商品販売額は607億8,800万円でしたが、平成26年の商業統計においては事業所数が276となり、119事業所の減、従業員数は

2,125人となり、328人の減、年間商品販売額は602億7,900万円となり、5億900万円の減となっております。工業の推移につきましては、平成19年の工業統計では事業所数は34、従業員数は511人、製造品出荷額は193億6,295万円でしたが、平成25年の工業統計においては事業所数が24となり、10事業所の減、従業員数は496人となり、15人の減、製造品出荷額は149億3,499万円となり、44億2,796万円の減となっており、商業、工業とも大きく減少が続いております。

次に、商業者の実態についてですが、把握している名寄地区、風連地区それぞれの商店街の状況についてお答えいたします。平成26年12月に実施した名寄地区の商店街経営動向調査によりますと、商店街の経営者88人のうち60代と70代は合わせて52人となり、全体の約59%となっております。後継者がいる経営者は29人で、全体の約33%となり、約3分の2の店舗が後継者がいないという結果となっております。続いて、平成27年9月に実施した風連地区での調査におきましては、経営者44人のうち60代と70代を合わせて31人となり、全体の約70%となっております。後継者がいる経営者は12人で、全体の約27%となり、7割以上の店舗において後継者がいない状況となっております。

このように大変厳しい本市の商工業情勢、とりわけ商業事業者に対してこれまでも市では名寄市中小企業振興条例を基本にその時代の課題に対する対策を考慮し、さまざまな支援を行ってまいりました。しかし、減少していく市内事業所に歯どめをかけるためには、今まで支援の対象者は市内で事業を営む中小企業者について行っておりましたが、人口減少等中小企業を取り巻く環境は依然として厳しい状況の中で、新たに市外から本市で事業を営む創業、起業者、さらには既存事業所の承継など新たな視点を持った対策が必要不可欠であることから、昨年5月、名寄市中小企業振興審

議会に支援制度の見直しとそれに伴う同条例の改正について諮問させていただきました。当審議会では、新たに委員以外の市民も含めた中小企業支援制度検討部会を設け、商工業者の減少の状況や雇用されている従業員の実態、現行の支援制度の課題や必要な支援内容について議論されました。さらには、昨年策定した総合戦略にかかわる商工業に関する具体的な施策についても御意見をいただくなど、多岐にわたり検討を行ったことから、最終的には7回の部会を開催したところであります。検討部会の議論の中で、建設関連や介護福祉関連での著しい人材不足の状況、特に建設技術者の不足や技能の継承などが大きな課題として挙げられ、さらには国も小規模事業者に対する支援に取り組むことから、本市でもそれらに連動する支援内容の見直しが必要であるなどの支援制度及びそれに伴う条例改正の方向性についてまとめ、本年1月8日に答申をいただいたところであります。

続きまして、小項目2、事業承継、人材育成の取り組みについてお答えいたします。これまで創業、事業承継について、本市では具体的な支援事業に取り組んでおりませんでした。しかし、小項目1の答弁でも申し上げましたとおり、この10年間での商工業の減少は著しく、市の産業を守る上でも既存の事業者の事業継続に向けた支援とともに、創業、事業承継に対する支援も取り組むべき事業の一つとなっております。御質問の創業や事業承継に対する支援策については、大きく分けて2つの意味合いの支援がございます。1つ目は、創業に対する国の支援制度が確立されたことから、この国の制度を活用できる環境を整備する取り組みでございます。国では、新たに創業する者に対する助成や事業承継を機に新たな分野での事業を展開する第2創業に対する助成制度を創設いたしました。この制度を利用するためには、今年度から申請者が創業などを計画している市町村において産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画を策定し、その計画の認定を受け、市町村が申請者

の創業計画づくりのサポートを行うことが条件となっており、この事業計画の認定を受けていない市町村においては国の支援を受けることができません。本市におきましては、さきに創業支援事業計画を策定している旭川市、鷹栖町、東川町、東神楽町の計画に名寄市を初め道北5市が新たに加わる形で国に申請し、昨年10月2日に認定を受けたところであります。この事業計画の認定に伴い、商工会議所及び商工会と連携しながら、創業や第2創業を考えている方に寄り添いながら、事業計画作成のサポートを支援していくこととなります。また、この国の助成を受けるためには、金融機関や税理士など国が指定した認定支援機関による事業計画の確認を受けることも必要となってくることから、今まで以上に金融機関なども連携した取り組みが必要となってきます。

2つ目は、市としての創業に対する支援策でございます。昨年策定された総合戦略の中でも大きな目的となっております地域の人口減少に歯どめをかけるための施策として、事業承継とあわせて取り組むことが必要と考えております。特に創業につきましては、本市への移住者に対する市独自のインセンティブ策の一つとしても活用でき、移住相談の際に関心事として相談件数が多い仕事に関する解決策の一つとして、市外からの移住者が本市で新たに事業を創業する場合の支援も必要と考えております。さらには、先ほども述べましたが、国の支援策が採用された場合の上乗せ支援などの可能性についても検討してまいりたいと思います。

続いて、大項目2、交流人口の拡大について、小項目1、ふえ続ける外国人観光客についてお答えいたします。平成27年の訪日外客数は過去最高の1,973万7,000人で、名寄市観光振興計画を策定した平成24年の訪日外客数836万8,000人と比較すると2倍を超える伸びとなっております。今後さらに外国人観光客の増加が見込まれるなど、国際観光を取り巻く社会情勢は大き

く変化しました。昨年10月に策定した総合戦略では、具体的な施策としてJNTO認定外国人観光案内所の整備、WiFi環境の整備、免税店の設置の推進を盛り込みました。また、今年度中には多言語パンフレットも完成する予定であります。国や北海道でも滞在型観光の推進やインバウンドの強化が重要な施策として挙げられておりますので、本市においても今後の観光を考える上で念頭に置かなければならないと認識しており、次年度に行う観光振興計画の見直しの際には外国人観光客を対象とした滞在型観光の推進や外国人観光客の受け入れ態勢の強化などについて議論してまいります。

続いて、大項目3、住宅リフォームの創設について、小項目1、具体的な事業の推進についてお答えいたします。住宅リフォーム助成事業は、多くの関係者及び市民から事業の復活を求める要望が寄せられております。要望にかかわる目的は、景気浮揚策としてのものが多く、そのほかに恒常的に事業を行うことにより、技術や技能の継承を図るための内容や空き家の利活用対策、さらには移住促進のための施策としての利用など多岐にわたっております。このことから総合戦略の中でも具体的な施策の一つとして掲載されており、住宅関連事業者における人材育成や移住、定住の推進、今後は増加が見込まれる空き家の有効利用という観点など複合的な効果が得られる事業を目指すことが求められております。現在これらの内容を踏まえて具体的な事業内容の検討を進めており、中小企業支援策としての制度化を目指しております。検討の中では、技能、技術の継承など人材育成を図るためにはこの事業により一定の仕事が創出されることが必要であり、かつさまざまな目的の効果が得られる仕組みが必要であることから、それらを達成するための制度設計を進めております。また、事業創設の時期につきましては、中小企業振興条例の改正と連動しながら、事業が実施できるよう努めてまいりたいと思います。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 私からは、初めに大項目2、小項目2の今後の具体的な施策についてお答えいたします。

冬季スポーツ大会の開催、誘致状況ですが、スキージャンプ種目を中心に各種大会が開催され、合宿も含め市外から多くの選手関係者が訪れております。スキー競技につきましては、12月に国内開幕戦として開催していますジャンプ大会2連戦のほかに日本一を決める第94回全日本選手権大会ノルディックコンバインド大会が開催され、ワールドカップ参戦中の選手も含め88名の参加がありました。2月2日から5日までは、第53回全国中学校スキー大会が開催されました。このことにより、新潟県、岩手県の選手約20名による夏季における事前合宿も行われ、また例年開催されています12月のクロスカントリー大会では例年より中学生の部に約30名ほど多い選手が参加をしてきているところであります。全国、全道規模の大会誘致では、平成28年度より複数年の開催を予定しているJOCジュニアオリンピックカップのスキージャンプ競技が決定しており、参加対象の中学生、高校生、コーチ、選手を含めた延べ800名以上の参加が期待されているところであります。また、北海道知事杯カーリング大会も開催を予定しておりますし、平成29年度以降の全国、全道規模の大会誘致につきましても各競技団体等々においても協議が進められているところであります。

なお、昨年（平成27年度）の第4回定例会で議員から御質問がありました道立サンピラーパークカーリングホールへのカメラ及びモニター等の設置については、北海道段階で協議が進められているところであります。設置後は、全国規模のカーリング大会の誘致も可能になると考えております。今後も冬季スポーツにおいては関係する競技団体や体育協会などと連携しながら、合宿誘致とあわせて大会の誘

致活動に取り組んでまいります。

次に、台湾との交流で今後予定されている事業についてですが、次年度は今年度に引き続き台湾の中学生などとの野球を通じた交流、台湾訪日教育旅行促進事業による視察訪問団の受け入れ、名寄産業高等学校酪農学科の生徒を台湾に派遣する農業研修などを予定しており、人と人とのきずなを大切にしながら、着実に交流事業を推進してまいります。昨年7月に設立した名寄日台親善協会では、市民にもっと台湾の食文化等を知ってもらうために、1月17日にまるごと台湾フェアを駅前交流プラザよろーなで開催し、さらに雪質日本一フェスティバルにおいても台湾物産展を実施したところであります。また、2月6日未明に起きた台湾南部での地震に対しましては、市民などから義援金を受け付け、台北駐日経済文化代表処札幌分処に義援金を届けたところであります。本市といたしましては、市民レベルでの交流がより一層促進されるよう今後とも日台親善協会の活動を側面的に支援してまいります。

次に、阿部雅司氏の招聘についてですが、配属先は名寄市教育委員会のスポーツ振興を担当する部署に所属し、名寄市特別参与、スポーツ振興アドバイザーとして総合戦略の取り組みであります地方創生加速化事業の一つである冬季スポーツの振興や拠点化の推進などの業務を担っていただくことと考えております。

次に、小項目3、EN-RAYホールの活用についてですが、5月9日の開館以降こけら落としの名寄の第九を皮切りにEN-RAYホールを初めホワイエ、ギャラリー等も活用された自主事業を含むさまざまな事業が行われてきております。自主事業に関しては、本年度20件、提携事業5件を実施しており、事業内容に関しては質の高い芸術文化の鑑賞機会の提供とあわせ、可能な範囲で市民が参加、交流できる事業づくりを進めてまいりました。

施設の利用状況ですが、2月末現在におけるE

EN-RAYホールでの集客事業については67件、リハーサル等舞台のみの利用も含めた稼働日数は163日となっております。また、EN-RAYホールでの事業に伴う演者、スタッフを含めた来館人数は既に3万人を超えており、音楽スタジオ等の貸し室についても約2,500人の利用をいただいているところであります。今後におきましても市民文化センターが市民を初め多くの方々に訪れていただき、利用されるように適切な施設管理及び事業の実施に努めてまいります。

次に、ホール残響の評価ですが、ホールの残響時間、響きの長さにつきましては、ホールの利用目的、またホール容積に応じた最適値が推奨されており、EN-RAYホールにおいてはマイク、スピーカー等の拡声設備を用いるイベント、ピアノや吹奏楽、合唱のコンサートなど演目内容に適した残響時間となるよう舞台内を幕設備形式と音響反響板形式に転換でき、響きと反響音の調整が可能な舞台機構の形式をとっております。具体的な測定数値で申し上げますと、空席時において音響反響板がない状態での残響時間は約1.4秒、音響反響板を出した状態では約1.9秒、満席時においては音響反響板がない状態での残響時間は1.2秒、音響反響板を出した状態では約1.6秒となっております。この測定値につきましては、おおむね設計計画の目標範囲であり、演目に応じて音響反響板の使用など舞台形式を変化させることでそれぞれの演目に良好な数値であると認識しております。

残響音については、さきに述べたとおり0.数秒の中での数値でありますので、ホールの客席の人数や室温、湿度、季節によって微妙な変化が生じてきます。また、客席内の座る場所によっても音の聞こえ方が多少異なります。EN-RAYホールは、これまで実施した事業の中で出演いただいたピアニストや管楽器奏者等の皆様から、大ホールの響き、また演奏時のストレスの少なさなどについて大変すばらしいとの好評をいただいている

ところであります。しかしながら、マイク、スピーカー等拡声設備を利用する場合には、それら音響設備の調整により音の聞こえ方は大きく変化し、また人それぞれ心地よい音の範囲も違いますので、全ての皆様が同じ印象を持たれていることが少ないと思っておりますが、建物が年数を重ねることにより、現状よりもさらによい状態になっていくことを期待しているところであります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） 私からは、大項目3の住宅リフォームの創設について、小項目2の空き家のリノベーションについて申し上げます。

空き家の所在と把握につきましては、平成25年3月に市営住宅を除く73の町内会の御協力をいただきまして、空き家の戸数についてのアンケート調査を実施しております。結果につきましては、357戸の空き家があるということですが、その後特に近隣住民に悪影響を及ぼす可能性のある管理不全の空き家を把握するために、平成26年12月には空き家の屋根の積雪状況等もあわせて調査をしたところで、雪おろしなど適切に管理がされていないと思われる空き家が81戸に上りました。現在は、この調査結果をもとに所有者情報等の調査を行い、危険な空き家についてデータベースを作成しております。必要に応じて所有者に対する適正管理の依頼等を行っているところであります。

これまでは、どうしても生活安全の観点から、危険な空き家の対策が中心となっておりましたが、これからは空き家の利活用といった新たな視点が必要になるということで、庁内組織である名寄市空き家等対策庁内検討委員会の中で名寄市空き家バンクの取り組みについて検討をしているところですが、この空き家バンクの事業は個人が所有する住宅に供する土地、建物あるいは空き地等、売却や賃貸など希望する情報を空き家バンクに登録していただき、市のホームページ等で公開する

ことで、購入希望者等との接点、マッチングの場にしようとするものでありますが、民間事業者との連携、この場合契約の仲介等宅地建物取引事業者等の御協力をいただきながら、スムーズな取引ができるシステムにしたいと考えております。

リフォーム助成制度の創設に加えて、リノベーションへの取り組みはということで質問をいただきましたが、まだまだこれからの取り組みということでは庁内検討委員会の中で検討をしてみたいと考えておりますので、よろしく願います。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 私からは、大項目4、18歳選挙権導入に向けての対応につきまして、名寄市選挙管理委員会事務局として申し上げます。

まず、小項目の1、教育現場における対応についてですが、昨年6月19日に公布をされました改正公職選挙法によりまして選挙権年齢が18歳以上に引き下げられ、本年7月25日の任期満了に伴います参議院議員通常選挙から適用される見込みとなりました。御存じのとおり、選挙への対応につきましては国と地方自治体あるいは各級の選挙管理委員会が連携をしながらそれぞれの役割のもとに進められており、今回の法改正の対応につきましては国が主体的に進めるものとの認識を持ってございます。

お尋ねの高等学校及び市立大学における選挙制度の周知や啓発活動についてですが、まず高等学校におきましては総務省と文部科学省が連携をして選挙制度に係る副教材を作成をいたしております。この副教材の活用によりまして、選挙制度に対する必要な知識と判断力の習熟を図れる教育が進められるものと考えてございます。また、北海道選挙管理委員会では高校生を対象に選挙の仕組みや投票参加の意義について理解を深め、将来の政治参加を促すきっかけとすることを目的とし、選挙啓発高校生出前講座を実施してお

ります。本市の2つの高等学校におきましても、この間この出前講座が3回にわたり実施をされているところでございます。

次に、市立大学の学生への対応についてですが、4年制大学である市立大学におきましては、法改正前から既に半数程度の学生が選挙権を有しておりますので、今回の選挙関係につきましては選挙権を有する学生の拡大という認識をさせていただいているところでありまして、名寄市選挙管理委員会として高等学校と同様の出前講座などの取り組みは想定をしておりますが、これまで実施をしております投票啓発ポスターの学内への掲示や大学隣接地へのポスター掲示場の設置に加えまして、大学ロビーなどへの選挙公報の配置や不在者投票、期日前投票についての説明文の作成、配布など学生が必要とする情報提供の強化に向けまして大学事務局と連携し、取り組んでみたいと考えております。

次に、校内、校外での選挙活動の範囲についてですが、文部科学省では平成27年10月29日付で「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」を通知しておりまして、本年1月にはこの通知に関するQアンドAも発出されたところでございます。この通知等によりまして、高等学校などの生徒による政治的活動等は関連法令等から必要かつ合理的な範囲内で制約を受けるものと解されるとともに、基本的に学校内の選挙運動や政治的活動は学校の政治的中立性の確保などの観点から困難であるとされております。また、学校外における活動につきましては、家庭の理解のもと生徒が判断し、行うものとの見解が示されており、あわせて地域との連携も示唆がされているところでございます。

次に、小項目の2、教職員に対する指導について申し上げます。教育基本法第14条第2項において「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的

活動をしてはならない」と規定しておりまして、政治的中立性を確保することを求めています。また、公職選挙法第137条では「教育者は、学校の児童、生徒及び学生に対する教育上の地位を利用して選挙運動をすることができない」と規定しているほか、教育基本法、教育公務員特例法などの法令により、学校及び学校の教員にかかわる政治的活動の禁止などが規定をされているところであります。文部科学省では、今回の法改正にあわせ先ほど申し上げた通知などにより改めてこれらの規定を学校及び教職員に周知し、指導しておりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 東川議員。

○4番（東川孝義議員） それぞれ詳細な御答弁をいただきまして、大変ありがとうございます。答弁をいただいた中で、限られた時間ではありますけれども、何点が改めて再質問をさせていただきたいと思います。

質問順に再質問させていただきたいというふうに思います。まず1点目に、中小企業への支援策の中で、平成18年からの実態については先ほど御説明をいただいた中で理解をさせていただきました。それぞれの店舗数、あるいは働いている方、売り上げ金額が減少している、またその経営者が非常に高齢化をしている、あるいは後継者がいないというふうな実態については理解をさせていただきました。ただ、この中小企業の支援策の中で、地域経済をつくっていく、あるいは支えていくという形の中で中小企業の基本条件である当市の理念、先ほどの御説明の中でどうも自分の理解不足なのか、改めてこの基本理念といいますか、いわゆるこの部分について再度お伺いをしたいというふうに思います。

あわせて、今後振興条例改正をされていくわけですけれども、せっかくいろんな制度がつくられていっても、利用する方がその内容をいかに早く

いろんなものを周知あるいは理解をするかという点で、今後それができた時点で利用される方にタイムリーに情報を提供するという形の中でどのような施策を考えておられるのか、この2点について改めてお伺いをいたします。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 今御質問いただきました、まず中小企業の振興条例に係る基本的な理念というか、考え方につきましては、基本的には今までも中小企業者の自主的な努力を基調としているということで、今まではどちらかというところと一定規模以上の設備投資など、そういった事業拡大に取り組む事業者に対して支援していたというのが考え方でありました。今国も変わってきて、中小企業者よりさらに小規模な事業所ということで、今までそういった小規模事業者が一定以上の設備投資をしないと支援していなかったのですが、ある程度のハードルを下げた少額といたしますか、そういった設備投資にも国も積極的に支援していくという考え方に立ちました。そういったことから、本市におきましてもそういった国の目線と同じように下げて市内の従業員に対する取り組みが必要だということの考え方が必要ではないかということで考えております。また、今までは、市内で事業所を営む者のみ対象としていたということの基本的な考え方です。先ほども答弁させていただきましたように、今後新たに創業やそういった創業に対して市外から創業する者に対してのものとか、初めて市内において事業を始める住民なども支援の対象としていくことも必要ではないかということで、そういった新たに支援の対象の拡大などを市の施策を総合的に推進することにより、中小企業の振興を図ることが基本ということで考えております。

また、そういった情報の提供の部分については、先ほどお話しさせていただいた支援制度の検討部会の中でも支援制度について知らなかったといった意見の声も聞かれました。これまでも市

のホームページや関係機関と連携し、市内の各事業所への周知に努めておりましたが、実際には情報の送り側と受け側との間には伝達のぐあいの開きがあったということ再度認識したところでもあります。このことから今まで取り組んだ周知方法に加え、商工会議所や商工会、さらには市内の金融機関と連携した各事業所への周知方法の改善なども今後検討していき、支援策が利用されるよう努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 東川議員。

○4番（東川孝義議員） 今までの制度、一定規模以上からハードルを下げて利用する範囲が広がったということで、その意味については理解をいたしました。また、情報提供についても今るる御説明をいただきました。せっかくつくったいろんな制度を多くの方がきちっと利用されるというものには、やはり内容をしっかりと情報を伝達をするというのが非常に重要だと思いますので、先ほど御説明のありました情報の発信する側あるいは受ける側との今後の対応をよろしくお願いをしたいというふうに思います。

さらに、もう一点なのですけれども、事業承継、人材育成という取り組みの中で、先ほど経済団体、金融機関との連携を行い、事業を推進をされていくということでありましたが、実際にこの施策についてどのように検討されているのかお伺いをいたします。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 今御質問ありました経済団体や金融機関との連携の取り組みの具体的な考えている、検討している内容ということの御質問でありますけれども、特に金融機関におきましては日常業務の中でそれぞれ事業所が身近に相談できる立場として、事業所が抱えるさまざまな課題に対応しております。このようなことから先ほども申し上げましたように、市内の金融機関も含めた情報交換及び連携ができる体制が求

められているのではないかと考えております。今までの本市における相談を受ける仕組みにつきましては、行政を初め各関係機関がおの市の市内の事業所から相談を受けておりました。実際国や道などさまざまな商工関係機関から毎日大量にいろんな情報が流れてくる現状の中で、どの機関に相談しても同じ情報が得られる、そういった体制がまず必要でないかと考えております。先ほども話の中でもありました中小企業者への支援については、補助金の支援も当然必要でありますけれども、そういった連携のことを考えますと、各事業者に対する最適な相談サポート体制を提供することも商業支援策として重要であるということで考えておりますので、これらのシステムの構築に向けて関係機関と連携して取り組んでいきたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 東川議員。

○4番（東川孝義議員） ぜひ今御説明があった形の中で推進をしていただくことを要望しまして、次の質問に移らせていただきます。

時間が少ないので、交流人口の拡大について何点かお伺いをします。先ほど外国人観光客の受け入れ態勢のお話がありましたが、実際27年度当市を訪れた外国人観光客、実績として捉えているのであればその人数を教えてくださいというふうに思います。

それと、先ほどの山崎議員の質問ともちょっと重複するかもしれないのですけれども、今回全国規模の大会の誘致等、実際に実施がされたわけですが、先ほどもありました。全国規模の大会を当市で受け入れるという形の中では、市民あるいはいろんなところの団体、やっぱり迎える姿勢、おもてなし、本当に全国大会を名寄市に迎えているのですよというふうな歓迎の姿勢がいまいち不足なのかなというふうに考えております。今後のいろんな行事についても先ほどもお話しされましたけれども、当然こういうふうな大きな大会を誘致をするということになれば、宿泊施設はも

ちろんですけれども、いろんなところへの経済の波及効果があるというふうに考えます。オール名寄で取り組むという姿勢の中では、歓迎、おもてなし、競技だけでなくやっぱり名寄市のよさを知っていただく、あるいは名寄にはこういうところがあるのだというふうな、全体で取り組みを進めるという中で、今後どのような姿勢で取り組みを考えておられるのか、あわせて2点お伺いをしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） まず、私のほうから外国人宿泊客数の状況ということについてですが、外国人の宿泊客数につきましては市内の宿泊施設の協力を得て調査させていただいているところであります。本年度の上半期につきましては162人となっております、多くがアジア圏の方々が占めているということで、下半期につきましてはまだ統計、3月終わっておりませんので、具体的な数字は来ておりませんが、台湾からの教育旅行や国際雪像彫刻大会ジャパンカップなどにかかわって名寄に来られた方もいらっしゃいますので、今現状としては先ほどの上半期の162人より上回るという数字ということをお聞きしておりますけれども、27年度の下半期の分についてはまだ出ておりませんが、上半期は162人ということの状況になっております。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川 勇人君） 全国規模の大会等の受け入れ、歓迎の体制づくりということでもありますけれども、昨年12月19日に民間団体の皆様に集まっていたきながら、総合戦略の施策の説明、今年度の大会の開催状況についてお話をさせていただきました。その後そういった会合をすぐ持てばよかったのですが、持てないままきいている状況にありまして、その後の情報発信なり体制づくりがちょっと滞っていた部分があります。先ほどからお話をさせていただきますけれども、官民一体となった組織が必要だという、これ

は当然でありますので、言われていますように体育協会や各競技団体との連携についてはもちろんでありますけれども、観光関係、宿泊関係、商工関係など関連する団体と連携を図りながら、体制づくりをしながら、それぞれの役割をきちんと認識しながら、それぞれが自主的な取り組みができるような仕組みづくりも含めて推進をしていきたいというふうに考えていますし、当然全国から多くの方が訪れる状況でありますので、本市の農産物や加工品など農業関係の皆さんとも連携しながら、名寄のブランドの情報発信にも努めていきたいというふうに考えていますので、御理解をお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 東川議員。

○4番（東川孝義議員） ぜひよろしくお伺いをしたいと思います。

観光施策ちょっと何点かまだ考えていたのですが、時間がないので、EN-RAYホールについて2点ほどお伺いをしたいと思います。先ほど3万人近く利用されているというふうな御説明をいただきました。多くの方が利用されているということなのですが、施設を利用される方が具体的に使用されるに当たって、現在の利用の窓口の対応の時間的な制約、こういうのもあって、利用者の方からすぐその場でこの日がどうか、あるいはこれが利用できるのかというふうな迅速な対応に向けて、今エフエムなよろもありませんけれども、そことの連携を含めた中でどのように考えているのかお伺いをしたいと思います。

もう一点は、地域文化の創造に向けてというふうなことで、EN-RAYホールでのイベントも非常に重要であると思いますけれども、新しい接点を求めてアウトリーチの活動、これも非常に重要なというふうに思っていますので、ちょっと時間がなくて恐縮ですが、この2点お伺いをしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 1点目に、文化センターの窓口業務ということの質問であります。文化センターにつきましては、新しくできました西館も含めまして全体の予約受け付け、使用料等に関する事項についてはこれまで同様教育委員会のほうで担当しているところであります。新築棟の西館の事務室には、一部業務委託をしています事務所が入居しておりまして、窓口業務としてはホール事業等の場内案内、チケット販売、ホール業務としては音響、照明、設備機構等のホール運営の技術的なものを担当していただいているところであります。施設の予約状況等につきましては、委託業者とも連携をしながら施設利用者には適切な対応に努めているところでありますけれども、議員からありましたように利用者にとっては事務所といっても違いがわからない状況がありますので、しっかりと受託業者との情報共有をきちんとしながら、ある程度のものはお互いが対応できるような仕組みをつくりたいと思っておりますし、初めて利用される方についてはわかりやすいような説明なり案内をするような形で今後努めてまいりたいというふうに考えているところであります。

もう一点、アウトリーチについての御質問になりますけれども、主に学校や福祉施設を対象に行っているところであります。プロの指揮者やホルン奏者による中学校の吹奏楽部への公演、札幌交響楽団員による地元中学生、高校生のための管弦楽器のクリニックや施設慰問、落語や演劇のワークショップ、ピアニストによる福祉団体でのミニコンサートなどEN-RAYホールで開催した公演の翌日にアーティストの協力のもとアウトリーチを行っているところであります。今後におきましても市民の芸術文化に対する意識の向上、参加交流の機会づくりとあわせて広く市民にそういったものを伝える意味ではアウトリーチに積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えていますので、よろしく願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 以上で東川孝義議員の

質問を終わります。

13時まで休憩をいたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時00分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

除排雪のあり方に関して外2件を、佐久間誠議員。

○8番（佐久間 誠議員） ただいま議長から御指名をいただきましたので、通告順に従い発言をさせていただきます。

まず、大項目1、除排雪のあり方に関してであります。昨年からの雪の降り方は、例年と異なり、年前はそれほど積もらず助かったものの、1月、2月と雪が降り続け、3月に入ってから吹雪などもあり、除排雪に携わった委託業者の皆さんを初め所管部局である建設水道部の皆さんの御苦勞も多かったのではないかと御推察いたすところであります。通常と異なる降り方となったため、実際の降雪量統計とまた別の豪雪感を持たれている方が多いのではないかと感じております。とりわけ市民の皆さんからは、雪処理に関してもっと予算をとってでも何とかならないのかとの声が寄せられております。冬期間における安全で快適な道路網の確保と環境整備は、市民生活や経済活動を営む上で極めて重要な課題であり、特別豪雪地帯に指定されております本市にとっても最も優先すべき基本的な行政サービスであります。高齢化社会を迎えた中での雪処理のあり方は、定住人口の動きに大きく影響するものと考えます。

そこで、小項目（1）、高齢者宅前の除雪制度の拡充についてお伺いいたします。現在当市の高齢者を対象とした除雪に関する支援制度の内容、実績、利用人数についてお知らせください。

次に、小項目（2）、近隣自治体と比較した除排雪体制について伺います。今冬期は、さきに触れたように通常雪の降る時期、余り降らなくなる

時期のずれからか、排雪のおくれが目立ちました。市民の皆さんからは、あそこの市ではあれだけきれいになっているのに、何で名寄はこんなにひどいのかとお叱りも受けているところでもあります。そこで、名寄市の委託業者の持つ除雪機械の数について伺いたいと思います。市から貸与しているもの、業者の持っているもの、作業従事人数について通常時と排雪作業時でどの程度稼働しているのかお知らせください。

小項目（3）、除排雪体制の抜本的な改善策についてであります。当市には、名寄の冬を楽しく暮らす条例がありますが、利雪親雪推進市民委員会での議論状況について、どのようなテーマが取り上げられているのか、特徴点について幾つかお知らせください。

また、除排雪対策については議会でも何度となく取り上げられてはいますが、改善が図られない、市民の目からも改善の動きが見えづらいことから、総体的な検討が必要だと思えます。私は、除排雪予算の面、機械力とオペレーター確保、業務委託先の関係、除排雪の方法、市民の協力、例えば道路に雪を出さない、あるいは建築確認申請時に雪処理方法と堆積場所を確保させるなど、行政と市民双方で努力し、考えるべきことがあると思えますから、抜本的な改善策についてたたき台を練った上で雪処理対策の検討委員会を設置してはどうかと思うわけですが、考え方について伺いたいと思います。

大項目2、TPP大筋合意と農畜産業支援について伺います。御案内のように、TPP、環太平洋経済連携協定は、物品やサービス、知的所有権、投資、労働など21分野の交渉パネルがあり、農産物はその一つであります。農業を基幹産業とする当市にとって最大の影響を受けるのが農業分野に関連することですので、そこに絞ってお聞きいたします。私は、現在の流れを見ておまして、国のTPP対策事業は強い農業に収れんし、小規模農家など弱者が切り捨てら

れるのではないかと危惧しております。そうしたことにならないように、何点か農畜産業支援について当市の考え方をお伺いいたします。

小項目（1）、畑作の基盤整備事業についてですが、畑作における農地の基盤整備事業について、どのような計画になっているか伺います。特に平成23年から27年までの5年間、北海道で取り組まれた農業者が必要な基盤整備に取り組めるよう農家負担率の軽減を図ったパワーアップ事業について、本年度も継続されると聞くわけですが、本事業の助成対象及び補助率は従前と変わらないと理解してよいかどうか伺いたいと思います。

また、国の事業としては、産地パワーアップ事業が創設され、本年度から実施されると聞いておりますが、本事業の概括的内容についてお知らせください。

小項目（2）の近年の集中豪雨による圃場被害防止対策についてですが、災害が少ないと言われてきた本市においても油断できない大雨が降るようになってきました。集中豪雨から農業生産物の被害を防ぐための暗渠整備、かんがい、排水計画、河川の護岸整備等の状況はどうなっているかについてお知らせください。

小項目（3）、畜産業への支援策について、TPP関連でダメージを受ける畜産農家に対する経営安定対策について、国の動向等で把握している対策事業などについて伺いいたします。

大項目の3、通学児童の安全確保についてですが、当市の小学校全般における通学時の安全対策で父兄や学校から出されている要望と講じられた対策について、どのようになっているのか伺いたしたいと思います。

小項目（1）、豊西小学校閉校に伴う通学区変更での安全対策について、万全な安全対策が求められているところですが、現在まで協議されている状況について伺いたしたいと思います。

（2）、冬期の歩道の確保と信号機、標識等の設置の考え方について、とりわけ豊西小学校が閉

校し、4月から通学路が変更になることにより、児童の通行する箇所等の冬期の歩道の確保が栄町通浅江島公園側にも必要と思っておりますが、考え方についてお伺いしたいと思います。

また、信号機、横断歩道、標識、表示等の増設等の考え方についてお伺いいたします。さらに、歩道に関してはこの場所のみならず、学校周辺については特段の配慮をし、両側の歩道を確保すべきではないか、このように考えておりますが、御見解をお示しいただきますようお願いしまして、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 馬場こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（馬場義人君） ただいま佐久間議員からは、大項目で3点にわたり御質問いただきました。大項目1の小項目1は私から、小項目2と3は建設水道部長から、大項目2は経済部長から、大項目3は教育部長からの答弁となりますので、よろしくお伺いいたします。

最初に、大項目1、除排雪のあり方に関して、小項目1、高齢者宅前の除雪制度の拡充について申し上げます。本市の高齢者を対象とした除雪支援制度につきましては、名寄市高齢者自立支援事業条例に基づき、名寄市除雪サービス等助成事業を実施しております。本事業の対象者につきましては、70歳以上の高齢者世帯、障害者世帯を対象として収入基準を設け、基準額以内の世帯を対象として実施しており、その収入基準につきましては就学援助制度を参考として、生活保護費の1.3倍としているところではございますが、平成26年の消費税の改定に伴った生活保護基準が改定するときにはその影響が利用者に不利益にならないよう平成24年の基準を使いながら事業を進めていったところでございます。

また、制度を合併特例期間終了に伴い、名寄地区と風連地区との統合に対する緩和措置を平成23年より段階的に進めておりましたが、平成28年度からは同一の基準で進めることとなります。

助成の方法といたしましては、市が指定した事業者と利用者の契約を結び、使用することとなりますが、平成27年度から金額を拡充いたしまして、機械による除雪サービスは1シーズン2万6,000円、風連地区のみになりますが、手作業による除雪は1シーズン9,000円として実施をしているところでございます。また、生活保護世帯に対しましては、市が除雪を委託しておりますが、平成27年10月からは生活保護基準が改正され、除雪費が支給されることとなったため、生活保護費から支給される除雪費用を除く額について支給することといたしました。

平成26年度の除雪サービス等助成事業の利用者の実績といたしましては、除雪助成券の利用者が名寄地区で170件、風連地区で100件、合計270件となっており、生活保護世帯に対する除雪サービスでは名寄地区が31件、風連地区が6件の合計で37件でございまして、両除雪サービスを合わせますと307件の利用実績となっております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 私からは、大項目1、除排雪のあり方に関しての小項目2と3についてお答えいたします。

初めに、小項目2、近隣自治体と比較した除排雪体制について申し上げます。名寄市における除雪出動は、その日の朝までの降雪量がおおむね10センチに達するとの気象情報や降雪状況などを見きわめて判断しております。また、幹線道路の排雪作業は積雪がおおむね50センチとなりますと周りの状況を見ながら判断しております。

今年度名寄市の除排雪作業に使用している機械については、全台数では164台となっております。また、これらの機械を稼働させるためのオペレーターと運転手及び助手を含めて除排雪の作業員数は約190人です。機械の保有台数と機種の内訳としましては、市が保有して業者へ貸

与している機械が除雪トラック4台、ドーザー5台、グレーダー4台、歩道ロータリー1台、大型ロータリー2台の計16台、また業務委託先各業者が自己保有している機械が除雪トラック32台、ドーザー34台、グレーダー3台、歩道ロータリー7台、大型ロータリー8台の計84台と排雪ダンプが64台を合わせると148台となっております。除排雪の作業別としましては、除雪作業での稼働台数は84台で、機種の内訳では除雪専用トラックが35台、ドーザー37台、グレーダー4台、歩道ロータリーは8台となっております、これ以外に市直営の歩道ロータリーが1台参入しまして、朝8時半までには作業を終わらせる体制としています。また、排雪作業での稼働台数は最大80台で、4班の体制としており、1班当たりの機種の内訳では大型ロータリー1台、グレーダー1台、ドーザー2台、排雪ダンプは11台から最大16台で編成しています。名寄地区は最大3班、風連地区は1班が編成され、幹線道路はシーズン最大4回、生活道路はシーズン1回の作業を行っている状況であります。

続きまして、小項目3、除排雪体制の抜本的な改善策について申し上げます。初めに、利雪親雪推進市民委員会につきましては、名寄の冬を楽しく暮らす条例を推進することを目的に設置されているところです。活動や議論状況といたしましては、雪や寒さに親しむ暮らしづくりを推進する活動が中心となりますが、市民の模範となる利雪・親雪にかかわる活動を行っている団体などを推奨するホワイトマスターの候補者について市に提言を行っているほか、冬カレンダーの作成、また講習会やイベントなどの企画を行うなど主に冬や雪を生かした暮らしづくりの推進にかかわる議論を行ってきているところです。

次に、除排雪体制の総体的な検討について申し上げます。これまでも道路交通の確保や安全性を維持するため、除排雪体制の見直しを行ってきました。最近では、平成24年度の大雪であったシ

ーズンの検証を踏まえて、平成25年度から幹線道路の排雪回数を最大4回にふやし、緊急道路として常に一定の道路幅員を確保することとしました。また、生活道路では車道が狭くなり不便をおかけしていることから、雪堆積が可能な場所での積み上げ除雪により車道を拡幅するなどの除排雪体制を見直したところです。これらの作業に係る経費として約3,000万円を増額し、よりよい道路環境の整備に努めてまいりました。

除排雪体制の全体的な検討として、予算の面と機械力、人員の確保につきましては、これまでの除排雪の事業費は決算ベースで過去5年間では4億2,000万円前後で推移しております。市内業者の自社機械保有状況は、経営体力的に厳しくなっており、市が貸与する除排雪機械をふやすことにより機動力の維持、増強を図っていかねばなりません。また、排雪作業の組織体制を強化、拡大することにより、生活道路の複数回排雪も可能にするための手法を模索しているところです。市民との協働や行政の支援によって町内会から積極的な協力が得られることなどについても研究を進めているところです。今後の課題としては、毎年市民から寄せられている意見や要望の課題を解決していくための検討委員会を設置することもこれからの除排雪体制を確立させていくための手段として検討し、市民合意による除排雪体制の確立を目指してまいりたいと思います。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 私からは、大項目2、T P P大筋合意と農畜産業支援について、小項目1、畑作の基盤整備事業についてと小項目2、近年の集中豪雨による圃場被害防止対策について、関連いたしますので、一括してお答えいたします。

畑の基盤整備事業については、過去に昭和50年から平成20年までに智恵文地区で3回、平成10年から平成13年には風連日進地区で1回、補助事業を活用し、事業を実施しております。一

一般的な事業の流れとしては、地域の要望を受け、その内容を市町村の農業農村整備事業管理計画に盛り込みまして、道営事業の新規採択地区として実施していくこととなっております。現段階では、智恵文地区が整備後30年から40年が経過し、老朽化による排水不良が生じております。あわせて近年の集中豪雨に対する排水能力の改善についても地域要望として出されており、平成27年度に智恵文地区全域を対象としまして、区画整理、暗渠排水、除れき、用排水路、幹線排水路等の総合的な整備に向けて農業農村整備事業管理計画に掲載し、新規地区として採択していただけるよう北海道と協議を進めております。

また、北海道独自で実施しています農家負担軽減措置、通称パワーアップ事業ですが、平成28年度から5年間継続していく予定と聞いておりますので、名寄市においても今まで同様取り組んでまいります。パワーアップ負担率についてはまだ北海道より提示されていませんが、平成27年度までと同様の負担軽減率となるように北海道に要望していきたいと考えておりますので、御理解願いたいと思います。

次に、産地パワーアップ事業につきましては、国のTPP対策として平成27年度補正予算により基金化され、平成28年度より事業実施となるものです。概要につきましては、地域の営農戦略として産地パワーアップ計画を策定し、計画に基づき意欲ある農業者等が高収益な作物や栽培体系へ転換を図るために必要な機械や機器のリース及び施設整備に対し2分の1の補助が受けられるものです。産地パワーアップ計画では、販売額の10%以上向上または生産コストの10%以上低減を達成目標とすることが条件となっており、今後北海道から示される方針に沿ってJAなど関係機関、団体と協議の上、契約策定に当たっていく予定です。

集中豪雨から農業生産物の被害を防ぐための河川の整備については、市の管理している普通河川

改修については補助事業等に該当するメニューがないため、市の単独事業により整備を行っております。河川周辺の農地や道路を冠水被害から守るために、洗掘された川岸については布団かごや土のうを積んで整備を行い、また河川の機能を改善するために川底に堆積した土砂や流木の除去を行っております。集中豪雨等の災害による川岸崩落については、国の公共災害復旧事業により補助事業として護岸復旧工事を行っております。また、国や北海道が管理する河川については、河川整備や維持についての要望書を提出しており、毎年予算の範囲内で改修事業を実施していただいている状況でございます。

次に、小項目3、畜産業の支援策について申し上げます。国によるTPP関連政策大綱に基づく対応として、平成27年度補正予算と平成28年度当初予算で措置された支援策のうち、当市の畜産業に大きなかわりを持つものは畜産・酪農経営安定対策、草地整備の推進、畜産クラスター事業の拡充の3点が挙げられます。畜産・酪農経営安定対策につきましては、通称牛マルキン、豚マルキンと呼ばれているもので、肉用家畜における枝肉売り払い価格が生産コストを下回る場合にその差額に対して補填される制度です。牛肉、豚肉ともに従来の補填率8割から補填率9割に引き上げられるとともに、補填金の原資となる積立金の負担割合が従来の国と生産者が50%ずつであった豚マルキンが牛マルキンと同率の国75%、生産者25%に拡充されるという内容であります。草地整備の推進につきましては、既存の農業開発公社による草地整備事業の活用を含め、生産者により優位に草地整備が進められるよう事業採択の指導に当たってまいりたいと考えております。

畜産クラスター事業の拡充につきましては、地域で作成する畜産クラスター計画に基づく機械のリース導入、施設整備、家畜導入等に対する支援策となっており、今回予算の増額と合わせ基金事業として拡充をされました。現在施設整備及び機

械のリース導入に対する事業要望を上げているところですが、基金化に伴い、年に数回の要望取りまとめが行われることとなり、今後においても関係機関との連携を図り、地域課題に即した事業実施に努めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 私からは、大項目3、通学児童の安全確保についてお答えいたします。

小項目1の豊西小学校閉校に伴う通学路変更での安全対策についてですが、まず初めに豊西小学校においてPTA関係者や安全安心会議関係者とともに名寄南小学校と名寄西小学校への新たな通学路の設定をしていただき、それをもって名寄警察署などの関係機関と協議を進めてきました。その中で通学路の設定において横断歩道や標識等の設置が必要な箇所がありました。さきの定例会でも答弁したとおり、横断歩道を設置する要件としては横断歩道の両側に歩道が整備されていることや冬期間に歩道の除雪がなされ、一年を通して利用が可能であることなどです。この要件を満たしていないために、学校が考えていた通学路が一部変更された箇所はありましたが、冬期間に一定期間の除雪をするなどの対応をとることによって、新たに通う学校への通学路が確保できる見込みになっております。ただし、横断歩道については新年度当初からの設置が不可能なことから、当面は女性交通安全教育指導員の方々などに協力をいただき、街頭指導を行いながら安全対策を進めていきたいと考えておりますので、御理解願います。

次に、小項目2の冬期の歩道の確保と信号機、標識等の考え方についてお答えいたします。通学路変更に伴う冬期の歩道確保については、教育委員会、名寄警察署等の関係機関との協議により新たに設定される通学路の歩道除雪を進めてまいります。西12条の豊栄通においては、新たに中央通から南2丁目、リンゼイ通までの浅江島公園側

を歩道除雪により確保いたします。学校周辺の歩道は、両側の除雪を行うべきではないかという意見につきましては歩道除雪は歩行者の安全を確保するため、主に通学路、幹線道路等は歩道除雪を実施しております。歩道の除雪では、車道側へ雪を堆積するため、車道と歩道の間で雪山が高くなり、交差点付近では見通しが悪くなることから、車道部の交差点排雪作業時で雪山の上部切削を行っております。両側に歩道が設置されている路線におきましても冬期間は車道の雪の堆積スペースとして利用し、車道幅員の確保を行っております。また、車道の除雪を行った際に交差点の横断歩道付近に雪が堆積する状況が発生することから、除雪後のパトロール等により現地確認の上で除雪処理を行ってまいりますので、御理解願います。

次に、信号機、標識等の設置につきましては、これまでも町内会やPTA連合会から要望があり、名寄警察署へ信号機や横断歩道の設置、速度制限等の要望書を提出してきておりますが、設置には至っておりません。今後におきましても設置に向けて粘り強く対応してまいりますので、御理解願います。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 申しわけありません。先ほど小項目2のところ、業種別の台数とか報告をさせていただいて、その後除雪の関係で朝7時半まで作業を終えるところを8時半というふう間違えて報告してしまいましたので、訂正したいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 佐久間議員。

○8番（佐久間 誠議員） それぞれ御答弁をいただきましたので、可能な限り順を追って再質問させていただきます。

まず、除排雪のあり方に関しての高齢者宅前の除排雪制度の拡充の関係についてです。先ほどお答えいただいたのですが、それぞれ名寄の中でも

高齢者に対する配慮としてさまざま事業がされているところなのですが、先ほど御説明ありました関係では、所得制限があって、これが壁になって70歳以上でも利用できないというところがたくさんあるのです。それで、私もいわゆる近隣のところではどうなっているのかということで調べてみたのですが、特に豪雪地帯の美唄市、ここでは間口除雪条例をつくって住民サービスを行っているということでありまして、ここは美唄市の間口除雪条例の特徴としては、70歳以上の高齢者宅について無償と、それから有償、お金を払ったら利用できますよということで、車道除雪後の間口の残雪を除雪しているという事例があります。生活保護世帯では無償なのですけれども、4段階ありまして、低所得者は低所得者なりに配慮があって、そして市民税課税世帯では2万4,000円払ったら同じサービスを受けられるということで、ただ要望者は、希望者を募りましてのことですけれども、タイヤショベル等での除雪をした場合に堆積場所があるかどうかとか、それから歩道除雪路面に面していないかどうかということなどが審査の対象になるわけでありまして。例えばこれを名寄でやった場合に市民税課税世帯での希望世帯がどの程度あるかというのは、これまた少し試算しなければならぬのですが、美唄市でいいますと市の一般財源からの持ち出しが年間で200万円程度とのことでありまして。それで、平成20年で見ますと総利用者が193件、生活保護世帯12件、80万円以下の低所得者が107件、非課税が36件、課税38件の内訳になっているところでありまして。そこで、高齢者に対する公平感の観点から、せっかく健康で頑張って何とか楽しみを持ちたいなど。しかし、やっぱり体も弱ってきて、置かれていく雪はちょっときついなという人、そういう、だけれども所得の面で対象にならないと。課税世帯であっても、例えば美唄市で見ますと2万4,000円払って、そして間口除雪をやってほしいなど、このように言う方もおられるとい

うふうに思うのです。それで、今のままではまちを通ったときに苦労して除雪されている方や何か含めて声もかけられないということでもありますので、ぜひお年寄りに対して当市でも優しいまちづくりということで検討してはいかがかということでお伺いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 馬場こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（馬場義人君） 今御質問いただきました美唄市さんの間口除雪事業条例につきましては、私どもといたしましても担当者のほうに確認をさせていただいたところ、事業の対象はおっしゃるとおり一戸建ての住居に居住されております70歳以上または身体障害者手帳をお持ちの1、2級の方と伺っております。また、平成27年度お聞きした段階では172件の申請があるとお聞きしているところでございます。名寄市の平成27年度の現在の助成件数といたしましては、合わせまして281件となっております。これは地区の民生委員さんの皆様の多大な御協力により、必要な方の声かけだとか申請のお手伝いをいただいたたまものでございまして、大変感謝しているところでございます。

本年2月末現在の御自宅にいらっしゃる70歳以上のみの世帯の方々は、おおむね約3,150世帯ほどで見込まれておりますけれども、その全てを対象といたしまして、ごく粗い計算となりますが、現在助成制度の機械除雪で試算をした場合、約8,200万円ほどとなりまして、現状より7,300万円ほど増加すると見込まれるところでございます。高齢者の皆様への除雪サービス等事業につきましては、合併前には旧名寄市において間口除雪のみ実施してきたという経緯がございまして、平成18年の合併により名寄地区では現在の利用者の多様なニーズに対応できる助成券方式をとらせていただき、平成20年度からは対象年齢と収入金額を設けた現在の方式とさせていただいているところでございます。平成24年度には、風連

地区におきましても名寄地区の制度と統合して実施をしている経過がございますが、個々の契約状況全て把握していないので、全ての実態がわかりかねる部分がございますが、業者との契約の中では間口除雪のみを御契約され、降雪は御自身で除雪されている方だとか、間口も含めて玄関口付近まで契約されて、除雪助成券に御自身で料金を追加して依頼をされているという方もいらっしゃるというお聞きしております。現状では、御自身で選択ができる本市の方法を継続させていただきたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 佐久間議員。

○8番（佐久間 誠議員） 除雪の関係全般に関係するものですから、今室長がお答えいただいたことについて予算の関係も含めて、希望者がどの程度あるかはまた別ですけれども、ただこれだったら住み続けられるという名寄市としての環境整備が私はどうしても必要だというふうに思うのです。特に間口除雪の推進を初めとする冬期の環境整備というのは、人口減や流出に歯どめをかけられる一手法だというふうに思いますから、この後ちょっと除雪制度全般について御質問、ほかの課題でやりますので、ぜひこちら辺も検討していただきたいということをまず要望したいと思います。

それで、次に移りたいと思うのですが、近隣自治体と比較した除排雪体制について、先ほど機械の台数等々について中村部長のほうからお答えいただきました。それで、特に市民の皆さんから先ほども言いましたように名寄の除雪体制についてどうなっているのかという疑問の声が上がっておりまして、よく比較されるのが隣まちの士別市なのです。それで、私も一番雪の多い2月中旬に士別に調査しに行っていました。それで、見てみますとやっぱり町中の除雪が大変行き届いているのです。そこで、私は機械力の差かなと、当初はそういうふうに思ったわけなのですが、先ほど

いただいた回答をお聞きした限り、委託業者が所有する除雪機械も合わせたら名寄の保有台数のほうが多いということでもあります。名寄は合計164台、ちなみに士別は合計115台です。ただ、市が業者に対して貸与している機械数が名寄はかなり少ないということです。士別が22台貸与しているわけです。それで、名寄は16台、パーセントでいうと除排雪作業に使用している除雪機械のうち市貸与の機械が委託業者の持つ機械を含めた総数に占める割合が名寄市が9.75%、士別は19.1%ほどになるわけです。特に名寄市が業者に貸与している歩道ロータリーで見ますと6台少なく、大型ロータリーでは3台貸与のものが少ないということになるのです。それで、排雪ダンプなどはそれを見ると圧倒的に名寄が確かに多く所有しているわけでありまして。そこで、先ほども少し触れられていたのですけれども、ロータリー車は冬期排雪のほかに夏場の仕事での転用ができないということから、名寄の業者の設備投資に対する多大な努力がなされているということが見てとれると。一方で、市が貸与する機械台数が少ないということは委託業者の負担につながっていないかと。そしてまた、除雪にかかわる仕事を希望する新規参入業者の障壁になってはいないかということでもあります。そこで、労働力不足の解消だとか、それから安定した除排雪体制を構築する上から、市の保有する除雪機械、業者への貸与台数は少ないのではないかとというふうに思うのですが、適正かどうか、この辺についての考え方をお願いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 市からの貸与する除雪機械の台数が適当かどうかということの御質問ですけれども、今現体制、名寄市の除排雪体制の中では機械が特に不足をして除排雪の体制に影響しているという状況にはございません。ただ、機械がどうしても老朽化をしてくるにしまして、各市内の業者のほうでは時期を見ながらぜひ更新を

していただきたいという機械についてはお話は聞いてございますけれども、現体制の中では特に私どもが業者にお貸しをする台数について少ないというようなふうには思っておりません。

○議長（黒井 徹議員） 佐久間議員。

○8番（佐久間 誠議員） それでは次に、近隣の札幌市では小型除雪機械、これを町内会に貸与し、狭隘になった生活道路を市民の協力を得て道幅の確保に努める市民協働事業をスタートさせております。そして、帯広市や旭川市なども、他の自治体においても町内会や自治会、住民による自発的な除雪を支援するために除雪機械の貸与、それから操作講習会、除雪用機械の運転免許取得費用の補助、あるいは除雪機械の維持管理費や作業実費の助成、防災知識の普及など、自助、共助の積極的な取り組みをサポートしているわけですが、これらの取り組みを名寄でも制度化できないかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 先ほども少しお話ししましたけれども、除排雪の体制については多くの市民の皆さんから御意見をいただいております。たしか先ほど申し上げましたけれども、24年度に大雪がございまして、それを受けて25年5月から「なよろの除雪」というチラシを毎月出させていただいております。市民の皆さんに少しでも除雪のことについて関心を持っていただきたいということも含めまして発行させていただいております。たしか25年7月に無作為で市内の1,000人の皆さんにアンケートをとった結果などについても「なよろの除雪」の中でお知らせをしたりしてきているところであります。

また、実際に交差点の関係について見にくいというようなこともありまして、交差点排雪について26年度からさらに少し力を入れているという状況にもあります。除排雪の体制については、議員おっしゃるとおり行政が全てをやるということはなかなか難しいというふうに考えています。こ

れは、財政的な部分も当然ありますし、その年、年によっては雪の降り方も違いますので、市民の皆さんにぜひ御協力いただく部分については、これまでも御協力をいただいておりますけれども、さらに他市町村の先ほど議員から提言がありました内容について検討させていただきながら、できる部分については取り入れていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 佐久間議員。

○8番（佐久間 誠議員） 町内会に小型除雪機械を貸与する方法なども、市が通常の除雪やってもその後に、これはモラルの面もあるのですけれども、やっぱりまた道が狭くなると。交差しながら通行ができないというようなこともありますから、ぜひ小型除雪機械のそういった公の団体などに準備して貸し出すことも含めて、全体の協力で町内の狭隘になった道を除雪する方法も、これはまたやっぱり考えていくべきではないかなというふうに思っております。

それから、決定的な土別と名寄市の除雪の差ということですが、土別はいわゆる1次除雪においてロータリー車も一緒に走らせていることなのです。だから、かき分け除雪は一緒なのですが、かき分け除雪をした後に土別はロータリー車を追っかけて走らせている。だから、積み上げ除雪をその後やっているから、かなりその意味では道幅の確保、それから置かれた雪の一定の解消になっているということがうかがわれます。それで、昨日市長のほうから民間会社発想で最少のコストで最大の効果が上げられるようにとのお話がありました。市民の血税を預かっているわけですから、そのお金を大切に使う、どう振り向けていくのか、特に福祉の充実に効果を上げていくという意味合いで川村議員とのやりとりがなされたというふうに理解しているのですが、これは大変すばらしいことだと、私はそのように思っています。

そこで、除雪の話に戻りますけれども、除雪に

かかわる士別市の平成27年度の予算は3億5,000万円であります。名寄と同じく10センチ降ったら出勤、それで士別地区、朝日地区それぞれ委託、士別環境整備事業協同組合、朝日地区環境維持協同組合が対応しております、朝4時から起きて車道、歩道合わせて611キロメートルやっているということです。名寄市は、車道、歩道、排雪の総延長は652.7キロメートルというふうに私理解しておりますから、それほど変わらない。平成26年度決算で名寄は4億4,800万円使っているわけです。これをキロコストに直しますと、士別は57万2,831円、これワンシーズンでありますけれども、名寄は68万6,379円ということになるわけです、同じワンシーズン。そうすると、キロコストで約11万円違うと。総予算ですと、ざっと先ほどの大体あらあらですけれども、名寄の使っている除雪費用が9,800万円多いということになるわけです。総延長としては41キロ長いですが、キロ単価コストでやっぱり11万円多いというのは、保有した除雪機械を貸すのと、それから業者が持つ機械でやるのと単価が違うからだというふうに思うのですけれども、しかしこれなら暫時機械を一定数ずつふやしていくほうがいいのではないかと。しかも、民間業者の負担も抑えられると。しかも、ロータリー車と一緒に走らせることによって市民の満足度もこれは上がるのではないかと考えるわけですが、いかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 今佐久間議員のほうから具体的な除排雪にかかわる金額も含めて士別との比較ということでございました。私どもが押さえている金額とは大分開きがあるのかなというふうに思っております。それをどうこうということではないですけれども、人口割でいいますと名寄市のほうが実は経費がかかっていないのかなというふうに押さえています。このことだけちょっと申し上げたいというふうに思いますけれど

も、今お話がございました民間のそれぞれの委託先についての機械等については、先ほども申し上げましたけれども、民間の皆さんに負担がかからないように今後も対応を考えていきたいというふうに考えています。既に委託先の業者のほうからは、26年度に除排雪に入る前の時期に要望が名寄、風連それぞれありまして、老朽化している機械についての更新ということでお話がございました。これについては、名寄市が貸与する、あるいは事業先、委託先のほうで機械を購入をする、その際に助成をとというような、いろいろな方法があるということで、これは今後また協議をさせていただきたいというふうに考えているところです。

ちょっと答弁全部ではなかったかもしれませんが、以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 佐久間議員。

○8番（佐久間 誠議員） 私も同じ年度で比較できるように調べればよかったです、ちょっとそれは今ほど部長が申されたところは後でさらに精査して、お互いにまた議論したいというふうに思うのですけれども、いずれにしても1つロータリー車をつけることによってかなり住民生活にとって大きく改善が図られるということについては、私はこの場では強調しておきたいというふうに思います。

それと、先ほど名寄の冬を楽しく暮らす条例ということで、条例のお話がありました。議論状況を伺ったのですが、私はこの名寄の冬を楽しく暮らす条例、これにやっぱり冬期の予算を、除雪のいわゆる余った予算から何割かをこの条例に、改正して基金として積み立てるような形をつくってはいかがというふうに考えているわけでありまして、それで、千葉県の子川市、ここは1%条例ということで、この制度は地域づくりの主体であるボランティア団体あるいはNPOなどの活動に対して個人市民税納税者が支援したい団体を選んで個人市民税額の1%相当、これを支援できると。これは、団体の事業費の2分の1が上限ですけれども、

さらには地方自治法の241条の基金の項目、こ
こも一つの目的を持って基金を積み立てると。特
に私は、市の持つ機械が9%ぐらいというのはや
っぱり非常に少ないと思うのです、保有台数が。
そしてまた、これお金の支払い方私詳しく聞いて
いないのですけれども、これも時間ないですから
ここでやりとりしませんけれども、やっぱり持ち
出しの機械を貸与して、業者に貸与してやること
によってコストも削減できるというふうに思いま
すから、ぜひ先ほどいただきました検討委員会の
設置等々の中でまた議論をさせていただきたいと
いうふうに思います。

それで、大項目2のTPP大筋合意と農畜産支
援の関係でありますけれども、1つは先ほど御答
弁いただきましたパワーアップ事業について、こ
れ北海道でやっているものですが、ぜひ助
成対象及び補助率について道の予算がついた段階
で詳細をお知らせさせていただきたいと思いま
す。

それと、畑作地帯のほうから道路の側溝が浅い
と。農地からの排水が流れ切れないという声があ
ります。また、橋の前後の取りつけが悪くて苦勞
しているという声を聞きます。整備状況はどうな
っているかについてお伺いしたいと思いま
す。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 今議員のほうか
らございました道路の側溝がだんだん土砂で浅く
なってきた、なかなか農地からの排水が流れ切ら
ないだろうという御質問かなというふうに思っ
ています。郊外地における排水路施設がほとんど農
業排水を兼ねた整備が行われておりまして、どう
しても集中豪雨がございまして農地に降った雨が
農地の保水限界を超えた時点で道路排水のほうに
流れ込むというのが状況になっております。道路
事業のほとんどが補助事業によって実施をしてい
る関係もございまして、どうしても排水の断面等
補助事業であるがゆえに一定の基準がございま
す。道路排水ということですので、なかなか大雨に
対応した断面ということの設計ができなくてという

のが実態でございます。流れないところを土です
とか取ればいいのですけれども、下げていけばい
いのですけれども、なかなかその水の流れを幹線
排水だとか河川まで引き込むということになれば
傾斜が必要ですから、一定の深さでその幹線まで
床下げをしていかなければならないということも
ありますし、断面が狭いということになれば、広
げるということであれば農地あるいはこれ場所
によるのでしょうかけれども、宅地に係るような場
合も当然あります。その意味では事業費が大変多
くなるということで、なかなか現状としては難し
いかなというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 佐久間議員。

○8番（佐久間 誠議員） ちょっと時間がなく
なりました。それで、残った部分は予算審議の中
でやらせていただきたいというふうに思いま
す。

TPPの対策、私は11日に熊谷議員から基本
的なお話あったというふうに思いますから、重複
避けますけれども、このままではやっぱり農業が
立ち行かなくなるのではないかというふうに思
いますので、ぜひこの問題については地域主義の立
場を理事者の皆さんには貫いていただきたいとい
うことを時間オーバーですけれども、お願いしま
して、私の質問を終えます。ありがとうございます。

○議長（黒井 徹議員） 以上で佐久間誠議員の
質問を終わります。

これもちまして一般質問を終結いたします。

○議長（黒井 徹議員） お諮りいたします。

議事の都合により、明日3月16日から3月2
3日までの8日間を休会といたしたいと思いま
すが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、明日3月16日から3月23日までの
8日間を休会とすることに決定をいたしました。

○議長（黒井 徹議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもちまして散会といたしたいと思
います。

御苦労さまでした。

散会 午後 2時01分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきこ
とを証するため、ここに署名議員とともに署名す
る。

議 長 黒 井 徹

署名議員 野 田 三樹也

署名議員 塩 田 昌 彦

平成28年第1回名寄市議会定例会会議録
開議 平成28年3月24日（木曜日）午後1時30分

1. 議事日程

- | | | | |
|------|-------------------------------------------------|-------|---------------------------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員指名 | 日程第5 | 議案第35号 名寄市中小企業振興条例の一部改正について |
| 日程第2 | 議案第19号 平成28年度名寄市一般会計予算（予算審査特別委員長報告） | 日程第6 | 議案第36号 名寄市消費生活センター設置条例の一部改正について |
| | 議案第20号 平成28年度名寄市国民健康保険特別会計予算（予算審査特別委員長報告） | 日程第7 | 意見書案第1号 貸切バス事業への「規制緩和」見直しと運転手の労働条件改善を求める意見書 |
| | 議案第21号 平成28年度名寄市介護保険特別会計予算（予算審査特別委員長報告） | | 意見書案第2号 子どもの貧困対策の抜本的強化を求める意見書 |
| | 議案第22号 平成28年度名寄市下水道事業特別会計予算（予算審査特別委員長報告） | | 意見書案第3号 奨学金制度の充実等を求める意見書 |
| | 議案第23号 平成28年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計予算（予算審査特別委員長報告） | | 意見書案第4号 地方交付税の安定的確保を求める意見書 |
| | 議案第24号 平成28年度名寄市食肉センター事業特別会計予算（予算審査特別委員長報告） | | 意見書案第5号 介護職員の人材確保を求める意見書 |
| | 議案第25号 平成28年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算（予算審査特別委員長報告） | | 意見書案第6号 地域の中小企業への支援充実を求める意見書 |
| | 議案第26号 平成28年度名寄市病院事業会計予算（予算審査特別委員長報告） | 日程第8 | 報告第2号 例月現金出納検査報告、監査報告について |
| | 議案第27号 平成28年度名寄市水道事業会計予算（予算審査特別委員長報告） | 日程第9 | 閉会中継続審査（調査）の申し出について |
| 日程第3 | 議案第33号 公益的法人等への名寄市職員の派遣等に関する条例の一部改正について | 日程第10 | 委員の派遣について |
| 日程第4 | 議案第34号 名寄市児童クラブ条例 | | |
-
1. 本日の会議に付した事件
- | | |
|------|-------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員指名 |
| 日程第2 | 議案第19号 平成28年度名寄市一 |

- 般会計予算（予算審査特別委員長報告）
- 議案第20号 平成28年度名寄市国民健康保険特別会計予算（予算審査特別委員長報告）
- 議案第21号 平成28年度名寄市介護保険特別会計予算（予算審査特別委員長報告）
- 議案第22号 平成28年度名寄市下水道事業特別会計予算（予算審査特別委員長報告）
- 議案第23号 平成28年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計予算（予算審査特別委員長報告）
- 議案第24号 平成28年度名寄市食肉センター事業特別会計予算（予算審査特別委員長報告）
- 議案第25号 平成28年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算（予算審査特別委員長報告）
- 議案第26号 平成28年度名寄市病院事業会計予算（予算審査特別委員長報告）
- 議案第27号 平成28年度名寄市水道事業会計予算（予算審査特別委員長報告）
- 日程第3 議案第33号 公益的法人等への名寄市職員の派遣等に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第34号 名寄市児童クラブ条例の一部改正について
- 日程第5 議案第35号 名寄市中小企業振興条例の一部改正について
- 日程第6 議案第36号 名寄市消費生活センター設置条例の一部改正について
- 日程第7 意見書案第1号 貸切バス事業への「規制緩和」見直しと運転手の労働条件改善を求める意見書

- 意見書案第2号 子どもの貧困対策の抜本的強化を求める意見書
- 意見書案第3号 奨学金制度の充実等を求める意見書
- 意見書案第4号 地方交付税の安定的確保を求める意見書
- 意見書案第5号 介護職員の人材確保を求める意見書
- 意見書案第6号 地域の中小企業への支援充実を求める意見書
- 意見書案第7号 TPP協定大筋合意に関する意見書
- 意見書案第8号 ヘイトスピーチ根絶のため法規制を求める意見書
- 意見書案第9号 児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書

- 日程第8 報告第2号 例月現金出納検査報告、監査報告について
- 日程第9 閉会中継続審査（調査）の申し出について
- 日程第10 委員の派遣について

1. 出席議員（18名）

議長	17番	黒	井	徹	議員
副議長	14番	佐	藤	靖	議員
	1番	浜	田	康子	議員
	2番	山	崎	真由美	議員
	3番	野	田	三樹也	議員
	4番	東	川	孝義	議員
	5番	川	村	幸栄	議員
	6番	奥	村	英俊	議員
	7番	高	野	美枝子	議員
	8番	佐	久間	誠	議員
	9番	塩	田	昌彦	議員
	10番	川	口	京二	議員
	11番	山	田	典幸	議員
	12番	大	石	健二	議員
	13番	熊	谷	吉正	議員

15番	高橋	仲典	議員
16番	佐々木	寿	議員
18番	東	千春	議員

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事務局長	益塚	敏
書記	久保	敏
書記	開発	恵美
書記	佐藤	潤

1. 説明員

市長	加藤	剛士	君
副市長	橋本	正道	君
副市長	久保	和幸	君
教育長	小野	浩一	君
総務部長	白田	進	君
市民部長	三島	裕二	君
健康福祉部長	田邊	俊昭	君
経済部長	川田	弘志	君
建設水道部長	中村	勝己	君
教育部長	小川	勇人	君
市立総合病院事務部長	岡村	弘重	君
市立大学局長	松島	佳寿夫	君
こども・高齢者支援室長	馬場	義人	君
営業戦略室長	水間	剛	君
上下水道室長	天野	信二	君
会計室長	常本	史之	君
監査委員	上田	盛一	君

○議長（黒井 徹議員） ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

5番 川村 幸栄 議員

16番 佐々木 寿 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 議案第19号 平成28年度名寄市一般会計予算、議案第20号 平成28年度名寄市国民健康保険特別会計予算、議案第21号 平成28年度名寄市介護保険特別会計予算、議案第22号 平成28年度名寄市下水道事業特別会計予算、議案第23号 平成28年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計予算、議案第24号 平成28年度名寄市食肉センター事業特別会計予算、議案第25号 平成28年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算、議案第26号 平成28年度名寄市病院事業会計予算、議案第27号 平成28年度名寄市水道事業会計予算、以上9件を一括議題といたします。

付託いたしました委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。

予算審査特別委員会、大石健二委員長。

○予算審査特別委員長（大石健二議員） 議長より御指名をいただきましたので、今定例会において予算審査特別委員会に付託されました議案第19号 平成28年度名寄市一般会計予算及び議案第20号から議案第27号までの各特別会計予算並びに各企業会計予算の9件につきまして、委員会の審査の経過と結果について御報告を申し上げます。

第1回委員会は、2月29日に開会し、直ちに正副委員長互選を行い、委員長には私大石が、副

委員長には高野美枝子委員がそれぞれ選任されました。

第2回委員会は、3月18日に開会し、審査日程を3月22日、23日、24日の4日間と定め、実質審査に入りました。

審査期間中は、加藤市長を初めとする関係する職員の出席を求め、それぞれ説明並びに答弁をいただき、慎重に審査を行いました。

その経過につきましては、詳細に報告を申し上げるところでございますが、当委員会では全議員をもって構成された委員会ですので、これを省略させていただきます。審査の結果のみ御報告を申し上げるところでございます。

議案第19号 平成28年度名寄市一般会計予算及び議案第20号 平成28年度名寄市国民健康保険特別会計予算につきましては、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

また、議案第21号から議案第27号までの平成28年度各特別会計予算並びに各企業会計予算7件につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上報告を申し上げて、簡単ではございますが、予算審査特別委員会の審査結果の御報告とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） ただいま予算審査特別委員会委員長より報告のありました議案第19号外8件については、全議員をもって構成いたしました特別委員会でありましたので、この際質疑を省略し、直ちに採決を行います。

議案第19号 平成28年度名寄市一般会計予算について委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（黒井 徹議員） 起立多数であります。

よって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。議案第20号 平成28年

度名寄市国民健康保険特別会計予算について委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（黒井 徹議員） 起立多数であります。

よって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号 平成28年度名寄市介護保険特別会計予算から議案第27号 平成28年度名寄市水道事業会計予算までの7件について委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号から議案第27号までの7件は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第3 議案第33号 公益的法人等への名寄市職員の派遣等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第33号 公益的法人等への名寄市職員の派遣等に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条に基づき本条例第2条第1項別表で定めている職員を派遣できる団体に社会福祉法人名寄市社会福祉協議会を加えるため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

名寄市社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき全ての市民が明るく安心して暮らせるまちづくりを進めるために行政や関係機関と一体となって地域福祉活動を推進することを目的とした組織でありまして、市としては福祉施策推進の中核的役割を担う団体と位置づけ、職員を派遣することにより実務レベルで連携を図るとともに、組織の機能

強化につながり、もって本市の福祉行政の推進に資するものと考えております。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第33号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第4 議案第34号 名寄市児童クラブ条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第34号 名寄市児童クラブ条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

現在名寄市南児童クラブは、名寄南小学校の空き教室を利用し、開設をしておりますが、校舎の改築に伴い、新たな専用施設での運営を行おうとするものでございます。

また、小規模校を除き市街地区において児童クラブが設置されていない名寄東小学校区に名寄市東児童クラブを開設をし、運営を行うために本条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

高橋伸典議員。

○15番（高橋伸典議員） では、何点か目的外使用についてのことをお聞かせいただきたいというふうに思います。

この児童クラブ、私はもう賛成ですし、いいのですけれども、名寄消防団の行政財産としてありまして、無償譲渡でこれを引き渡して学校の行政財産として使用するということになります。本来に行政財産ということなものですから、他使用の部分では大変厳しい制約を受ける可能性もあるので、そのことを含めちょっと御質問させていただきます。今回の東児童クラブに際しまして、消防団の幹部、そして第1分団の幹部を含めてお話をさせていただいて、ぜひこの児童クラブでこの場所を使ってほしいということでお話しになりました。そして、行政財産を変更してこれを進めるわけなのですけれども、新聞等で見ますと平日は午後の授業終了後から6時半まで、そして土曜日と長期休暇期間、春休み、夏休み、冬休みになっております。その中で日曜日がないのですから、何とかなると思うのですけれども、消防団の活動としまして毎月の10日、11日、そして春の演習または秋の演習等で日曜日全く使用します。そして、この夏休み、春休み、冬休みの関係でいえば、ひょっとしたら火災、集中豪雨による水災、そしてタケノコとりの人命救助等々で使用する可能性が大変出てくる場合があります。その部分で災害になった場合、使用しようとする場合、条例にはそういうふうに書いておりませんが、目的外使用に関する経過措置として規約に、規則に書かれておりますが、この消防団の使用する場合には子供たちの安全面等々の関係上どうなるのか、そして2階をもし児童クラブが使用していると、かっぱだとか、安全具だとか、全部そちらのほうにしまっている場合があります。そういう体制が整えられているのか。そして、消防車もあ

そこには搭載されております。児童クラブになったから、消防車は別に移動するのではなくて、あそこが第1分団の消防車を抱えているものですから、下の部分、上の部分を使用している場合、そしてこの規約、規則の経過措置の部分、しっかりと譲歩されるのかどうか、ちょっとそれを2点を確認させていただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 御質問は、大きく2点だったかと思います。後段にあった質問のほうの消防団の活動が担保されるのかという部分が1つありましたので、そちらのほうについて私のほうから申し上げたいと思います。

議員が言われましたように、今回の提案の中の附則の2項のところで、実はこの消防団の活動については担保するというところをうたわさせていただきました。ちょっと括弧が多いので、そこを飛ばして読まさせていただきますと、4月以降における消防組織法に基づく名寄消防団の使用に関しては、この附則で定めるところにより地方自治法第238条の4第7項の規定に基づき従前と同様に無償で使用できるというふうにしてございますので、議員が言われたように行政財産の使用等については多くの制限がありますが、地方自治法の制限の中で認められる範囲の中で消防団の活動はこれまで同様に担保するものでありますので、御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川 勇人君） 私のほうから消防団の消防活動についての利用についてお話をさせていただきます。

まず、議員からありましたように、事前にあそこの施設を利用するに当たって消防団の皆さんとも御協議をさせていただいたところ、快く快諾をさせていただきながら準備を進めていい旨の報告を受けて、大変ありがたく思い、それを受けてこの間準備を進めてきたところであります。今ありましたように、とりあえず行政財産に移りますけれ

ども、基本的には消防分団の財産であり、その使用が優先的なものだというふうに考えているところでもあります。ただ、日常的には児童クラブのほうで使用させてもらうということでもありますけれども、今ありましたように消防活動における災害も含めた必要な部分については優先的に使用できるということで、基本的には1階と2階をふだんは利用しているところでもありますけれども、消防団のほうで使う分については2階は使用しないで1階のみの使用というふうな点、また緊急、災害時には消防車の出動なりもありますので、そのときの安全対策を講じる旨については規則のほうで明記をしながら対応させてもらいたいというふうに考えているところでもあります。特に緊急時におきましては、児童の安全対策が何よりも大事というふうに私ども考えていますので、開設前には消防署並びに消防団とどのような安全対策が必要か事前協議をさせてもらいたいというふうに思いますし、毎年避難訓練を行っていますので、そのときには消防署、消防団の皆さんとも連携を図りながら、避難訓練の指導を受けながら実施をして、安全対策に努めてまいりたいというふうに考えています。特に緊急時の場合の連絡方法等も今後相談させてもらいながら、速やかに児童が安全な場所に移動できる、そういった対策もとりながら進めてまいりたいと思いますので、よろしく御理解をお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） わかりました。本当に私たち消防団もこの東児童クラブ大変に喜んで賛成させていただきました。ぜひ子供たちの安全面を全面的に考慮していただいて、早急に開設できるように頑張ってください。よろしく申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 以上で質疑を終結いた

します。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第34号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第5 議案第35号 名寄市中小企業振興条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第35号 名寄市中小企業振興条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本市は、これまで市内経済の発展と雇用環境の充実を図るために本条例を制定をし、本条例施行規則に基づき助成等の支援を行ってまいりました。近年市内経済や中小企業を取り巻く環境が大きく変化をし、新たな課題に対応した支援制度の見直しが急務なことから、昨年5月、名寄市中小企業振興審議会に現在の中小企業が抱える課題などを踏まえた支援制度の見直し及び制度の見直しに伴う本条例の改正について諮問をし、本年1月8日に答申書が提出をされました。また、昨年10月には名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略が策定をされ、施策の中で創業、事業承継の支援などこれまで本条例で想定をされていなかった新たな施策が掲載をされております。答申及び総合戦略を踏まえて、創業、事業承継など新たな課題に対応するとともに、総合的に中小企業の振興施策を推進することにより、地域経済の活性化を図るた

めに本条例を改正しようとするものでございます。
よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。
議案第35号は、経済建設常任委員会に付託をいたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第6 議案第36号 名寄市消費生活センター設置条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第36号 名寄市消費生活センター設置条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

高齢者を中心に深刻化をする消費者被害を防止をし、消費者の安全、安心を確保するため、消費者安全法の一部が改正をされ、市町村が設置をする消費生活センターの組織及び運営等について条例で定める事項が示され、本年4月1日施行とする政令が公布をされたことから、本条例について必要な改正を行おうとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。
お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。
これより採決を行います。

議案第36号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。
よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第7 意見書案第1号 貸切バス事業への「規制緩和」見直しと運転手の労働条件改善を求める意見書、意見書案第2号 子どもの貧困対策の抜本的強化を求める意見書、意見書案第3号 奨学金制度の充実等を求める意見書、意見書案第4号 地方交付税の安定的確保を求める意見書、意見書案第5号 介護職員の人材確保を求める意見書、意見書案第6号 地域の中小企業への支援充実を求める意見書、意見書案第7号 TPP協定大筋合意に関する意見書、意見書案第8号 ヘイトスピーチ根絶のため法規制を求める意見書、意見書案第9号 児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書、以上9件を一括議題といたします。

お諮りいたします。意見書案第1号外8件は、質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。
これより採決を行います。

意見書案第1号外8件を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。
よって、意見書案第1号外8件は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第8 報告第2号 例月現金出納検査報告、監査報告についてを議題といたします。

本件につきましては、報告書がお手元に配付されておりますので、これをもって御了承をお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第9 閉会中継続審査（調査）の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付いたしました各委員長からの申し出のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。
よって、申し出のとおり決定をいたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第10 委員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付のとおり、委員を派遣することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。
よって、委員の派遣が決定をいたしました。
暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時54分

再開 午後 1時55分

○議長（黒井 徹議員） 再開いたします。
以上で今期定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

ここで、青木名寄市立大学長より発言を求められておりますので、これを許します。

青木名寄市立大学長。

○市立大学学長（青木 紀君） 皆さん、こんにちは。最初にして最後の議場に入るということで緊張しておりますけれども、こういう時間を与えていただいたことを光栄と思い、感謝申し上げます。

大学と議会の関係につきましては、それまでずっと国立大学にいたものですから、ほとんど議会のことについては考えたこともなかったのですが、こちらに赴任しまして議会がいかに大切なものかということを感じまして、今思い

出しますと2010年に赴任いたしまして、その年の11月に、たしか3日、文化の日だと思えますけれども、今後の名寄市立大学の行方を考えるということで公開シンポジウムを開催するという話になったときに、ぜひその後の懇親会は議員の先生方うちの教員と仲よくしてほしいということで、意識的に配置も考えて懇親会をやったことを覚えております。そんなことも成果があったかどうかわかりませんが、その後図書館の建設、それから児童の4大化、社会保育学科の設立というところまで進みまして、これも議員の先生方のおかげだというふうに思っております。ありがとうございました。

また、その後最後の1年になりまして、やはり大学が地域振興をやっていく、それだけではなくて大学のために、大学の教育の発展のために、大学の研究の発展のために、さらに地域と大学を結びつける機関として何か欲しいということでコミュニティケア教育研究センターというものを立ち上げることになりました。学長選とも絡んで少し難産でございましたけれども、4月1日に発足ということが決まりまして、ほっとしております。いろんなことを思い出すわけですが、本当に小さな大学で、また小さな自治体が設置しているという非常に特異な条件の中で、議会が大学に与える役割というのはすごく大きいというふうに考えております。大学というのはどこの組織でも同じですが、一旦ある程度の要求が満たされたとき、特に中の要求をもとにして、外に向かって自分たちの要求が実現された後、組織というのはつつい内向きになります。さらにけれども、こういう大学が発展をしていくというふうに考えたときに、やはり外に向かってさらに教育研究あるいは地域の実践というものを発展させていく必要があります。そのためには、ぜひ議会の先生方の御協力、御意見が本当に私は必要だと思っています。ですので、本当にどンドンむしろ大学の側に注文をつけていただきたいというふうに考

えておりますので、よろしくお願いいたします。

簡単ではございますけれども、お礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（黒井 徹議員） 青木学長には、長い間大学の発展に御尽力をいただきました。議会を代表してお礼を申し上げます。大変御苦労さまでした。

○議長（黒井 徹議員） これをもちまして、平成28年第1回定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

閉会 午後 2時00分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹

署名議員 川 村 幸 栄

署名議員 佐々木 寿

質 問 文 書 表 (代表質問)

平成 2 8 年 第 1 回 定 例 会

発 言 順 序	氏 名	発 言 要 旨
1	大 石 健 二 (P 48)	<p>1. 加藤市長の市政執行に関して</p> <p>(1) 加藤市政推進の基本的な考え方から</p> <p>① 市政推進の基本的な考え方の具現化について</p> <p>② 合併からの10年を顧みて</p> <p>③ 第2次総合計画の策定について</p> <p>ア 第1次総合計画の成果と課題について</p> <p>(2) 平成28年度当初予算案と取り組みから</p> <p>① 予算案の概要と基本的な考え方について</p> <p>② 「名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に関する事業について</p> <p>③ 地方創生加速化交付金の獲得について</p> <p>④ 地域経済活性化に関する予算について</p> <p>⑤ 財政健全化の取り組みについて</p> <p>2. 市政運営に関して</p> <p>(1) 高齢者対策事業から</p> <p>① 介護待機者急増の背景とその対応策について</p> <p>② 高齢者の食育と健康管理について</p> <p>(2) 北海道縦貫自動車道「士別市多寄町～名寄市間」の早期着工から</p> <p>① 現況および課題と今後の対応について</p> <p>3. 経済産業施策に関して</p> <p>(1) 活力ある商工振興策等から</p> <p>① 商店街等の活性化への取り組みについて</p> <p>(2) 環太平洋経済連携協定(TPP)対策から</p> <p>① 基幹産業等への影響とその対応について</p> <p>(3) 観光振興計画から</p> <p>① 現状分析と今後の課題について</p> <p>4. 教育政策に関して</p> <p>(1) 名寄市立大学の中長期の展望から</p> <p>① 新学長に市長が期待することは</p>

		<p>(2) 教育行政執行方針から</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 教科書選定過程等について <ul style="list-style-type: none"> ア 現況の課題と今後の対応について ② 家庭教育の推進から <ul style="list-style-type: none"> ア 「早寝・早起き・朝ごはん」の生活習慣について <p>5. 市民の声から</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 今冬の雪害と除排雪対策について <ul style="list-style-type: none"> ① 除排雪事業の中間総括について ② 屋根の雪下ろし対策について
<p>2</p>	<p>熊 谷 吉 正 (P 69)</p>	<p>1. 平成28年度市政執行方針について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 安倍政権と名寄市政との関わりについて (2) 市政執行方針の基本姿勢について (3) 今後の財政展望について <p>2. 市民が主役のマチづくりについて</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 合併10年後の住民自治確立について (2) 市民力、職員力について (3) 今後の負担とサービスのあり方について <p>3. 保健・医療・福祉行政について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 子ども子育て支援について (2) 障がい者、高齢者福祉及び介護保険事業等について (3) 信頼、安心の医療体制について (4) 新たな国民健康保険制度について <p>4. 経済・建設行政について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 地域経済に必要な人材・雇用確保と安定した公共工事確保について (2) 名寄の冬を楽しく暮らす条例と除排雪体制の見直しについて (3) TPP大筋合意の影響と今後の農業振興について (4) 賑わいと商工業等の振興について (5) 公契約条例制定に向けた今後の取り組みについて <p>5. 教育行政について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 教育行政執行方針の基本姿勢について (2) 教科書採択の現状と課題について (3) 名寄市立大学の当面の課題について

質問文書表（一般質問）

平成28年第1回定例会

発言 順序	氏 名	発 言 要 旨
1	高 橋 伸 典 (P 94)	1. 国土強靱化地域計画の策定に向けた本市の取り組みについて (1) 国土強靱化地域計画の策定について (2) 計画内容の考え方について 2. 地域で取り組む「ひきこもり」の社会復帰支援について (1) ひきこもりの実態調査について (2) 在宅のひきこもり者・不就労者の対策について (3) 本市の相談体制について 3. 子育て応援アプリの推進について (1) 「利用者支援事業」の取組状況について (2) 子育て応援アプリの導入について
2	川 村 幸 栄 (P105)	1. 市政推進の基本的な考え方について (1) “職員一人ひとりが強いコスト意識を持つ”とは (2) “市民主体のまちづくり”とは (3) “スケールの大きなまちづくり”とは (4) “「市民力」を活かす”とは 2. 台湾との交流について (1) 今後の交流の方向性について (2) 語学指導等を行う外国青年招致事業（JETプログラム）の活用について 3. 風連日進・望湖台の自然を生かした取り組みについて (1) 地域を生かした健康づくりについて (2) 旧風連日進小中学校校舎の活用について 4. 学校給食費無料化の考え方について (1) 学校給食に対する考え方について (2) 子どもの貧困に対する考え方について
3	川 口 京 二 (P116)	1. 閉校後の利活用について (1) 豊西小学校について

		<ul style="list-style-type: none"> ① 庁内での協議の回数と内容について ② 市民の意見はどのような内容であったのか <p>2. 防災について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 防災訓練について <ul style="list-style-type: none"> ① 今年度の訓練の評価と課題について ② 次年度の訓練の目的と概要について (2) 自主防災組織の現状と育成について (3) 防災マスターの現状と活動状況について (4) 避難所の資材確保について <p>3. 有害鳥獣について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) エゾシカ・ヒグマ対策について (2) アライグマ対策について (3) 箱わなの現状について (4) カラス対策について <p>4. 市道の歩道について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 整備の状況について (2) 融雪時期の整備について (3) 点字ブロックについて
<p>4</p>	<p>浜 田 康 子 (P 1 2 6)</p>	<p>1. 高齢者福祉の推進について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市内介護施設の運営体制について <ul style="list-style-type: none"> ① 各施設の運営実態（賃金・職員数等）について ② 施設待機者の現状と今後の対応について <p>2. 障がい者の支援対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 基幹相談支援センターの活用方法等について <ul style="list-style-type: none"> ① 設置に至った経緯と今後の取り組み内容について ② 関係機関との連携について ③ 市民への周知方法について <p>3. 名寄市公共施設等総合管理計画（案）について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 計画策定の目的と概要について (2) 合併後の施設の統廃合の進捗状況について <p>4. 大規模災害発生後における帰宅困難者に対する支援について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 想定される対策、支援内容について (2) 良好な避難所運営における今後の課題と対応について

<p>5</p>	<p>塩 田 昌 彦 (P 1 3 6)</p>	<p>1. 子ども・子育て支援について (1) ひまわりらんどの利用状況と施設の状況について (2) 保育所・幼稚園の新制度移行状況及び保育料の階層認定と軽減対策について (3) 認定こども園の職員要件「保育教諭」対策について (4) 子ども・子育て支援に関する名寄市立大学の役割について 2. 公共建設工事について (1) 院内保育所改築工事の延期に伴う影響について (2) 公共工事の入札について (3) 良い「ものづくり」と公共建設工事について 3. 名寄市行財政改革について (1) 組織機構見直しの検討経過について (2) 平成28年度以降における職員の適正配置について (3) 人材確保と育成について 4. 農業振興について (1) 平成28年度農業振興重点策と効果について</p>
<p>6</p>	<p>山 崎 真由美 (P 1 5 0)</p>	<p>1. 安心安全な子育て環境充実について (1) 児童クラブの有効活用について (2) こども発達支援センター等の有効活用について (3) 公共施設における安全環境の充実について 2. 台湾交流における今後の可能性について (1) これまでの成果と課題について (2) 地域経済への影響について (3) 今後の展望について 3. スポーツ交流事業とスポーツ振興について (1) 冬季スポーツを中心とした各種大会及び合宿誘致におけるスポーツ振興の効果について (2) ホストタウン構想について (3) 市民皆スポーツを目指した取り組みについて</p>
<p>7</p>	<p>東 川 孝 義 (P 1 6 2)</p>	<p>1. 商工業の振興について (1) 中小企業への支援策について (2) 事業承継・人材育成の取り組みについて 2. 交流人口の拡大について (1) 増え続ける外国人観光客について</p>

		<p>(2) 交流事業推進に向けての具体的施策について</p> <p>(3) E N－R A Yホールの活用について</p> <p>3. 住宅リフォームの創設について</p> <p>(1) 具体的な事業の推進について</p> <p>(2) 空き家等のリノベーションについて</p> <p>4. 1 8 歳選挙権導入に向けての対応について</p> <p>(1) 教育現場における対応について</p> <p>(2) 教職員に対する指導について</p>
8	佐久間 誠 (P 1 7 3)	<p>1. 除排雪のありかたに関して</p> <p>(1) 高齢者宅前の除雪制度の拡充について</p> <p>(2) 近隣自治体と比較した除排雪体制について</p> <p>(3) 除排雪体制の抜本的な改善策について</p> <p>2. T P P大筋合意と農・畜産業支援について</p> <p>(1) 畑作の基盤整備事業について</p> <p>(2) 近年の集中豪雨による圃場被害防止対策について</p> <p>(3) 畜産業への支援策について</p> <p>3. 通学児童の安全確保について</p> <p>(1) 豊西小学校閉校に伴う通学区変更での安全対策について</p> <p>(2) 冬期の歩道の確保と信号機、標識等の設置の考え方について</p>

平成28年第1回名寄市議会定例会議決結果表

平成28年2月29日～平成28年3月24日 25日間
 本会議時間数 15時間35分

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日 付託委員会	議決年月日 審 査 結 果	議決年月日 議 決 結 果
平成27年第4回 定例会 付託議案第2号	名寄市空家等対策協議会条例の制定について	27.11.30 市民福祉常任委	28. 1.20 原案可決すべき	28. 2.29 原案可決
第 1 号	名寄市簡易水道事業の名寄市水道事業への統合に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	— —	— —	28. 2.29 原案可決
第 2 号	名寄市議会基本条例の一部改正について	— —	— —	28. 2.29 原案可決
第 3 号	名寄市パブリック・コメント手続条例の一部改正について	— —	— —	28. 2.29 原案可決
第 4 号	行政不服審査法の全部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について	— —	— —	28. 2.29 原案可決
第 5 号	名寄市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部改正について	— —	— —	28. 2.29 原案可決
第 6 号	名寄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	— —	— —	28. 2.29 原案可決
第 7 号	名寄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について	— —	— —	28. 2.29 原案可決
第 8 号	名寄市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について	— —	— —	28. 2.29 原案可決
第 9 号	名寄市立食肉センター条例の一部改正について	— —	— —	28. 2.29 原案可決
第 1 0 号	平成27年度名寄市一般会計補正予算（第5号）	— —	— —	28. 2.29 原案可決
第 1 1 号	平成27年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	— —	— —	28. 2.29 原案可決
第 1 2 号	平成27年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第4号）	— —	— —	28. 2.29 原案可決

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日	議決年月日	議決年月日
		付託委員会	審 査 結 果	議 決 結 果
第 1 3 号	平成27年度名寄市下水道事業特別会計補正予算(第3号)	—	—	28. 2. 29
		—	—	原案可決
第 1 4 号	平成27年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算(第2号)	—	—	28. 2. 29
		—	—	原案可決
第 1 5 号	平成27年度名寄市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)	—	—	28. 2. 29
		—	—	原案可決
第 1 6 号	平成27年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	—	—	28. 2. 29
		—	—	原案可決
第 1 7 号	平成27年度名寄市病院事業会計補正予算(第2号)	—	—	28. 2. 29
		—	—	原案可決
第 1 8 号	平成27年度名寄市水道事業会計補正予算(第2号)	—	—	28. 2. 29
		—	—	原案可決
第 1 9 号	平成28年度名寄市一般会計予算	28. 2. 29	28. 3. 23	28. 3. 24
		予算審査特別付託	原案可決すべき	原案可決
第 2 0 号	平成28年度名寄市国民健康保険特別会計予算	28. 2. 29	28. 3. 23	28. 3. 24
		予算審査特別付託	原案可決すべき	原案可決
第 2 1 号	平成28年度名寄市介護保険特別会計予算	28. 2. 29	28. 3. 23	28. 3. 24
		予算審査特別付託	原案可決すべき	原案可決
第 2 2 号	平成28年度名寄市下水道事業特別会計予算	28. 2. 29	28. 3. 23	28. 3. 24
		予算審査特別付託	原案可決すべき	原案可決
第 2 3 号	平成28年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計予算	28. 2. 29	28. 3. 23	28. 3. 24
		予算審査特別付託	原案可決すべき	原案可決
第 2 4 号	平成28年度名寄市食肉センター事業特別会計予算	28. 2. 29	28. 3. 23	28. 3. 24
		予算審査特別付託	原案可決すべき	原案可決
第 2 5 号	平成28年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算	28. 2. 29	28. 3. 23	28. 3. 24
		予算審査特別付託	原案可決すべき	原案可決
第 2 6 号	平成28年度名寄市病院事業会計予算	28. 2. 29	28. 3. 24	28. 3. 24
		予算審査特別付託	原案可決すべき	原案可決
第 2 7 号	平成28年度名寄市水道事業会計予算	28. 2. 29	28. 3. 23	28. 3. 24
		予算審査特別付託	原案可決すべき	原案可決
第 2 8 号	専決処分した事件の承認について	—	—	28. 2. 29
		—	—	承 認
第 2 9 号	名寄市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について	—	—	28. 2. 29
		—	—	原案可決

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日	議決年月日	議決年月日
		付託委員会	審 査 結 果	議 決 結 果
第 3 0 号	名寄市過疎地域自立促進市町村計画の策定について	—	—	28. 2. 29 原案可決
第 3 1 号	新市建設計画の変更について	—	—	28. 2. 29 原案可決
第 3 2 号	名寄市職員の給与に関する条例等の一部改正について	—	—	28. 2. 29 原案可決
第 3 3 号	公益的法人等への名寄市職員の派遣等に関する条例の一部改正について	—	—	28. 3. 24 原案可決
第 3 4 号	名寄市児童クラブ条例の一部改正について	—	—	28. 3. 24 原案可決
第 3 5 号	名寄市中小企業振興条例の一部改正について	28. 3. 24 経済建設常任委	—	28. 3. 24 閉会中審査決定
第 3 6 号	名寄市消費生活センター設置条例の一部改正について	—	—	28. 3. 24 原案可決
報 告 第 1 号	専決処分した事件の報告について	—	—	28. 2. 29 報告済
報 告 第 2 号	例月現金出納検査報告、監査報告について	—	—	28. 3. 24 報告済
意見書案第 1 号	貸切バス事業への「規制緩和」見直しと運転手の労働条件改善を求める意見書	—	—	28. 3. 24 原案可決
意見書案第 2 号	子どもの貧困対策の抜本的強化を求める意見書	—	—	28. 3. 24 原案可決
意見書案第 3 号	奨学金制度の充実等を求める意見書	—	—	28. 3. 24 原案可決
意見書案第 4 号	地方交付税の安定的確保を求める意見書	—	—	28. 3. 24 原案可決
意見書案第 5 号	介護職員の人材確保を求める意見書	—	—	28. 3. 24 原案可決
意見書案第 6 号	地域の中小企業への支援充実を求める意見書	—	—	28. 3. 24 原案可決
意見書案第 7 号	T P P 協定大筋合意に関する意見書	—	—	28. 3. 24 原案可決
意見書案第 8 号	ヘイトスピーチ根絶のため法規制を求める意見書	—	—	28. 3. 24 原案可決

議 案 番 号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日 付託委員会	議決年月日 審 査 結 果	議決年月日 議 決 結 果
意 見 書 案 第 9 号	児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書	—	—	28. 3. 24
		—	—	原 案 可 決
	閉会中継続審査（調査）の申し出について	—	—	28. 3. 24
		—	—	決 定
	委員の派遣について	—	—	28. 3. 24
		—	—	決 定